

平成20年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日 程	備 考
6.	10	火	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・報告 ・請願、陳情	
11		水	休 会	
12		木	休 会	
13		金	休 会	
14		土	休 会	
15		日	休 会	
16		月	休 会	
17		火	本会議（2日目） ・一般質問（6人） 議会運営委員会	
18		水	本会議（3日目） ・一般質問（5人）	
19		木	本会議（4日目） ・総括質疑 常任委員会	
20		金	常任委員会	文教厚生常任委員会所 管事務調査
21		土	休 会	
22		日	休 会	
23		月	休 会	
24		火	休 会	
25		水	休 会	
26		木	議会運営委員会	
27		金	本会議（最終日） ・常任委員長報告 ・議案審議 ・追加議案上程、審議 ・推薦 ・請願、陳情 ・発議 ・報告 ・継続調査 ・議員派遣 閉 会	

平成20年第4回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成20年 6月10日

閉会 平成20年 6月27日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 56	さつま町課設置条例の一部改正について	20.06.10	20.06.27	原案可決	総務
57	さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教厚生
58	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務
59	さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
60	土地の譲渡について	〃	〃	可決	〃
61	平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	〃	〃	原案可決	3常任
62	平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	文教厚生
63	平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
64	観音滝温泉揚湯ポンプ用モーター・プロテクター購入契約の締結について	〃	20.06.10	可決	—
65	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	〃	〃	〃	—
66	さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について	〃	20.06.27	原案可決	—
67	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	20.06.10	適任可決	—
68	平成20年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	20.06.27	20.06.27	原案可決	—
推薦 1	さつま町農業委員会委員の推薦について	〃	〃	決定	
請願 1	教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について	20.06.10	〃	採択	文教厚生
陳情 2	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書	20.06.10	〃	採択	建設経済
発議 4	教育予算確保に関する意見書（案）の提出について	20.06.27	〃	原案可決	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
発議5	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について	20.06.27	20.06.27	原案可決	—
報告3	平成19年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	20.06.10	20.06.10	報告済	—
4	平成19年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	〃	20.06.27	報告済	—
5	平成20年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	〃	〃	報告済	—
	議員派遣の件	20.06.27	〃	決定	
	閉会中の継続調査について	〃	〃	〃	
	日高政勝議員の議員辞職の件	〃	〃	許可	

平成20年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○ 6月10日（第1日）	
会議を開催した年月日及び場所	1
出席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第56号 さつま町課設置条例の一部改正について (提案説明)	4
議案第57号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について (提案説明)	4
議案第58号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について (提案説明)	4
議案第59号 さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について (提案説明)	4
議案第60号 土地の譲渡について (提案説明)	4
議案第61号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号） (提案説明)	4
議案第62号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号） (提案説明)	4
議案第63号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） (提案説明)	4
議案第64号 観音滝温泉揚湯ポンプ用モーター・プロテクター購入契約の締結につ いて (提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	6
議案第65号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少 について (提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	13
議案第66号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について (提案説明・委員会付託省略)	14
議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について (提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	14

報告第 3号 平成19年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	15
(内容説明・質疑)	
報告第 4号 平成19年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	16
(内容説明)	
報告第 5号 平成20年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第1号)について	16
(内容説明)	
請願・陳情について	16
(委員会付託)	
散　　会	16

○6月17日(第2日)

一般質問表	17
会議を開催した年月日及び場所	19
出席議員氏名	19
出席事務局職員	19
出席説明員氏名	19
本日の会議に付した事件	20
開　　議	21
一 般 質 問	21
平田 昇議員	21
町有財産の管理について	
町の環境行政の進め方について	
平八重光輝議員	30
次回町長選挙について	
木下 敬子議員	34
活力ある町づくりについて	
食育について	
新改 秀作議員	41
集落制度のあり方について	
環境問題について	
川口 憲男議員	51
後期高齢者医療制度等について	
景観団体としての取り組みは	
別府 静春議員	61
宅地分譲対策について	
記念碑の建立について	
延　　会	68

○6月18日(第3日)

一般質問表	69
会議を開催した年月日及び場所	71

出欠席議員氏名	7 1
出席事務局職員	7 1
出席説明員氏名	7 1
本日の会議に付した事件	7 2
開 議	7 3
一 般 質 問	7 3
柏木 幸平議員	7 3
河川災害対策について	
小中学校の耐震化について	
新改 幸一議員	8 2
防火対策（自主防災組織）について	
行財政改革（町長退職金）について	
内之倉成功議員	9 1
環境公害について	
町道の改修について	
岩元 涼一議員	1 0 1
農業振興地域指定の見直しについて	
ブロードバンド未整備地域の解決策は	
麥田 博稔議員	1 0 7
地域活性化について	
学校教育について	
散 会	1 2 0

○ 6月19日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	1 2 1
出欠席議員氏名	1 2 1
出席事務局職員	1 2 1
出席説明員氏名	1 2 1
本日の会議に付した事件	1 2 2
議案付託表	1 2 3
開 議	1 2 4
議案第56号 さつま町課設置条例の一部改正について	1 2 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第57号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	1 2 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第58号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	1 2 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第59号 さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について	1 2 4
（総括質疑・委員会付託）	
議案第60号 土地の譲渡について	1 2 9
（総括質疑・委員会付託）	
議案第61号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	1 3 6

(総括質疑・委員会付託)

議案第62号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	…	139
(総括質疑・委員会付託)		
議案第63号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	…	139
(総括質疑・委員会付託)		
散 会	…	139

○6月27日（第5日）

会議を開催した年月日及び場所	…	141
出席議員氏名	…	141
出席事務局職員	…	141
出席説明員氏名	…	141
本日の会議に付した事件	…	142
開 議	…	143
議案第56号 さつま町課設置条例の一部改正について	…	143
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第57号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	…	143
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第58号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について	…	143
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第59号 さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について	…	143
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第60号 土地の譲渡について	…	143
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第61号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	…	143
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第62号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	…	143
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第63号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	…	143
(委員長報告・質疑・一括質疑・討論・採決)		
議案第66号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について	…	147
(質疑・討論・採決)		
議案第68号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	…	152
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)		
推薦第 1号 さつま町農業委員会委員の推薦について	…	154
(決定)		
請願第 1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について	…	154
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
陳情第 2号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書	…	155
(委員長報告・質疑・討論・採決)		
発議第 4号 教育予算確保に関する意見書（案）の提出について	…	156

(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
発議第 5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書 (案) の提出について	157
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
報告第 4号 平成19年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	159
(質疑)	
報告第 5号 平成20年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算(第1号)について	159
(質疑)	
議員派遣の件	162
(決定)	
閉会中の継続調査について	162
(決定)	
日高政勝議員の議員辞職の件	163
(許可)	
閉 会	163

平成20年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

平成20年6月10日

平成20年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成20年6月10日 午前9時31分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高嶺 実樹雄	議員	2番	市來 修	議員
3番	平田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥後 紀康	議員	6番	木下 敬子	議員
7番	米丸 文武	議員	8番	麥田 博穂	議員
9番	平八重 光輝	議員	10番	新改 秀作	議員
11番	楠木園 洋一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏木 幸平	議員	14番	久保 道夫	議員
15番	別府 静春	議員	16番	舟倉 武則	議員
17番	日高 政勝	議員	18番	田中 伸一	議員
19番	柳田 隆男	議員	20番	山崎 文久	議員
21番	岩元 涼一	議員	22番	新改 幸一	議員
23番	中尾 正男	議員	24番	東 哲雄	議員
25番	川口 憲男	議員	26番	内之倉 成功	議員
27番	木下 賢治	議員	28番	濱田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	和氣純治君	議事係長	福田澄孝君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	井上 章三君	教育長	福満 隆徳君
副町長(総務)	宮之脇 尚美君	教委総務課長	山口 正展君
副町長(経済)	山下 彦志君	教委学校教育課長	上舞 幸徳君
鶴田総合支所長	永田 清信君	教委社会教育課長	豎山 修啓君
薩摩総合支所長	貴島 晃人君	建設課長	脇黒丸 猛君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹君	消防長	田上 泉君
健康増進課長	楠木園 建雄君	商工観光課長	橋之口 幸男君
総務課長	湯下 吉郎君	農政課長	赤崎 敬一郎君
財政課長	二階堂 清一君	スポーツ振興室長	栗野 明男君
企画広報課長	中村 慎一君		
定住促進室長	北原 美義君		
町民課長	愛甲 洋文君		
福祉課長	日高 昭治君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 56 号 さつま町課設置条例の一部改正について
- 第 6 議案第 57 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 7 議案第 58 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 8 議案第 59 号 さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について
- 第 9 議案第 60 号 土地の譲渡について
- 第 10 議案第 61 号 平成 20 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 11 議案第 62 号 平成 20 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 63 号 平成 20 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 議案第 64 号 観音滝温泉揚湯ポンプ用モーター・プロテクター購入契約の締結について
- 第 14 議案第 65 号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第 15 議案第 66 号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 16 議案第 67 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 17 報告第 3 号 平成 19 年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 18 報告第 4 号 平成 19 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 19 報告第 5 号 平成 20 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 20 請願・陳情について

△開　　会　　午前9時31分

○議長（濱田　等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第4回さつま町議会定例会を開会します。

9番、平八重光輝議員から、本日の会議に遅刻する旨届け出がありましたので、お知らせしておきます。農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、また、教育委員会委員長から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせいたしておきます。

△開　　議

○議長（濱田　等議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田　等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、18番、田中伸一議員及び19番、柳田隆男議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（濱田　等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から6月27日までの18日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田　等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月27日までの18日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（濱田　等議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしておりますので、口頭報告を省略しますが、次の方について補足して説明します。

去る5月20日から21日開催の全国町村議会議長会主催の議長、副議長研修会の第2日のシンポジウム「あるべき議会像を求めて　我が議会の活性化実践例」において、本年2月6日、全国町村議会議長会定期総会で特別表彰を受けた他の3団体とともにパネラーとして発表いたし、好評を得ましたのでお知らせいたしておきます。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告、並びに平成20年度備品監査結果及び財政援助団体等監査結果等5件の監査の結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承を願います。これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（濱田　等議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。町長。

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしてあるところでございますが、5月29日に開催されました鹿児島応援寄附金募集推進協議会設立総会の関係について、補足して報告をいたします。

大都市と地方の税収格差の是正を目的とした「ふるさと納税制度」が、5月1日からスタートいたしました。この制度につきましては、地方税制度的には大きな問題を抱えているとの指摘もありますが、制度化されたからにはこの制度を最大限に活用し、ふるさとを愛する方々の御協力を得ながら、まちづくりに生かしていくという考え方であります。

このふるさと納税制度につきましては、先の臨時議会でも若干御説明いたしましたが、制度的には市町村がそれぞれ寄附をお願いしていくものであります。本県においては、各市町村が個々に取り組むよりも県で統一した組織を設けていくほうが効率的であるということから、新たに推進のための協議会を設置し、県と県内の全市町村が共同して取り組んでいくことになったものであります。

この設立総会では、税収の配分については、市町村が6割、県が4割とすることで決定いたしました。また、県は強力に進めていくために、東京、大阪の各出先事務所に専従の職員を配置すること、県内の市町村間では寄附の取り合いは行わないことを確認したところであります。

なお、本人の発意による当該市町村のみに寄附をしたいということであれば、当協議会の設立の趣旨に反するものではないことから、全額当該市町村で受け入れができることも確認したところであります。

また、出席の市町村長からは、名古屋への出先事務所設置の要望や、年2回程度の協議会の開催も決定をしたところであります。

本町におきましては、協議会設立の趣旨を踏まえ、本町としての寄附金の使途方法や受入体制の整備など、早急に準備を進めてまいりますつもりでございます。以上で行政報告を終わります。

[町長 井上 章三君降壇]

○議長（濱田 等議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第56号 さつま町課設置条例の一部改正について」、日程第6「議案第57号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第7「議案第58号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第8「議案第59号 さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について」、日程第9「議案第60号 土地の譲渡について」、日程第10「議案第61号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第11「議案第62号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第12「議案第63号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第5「議案第56号 さつま町課設置条例の一部改正について」から日程第12「議案第63号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」まで、以上の議案8件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

それでは、まず「議案第56号 さつま町課設置条例の一部改正について」についてであります。これは、老人保健法等の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第57号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」であります。これは、老人保健法等の一部改正等に伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第58号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。これは、戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第59号 さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について」であります。これは、さつま町立大型共同作業場の使用料を今回適正な額に改めようとするものであります。

次に、「議案第60号 土地の譲渡について」であります。これは、川内川河川激特災害対策特別緊急事業築堤工事が実施されるに伴い、対象事業用地のうち、町有地の一部を国へ有償で譲渡しようとするものであります。地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第61号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。今回の補正は、農業農村振興費に要する経費及び中学校費教育総務費、企画費、災害復興対策費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,910万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億8,810万9,000円とするものであります。

次に、「議案第62号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。今回の補正は、諸支出金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,170万1,000円とするものであります。

次に、「議案第63号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。今回の補正は、償還金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,867万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,399万3,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 井上 章三君降壇]

○総務課長（湯下 吉郎君）

それでは、議案集の56ページをお開きください。「議案第56号 さつま町課設置条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○福祉課長（日高 昭治君）

それでは、「議案第57号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、

御説明申し上げます。57ページでございます。

[以下議案説明により省略]

○町民課長（愛甲 洋文君）

「さつま町手数料徴収条例の一部改正について」御説明をいたします。議案集の58ページでございます。

[以下議案説明により省略]

○町民課長（愛甲 洋文君）

次に、議案集の59ページございますが、「さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について」御説明をさせていただきます。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（二階堂清一君）

議案第60号、60ページでありますが、「土地の譲渡について」内容を説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（二階堂清一君）

次に、「議案第61号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について、説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第62号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」について説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第63号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、6月19日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第13 「議案第64号 観音滝温泉揚湯ポンプ用
モーター・プロテクター購入契約の締結について」

○議長（濱田 等議員）

日程第13 「議案第64号 観音滝温泉揚湯ポンプ用モーター・プロテクター購入契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

「議案第64号 観音滝温泉揚湯ポンプ用モーター・プロテクター購入契約の締結について」であります。これについては、観音滝温泉揚湯ポンプ用モーター・プロテクター購入契約を締結しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、薩摩総合支所長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 井上 章三君降壇]

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

議案集の64ページをお開きください。「議案第64号 観音滝温泉揚湯ポンプ用モーター・プロテクター購入契約の締結について」を説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

今説明を受けたわけですが、耐用年数が12年ぐらい経過しているということで880万という金です。同僚議員に聞いたところ、旧薩摩町においていろいろ国産はできないかと、いろいろ検討されたというような話も聞いて、今ありますように揚湯の能力とか、それから耐用年数というふうなことでしたということなんですが、旧宮之城で温泉プールの揚湯施設というか、こういうのも使ってるんです。ですから、その辺結局国産なのか外国製なのか、私もちよつと宮之城の議員をしておって恥ずかしい話なんですが、そこまで詳しくないもんですから、その辺を教えていただきたい。

それから、耐用年数が12年というふうなことで、最初の契約というか、されたときに12年だったのか何年だったのか。10年で一応ポンプも替えたというふうな話だったんですが、その辺の事情をお知らせ願いたいと思います。

○スポーツ振興室長（栗野 明男君）

ただいまお尋ねの宮之城温泉プールの件でございます。平成15年度事業で一応温泉プールのポンプの取り替え工事をしております。16年の3月に完成をいたしておりまして、このとき契約額が459万9,000円ということでございます。ポンプ出力が5.5キロワットということで、おおむね耐用年数が大体10年ということでございます。これは日本製でございまして、株式会社鶴見製作所が作っておりまして、深井戸用の水中ポンプということでございます。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

ちょっと説明がまずかったといいますか、耐用年数についてはおおむね10年と。ただ、泉質によって1年で壊れたりと、その辺はあるかと思います。現在経過しているのが12年経過をしているということでございます。

○麥田 博稔議員

観音滝のほうが600メータ以下にあるんですよね。旧宮之城町のやつは何メーターぐらいに下にある。それが揚湯能力と思うんです。

結局、水中ポンプのポンプから上まで出すのにどれぐらいの距離があるというふうなことで、やはりその出力の能力。だから、今5.5キロですか、その辺説明があつたんですけども、それでは何メーターぐらいのところに入つてそうなのか。結局、この880万とか400幾ら、全体でしたときに半額ぐらいになるわけです。耐用年数を今お聞きしますと、両方とも10年ぐらいというふうなことで言われてるんですが、その辺のその差が何メーターぐらいになるのか、

温泉プールのやつで何メーターぐらいまで揚げられるものか、その辺の検討が判っておればお知らせ願いたい。

○スポーツ振興室長（栗野 明男君）

井戸の深さが420メーターでございます。ポンプの位置が88メーターのところでとまっております。それで、ポンプの底まで来た場合に、ポンプの長さが約2メーターということで、90メーターの位置から一応揚げるようになっています。

一応高低差、団地までの高低差を考えてございまして、120メーターの高低差ということでしてございます。

○麥田 博稔議員

その辺の能力を考えますと、下から出てくるところまでは80何メーターですね。そこからまた、もう一度ポンプで旧宮之城の温泉プールについては出しているわけです。そのままその水中ポンプで現場まで遠いですよね、泉源から。それだと500メーター以上、これぐらいの距離は出てくるのかなと思うんですけども。

その辺がはっきり判らないと、ここが判らないんですが、やはり能力が本当に日本製ではまずかったのか、その辺の検討を。結局、何でこれを言うかというと、これは油田用とありますけれども、やはり日本の技術で海外でそういうのをする。その機械を、日本のを使っているかどうかはちょっと僕も判らないんですけども、やはりアメリカ製でないと本当にいかなかつたのか。

その辺の検討を十二分に、最初されたときからも10何年経ってるわけですから、やはり今後のことを考えたときに、その辺の検討は十二分にされるべきではなかつたのかなという気がします。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

平成8年に設置をしておるわけですが、その当時は深井戸用の、いわゆる600メートルを超える水中ポンプについては、外国製のこのポンプが一番優れているということであったと聞いておりますので、そのモーター部分が平成18年度交換ということで、今度またポンプを交換しましたので、モーター・プロテクターを今回お願いするというものでございます。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午前10時30分とします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。ほかにありませんか。日高議員。

○日高 政勝議員

いろいろお尋ねもありましたけれども、私のほうでは、この発注に当たりまして仕様書をどのようにして出されたのか。

例えば、機種を限定されて発注されたのか。外国製でないと、いわゆる油田用に開発されたポンプをということでございますが、そのようなことで、機種を限定された上で仕様書として発注されたのか。

それと、5社の関係の指名になっておりますけれども、これらについては、すべて外国製の代理店であるのか。当初から外国製という限定の中で指名をされたのかどうか。その辺のところ

をまずお伺いしたいと思います。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

まず、最初の質問の機種の限定でございますが、これにつきましては、レダ社の同じポンプでないと接続が不可能ということでございまして、従来使っているポンプに限定しております。

それから、代理店の関係でございますが、日本には総代理店というのが1社ございます。あと、ここに5社指名をいたしましたのは、そのレダ社のポンプを取り扱っている業者ということで、県内の業者を5社指名したところでございます。

○日高 政勝議員

既存のこの揚湯施設、いわゆるポンプにつきまして、ポンププロジェクターこういったところが損傷、更新せんにやいかんと、いわゆる予備としてとっておかなくてはいかんというようなことがあるから、やっぱり同じ形態のものでないと、限定しないといかんと、そういう前提の中で発注をされたということですか。

全く、例えば、この機種に限定をかかわらずに全く新しく、例えば、日本製も含めて発注ができる可能性があったのかどうか。それがもう全く可能性がなかったから、こういうならざるを得なかつたと、そういうことになるのでしょうか、その辺を教えていただきたいと思います。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

日本製と接続はできなかつたかということでございますが、このポンプにつきましては、ここ のレダ社のポンプしか接続はできないということで、この同じ仕様で、前のポンプと、モーター・プロテクターと同じ仕様でお願いしたところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

今回の交換は、モーターとプロテクターということですが、ポンプ部分については、きつかり耐用年数10年で交換はされていますけれども、このポンプ部分を含めた一式で購入した場合、どれぐらいになるのか、参考までにお聞きしておきたいと思います。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

ポンプにつきましては、今回ちょっと検討はしておりませんが、前、平成10年度に購入したときが400万円相当ということでございましたので、とりあえずポンプにつきましては、2年前に交換しているということで、まだもつのではないかということでモーターとプロテクターをお願いしたところでございます。（発言する者あり）

それぞれ3つをセットにした場合は、それに400万円、今の額に400万円ですが、そのほかに配線とかございますので、実際の全部替えるとなるとやっぱり2,000幾ら相当かかるかと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改秀作議員。

○新改 秀作議員

1点だけお聞きしますが、今温泉プールのほうで15年に交換して、ちょうどもう5年が経過したわけですけれども、町内にはこういう施設が何カ所かあるわけです。これは大変なお金なんですけれども、国産もあるし、これは米国製だったんですけども、その辺予備機なんか、まず何カ所あるものか。

それと、この予備機なんかも、準備は大体できているものか。耐用年数が10年なんですねけれども、10年というのはあつという間ですよね、その辺なんかをちょっとお伺いいたします。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

町内の直接町が関与いたしております泉源ポンプの関係でございますが、全体的には6カ所というようなことでございます。現在は、この観音滝を除くほかの部分については、国産を使用いたしていると、比較的、浅井戸ということで、ここ観音滝の場合、今1,500メーターの深さがございますから、こういう形になってるようでございますが、ほかのところにつきましては、深いところで大体600メーターから700メーターというようなことで、大体その半分から上ぐらいがポンプの設置場所ということでございますから、国産で対応できるということでございます。

それと、ストックの関係でございますが、これについては、国産品については、ほとんどそういう請負者といいますか、代理店等が常時ポンプを持っておりますので、緊急の場合には、そういう修繕がすぐ対応可能な部分があるというようなことで聞いてはおるところでございます。

ただ、若干入れ替え作業の中では、やはり数日間、そういうポンプの入れ替え等で必要な部分は出てくるだろうというふうには考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

先ほど聞けばよかったです、今回の入札が5社ということで、予定価格に対して差がなくて、競争原理がそう働いたとは考えられにくいのですが、この入札の状況等について、1回で落ちたのか、説明をしていただきたいと思います。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

入札につきましては、1回で落札をしております。

○議長（濱田 等議員）

川口議員。

○川口 憲男議員

予備機が必要という判断でストックをされるんですけれども、例えば、観音滝温泉のほうも民間委託されているわけですけれども、もしこれを交換される、例えば、これ前されたのが平成10年ですから、18年ですかね、ここあたりのところで1日で可能なのか。それとも、休みの日に取り替えされて全然支障がないということか。2日、3日またがった場合は、そこの補償費も出てくるんですが、そこあたりの対応は、今後はどういうふうに考えられているのか。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

前回、18年度に故障をしたときには、40日ぐらい、ポンプが出なかったということでございます。そのときは、ちょうど取り替え工事を議会の開催中でございましたので、そこでお願ひして、それから実際工事につきましては、1週間程度であったかと思っております。

○議長（濱田 等議員）

柳田議員。

○柳田 隆男議員

いろいろ聞いていくうちに大体判ってきましたが、観音滝温泉につきましては、地下約610メートル地点に設置ということで記載してありますが、平川温泉の場合が、かなり深く、1回ボーリングをして、それで温度が足りなくて、また掘り継いでというようなことで、900メートルぐらいのボーリングをされたというふうに記憶をしておりますが、まだそれ以上だかもしませんけれども。

そこの場合の、いわゆる、これは610メートルですけれども、平川温泉との差は、あそこ

は国産だと思いますけれども、こんなに高くはなかったと思うのですが、そこらあたりちょっと教えていただきたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

平川温泉につきましては、深さが904メートル、それから、温度ですが36.5度ということで湧出量は、毎分110リッターということです。日本製であるか、それから金額、そのポンプの金額については、今調査中でございまして、また判り次第報告させていただきます。

○柳田 隆男議員

今回の平川の場合は早急に調べて教えていただきたいと思いますが、880万円というようなことでありますし、いわゆるこの民間に貸し付けてあるわけですけれども、そこら辺のいわゆる町と観音滝の管理者との負担の割合というのは、これはどう考えていらっしゃいますか。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

修繕等につきましては、20万円以上について町でするというふうに契約がなっておりますので、この部分については町で全額見るというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

川口議員。

○川口 憲男議員

支所長、今のお答えなんですか、それで18年のときに20万円を町が見たわけですか、総額的に幾らかかっているのか、その工事費もろもろ、そこは幾らかかっているのかお示し願います。

○薩摩総合支所長（貴島 晃人君）

18年度に交換をしたときは、工事費が105万円だったと記憶しております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。（「済みません4回目ですけれども」と発言する者あり）麥田議員。

○麥田 博稔議員

済みません、4回目ですけれども、大事なので。行政管理室長がおみえでないので、財政課長でもいいのですが、この前ひらかわ屋の施設をしましたよね、温泉の温度調整。そのときに話し合いをして、業者にも負担をさせました。その後、今後そういう問題が出てくるから、やっぱりそういう規則をつくってくれというような話もしたのですが、それはまだ公表をされていないので、その辺がどうなっているのか。

それから、先ほど副町長の話にありましたように、温泉プール、ひらかわ屋、紫陽館、あび～る館、いぬまき荘6カ所ぐらいあります、今の観音滝を入れて。やはり、根本的に考えないと880万円で、その性能とかありますけれども、10年間と、こっちも10年間も出ている。

それから、揚湯の問題もあると思うんですが、財政をこれだけ切り詰めてくる中で、やはり6カ所を持っていれば、非常に10年間の間には出てくると思うんです、いろいろなことが。だから、本当にこのアメリカ製のこれでいいのか、国産でいいのか、やはり、今後勉強してやらないと、6カ所も持っていてそれが結局10年に1回だったら、もう2年に1回ぐらいこういう予算が極端に言うと出でますよ。

だから、根本的に考える必要があると思うんですけれども、先ほど言った、ひらかわ屋の問題と今度の問題、その辺の調整が、結局、私も知っています。指定管理者にするときに20万円以上は町ですると。ただそうなっていたけど、ひらかわ屋の場合は、負担をしてくれという話をして、負担をしてもらいました。だから、その辺の話があったのか。

それから、規則をつくってというか、そういうのを内部でやはり検討するということだった

のですが、それと、この6カ所もあれば、やはり出てくるというようなことで、今後の対応をどのようにお考えなのか、基本的なことをお伺いしておきます。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

指定管理者の関係で、特にひらかわ屋とその他の施設の負担の差というのがございます。これは、ひらかわ屋につきましては、従来設置をした段階で町のほうで設置をいたしまして、公設民営という形で現在まで至っておりまして、指定管理者制度に乗っかったわけでございますが、この50万円というのは、当然、それ以上の売上げ等も勘案をいたしまして、地元とも数回折衝をいたしましたが、最終的にはこれで落ち着いたという形になっております。

今回の指定管理者につきましては、20万円というのが大方の他の団体の取り扱いからいたしまして、基準的な金額であろうということで、今回は同様の施設であっても50万円と20万円の差がございます。

基本的には、これについては内部で打ち合わせをしたわけでございますが、その実態に応じた形でやはりそこ辺については、弾力的な運用が必要ではなかろかというふうに考えておりまして、一律20万円とするのが適當かどうかというのは、まだ結論は出ておりませんけれども、これらについては、また今後十分詰めをしながら、その経営のあり方ということについても、また指定管理者制度そのものの基本的な問題になってくると思いますので、引き続き検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

それと泉源の全体的な問題でございますが、6カ所町が保有いたしておりますけれども、確かに、おっしゃるように今後どうしていくかという問題があるかと思います。特に、この泉源の場合には、いったんこういうポンプ等の故障あるいは突発的なそういう事故等発生いたしますと、多額の経費を必要とすると。

今後それを、こういう厳しい財政状況の中で運営ができるかという問題になりますが、それも一応内部で検討はいたしております。ただ、当然その旧町の中で、いろいろ論議をされて設置をされた施設でございまして、一挙にこれを合併後、そのまま廃止するということにはなりませんので、やはりそこら辺については、住民のコンセンサスを十分得る必要があるのだろうと、当然またこれについては、また議会の関係もございますから、そこら辺については、しばらく時間をいただいて今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

それでは、討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。お諮りします。「議案第64号 観音滝温泉揚湯ポンプ用モーター・プロテクター購入契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第64号 観音滝温泉揚湯ポンプ用モーター・プロテクター購入契約の締結について」は、可決されました。

△日程第14 「議案第65号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」

○議長（濱田 等議員）

日程第14 「議案第65号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

「議案第65号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」であります。これは、地方自治法第291条の3第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律第13条の規定により、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体から、平成20年11月1日から大口市及び伊佐郡菱刈町を脱退させ、伊佐市を加入させるものであります。地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、健康増進課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 井上 章三君降壇]

○健康増進課長（楠木園建雄君）

議案集の65ページをお開きください。「議案第65号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号については、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。お諮りします。「議案第65号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第65号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」は、可決されました。

△日程第15「議案第66号 さつま町過疎地域自立促進
計画の一部変更について」

○議長（濱田 等議員）

日程第15「議案第66号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第66号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」であります。これは、さつま町過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要が生じたため、過疎地域自立促進措置法第6条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、企画広報課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○企画広報課長（中村 慎一君）

それでは、内容の説明を申し上げますが、議案集の66の1ページでございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号については、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

なお、本案に対する質疑は、6月27日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第16「議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦
について」

○議長（濱田 等議員）

日程第16「議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。人権擁護委員のうち、木下茂子氏が平成20年9月30日付をもって任期満了となることに伴い、新たに佐藤恵子氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○町民課長（愛甲 洋文君）

「人権擁護委員候補者の推薦について」、内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第67号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第67号について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。お諮りします。「議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、これを適任と決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について」は適任と決定しました。

△日程第17 「報告第3号 平成19年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」

○議長（濱田 等議員）

日程第17 「報告第3号 平成19年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」、内容の説明を求めます。町長。

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

「報告第3号 平成19年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。これは、過疎対策道路整備事業ほか4事業に係る予算を、地方自治法第213条の規定により繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するというものであります。

内容につきましては、財政課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

[町長 井上 章三君降壇]

○財政課長（二階堂清一君）

「報告第3号 平成19年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

それでは、報告第3号について、何かお聞きしたいことはありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、報告第3号を終わります。

△日程第18 「報告第4号 平成19年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第19 「報告第5号 平成20年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第18 「報告第4号 平成19年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第19 「報告第5号 平成20年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件について、内容の説明を求めます。町長。

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

報告第4号及び第5号ですが、「報告第4号 平成19年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」と並びに「報告第5号 平成20年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

以上2件の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、定住促進室長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

[町長 井上 章三君降壇]

○定住促進室長（北原 美義君）

「報告第4号 平成19年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○定住促進室長（北原 美義君）

「報告第5号 平成20年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」でございます。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は6月27日の本会議で行いますので、当日まで中止しておきます。

△日程第20 「請願・陳情について」

○議長（濱田 等議員）

日程第20 「請願・陳情について」であります。

本日まで受理した請願・陳情については、お手元に配付した文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。6月17日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時21分

平成 20 年第 4 回さつま町議会定例会

第 2 日

平成 20 年 6 月 17 日

平成20年第4回定例会一般質問

平成20年6月17日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問の要旨
1	(3) 平田 昇	<p>1 町有財産の管理について (1) 町の保有する土地の譲渡のあり方について、二渡地区・佐志田原地区における町有地売却の仕方は正当といえないのではないかと考えるがどうか</p> <p>2 町の環境行政の進め方について (1) 環境問題は、単に地元住民のみが納得すれば良いという問題ではない。町として、将来に禍根を残さぬよう慎重であるべきではないかと考えるがどうか</p>
2	(9) 平八重 光輝	<p>1 次回町長選挙について (1) さつま町長として立候補し当選され3年が経ち、来年4月には次回選挙が予定されているが、次のことを伺う ア 3年間をどのように総括されるか イ 次回町長選挙に立候補の意志はあるか</p>
3	(6) 木下 敬子	<p>1 活力ある町づくりについて (1) 「共生・協働」で活力ある町づくりといわれるが、それには町民の協力が不可欠である。 町長は、どのような思い（考え）で取り組んできているか。 また、効果ある具体策と、そのためには何が必要と考えているか伺う</p> <p>2 食育について (1) さつま町の食育の現状と課題、今後の具体的な取り組みについて、どのように考えているか伺う</p>
4	(10) 新改 秀作	<p>1 集落制度のあり方について (1) 現在の集落制度は、あらゆる面で過渡期にきていくと思われるが、公民会長・班長・女性部等の制度において問題はないか伺う。 また、公民会への未加入者の実態と、その対策及び集落合併の取り組みの現状と今後の進め方について伺う</p> <p>2 環境問題について (1) 一般廃棄物について、次のことを伺う ア 分別収集品目は現状のままで良いか イ ゴミステーションの設置について ウ 公民会未加入者のゴミステーション利用について エ 集落墓地から出るゴミのクリーンセンター搬入時の手数料について (2) 最終処分場について、次のことを伺う ア 残余容量は イ 満杯後の新たな施設整備の考えは (3) 産業廃棄物の現状と課題、その対策について伺う</p>
5	(25) 川口 憲男	<p>1 後期高齢者医療制度等について (1) この制度が始まりさまざまな考えが聞かれるが、町長はこの制度に対してどう考えられているか</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問の要旨
		<p>(2) 人間ドックを節目受診で実施されたが、その効果は。また、適策と考えておられるか</p> <p>2 景観団体としての取り組みは</p> <p>(1) 景観計画について、行政団体としての取り組みは</p> <p>(2) 平成19年度、景観行政団体として町長自ら提案しスタートしたが、「町民の意見を聞き景観への取り組みをし、ひいては定住につながるという意識のもとに、美しい町づくりへと考えている」という町長の考えの進み具合は</p>
6	(15) 別府 静春	<p>1 宅地分譲対策について</p> <p>(1) 佐志ニュータウン分譲促進対策について ア 河川激特事業により築堤等で家屋を立ち退かなければならぬ方々に対し、優遇策（助成金）を講じて分譲する考えはないか イ 佐志ニュータウンのチラシを見るとインパクトがない。促進対策として、温泉付き宅地については、1年間無料で温泉に入れますが、一般宅地については、1年間水道料金を無料にするとかの優遇策を講じる考えはないか</p> <p>2 記念碑の建立について</p> <p>(1) 千年の森に記念碑を建立する考えはないか (2) 昭和の大合併・平成の大合併・豪雨（激特）災害等を記録した記念碑を建立する考えはないか</p>

平成20年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成20年6月17日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高嶺 実樹雄	議員	2番	市來 修	議員
3番	平田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥後 紀康	議員	6番	木下 敬子	議員
7番	米丸 文武	議員	8番	麥田 博穂	議員
9番	平八重 光輝	議員	10番	新改 秀作	議員
11番	楠木園 洋一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏木 幸平	議員	14番	久保 道夫	議員
15番	別府 静春	議員	16番	舟倉 武則	議員
17番	日高 政勝	議員	18番	田中 伸一	議員
19番	柳田 隆男	議員	20番	山崎 文久	議員
21番	岩元 涼一	議員	22番	新改 幸一	議員
23番	中尾 正男	議員	24番	東 哲雄	議員
25番	川口 憲男	議員	26番	内之倉 成功	議員
27番	木下 賢治	議員	28番	濱田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	和氣純治君	議事係長	福田澄孝君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	井上 章三君	教育長	福満 隆徳君
副町長(総務)	宮之脇 尚美君	教委学校教育課長	上舞 幸徳君
副町長(経済)	山下 彦志君	教委社会教育課長	豎山 修啓君
企画広報課長	中村 慎一君	農政課長	赤崎 敬一郎君
環境課長	日當瀬 修二君	耕地林業課長	山口 良一君
健康増進課長	楠木園 建雄君		
総務課長	湯下 吉郎君		
行政管理室長	萩原 康正君		
財政課長	二階堂 清一君		
災害復興対策課長	坂本 正己君		
定住促進室長	北原 美義君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。教育委員長から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせいたします。

△日程第1「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、3番、平田昇議員の発言を許します。平田議員。

[平田 昇議員登壇]

○平田 昇議員

質問、町の保有する土地の譲渡のあり方について。二渡の築堤工事に供された町の土地面積は幾らで、単価は幾らだったのか。

築堤された堤防上に設けられた町道は、終わりの地点で急傾斜してもとの町道につながった状態である。外水から内陸部を守る堤防の機能は果たせない。町の土地の提供がどう生かされているのか、このことを河川局はどう説明しているのか、以上のこととは行政として自発的に、事前に報告すべきではないのか。以上、二渡地区の土地譲渡について。

次は、佐志田原地区の町有地譲渡について。町長は、田原地区の町有地を長年借り受け、事業に利用されてこられた4の方にその土地を払い下げた。1平米100円、1坪331円の単価で合計すると、6町歩近くになるという広さの土地を、売る相手を4人に特定した理由として、長年の歴史がある、多額の自己投資をされてきたことを上げている。これを聞いて町民は納得するだろうか、納得できない人が多い。他人の土地を借りて長年そこで暮らす、またはそこで長年の事業を営むとすれば、だれであってもその人の家族、その事業の歴史が刻み込まれるではないか。

また、土地を借りている人がそこに投資をしなければならないのは決まったことです。当然のことです。事前に特約がなかったのだから、土地の賃貸借契約の終結には、その土地を更地にして返還する。そして、その土地を払い下げるという要望があれば、町民から声が上がれば、町が民間に払い下げるのであれば、広く町内に呼びかけ、その土地を買いたいという人を募り、その中から正当な方法で買い手を決める。

これが公正を期する行政のやり方ではないのか。現に、坪当たり331円なら私も買いたかったという人もありました。

町の所有する土地をこの4の方に特定した理由は何であるのか。長い歴史、多額の自己投資はだれだってすることである。そして、その土地は1平米当たり100円、坪当たり331円で売られたのだと、その算定根拠はどう説明されているのか。

次は、環境行政の進め方についてということで質します。私も山崎荒瀬地区と佐志木渋地区より届いている環境問題について、現場を確認することができました。荒瀬地区のこと、田んぼに水を送り、人家の庭先を流れる水が泡を浮かべて濁って流れている。営業所からの水の落とし口に案内された方が、水路の底を一面に覆っている黒い糸くずのようなものをくい上げて、「これがこれから下の溝、そして川の底に沈んで積まれているんですよ」と言われる。「私たちが幾ら何とかしてくれと行政に訴えても聞いてくれない。以前、前はシジミもいたのだが、もういな

い」と。「川の魚ももう食べる気がしない」と。「汚れた水による稻作は、もうやる気がしない」と。「町政は私たちの不安が判るはずなのに、取り上げてくれない。町には環境美化条例というものがあるのに、この不安を取り除こうとしないのは、こういう状況に追い込まれている私たち住民の数が少ないからなんだろうか。町の隅つこの小さなことだから取り上げないのだろうか」と言われた。

私は、荒瀬地区から出された町長への公開質問に答えて、町長は悪臭、騒音、水質汚濁の発生するリスクは少ないという回答だったことについて尋ねた。どう答えられたかと。「町長は事業所等からの大丈夫ですという答えを受けて、そういうのだろうと。向こうの声が大事なんだろう、もうここでは公害が発生しているというのに。私たちは公害の中にいるんじゃないか、地域の日常生活で住民を暗い気持ちに陥れている、この汚濁水は公害ではないのか」と言われた。

私は、そういう言葉を受けて思い出したことがあります。宮崎県で350億円近い投資で作られた公共廻与廃棄物施設が、建設前は安全性には何ら問題はない、問題はない、危険なことはないと、説明されていたのだが、スタートして5年の間に汚水漏れが相次いでいたことを新聞が報じていました。

私は、だから思う。人が直接、目で見ることのできない深い地下水のこと、地下のことについては、絶対に大丈夫などということはあり得ないんだと、断言できないんだと。また、木渋地区では既に工事が進められており、直接現地の住民の方から、将来への深刻な不安を訴えられた。ここに豚舎が建設され、何千頭もの豚を飼育する計画を町長は既に了解し、その用地として町有地を売り渡している。

先ほども出た環境美化条例では、町長は町の環境を汚さないために、先頭に立って指示をする最高指揮官であるはずだ、その町長に質す。

町長は公害をどのように定義づけているのか。公害とは、どう定義すればいいのか、どういう定義づけをしてるか。公害とは、企業の事業活動で地域の住民がこうむる肉体的、そして精神的な害を言うのではないのか。

以上、1問目の1回目の質問は、町有地譲渡については、先ほど簡潔に申し上げた。二渡地区堤防に要した土地の説明についてと、堤防が占有している町有地面積、単価、そして堤防の機能を果たせない築堤工事に町有地が使われていたのは何ゆえか。その目的は何か。河川局はどういう説明をしているのか。

そして、田原地区町有地の譲渡について、譲渡の相手方をこれまで当地区を借地してきた4人に特定した理由。先ほど言いますように、そこに歴史が生まれているとか、あるいは長年投資をしてきた、それは納得できないんです。だれだって土地を借りれば、そこに歴史が刻み込まれる、そして投資もする。この人たちが特例ではない。そこには何があったのか、特別な温情、思いやりがあったのか。それであれば他の町民にも同じ思いで接してほしかった。この土地の譲渡は、なぜ4人に特定されたか、これを伺う。

次は、環境行政について、まず町長に町民のために環境行政を進める町長は、公害というものをどう定義づけているかを聞きたい。これも先ほど申しましたが、ぜひ質してくださいということだった。

宮之脇副町長は、荒瀬地区の現状は公害ではないと明言したという、はっきり言わされたという。「何をもって公害でないといふのか質してください」と、聞いてくださいと。そして、町長は、濁水についての質問には水質検査、分析の結果、特に異常はなかったことを回答しているが、「それでは住民の受任する限度をどこまでとするつもりか。どこまで我慢しなさいといふのか」と、その受任限度を示してください。これは当地区の方々が言われるんです。「どこまで我慢す

ればいいんでしょうか」と、この切実な声に答えていただきたい。

当地域の水田でできた米を炊いて、だれも知らない、何も知らない第三者に試食をさせたところ、変わった味であるという感想を聞いているという。売った米が返品されたと、返されてきたと、単価も半分に落ちたと落ち込んでおられる。何よりもかつては庭先を清流が流れていた、水路を流れるころはよかったです、あのころはよかったです。今は見るたびに気持ちが暗くなると。荒瀬地区住民の受任すべき限度を町長はどう定めているか、どこまで行ったときが事業所から出た公害だというのか、1回目の質問です。

[平田 昇議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

平田昇議員から2点についての質問をいただいたわけであります。

まず、第1点の町の保有する土地の譲与のあり方について、二渡地区・佐志田原地区における町有土地売却の仕方は正当といえないのではないかと考えるがどうかということについてであります。

二渡の水辺公園用地についてでありますが、当初、河川事務所は、二渡地区的水辺公園用地について、堤防等の構造物が用地の上にのらないこと、それから堤防の内側になどても水辺公園としての機能を損なわないということで、通常このような場合には用地買収は行わないんだということから、本地区につきましても用地買収は行わない方針のもとに工事が発注されたわけであります。

しかしながら、本町としましては、水辺公園用地が堤防の内側になることにより、今後の洪水後の堆積土砂の撤去や除草等の維持管理に多大な金額が必要となることや、イベント等の利用は以前と同じように可能であることから、河川事務所に用地買収の要望を粘り強く続けてきた結果、用地買収に同意していただいたところであります。このため、今回、6月議会に土地の譲渡案を提案しているということであります。

また、佐志田原地区の件についてでありますが、地方公共団体が財産土地を処分する場合、地方自治法第238条の5の適用により、広く一般に呼びかけ購買に付するということが原則であります。

平成18年から19年に処分しました佐志田原地区の土地は、昭和55年4月に旧宮之城町と田原酪農同好会の間で畜産農家の基盤整備を目的に貸付契約が締結されております。その後、同好会の方々が事業費3,170万円、同好会の自己負担額1,260万円という補助事業を導入され、あのような農地整備をされた経緯があります。

そういう中で、同好会から土地の払い下げ申請が提出されたということでありまして、このような経過がある土地であるということであり、27年間にわたり同好会の方々が借用されている歴史がある。そして、多額の自己資本を投入して農地を開発された土地であるということを踏まえて、部内でも協議し、不動産価格評定委員会を開催し、同好会の方々に譲渡を決定したというものです。

それから、まちの環境行政の進め方についてというお尋ねでありますが、近年の環境問題は多種多様にわたりさまざまな対応や判断を求められる事案が多くなってきております。住民が快適で豊かな生活を営むためにも、生活環境の保全はとても大切なことであります。

また、一方では、産業振興もまた重要な課題であり、豊かな生活を営む上でも欠かせないものであると考えます。これらを両立させるためにも、環境に対して十分に配慮した産業振興を図り、場合によっては環境保全協定などを締結するなどして、住民の理解を得ることが重要であります。

今後は、さらに広範な環境問題が提起されることが予想されるため、担当課だけではなく町全体の問題として環境対策会議等を設置して情報を共有することで、それぞれの部署で適切な対応が図られるように努力してまいりたいと考えております。

[町長 井上 章三君降壇]

○平田 昇議員

ただいまの説明では、私は新しい堤防に占有された町有地は幾らだったのか、面積は幾らだったか、そして単価にして幾らだったのか、これは売買の対象にならなかったのか、これも聞きたかった。そして、ああいう堤防の形になった、工事が一段落したという形だろうが、あれで本当にさっき言ったように外水を防ぐ機能を果たすのか、それについて河川局はどういう説明をしているのか、これを聞いたわけだ。

それと、公害については、町長は公害をどういう定義をしているか。公害とは何か。どういう定義をするか。日ごろ住民がその汚水に悩まされる。頭を痛めている。暗い気持ちで暮らす。これは公害と言えないのか。これは受認すべきか、耐えて忍ぶべき義務があるのかと。私は公害とはどういう定義づけをするか、これを聞いたわけですが、答えがなかった。ひとつ答えていただきたい。

○町長（井上 章三君）

面積とか単価の件に関しましては、担当課のほうから具体的に回答をさせたいと思います。

質問の趣旨の中で、公害をどう定義するかということについては、少しそこから聞かれるとと思っておりませんでしたので、準備はしておらなかったわけですが、一般的に公害ということに対しては、いろいろと言われていることがあると思いますし、私もそういう通常の理解をしているというふうに思っていただいて結構だと思います。

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

二渡の築堤用地じゃなくて、河川敷となった土地なんですけど、面積的に1万794平方メートルで、単価は平均しまして849円ということになります。

それと、あと堤防が途中で終わっているということなんんですけど、今、堤防、昨年できている堤防の用地については、町有地を除きまして、平成13年の圃場整備のときに河川事務所が先行買収をしていた箇所で、用地買収がなくてすぐ入れたことから、昨年工事を実施してます。

現在その続きも山崎大橋に向けては、用地買収をしておりまして、その用地買収が済み次第、築堤工事が始まり、あの一連区間が完成するということを聞いております。

○財政課長（二階堂清一君）

佐志の田原地区の土地の売却の単価ですが、周辺地の評価額といいますか、標準値を参考にして決めております。標準値は平米当たり22円から30円という評価が出ておりますが、これを処分に当たっては平米当たり100円という単価で上げて売っております。

○平田 昇議員

町長は、公害の定義については、普通の考え方と共通するものは持っているというような説明と受け取りましたが、では地域の住民の皆さんが暗い気持ちで、例えば騒音、悪臭、そして汚濁した水、そういうものを目にしながら、暗い気持ちで生活しなければならない。これは公害と言えないのか、言えるのか。現在、荒瀬地区の住民の皆さんが非常に不愉快な暗い気持ちで生活している、これをそうさせているのは、公害とは言えないのか、町長。

○町長（井上 章三君）

荒瀬地区的環境化学の件を言われているわけですが、ここがあのよう事業をスタートするということに対して、環境的なその面でどうなのかということについては、これは県のほうが許認

可を出すという、許認可権を持って、その申請に対しては調査をし、そして検討して、その基準に応じて許可を出すと、こういうふうになっているわけであります。

ですから、町は直接的なその第1次の許認可権は持っていないわけですが、これに対して騒音であったり振動であったり、あるいはその悪臭であったり、あるいはその水質の汚濁であったりと、あるいは大気の汚染であったりと、こういうことについて基準を超えるような著しい問題があれば、当然それはチェックがされるわけでありますが、一応、県の調査においては、その当時においては大丈夫だという判断がされたということであります。

しかし、実際にスタートしてみると、やっぱり相当たくさんの人を入れ、いろいろなものが搬入されて仕分けがなされているという状況の中で、水質の問題において御指摘があったように、黒い濁水が出ているというようなこと、それがやはり目に余るような状況があるということで住民のほうからも強い声が出てきておりましたことから、その面に対しては、町といたしましても中に入って、その対応策というものを強く要請をし、そしてそれに対する今努力をしておられるという状況がございます。

悪臭の問題というのは、その環境的に住宅から離れているということで、騒音、悪臭という問題は、そんなに基準値を上回るという状況にはないんだろうと思っておりますが、この水質の問題というのは、やはりこのままで放置することはできないというふうに判断をしながら、それに対するまた現状をチェックしつつ改善を要求しているということであります。

○平田 昇議員

確認ですが、基準値を水質の汚濁度合い、汚れ具合は基準値にこだわらず、かかわることなく、地区の皆さんの悩み具合を見て対策するということでいいですか。そういうことですか。何とかして、これを除去したいと。

○町長（井上 章三君）

基準値というのもあるとは思うんですが、住民の皆さん方が特にこの田んぼに対して流れ込んでくるということに対して、非常に心配しておられるという状況がございます。これはやはり改善しなきやいけないということで、強く申し入れをしておりまして、既に改善のためマスを作ったり、いろいろ過装置を作ったりして努力をしておられますが、先般の大雨が降ったときには、裏山からも水が流れ込んでくる、また場内からも水が流れ込んでくるという中で、そのろ過装置で処理しきれないぐらいの水がそこに集まったということで、また厳しい状況があったようあります。

通常においては、そのろ過の装置の中で十分きれいな水を出せるようになるようですが、そういう大雨が降ったときの対策というのは、もっと努力をするべきであるということで、今、会社のほうともいろいろと話し合いをしているということであります、そういう問題に対して住民の皆さん方がやはり安心できるような状況に改善をすることは、これは町としても今、強く働きかけているところであります。

また、この問題に関して、やはりこういうような問題が出てきたり、あるいはまた今後どういう事態が出てくるか判らないということもあり得るわけですから、そういうときにやはり住民と、その会社との話し合いが十分に直接できるように環境の保全協定、公害防止協定というようなものを結んでいただくように、昨年来、お話をしているわけでありますが、まだそういうことには至ってない。

これはこういうものをやっぱりしっかりと結んでおくということは、今後とても大切なことになるし、安全性を高めることになるというふうに思っておりますので、そういう点においても地元として御理解をいただきたいと思っております。

○平田 昇議員

この公害問題については、一応、言質として受け取っておきます。これからも努めると、その成果を見届けたいと思います。

ところで、先の町有地の土地の処分についてですが、長年賃貸借で借りてきた、それをあたかも既得権のごとく買い取り権をとられる、買う権利を特定されてしまうと。これはどこでそういう線が引かれるのか。行政が特別な温情、思いやりをされた、町長に聞くんですよ。思いやりの結果そういうことになったのか。どこか決まりがあるのか。そしてほかの例では、そういう例にならない、特定されない線はどこなのか、それをお聞きしましょう。

○町長（井上 章三君）

この払い下げ申請が提出されたことに対して、部内ではその関係課でもって集まって協議をしたと、その協議をした結果、そういう判断をしたということでありまして、そこでどういうような判断がなされたかということは、その担当の関係のほうから報告はできると思います。

○財政課長（二階堂清一君）

土地の処分についての話ですが、私たちとしましては、あの土地につきましては、長年かけて開発されたと、多額の自己資金をつぎ込んでおられるという事実を確認しております、それにつきましては、私たちとしましてはやっぱり農地として開発されたわけですから、農地として使ってくださいと、これが原則なんですよと、そのために払い下げるんですよということで、契約書も作っております。

ですから、農地以外に物を作られる場合、たとえ農業用施設であっても、そういう場合は町の承認を受けてくださいということまで契約書としてはうたっております。

ですから、それに基づきまして関係者のほうから人に貸すとか、建物を作るとか、そういった承認の申請書が上がってきたわけであります。それが10月であります。そして、それから地元との関係が進められないということでしたので、それから少し時間を置きまして、6ヶ月ぐらい置いたんですが、その間に環境保全協定書を必ず結んでください、そうした上で事業着工してくださいという形で承諾をしたわけであります。

その後、環境保全協定書が結ばれましたので、そっちのほうとしては、非常によかったですというふうに考えておりますが、確かに借地について、じゃあそれを全く今度はその人を無視して一般競売するということになりますと、町有地の場合は非常にたくさんの借地があります。ですから、歴史がありまして、それを今度はとてということになりますと、その撤去の移転補償とか、そういった絡みはどうなるのという理屈も一方ではあるわけであります。

ですから、そこは明確な線はありませんが、歴史とか、そういったものを考えながら処分していきたいというふうに思っております。

○平田 昇議員

何か判らないような、判ったような説明ですので、次に行きます。

2回目の質問ですが、田原地区の町有地の譲渡について質問します。町長は、田原地区町有地の借地権者の1人に、同地区内に豚舎を設置したいという畜産業者に地区内の土地を譲渡した。このことは、この家畜業者が持っている豚舎建設の計画を同時にそのとき認めたことと理解するよりほかにない。

そして、町長が豚舎建設の計画を認めたということは、これまで畜産業には常時表裏一体となつてつきまとってきた公害発生の危険性。この危険性に対して、この業者の対策、説明によりますとサナ方式という対策の仕方、この経費がかかり経営を圧迫するのであるが、このサナ方式を規定どおりに適用し、地域に迷惑をかけることはないという、この畜産業者の説明する公害対

策を町長が評価して認めた。その上で豚舎建設の方針をも認め、その上で町有地を払い下げた、そういう経過になるわけですよね、そうでしょ。

町長は、確かな見通しの上に立って、町有地を払い下げたということの確認なんですよ。「あっそうか」と。「豚舎を建てるんだ、豚舎をそこに作るんだ」と。「そのための公害対策は、確かなものだ」と。「だったら売りましょう」と言って売ったんでしょ。その確認。

○町長（井上 章三君）

それちょっと経過は違うわけでありまして、土地の払い下げという問題がまずあったわけです。これは4人の方から払い下げの申請があったと。これは、今まで使ってきた方々が自分たちに今まで使ってきたけど、それを払い下げてもらいたいという申請があったから、払い下げの問題は払い下げで、これは先ほど説明もあったように検討をして、そして払い下げはその方々に決定をしたということでありまして、そして、そのときに豚舎という問題がすぐ浮上していたわけではないわけであります。

その払い下げた方々の中で、どういうような話があったかどうかということは、こちらは判らないわけですが、その後、この豚舎建設という問題に関しては、これは許認可権はやはり県のほうにあるわけですから、それで県のほうに申請が行って、そして県のほうから町はこの問題に対してどう考えるのかという問い合わせもあったという経過であります。町がそのことをすぐ認めるとか、認めないという問題ではないわけであります。

あくまでもこれは、県のほうで環境的にどうかということを十分に審査して、そして許認可を出すということから始まるわけであります。

○平田 昇議員

県の許可を得ているからということのようでございます。ちょっとこの主体性がない。町長として、こう判断すると。サナ方式というものはこういうものだ、判ったと。そういう上に立って裁断を下すような決定する町自体として、町長が言う畜産振興というものにやろうと。そういう声が出るならまだしも、まさかになると県の認定に逃げ込む、困ったもんだ、これは。

将来に備えて、環境保全協定を結ぶべきとの町長の方針に基づいて両者、畜産業者と地元住民を代表する公民会長との間に公害防止協定というものが締結された。この協定書に一つだけ質したい。

例えば、10条、この企業に起因して飲料水、農業水の量が減、または枯渇したときの事業者の対処の仕方を決めているが、ではこの水源の枯渇が当事業に起因するものであることをだれが立証するのか、立証責任はだれか。

事業者は当然、万全を期する対策である、施設が水源の枯渇をもたらすはずがないと主張するはずです。これは世間によくある事例です。そのとき、弱い立場にある少数の住民が目の届かない地下のことを地下水のことをどうして調査して証拠を示して、業者の主張を覆すことができるのか、対等に向き合えるのか、そのとき行政はどういう姿勢で当たるのか。

「両方とも町民である」、井上町長はこう言ってるんですよね。「両方とも町民である、一方の側に立つわけにはいかない」と。この話を進めるときに。一方は事業を進めたい、一方は反対だと、どっちに一方にも加勢するわけにはいかないと、両方とも町民だと、こういうことを言つてゐる。

この場合、町長はどういう姿勢で当たるつもりか。恐らく当然、万が一ですよ、そういう事態になった場合、当然両者の言い分は対立すると思うんですよ。そういうときにどうするか。万が一、宮崎県の例でたのように、協定で列記している飲料水の枯渇などという現象が出て、両方の争いになったとき、町長はどんな姿勢をとるのか。両方とも町民である。一方に見方をするわけ

にはいかないと、深入りしない姿勢をとるのか。

町長、あなたは豚舎建設の計画を理解して、その用地として町の土地を売っておきながら、私はそういうふうにとっている。実際のスタートは行政がするわけにはいかないからと、地元住民と業者が合意した形をとるため協定書を結ばせ、豚舎建設をスタートさせた人なんですよ、そうでしょ。そこまで持ってきたんだ。町長、あなたは大変なものを次の世代に残すことにならぬいか、答えてください。

まさかのときの立証責任は弱者とも言える少人数の住民が負うのか。そのときも行政は中立であればよいというのか。そのときはもうあなたはいません、当然。そのとき行政は苦しむ少数の人間を町民を無視できない。そこで踏み込んでいかなければならないが、そういう不幸な事態になる前に本当は慎重であってほしいと、かのように私は思って言ってるわけですが、まさかのときの立証責任は弱者とも言える少人数の住民が負うのか、このことについて答弁いただきたい。

○町長（井上 章三君）

今、言われました飲料水の枯渇の問題に答える前に、その前に語られたことに少し整理をしてお話をされておきたいと思いますが、県のこの養豚場建設に対する許認可ということを県も調べて判断をされる。そして、町のほうにもまた問い合わせもあったわけでありますが、町としても当然これに対してはどうなのかと。この施設が地域に与える影響、水質とか、あるいは川に対する汚染とか、悪臭とか、土地に対する影響とかという点でどうだろうかということは、当然、町としても調査をしたわけであります。

そのサナ方式というのがどうなのかということは、調査をする中でこれは非常に安全性が高いということを町なりにも、私もまた理解をしたわけでありますが、またこの問題は、同時に議会にも提示されて、議会の委員会の皆さんも相当調査をされ、その方式に対しては、これは思った以上にいい施設、あるいは内容がいいということは、御理解をされたというふうに私は判断をしております。

そういう中で、この話は次の段階へと進んでいったというふうに理解しておりますが、この環境協定の中でこの飲料水の枯渇というのが、その施設が井戸を掘って、そして飼育のために必要な水をくみ上げるということが枯渇ということにどうつながるかと。これは、御指摘のように、地下の問題は、その因果関係は、なかなか簡単には判りにくい面がございます。

ただ、地質調査も、業者のほうでコンサルを入れて地質調査をされ、そして、その結果として、地下のいろんな地層の流れから言うと、その可能性は、非常に影響というのは薄いのではないかと、考えにくいのではないかという判断は出ておりました。

しかし、いずれにしても、今後また気象の状況の中で、この水の問題というのは、今後どういう事態になるか判らない面があります。その豚舎が原因であっても、なくとも、地域の方々の飲料水に問題が出てくるという事態が出た場合に、町としては、住民の生活に必要なこういう問題に関して、ただ黙って見ているということはあり得ないわけでありまして、そういう方々の飲料水というものをどう確保するかということに対しては、この施設が入っていますから、その方々とも相談することはあると思いますが、町としては、この飲料水の確保ということは責任を持って対応をせざるを得ない立場にあるというふうに思っております。

○平田 昇議員

いずれにせよ、環境の悪化によって苦しむ立場に置かれた住民は放置できない、何とかしなければならない、それを私は訴えたいわけです。

私は、人の言葉じりをとらえて揚げ足を取ろうとは思いませんが、ただし、説明は求めたいと思います。疑問は解いていくつもりです。

町長は、昨年12月定例議会での答弁でこう言っている。「環境保全協定を結ぶことを前提として、これを」、これを私は豚舎建設のことと受け取るが、「これを了解したい」と。「承諾したいということを法人」、これは豚舎建設を進めたいという事業者、私はこのように解釈します。いいですか、「承諾したいということを法人に言つてある」と。環境保全協定を結ぶことを前提にして認めますよと、これを法人に伝えてあると。こう言ったあとに、「そのことが」、ということは協定を結ぶことと私は受け取るわけだ。そのことが、協定を結ぶということが、「そのことが法的にどこまで効力があるかという問題はあるが」と。これは大変な問題発言だと思う。そのことが、協定を結ぶことが、法的にどこまで効力があるかという問題はあるがと、こう言っているんですよ。記憶にありませんか。そういうことを平然と言っている。会議録を読みなさい。と言っているんです。

関係地区の住民にも一生懸命勧めて、締結に、さあ、皆さん、保全協定を結びましょうと、聞きなさいとこういって走らせて、公害防止協定の法的効力に疑問を持っている。こうとしか受け取れない言動なんですよ。まるで住民はだまされているとしか受け取れない。こんな自信のない環境行政を進めてどうなるのか。

私は、しっかりした確信のもとに、皆さん、町としては情報力、そして分析力を皆さんよりも持っていますと。私たちは、それなりの努力でそういう分析しました。この方式でいけると思いますと。安心してやってくださいと。そういう説得はせずに、とにかくあなた方、協定を結びましょうと、結びなさいと。こうやっていって、協定を結んだあと、法的効力に疑問を持っているとしか、「そのことが法的にどこまで効力があるかという問題はあるが」などと疑問を出している。

これは大変なことだと。これを本当にどういう意味かということを関係住民が受け取れば、これは大変なことですよ。町長自身はその程度のことかと。こんな自信のない環境行政を進めてどうなるのかと。町長は大変なものを後世に残すことになると、私はそう思ってならない。こんな信念のない行政はどうするのか。私の言う意味は判りますか。

○町長（井上 章三君）

この環境保全協定というものは、基本的にこれは紳士協定なんです。法的な面から出てくるものではなくて、紳士協定なんです。しかし、今の時代は、これを結ぶっていうことの重みっていうのは、大変なものがあると私は認識しています。これは、業者にとっても、あるいは地域にとっても、これが前提になって、これは道義的に無視できない問題になってくるんです。

ですから、これを結ぶということは簡単な問題じゃないと。そのことによって法的に罰則があるとかということではないけれども、しかし、これを結んだということの重みというのは、これは十分に効力があるんだと。

そこのところを今、この環境問題に関して保全協定を結ぶということの重要さをいろんなところで言われているわけでありますし、このことを結んでいるということは、これはもう公的にやるわけですから。ですから、社会の前で、またもちろん住民と、あるいはこうして行政も中に入つて、そして地域と結ぶわけですから、このことを無視するということは道義的に大変なことになると。そういう点で、これを結ぶということは重要なんだということを言っているわけであります。

そういう点で、このことは決して軽いものではないと。このことを結んでおくということは大切なことなんだということを理解していただきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

「重みのある答弁はいただけません。」と発言する者あり）平田議員、発言の許可を得てくだ

さい。平田議員。

○平田 昇議員

重みのある答弁は、やはりいただけません。結局、紳士協定だと。いろいろ言われたが、では、そのことが、協定を結ぶことが法的にどこまで効力があるかという問題はあると、あるがというこの問題発言は取り消さない、このとおりだと、そういうことですか。そういうこと。あとは争いで勝負を決めろということですか。

○町長（井上 章三君）

ですから、別に取り消すような問題ではないわけでありまして、これは、内容的にはそのとおりであると。しかし、このことの意味合いというのは、非常に道義的に重要性があるんだと。そして、これは行政が中に入つてお互いに結んだということで、その関係者、特に事業者にとっては、逃げることのできない協定になってくるんだと、責任のある協定なんだということを御理解いただきたいと思っております。

○平田 昇議員

道義心を持つことによって云々ですと言われますが、法的拘束力がないということは、相手を法的に拘束する効果はないということを言っているわけだから、何を言っているのか私には判りません。質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、9番、平八重光輝議員の発言を許可します。平八重議員。

[平八重光輝議員登壇]

○平八重光輝議員

町長には心静かに聞いていただき、きょうの天気のようにさわやかに答弁していただければよろしいかと思います。

さつま町の初代町長として3年余りが経ち、この間、町政においても、うれしいことや苦しいことなど、さまざまなことがあったことだと思います。新しいまちの発展と基盤・基礎づくりのための高い理念と強い意思や信念を持ち、町長になられたことだと思います。町民も、明るい未来と夢のあるまちづくりを町長に託したのであります。

町長就任2年目で、これから井上色の出た政策を実施しようと思われた矢先に、大きな水害に見舞われ、財政的にも、時間的にもあるいは人的にも、大変な苦労をされたことは理解いたします。これらのことにより、重要な施策も先送りになるなど、町の基盤づくりや未来への投資も計画どおりできず、前回、町長選挙立候補時にマニフェストの発表をされましたけれども、この実施も大変苦労されたことだと思います。

また、鹿児島県町村会の会長として、県内町村のために国や県に対し、町村の声を意見や要望あるいは陳情として述べるなどして見識を深められ、大変多忙な3年であったと思います。

しかし、何はさておいても、我がまちさつま町のことは何よりも優先すべきではないでしょうか。

まちの基礎づくりには、強いリーダーシップと特色のあるまちづくりが不可欠であります。このままでは、まちの人口は毎年400人前後減少し続けるのではと心配されます。

平成17年4月1日現在、2万6,381人であった我がまちの人口も、ことしの4月1日時点では2万5,191人となり、3年間で1,190人、年平均にしますと396人減少しています。そして、このまま同じペースで減少をし続ければ、13年ないし14年後には、まちの人口は2万人を割るのではと心配もされます。

人口の増加はできなくても、減少の数をいかに小さくするか、その施策も必要ではないでしょ

うか。

先の3月議会施政方針においては、最重要課題として、行財政改革、定住促進、川内川の抜本的改修があります。これらの施策実現には、まだまだ時間がかかります。また、ほかにやり残した施策実現のためにも、もう少し時間がかかるものがあるうかと思います。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。町長就任3年間をどのように総括されているか。2つ目に、来年実施されます町長選挙に立候補される意思があるかどうかについてお伺いして、1回目の質問を終わります。

[平八重光輝議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

平八重光輝議員のほうから、次期町長選挙についてということで質問をいただきました。

まず、町長として、この3年間をどのように総括するかという御質問でございますが、さつま町が誕生して初めての町長に就任いたしまして3年が過ぎましたが、この間、新町の建設に向けて、町民の皆さん的一体感をどう図っていくか、また、公平感をどのように醸成していくかということに配慮しながら、町政のかじ取りを担ってまいりました。

その間、豪雨災害という未曾有の大きな試練を受けながらも、町民、議員の皆様の御支援と御協力によりまして、これらを一つ一つ乗り越えながら、さまざまな課題は多かったわけですが、おおむね順調な町政の運営ができてきたものと考えております。

特に、地方財政を取り巻く環境が厳しい中、本町財政も弾力性を失い、年々厳しい中をやりくりしていくかなきやいけない状況に立たされました。簡素で効率的な、しかも持続可能な行政システムを確立するということは喫緊の課題でありましたことから、まず取り組んだのは行財政全般にわたる総点検を行なながら、徹底した改革に取り組むということでありました。

中でも、行政改革や財政健全化の計画につきましては、可能な限り数値目標を定めて徹底した改革を行い、財政規模の適正化、実質公債費比率、経常収支比率の改善、職員定数の適正化などを実行してまいったところであります。

また、地方債残高が合併当初244億円あったわけですが、20年度末で206億円となっており、約38億円これを圧縮できたところであります、そういうことを含めて確実に改善の兆しが数字として表れてきているということを申し上げたいと思います。

このような取り組みなどが、昨年、総務省の「頑張る地方応援プログラム」、頑張っているところにはそれなりの支援をするんだというこのプログラムで高く評価されまして、町村の部では全国で2番目に多い交付税の特別支援措置をいただくことにつながったと考えております。

また、少子高齢化が進む時代の中で、若い人たちにできるだけ地元に残ってもらいたいと、そして今後を支えてもらいたいという気持ちの中で、若者の定住促進ということに力点を置いて、積極的な取り組みを行なっていましたが、その結果、企業の誘致や雇用の促進の面で、今までになく大きな進展を見てまいりました。このことは、広報紙でも広報がなされたとおりであります。

さらに、町内企業による「ものづくり企業振興会」の設立を契機として、「産・官・学」の協力体制が効果を上げていることも含め、これらの努力が評価されて経済産業省の「企業立地に頑張る市町村」に選ばれて、先般県内では唯一、本町が表彰を受けたということでもありました。

災害復興の取り組みにつきましては、災害からの復旧、復興に向けて、流域市町との連携はもちろんありますが、議会の皆さん、そして住民の皆さんと一緒にになって、被災者の思いを県及び国に対して強く要望を重ね、356億円の河川激特事業の採択、460億円の鶴田ダム再開発

事業の決定など、さつま町にとりましては、まさに世紀の大事業として位置づけられる大型プロジェクトの実現につながったものと理解しております。

その他、言えばたくさんあるわけありますが、さつま農協とのワンフロア化による担い手の支援に真っ先に取り組んだこと、農政全般にわたる事業を厳しい中でありますけれども、懸命に推進を図ってきたこと、難しいとされておりました北薩森林管理署の移転、誘致の実現にこぎつけたこと、また、合併後の難題でありましたごみやし尿処理などに関して、薩摩川内市との協力関係の維持継続などを図ることができたことなど、着実な成果が見られたところであります。

このように多くの課題に役職員の総力を挙げ、町民の期待、付託にこたえるべく懸命に取り組んできたと自負しているものでありますし、あわせて町村会長という職責を初め、さまざまな対外的な役割も担ってまいりましたが、このことが新町に対してトップセールスの効果をもたらし、各分野でさつま町のアピールに役立つとともに、本町を応援してくれる支援してくれる人の輪を大きく広げる役割を果たしてもくれていると、自己分析をしているところであります。

次に、次回の町長選挙の立候補の意思についてということではあります、現在、全国的に地方行政を取り巻く情勢は、なお流動的で厳しい状況がございます。

さらに、新町の建設は、総合振興計画を立てて、そして、本町の魅力を引き立てた形での目標を定めたばかりでありますけれども、その建設はまだ緒についたばかりであります。我が家では、多くの可能性を秘めておりながらも、一方では過疎化、高齢化等による厳しい課題にも直面しております。

私は、さつま町に期待する町民の夢を形にするために、今後とも全身全霊を上げて取り組む意欲と覚悟を持っているということを申し上げたいと思います。

また、先ほど述べました豪雨災害後の激特事業を始めとする数々の事業も、これからが本格化するところであり、その完成までにはまだまだ課題も多いことから、しっかりと道筋をつけ見届けてみたいとも思っております。

再び町民の皆様方の御支持と御支援がいただけるならば、引き続き町政を担当させていただきたいと考え、次期町長選挙への出馬を決意したところであります。

今後とも、さつま町に対する町民の一体感と公平感の醸成に配慮をしつつ、町総合振興計画を基本に、町民の知恵と総力を結集したまちづくりに取り組んでまいる決意を申し上げ、意思の表明とさせていただきます。

[町長 井上 章三君降壇]

○平八重光輝議員

町長選挙につきましては、強い立候補の意思ありというふうに理解いたしました。まだ選挙まで10ヶ月ぐらいあるわけですが、残りの期間についてであります、町長は、前回立候補されたときにマニフェストを上げられております。これも、100%全部実現というのは大変厳しいわけでありますが、少なくとも70%、あるいは80%ぐらいの実現はしていただければと思います。

そういう中で、この残り10ヶ月余りで、これだけはもうどうしても重点的にやりたいと、というのは町民の皆さんにも約束したことであるから、ぜひこれは重点的にもう実施したいんだというのがあれば、お伺いいたしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

残りの期間は1年足らずということではございますが、このことし1年の課題ということを考えたときに、たくさんの問題がございます。施政方針の中で、私はそれで、やっぱり行財政改革はさらにしっかりと推進を図らなきゃいけないということ、そして、定住促進という問題、ある

いは少子化対策という問題、結婚対策ということも含めて、この問題には真剣に取り組んでいきたいということ、それから、激特事業を本格軌道に乗せていくということは、これはことしの大きな、また重点的な施策であるというふうに申し上げているところでございます。

しかし、何といいましても、世の中が非常に流動的な、そして課題の多い時代でありまして、今回の一般質問でもいろいろと言われて質問の中にも出ておりますが、この少子高齢化が時間とともにどんどん進展するという中において、これから時代を活力を持って、そして、なお元気にこのまちを進展させていくということのためには、どうしても公民館、あるいは公民会の基盤というものが、ここが活力を持ち、あるいはまた元気の出る形になっていかないといけないというふうに思っていることから、これはもう時間をかけないと簡単にいかないことがあります、この問題に対しては、やはりできるだけの支援をしながら、また、そういう方向を進めてみなきやいけないというふうに思ってもおります。

また一方で、ことしもこうして雨季がやってまいりまして、いつ災害がまた発生するか判らない。地震も含めて、そういうこともありますので、一昨年に我々は経験したわけですが、この災害時の要援護者に対する支援体制、そして、避難を含めたそういう体制、そして、町民を守っていくというこの体制については、いろいろと今まで研究もし、そして努力もしてまいりましたので、この時期を何としても安全・安心な形で住民を守り抜いていくということは、これはどうしても力を入れて取り組まなきやいけないというふうに思っているところであります。

課題が多いだけに、最重点ということでなかなかお話をできませんけれども、その課題に向かって、そしてまた一方では振興計画の推進ということに向かって全力を上げたいと、任期いっぱい全力を上げたいと、こういうふうに思っております。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね10時55分とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。平八重議員。

○平八重光輝議員

最後に、質問というほどではありませんが、やはりまちづくりは、特色あるまちづくりをぜひやっていただきたいと思うんですが、きょうの新聞に、県知事のマニフェストに、子育て支援をするんだと。その中で、第3子以降だったですか、保育料をもう無料にするんだというようなのも載っておりました。

以前、私は長野県の下條村の事例をこの議会で質問というか申し上げて、我がまちも何とかできぬかということで申し上げて、あそこは人口4,000人余りのまちが減らないで増えているんだと。

それは何かちゅうと、子育て世代ちゅうか若い御夫婦といいますか、子どもを生み育てる世代の方に非常に優遇した住宅施策をやつくるんだというようなことも紹介したりしたんですが、このさつま町も、ぜひ注目される、若い人だけではないんですが、ここに住んで仕事は周りの市町村でもいいんですけども、住むのはもうここにしようと思われるぐらいのまちづくりという

のも必要ではないかと思います。

人口は、先ほど申し上げましたように増やすのは無理ですけれども、減るのをできるだけ少なくするような施策といいますか、以前、子どもの医療費を1年間だったですか、無料ちゅうか、補助がありました。あれがなくなつて、非常に落胆された若いお母さん方の声をたくさん聞いたこともあります。

だから、そういう意味でやっぱり若いお母さん方は、特色のあるちゅうか、子育てにいろいろ心配、苦労されますから、それを少しでも助けるといつたら大げさですけれども、手助けをするというような施策も必要かと思いますが、そういう、新しくまた町長になられた先の話になるかもしれません、そういうような施策も必要かと思いますけれども、ぜひ、そういう特色的あるまちづくりをしていただくように申し上げて、質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

町長、答弁はよかですか。町長。

○町長（井上 章三君）

平八重議員のほうから、今後に向けての示唆もいただいたところでございますが、やはり少子と高齢化が進んでいくというこういう時代の中で、いろいろな課題が出てまいります。

しかし、やはり人が住みたくなる、そして住みやすいというまちをどう作っていくかということは、御指摘のように大変大切な問題であると思っておりますので、そして、そのための予算はまたいろいろあると思いますが、そういうことにも配慮しながら、次に向けてのまた考えというのは、またいろんな方々とも語ったり、御指摘をいただいたりしながら、私なりにもまた考えてまいりたいと思っております。

次の時代というのは決して、次の4年間ということを考えたときには、決して楽な時代ではないというふうに思っております。今、世界の政治状況というのは、ものすごく難しくなりつつあります。金融もどうなるか判らない。あるいは、経済、石油の問題、資源の問題、食料の問題、いろいろと難題がたくさんございます。そして、災害はますます激化するような状況があつて、地球の異変というのも言われております。

そういう中で、なお将来性のある、そして、皆さんにそういうふうに思っていただけるようなまちを作っていくというのは、我々の使命であるというふうに思うわけであります、そういう点でまた、私なりにいろいろな方々の御意見も伺いながら、また気持ちを固めてまいりたいというふうに思うところでございます。どうもありがとうございました。

○議長（濱田 等議員）

次は、6番、木下敬子議員の発言を許します。木下敬子議員。

[木下 敬子議員登壇]

○木下 敬子議員

「共生・協働で活力あるまちづくりを」と言われていますが、それには町民の協力が不可欠です。協力を得るために、町長はどのような思い、考えて取り組んできているのか。効果を上げる具体策と、そのためには何が必要と考えているのか、お伺いいたします。

2つ目に、さつま町の食育に関する現状と課題、今後の具体的な取り組みについてお尋ねいたします。

[木下 敬子議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

木下敬子議員のほうから、まず第1点目、活力あるまちづくりについてという御質問をいただ

いておりますが、合併後、過疎化、少子化、高齢化の急速な進展、そして人口の減少という問題は、当初の予測を上回っておりまして、活力あるまちを作っていくためには、共生・協働の視点に立ち、地域の実態に基づく独自の取り組みが、今後の重要なかぎになると確信をしているところであります。

先月5月でありますが、全公民館を7ブロックに分けて、公民館長や公民会長など地域のリーダーとなる方々と「ふるさとづくり推進研修懇談会」というのを開催いたしました。今後のふるさとづくりにつきまして、共生・協働の地域づくりの問題、景観の問題、限界集落と言われることの対策、公民会合併の問題、集落営農の問題等々について、現在、各地区が抱えている課題や意見を出していただきながら、意見交換をしたところであります。

地域的には、考え方の進んでいるところ、まだ役場頼みというところなど、いろいろと差があるようでございます。画一的な理念のもとに進められない部分もございます。今回は、現実的な問題から将来に予測される課題など、さまざまな分野から意見を出していただいておりますので、集約を図りながら、実態に基づく効果的な対策を今後行ってまいりたいと考えております。

また、現在、地域が主体となって取り組んでおります地域活動支援事業につきましても、地域の課題に沿った独自の事業が展開できるわけでありますので、今後は、まちの施策とあわせて、町民、地域との協働によるまちづくりをより一層促進してまいりたいと考えております。

次に、食育の関係であります。

国においては、食生活をめぐる環境の変化を踏まえ、食を通じて健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育基本法に基づく食育推進基本計画が平成18年3月に策定され、県、市町村においても、その取り組みが広がりつつあるところでございます。

近年の食生活を見ると、朝食の欠食に代表されるような不規則な食事、栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加などの問題に加え、食品の安全性に関する国内外の事案の発生によって国民の関心が高まっており、食の安全性の確保と自ら食のあり方を学ぶことが求められております。

こうした食をめぐる環境の変化の中で、町民の食に関する考え方を育て、健全な食生活を実現していくことが求められています。

このようなことから、国では、厚生労働省、農林水産省、文部科学省、内閣府など、関係省庁が一体となった取り組みを進められているところであります。

本町におきましても、現在、健康増進課、農政課、学校教育課など、各部門ごとにそれぞれ取り組みを進めてきておりますが、今年度7月には、行政関係の各部門や関係機関団体による食育推進協議会を設置し、連携した取り組みを進めてまいることにしております。具体的には、今年度国庫事業の、これは新規事業になっておりますが、鹿児島の食育推進事業を導入し、本町の食育推進計画を策定いたします。あわせて、イベントによる食育展の開催や健全な食生活改善を目指した鹿児島版食事バランスガイドの普及促進を図ってまいります。

また、学校教育においては、農業体験を通じて、自然の恵みや働く人々への感謝の心を育てるとともに、給食時間や学級活動、家庭科の中で望ましい食習慣の形成などについて指導してまいります。

なお、先般、6月号の広報さつまで食育の推進についての特集を行い、町民への周知を図ったところでありますが、今後におきましても、食育推進協議会を主体として、町民の皆さんを巻き込んだ取り組みを進めてまいりたいと思っております。

[町長 井上 章三君降壇]

○木下 敬子議員

県が掲げた共生・協働の取り組みを受けて、我がまちも事あるごとにこの言葉が使われ、また、

どこの地区でもいろいろな立場での活動が行われています。

今答弁の中にもありましたように、今回は公民館長との交流、話し合いも行われたとのこと。また、実態に基づいての活動を進めていくということをおっしゃってくださいましたが、共生・協働を進めるのは、人と人との関係だと思うのです。

まず、お互いに置かれている立場や環境、物事に対する考え方の違う人々に協力を願うわけですから、簡単に事が進むことではありませんが、人として基本となるのは、つながりを作るものとなるのは何だとお考えでしょうか。

私は、まず、礼に始まり、礼に終わる。基本的生活態度、習慣、あいさつだと思うのです。5月9日の南日本新聞に、鹿児島市役所の渡り廊下を「にこにこあいさつ通り」と名づけて、職員同士はもちろん、行き交う市民に対しても気軽にあいさつをしてほしい。あいさつにはやる気を起こす効用もあると市長が話したという記事が載っていました。

あいさつなんてことは、ごく当たり前のことだと思うのですが、大人、職員に対して指導しているんです。今はこんな当たり前のことが記事になるわけです。当たり前のことが一番難しい世の中だということです。

ところで、町長は、我がまちの職員が皆屈託なく笑顔であいさつを交わし、気持ちよい明るい職場を目指していると感じておられますか。町民とのコミュニケーションがうまく図られていると思いますか。この点が一つ。

二つ目に、例えばの話ですが、今まで町が主催するイベントなどの準備をする場合、イベントが日曜日にあるとします。そうすると、準備は金曜日の午後からの時間になります。職員の方は時間内であるけれど、係になっている住民の方は、時間を作つて会社も暇をもらって出て行かなければならぬ。そうすることによって、ひょっとしたら手当ももらえなくなるかもしれない。係の方は、役員を受けた時点で覚悟をしていますから、もちろんこんな細かいことは口にも出さず協力してくださっています。

町としても何ら強制しているわけではありませんから、町のほうから見れば職員が土曜日の休日に出れば、手当を支給したり、代休をあげないといけないからという理由や、不測の事態に備えて早目の準備をという思いもあると思いますが、でも、少し公平ではないなと感じてしまうのは私だけでしょうか。いつも主導権は町側にあります。

しかしながら、町長を初め職員の方は、職員である前にさつま町民であり、たまたま役場の職員という職業についておられるわけです。本当に小さな細かいことですが、いつもそんな思いを持ってくださっていたら、ともに汗を流す意義も、心配り、気配りも出てくるように思うのですが。

政というのは、人の生活を守ることは絶対のものであり、かつ、お互いを認め合わなければならないと考えています。漠然とした信条的なことを申し上げましたが、町長の思いをお聞かせください。

○町長（井上 章三君）

共生・協働社会を作っていくということは、今後ますます重要になってくると。すなわち、地域においても、いろんな職場においても、まち全体としても、助け合いのそういう環境づくりをしていくということですが、そのための人とのつながりの中で、あいさつから始めるということの大切さというのを御指摘いただきました。

まさにそのとおりであると私も全く同感するわけであります。我が家では、学校においては、あいさつ運動というのをいろんな学校でやっておりまして、地域においても、そういうあいさつ運動ということは結構やっている面がありますが、新たに赴任してこられた先生方であったり、

よそから来られた方々が、全然知らない子どもたちがあいさつをしてくれたと、びっくりして、このまちはどういうまちだろうかと、非常に感激をされたという話を時々聞くことがあります。

これが町全体としてどうなのかと問われたときには、やはり十分であるとは言いがたいところがありますし、また、公民会を形成する中にも、公民会に入っていただけない方々が約12%ぐらい世帯としておられるということですが、そういう方々に対して、やっぱり一緒に地域にいるんだから、一緒にやっていこう、世話にもなるし、また世話をすることもあるかもしれないという中で、一緒になって地域づくりをしていこうということにつながっていかなきやいけないと思うわけですが、そういうことも、やはりそういうあいさつを初めとする一つのつながりを作っていくということから始まるのかなというふうに感じております。

役場の職員のことを言わされました。役場の職員がどこまで笑顔であいさつができるか、これはまた自分のこととして、また今後一層、御指摘のあったようなことに対して取り組んでまいりたいと思っております。

○木下 敬子議員

お互いの信頼関係が大切だと思いますので、あいさつ運動を進めていきましょう。

次に、旧薩摩地区は、今年度から公民館の在りようが変わりました。条例公民館として40年近くにわたり旧薩摩町の政策として取り組み、すばらしい成果と実績を上げてきたと、振り返り感謝をしているところであります。

今の世相を見るにつけ、今こそ必要な制度ではなかったかなという気持ちはありますが、合併時の決まりごとでもありましたし、さつま町全体の公平ということからして、住民の理解のもと現時点では3校区が、それぞれ自分たちの力で元気な地域を作ろうと意欲的な頑張りを見せています。共生・協働の精神です。

しかし、こうした流れの中で、大きな問題として防災ということを考えなければならないと思います。これは薩摩地区に限ったことではありませんが、先日、町から災害時要支援者の登録申請書というものが配られました。これをもとに具体的にいろいろ進められるとのこと、期待しているところです。非常に大事なことだと思います。

このことに対する趣旨が書かれておりました。「災害時には、消防を初めとする行政機関が、避難住民など、さまざまな公的支援、公助を行いますが、それだけでは限界があるので、公民会、自主防災組織、消防団、民生委員、地域の皆さんとの共助に基づいた地域活動ですので、御協力ください」とありました。このことは絶対に必要なことであり、住民も協力は惜しまないものであります。

この5月15日、薩摩永野地区では、消防団のOB22人が助っ人隊を結成してくださいました。これは、区域外で働くサラリーマン団員が多くなったため、初期消火や避難誘導など、初動の遅れを防ごうという目的の消防災害支援隊です。

高齢化率の高い永野地区にとって、心強くありがたいことと頭の下がる思いがいたします。そして、このような取り組みは、共生・協働、自助、共助であります。これに公助が加わらなければ、安心・安全な活力あるまちづくりはできないと考えています。

質問になります。防災に必要なことは、第一に、情報の収集と伝達だと言われています。現在、無線放送を引くには、集落合併をしたところ、高齢化率の高いところなど、条件により補助率も違っています。

しかし、あめ玉をちらつかせて進めていくような事案ではないと思います。先ほども薩摩地区のことを申し上げましたが、集落合併以上の痛みを伴っての改革をしました。公民館長を初め、自治公民会長も、集落の人たちのことを考えれば考えるほど、無線放送の必要性を感じていると

思いますし、また多くの声が上がっています。

いざ有事のとき、有線放送の線が切れていたので聞こえませんでした、連絡できませんでしたでは済まないのであります。災害はいつ何時襲ってくるか判りません。現に今、岩手県、宮城県では地震により大きな被害を受けています。

この無線放送の取り組みについては、財政の厳しい中でも喫緊の課題であると位置づけされていることも承知しています。我がまちでも豪雨災害に遭われた方々は、今もなお大変な苦労を強いられています。教訓を生かすためには、早く手を打たなければなりません。

共生・協働のまちづくりから防災のほうまで広がってしまいましたが、活力あるまちづくりには生活基盤が整っていなければなりません。そこに生活している者にとっては、切り離しては考えることのできない問題です。無線放送の早期全戸取りつけ、補助率一律7割として対応することはできないのか、お尋ねいたします。

○町長（井上 章三君）

防災の話をされました。要援護者支援の対策というのは、これはもう本当に今回の雨季あるいは台風時期に臨むに当たりましても、非常に重要な問題であると思っておりまして、集落放送の無線化という問題は、金がかかるわけありますけれども、これは高齢化する中においては非常に重要な住民を結ぶ役割を果たしてくれる。

また、情報伝達ということだけでなく、また役員等の負担の軽減にもつながりますし、いろんな意味で住民サービスの向上につながるということを認識しております、そういう点で、財政的には非常にやりくりが厳しい時代でありますけれども、平成20年度といたしましても、これを重点的な施策として約30集落、希望のあったところをとにかく全部これをフォローできるような予算を組もうということで、約3,000万の予算を特別に組ませていただいたりということで取り組んでいるところでございます。

ただ、まだ残りのところがございますし、これもできるだけ早くというお気持ちは十分判るわけでございますので、今補助率のことを申されました、補助率の問題なども含めて、今後の取り組みに対しては内部でもまた、財政課ともよく検討をしながら、できるだけ早くこの問題に、町内の全体がその恩恵に浴すことができるようふうに取り組む必要があるというふうに思っているところでございます。

そういう点では、現在も非常に力を入れて取り組んでおりますけれども、今後またさらに御指摘を受けて検討させていただきたいと思っております。

○木下 敬子議員

前向きに取り組んでくださることを切望いたします。

次に、共生・協働を進めるのに当たって、お金の使い方について提案し要請します。3月定例議会の一般質問で、平八重議員から柏原の小路下手集落の取り組みが紹介され質問もなされました。これは、一人住まいの高齢者を集落で見守っていこうと、送信機を持たせ、複数の支援者が緊急信号を受信するというシステムのことだそうです。南日本新聞にも掲載されました。

そのときの答弁は、研究する価値があるといったようなことだったと思います。私の住む永野地区では、ここ1年の間にいわゆる孤独死をされた方が5名いらっしゃいます。胸の痛む思いがいたします。もし具合が悪くなったときに、向こう三軒両隣で、小路下手集落のような対応ができていたら助かっていたかもしれないと考えると残念でなりません。

そこで提案します。町長を初め職員も、議員も、給料、報酬のカットがされています。このことに対しては意義あることだと思いますが、そのカットされたお金の使いみちです。住民の方に、給料カットや残業手当なども代休に変わっていることなどお話をしたり、町報や議会だよりでお

伝えしていますが、認識してくださる方が少ないのが現状です。職員の方たちも一生懸命頑張ってくださっています。その中の給料カットです。

そのお金が何となく使われてしまうのでは張り合いがないように思うのですが、その削減されたお金が高齢者を守るために使われているといった目的を持ったものだったら、うれしいのではないかなと思います。

使う人も、使ってもらう人も喜ぶような、生きたお金の使い方をしてほしいのです。共生・協働、そして公助の行き届いた安心・安全のまちを目指して、職員も一丸となって頑張っているんだということを、町長は声を大にして伝えてあげてほしいのです。そのためには、そういう思い切った施策も必要だと思います。町長の今考えていらっしゃることをお示しください。

○町長（井上 章三君）

集落放送の無線化に関するお話を伺いました。小路下手集落で、送信機を持たせて地域で守れる体制を作ったというお話がありまして、大変興味深い話であったわけであります。この件に関しては、どの程度これが効果があるのか、現状はどうなのかということをいろいろとまた研究もいたしました。現在の無線装置においては、電波の届く範囲が限られているもんですから、やっぱり効力において少し限界があると。遠くて100メートルぐらい、あるいは何かあると、そこまで行かないというような状況があつたりということで、これに対しては、機器を作つておられる会社においても、いろいろと鋭意またより進んだものを研究しておられると、まだ研究の半ばであるという話も伺つたところでございます。

しかし、こういうものがうまく機能するようになってくれれば、今申されましたようなそういう困った方をもっと助けることができなかつただろうかということにもつながるわけであります。この問題に対しては、さらにまた無線化を推進することとともに、研究をしたいというふうに思っております。

給料カット分の使い方ということに対して、もっと判りやすい形でこれを活用すべきではないかという御指摘は、本当にそうだなというふうに思ったところであります。この点はまた内部においてもぜひ検討させていただきたいというふうに思うところであります。

やはり判りやすい、そしてお互いにまたその効果というものが判りやすい形になるということは大切なことだというふうに感じたところでございます。

○木下 敬子議員

いろいろ課題もあるうかと思いますが、このシステムだけに限らず、お金の使いみちいろいろと探つてほしいと思います。今、国中で問題となっている後期高齢者医療制度をとつても、戦後の日本を築いてくださつた方々に対する感謝や尊敬の念が足らないがゆえのことであろうと思います。心の通つた活力あるまちづくりのために、町長の強い決断を願うものであります。

次に、食育について移ります。食育については、今までにも数人の議員が質問されています。先ほど町長がお答えくださつたそのとおりだと思います。また、6月は食育月間でもあり、広報紙にもたくさんの記事が載つておりました。安心・安全な食材の提供に始まり、小中学校の給食も、今までの主要目的であった栄養改善から、食の大切や文化、栄養のバランスなどを学ぶ食育に方針を変え、学校も努力を重ねていることや、バランスのとれた食生活を進め、生活習慣病を予防するための方策など、一生懸命取り組んでくださつてることはよく理解しています。

しかし、それ以上に進展していないこともあるうかと思います。今年度、さつま町女性団体連絡協議会は、食育をテーマにそれぞれの立場で勉強会を行い、実践に向いていこうという共通認識を持ってスタートいたしました。

具体的な取り組みとして、一人一人が食について考える習慣を身につけ、食品選択や食事の

準備に困らない知識、技術を持てるようにしよう。子どもに教えよう食事の作り方。我が家家の味を伝えよう。早寝、早起き、朝御飯を実践しよう。食べることは生きること、小さいときから命の大切さを教えよう。自分の健康は自分で守ろう、健康診査の受診へ。食生活の見直し、健康づくり、ラジオ体操を家庭で実践し、その輪を地域へ広めよう。以上のようなことです。

子どもたちのためにも、自分たち自身のためにも、本腰を入れて取り組まなければならぬ、そのためには女性が奮い立たなければと皆強く思っています。

そこで、要請します。食育係でも結構です、窓口を一本化していただきたいのです。進めしていく中でいろいろな課題が出てくると思います。どこに相談に行ったらよいのか考えていたのでは、らちがあきません。横一列に並び、手を取り合って、窓口を一つにして、より具体的に進めているではありませんか。町長のお考えをお尋ねいたします。

○町長（井上 章三君）

食育の推進という問題は、先ほど来ありますように、国も力を入れて基本法を作りながら取り組みが始まったところであります、また、これを踏まえながら健康増進という点におきましても、医療費の増大を抑えるという点からも、また食に対する問題というのは指摘されているところであります。

我がまちにおきましても、先ほど申しました食育推進協議会を設置するということにしたところでございますが、これは食育といった場合に、地産地消という観点からは農政課が取り組んでおりますし、また、食に連なる健康づくりという点においては、健康増進課がいろいろと取り組んでおります。また、学校関係においては、学校教育課を中心に学校における食育という問題に取り組んでおります。それぞれに振興計画をもとにしながら食育という問題についても取り組んでおりますけれども、これを連携する一つの協議会を設置しようと、一応事務局を農政のほうに置こうということに今しているところでございます。

ただ今言わされました、窓口の中に係を設定して、そして、女団連の皆さんのがこの食育という問題に対して取り組む、それを連携できるような窓口ということでさらに具体的に言われておりますので、そのところも含めて連携がしやすいような窓口というのをまた設定をするということは、今後さらに検討させていただきたいというふうに思います。

女団連の皆さんと一緒にこういう問題に対して取り組めるということは非常に望ましいことでございますし、先ほど申しました新規事業を導入して、ことしへ取り組んでいこうということで、これは国の事業でございますが、県下で3市町村をまずもってということでありましたが、それに手を挙げて本町は取り組みを始めたところでございます。

そういう意味で、今年度一步前進できるような、そういう食育に対する努力というものを、これをきっかけとして始めることができればというふうに思っておりますので、またお気づきのところはいろいろと御指摘いただければと思っております。

○木下 敬子議員

今、組織ができたというふうなことをお伺いいたしましたが、その中に女性がかかわりはどのくらいいらっしゃるんでしょうか。

○町長（井上 章三君）

まだそこまで具体的に詰めておりませんので、女団連の皆さんも含めて、そういうかかわりやすい形というのはまた検討させていただきたいと思います。

○木下 敬子議員

今までいろいろ女性の立場から、公民会における女性の位置とか、衛自連のときの仕事の分担とか、いろいろ女性の立場からこういうふうにしたほうがいいんじゃないかという提案もして

きましたが、それが何か1年経って、新しく自治公民会長組織ができたときに、そういう中に女性がちょっと加わっているのかなと期待をしていたんですが、そういうことも相変わらずでございました。

また、窓口を一本化するということも、ただ女性団体連絡協議会だけのためでなくて、やはり食育というのは、生きていくために一番大事な基本となるものであります。ぜひ本腰を入れて、私たちも本腰を入れて取り組みたいと思いますので、連携をして、うまく安心・安全の、本当に子どもたちがここに生まれてよかったです、そして、ここに高齢者の方も元気なまちでよかったですと言われるような、活力あるまちづくりをしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、10番、新改秀作議員の発言を許します。

[新改 秀作議員登壇]

○新改 秀作議員

私は、通告書に従いまして、次の2点について質問をいたします。

1点目、集落制度のあり方について。現在の集落制度はあらゆる面で過渡期に来ていると思われるが、公民会長、班長、女性部等の制度において問題はないのか。また、公民会への未加入者の実態とその対策、集落合併の取り組みの現状と今後の進め方について伺う。

2点目、環境問題について。一般廃棄物について、分別品目は現状のままでいいのか。ごみステーションの設置について、これは町でやっているのか、衛自連でやっているのか。場所は特定があるのか。3点目、公民会未加入者のごみステーション制度について。4点目、集落墓地から出るごみのクリーンセンター搬入時の手数料について。2点目、最終処分場について。残余容量は。2点目、満杯後の新たな施設整備の考えは。3点目、排出される産業廃棄物が増え続けているが、我がまちの産業廃棄物の現状とその課題、その対策について伺う。以上で1回目の質問を終わります。

[新改 秀作議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

新改秀作議員のほうから、大きくは2点ありますが、細目がたくさんございますので、少し長くなるかと思いますが、まずもってお答えしたいと思います。

集落の活動については、各地域ごとに実情に即した活動が行われており、現状におきましては、少子化や高齢化などで抱える課題はそれぞれ厳しいものがあるだろうと認識しております。そのようなことから、先般、町内を7ブロックに分けて20の公民館長、143の公民会長や役員の方々とふるさとづくり推進研修懇談会を開催し、各地域の課題や意向など意見交換を行ったところでございます。

議員の言われるとおり、今後の地域づくりや地域活動には女性の役割が重要であると認識しております。現在143公民会中93公民会で、いわゆる婦人会として活動されております。また、町の女性団体連絡協議会として9団体、2,544名の会員の方々がおられます。近年、女性の社会進出に伴い、婦人会などの組織や機能などのあり方が問われておりますが、今後の方向づけについては、状況分析や実情等を十分考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

また、今後におきましても組織体制のあり方も含め、部内でも検討を行い、行政からの押しつけにならないよう、地域の独自性が發揮できるような組織の構築が必要ではないかと思っております。

次に、公民会未加入者の実態ですが、町内全世帯数が1万283世帯であり、加入世帯

数は8,960世帯、これは全世帯数の中で87.1%ということになっております。5月1日現在でございます。そういう点で、1,323世帯は未加入世帯であると、12.9%になるということになります。

未加入世帯対応策としましては、転入時、町民課窓口でのガイド本などを配布して、加入促進を図っております。現在居住されている未加入者に対しましては、それぞれの公民会長さん方に勧誘をしていただくようにお願いをしているところでございます。

次に、集落合併の取り組みの現状と今後の進め方であります、町内を7ブロックに分けての懇談会を開催して、各地域の意向や状況など意見交換を行ったわけでございますが、合併についての意識は地域ごとに温度差がございますが、今後の方針としましては、おおむね5年を目標として、143公民会を80から100公民会に、また、公民会の適正規模を80から100戸ぐらいの戸数に目標を定めて、地域の意向を十分に反映しながら、具体的な枠組み提案や職員の支援など積極的な取り組みを行っていきたいと考えているところでございます。

なお、この取り組みは地域ごとに重点地域を定めて推進を図る必要があると考えております。

それから、環境問題についてでございます。まず、一般廃棄物について、分別収集品目は現状のままでよいかとのお尋ねでありますが、現在本町では14品目の資源ごみ収集を行っております。近隣の市町と比較しても、品目的にはさほど変わりがありません。資源ごみ収集対象品目でまだ実施していないのが、紙製容器の菓子箱、たばこの箱類等で、可燃ごみとして処理しております。これにつきましても、住民の理解と協力を得ながら今後取り組まなければならないと考えております。

次に、ごみステーションの設置についてのお尋ねでありますが、これについては公民会からの要望により、周辺の状況を調査した上で設置を行っており、場合によっては要望に沿えない場合があります。また、現在かごを置いていないところ、特に虎居、屋地の幹線道路沿いに多いわけでございますが、そういうところについては、設置スペースが確保されれば、隨時かごを設置すると。これは衛自連で設置するわけでございますが。しかし、今後はネットなどで対応していくことも衛自連とともに検討してまいりたいと。ネットというのは、カラスとかネコ対策のネットでございます。

次に、公民会未加入者のごみステーションの利用についてでありますが、現状は、公民会長の承諾をもらって近くのステーションに出すか、無断で出すか、またはクリーンセンターに直接搬入しているかのいずれかのようでございます。現在、各公民会に設置してあるごみステーションは、衛自連で購入して設置しております。分別が悪くて収集されないものや、袋が破れて散らかったりした場合などは、それぞれの公民会において管理をお願いしております。公民会によっては、公民会員以外はごみ出しをしないようにとの看板を設置しているところもあります。

この問題は、さつま町だけではなく、薩摩川内市やその他の自治体でも同じような悩みを抱えているようで、公設のステーションを設置したりして解決しようとしているところもあるようです。本町でも関係課と協議しましたが、公民会加入促進との関連もあり、引き続き検討する課題となっております。

次に、集落墓地から出るごみのクリーンセンター搬入時の手数料についてでありますが、現在は集落墓地から出るごみの搬入についての減免は行っておりません。枯れ花等は持ち帰って、ごみ出しの日に出してもらうなど、各自で処理をお願いしているところであります。

最終処分場についての残余容量及び満杯後の新たな施設整備の考え方についてのお尋ねですが、現在、遮水シート敷設部分までほぼ満杯状態にあり、早急に遮水シートの追加工事が必要となつておりますて測量を実施したところであります。測量の結果、現在の埋立量は3万3,400立

方メートルとなっており、当初の整備計画での埋立量は11万5,000立方メートルで、最終覆土等を差し引いても、約4万1,000立方メートルの埋め立てができ、おおよそ15年間は埋め立て可能になると見えられます。このようなことから、現段階では満杯後の新たな施設整備につきましては考えておりません。

それから、産業廃棄物の現状と課題、その対策についてのお尋ねですが、私たちが快適で豊かな生活を維持していくためにも環境保全は大変重要であり、その中でもごみ処理の問題は大きな課題となっております。

産業廃棄物につきましては、県の許認可のもと可能な限りの再資源化を行い、不適切な処理を行わないように、産業廃棄物管理表、いわゆる通称マニフェストと呼んでおりますが、これによる管理を義務づけております。町内においても、県の許可を受けて産業廃棄物の収集、運搬、処理を行う業者が数社おられます、必要に応じて県や保健所などと立入調査を行い、指導等を行っております。今後も引き続き県や保健所などと連携して対応してまいります。

[町長 井上 章三君降壇]

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時05分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○新改 秀作議員

先ほど町長から答弁をいただいたわけでございますけども、20公民会143公民会であるさとづくり懇談会というので、7ブロック分けて意見交換会をやったということでございます。非常に今高齢化が進んで、限界集落もますます多くなってきているわけでございます。

その中で、公民館長さん、会長さん、いろいろ目の届かないところ、先ほど木下議員の中ありましたように、孤独者が5名ほど亡くなられたとか、この前はあるところで火事があって、独居老人が亡くなられた件もございました。

そういう中で、やっぱり公民会長さんが届かないところ、一つの提案ではございますけれども、独居老人を対象にした生の声といいますか、そういうのを、公民会長さんじゃなくして生の声を聞いて、町政に反映させるお考えは町長はないものか、お伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

独居老人等の生の声を聞く考えはないかということでございます。いろいろなやっぱり関係の方々の生の声を聞くということは大切なことだと思っておりますので、また何らかの機会を設けて、やはりそういう独居老人の方々、あるいはまた地域の方々のいろんな声を聞くということは、極力努力をしてまいりたいと思っております。

○新改 秀作議員

非常に独居老人に対してもですけども、老人の方にいろんな交通の便とか、買い物とか、いろんな声は出てくると思うんです。やっぱりそういうことも私は必要じゃないか。公民会長は、言っちゃ悪いんですけど、放送して配り物をして、それもちろん大事なんですけども、本当のことを言うと、生の声を聞いて、できれば今の窓口職員ですよね、やっぱりああいう人なんかも有効に、

職員は400人からいるんですから、やっぱりそういう人たちと一緒に生の声を聞いて、施策に反映させてもらいたいと思うところでございます。

そして、できればいろいろ地域活動支援事業あるわけですけども、やっぱりそういうイベントとか、そういうのじゃなくして、そういう調査をしたりして、そういうのにも使ったり、いろんな使いみちがあるんじゃないかと思うわけでございます。ひとつ要請しておきますので、お願ひいたします。

未加入者の問題でございますけども、非常に12.9%と、1,323人未加入者がおるということでございます。未加入者が多ければ多いほど、果たして公民会の活動ができるものか、いろいろ公民会のトラブルとかいろいろあるわけでございますけども。

あるところで聞いた話で、いろいろ教職員住宅を未加入の方が借っているとか、どう思われますかというのを伺ったわけですけども。私は、あんまいよかことじやなかな、そりやなあちいうことを話したわけでございます。

町民であるが公民会員ではなく、公民会の活性化はないわけです。行政としての未加入者の指導、そういうことは強制できるものではないわけですけども、納得してもらうことも大事じゃないかと思いますので、町長の御意見をもう1回伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

未加入者という方々、どちらかというと若い方々が多い傾向にあるんだろうと思いますが、だんだんと増える傾向にあると。こういう方々をそのままにしていくと、地域のつながりというのはますます難しくなってまいります。

それで、今後の共生・協働と言われますが、今後の共助という助け合いの主体といいましょうか、核となるのは、やはり公民会というものがそういう中核にならないといけないと私は思っているわけでございます。

しかし、公民会でもう体力がだんだんなくなってきたところ、あるいは逆に大き過ぎてなかなかまとまりがつかないところ、いろいろございます。

そういう点で、ある程度適正規模、先ほどおおむね5年を目標として公民会の適正規模、あるいはまた公民館の適正規模、こういうものをもう1回見直す必要があるんじゃないかな。あるいはそういうことをいろいろみんなで話し合いながら、本当に共生・協働の中核になり得る、主体になり得るそういう組織というものをしっかりと作っていく。そうしないと、何かをやろうしてもなかなか始まらないと、景観の問題にしろ、いろんなこともあります。

そういう中に、未加入の方々は無関係でいる、生きるということは、実際はできないわけであります。ごみ収集の問題においてもそうだし、また、学校に子どもが行くにしろ、いろんな意味でやはり地域とのつながりというのは大切になるわけであります。

そういう点で、こういう方々にやっぱり一緒に地域を作っていくという気持ちになっていただけるような努力というのは、公民会のほうも入っていただきやすい雰囲気とか、そういう努力をしていただいたら、また未加入の方々も、ああ、これだったらと。そしてまた、自分のできることは一緒に連携してやるんだというようなふうにして、共生・協働のつながりの輪の中に入っただくようにしていくということが大切だというふうに思っております。こういう点における見直しを含めて、未加入の方々も一緒に地域を作っていくというふうに意識づけをしていくことができるよう努めていきたいものだと。

これはまたみんなで努力をしていかないといけない面があるだろうと思いますが、このままでやっぱり放っておくわけにいかないという気持ちを持っております。

○新改 秀作議員

窓口でいろいろ文書は渡しているんだがというのがあったようでございますけども、未加入者がいると、いろいろ地域の親睦とか、防災の面とか、奉仕作業とか、いろいろ問題が出てくるわけでございます。公民会に加入しなくても、何も生活の不便はないわけでございまして、高齢化・少子化が進む中で、今後の公民会運営というのが非常に難しいものもあると思われます。

集落の奉仕作業、高齢者が多くなり、若者が少なくなっているように思われます。もちろん未加入者の町からの発送においても、お金、経費がかかるわけでございます。未加入者への加入を推進していく必要があると思われますので、何かと対策をとっていただきたいと思います。

一応これは未加入者の問題でしたけども、先ほど公民会の女性部のところで、一言ちょっと聞き忘れたわけですけども、先ほど143自治会の中の93が女性部ができているということ、残りのもちろん女性部があったほうが地域の活性化にはなるわけですけれども、公民会の自主運営だからと言われば、もうそれでおしまいですけど、町としてのそういう対策、周知、いろいろあると思いますけども、どのようにお考えですか、ちょっと担当課長でもいいですからお願ひいたします。

○教委社会教育課長（豊山 修啓君）

女性部等の制度につきましては、先ほどありました公民会ごとに設置がなされているところもございますが、そのほかの地域におきましても、当然それぞれの活動の中で、女性部という方々の重要な存在にある、そういう活動というのはもう既にいろいろと取り組みをされているというふうに思っておりますが、私どもの指導という立場の中では、そこあたりも強制するようなことはまたできないし、あるいは公民会活動としてのやり方の中で、やはりそういった女性の役員を登用しながら、取り組みはしていただくような形でお願いをしていきたいというふうには考えております。

○町長（井上 章三君）

婦人会あるいは女性部会の問題も含めまして、今後どうあつたらいいかという問題は、やはりひとえに公民会であれ、あるいは公民館であれ、地元の自覚というのが一番だろうと、そこから始まらないと、これは始まつていかないというふうに思っております。

町のほうでこうしてくださいと言っても、地元でその必要性を感じなければ始まらないわけですし、今のままでいった場合に本当に地域助け合いの、そういう地域を作る、魅力ある地域を作る、この地域をいかに支え合う、そういう地域を作っていくかということを考えたときに、どうしても女性部が必要だと。

あるいは、もっとこういうような組織が必要だと、今のこの規模ではちょっと間に合わないと、こういうような問題に対して地元自体が本当に自覚をしないと私は始まらないというふうに思うわけであります、それをできるだけ支えながら、そういう一番動きやすい、そして活力を持ちやすい形を作っていくということにおいて、町としてはまたいろいろと支援をしたいと思いますが、もう自分たちはこれでいいんだというふうに思われれば、もうそれで何も始まらないと。

ですから、地元の自覚というのがまずスタートになるんではないかと、こういうふうに思っております。

○新改 秀作議員

私の地元の例を挙げますと、私、旧公民会で一応婦人会というのを作っているわけでございます。一つの公民会は婦人会ちゅう名前に抵抗がありまして、なかなかできなくて女性部とすればできやすいんかちゅうことで、たくさん入ってもらって、いろいろな形で親睦を深めて、1カ月一遍は寄ったりする公民会もございます。私たちは2カ月に一遍の、いろいろ親睦と集金やらいろいろ兼ねてそういうことをやっているわけでございますので、自主自覚ですけども、そういう

ことで、何かとそういう機会がございましたら、進めさせていただきたいと思うところでございます。

次に、一般廃棄物の件に移ります。今さつま町では一般廃棄物処理の基本計画というのがなされていると思いますけども、何年後にはどれぐらいのごみや一般廃棄物がなるというような、予測結果というものが判れば教えていただきたい。

それと、1人当たりのごみの量はどれぐらいのものか。また、1人当たりにかかる経費というのはどれぐらいかかるものか、判っていたら担当課長でもお伺いいたします。

○環境課長（日當瀬修二君）

ごみ処理基本計画につきましては、昨年の19年度に作成しておりますが、これにつきましては、5年に1回作成するということで、中間の3年目に計画の見直しをするというふうになっております。これにつきましては、人口の推移等も計算をしながら量等の計算をしていくことになりますけれども、今申しわけないんですけども、ここにその関係資料を持ち合わせておりませんので、またあともって答弁をさせていただきたいと思います。

それから、1人当たりのごみの量でございますが、年間に1人当たりのごみの量といたしましては約310キロ、これを月当たりになおしますと、27キロぐらいということになります。1日当たりにかえますと、約900グラムと。

それから、今お尋ねがありました1人当たりの処理料の料金です、今判っているのは、1キロ当たりの処理の料金といいますか、1キロ当たり約9円70銭ほど処理に当たる経費がかかっているということになります。

○議長（濱田 等議員）

環境課長に申しますが、答弁はいつの時点でするんですか、保留をした分については。

○環境課長（日當瀬修二君）

答弁につきましては、資料が届き次第ということでお願いします。

○新改 秀作議員

私はちょっと他町村のを調べたんですけど、1万どひこかかっているということでございます。それで計算をしたときに、人口割でどれぐらいかかるちゅうのは判るんですけども、あとでまたお答え願います。

何でこんなことを言うかというと、6月4日の南日本新聞に、一般ごみの総量が1.3%減というのが載ってましたので、1.3%減ということは、人口だけじゃないわけですよね。リサイクル化が進んでいるということでございまして、ここにいろいろ新聞には、1人当たりのごみの排出量が1.4%減の1,110グラムあったというのを書いてあった。それからすると、割と少ないんかな、リサイクルは進んでないのにと考えたわけでございます。

これを見ると、今全国的に循環型社会ということでリサイクル化がいろいろ進んで、鹿児島県でいえば、大崎町なんかが一番、80%のリサイクル化が進んでいるわけでございます。

そういうことで、私たちもどうせリサイクル化して循環型社会に当然なるわけでございますので、その辺をいろいろと考えておかなければならないと。

そこで、本題に移りますけども、分別の問題、現状のままでいくちゅうような感じ、検討をされるということでございます。ここを見てみると、全国的に有名な大崎町が28の分別をやっている。隣の菱刈でも20の分別をやっている。いろいろと、ここに書いてあるとおり住民、企業、行政が一体となった、ごみのサイクルだけじゃなく、まちづくり、いろんな循環型が生まれてきてると、ここにもいろいろ書いてあるわけでございます。

いろいろと町民には余り、分別も大変やでやってくれるなちゅう意見もあるかもしれませんけども、時代が循環型になって、そうすれば最終処分場を、あとでまた質問しますけども、そ

ういうのも造らなくてよいということで、いろいろといいあれがあるわけですので、近い将来、少しずつでもいいから分別をもうちょっと増やしていけるような体制が組めたらと思っているところでございます。

次に行きます。ごみステーションの設置でございますけども、今お伺いしましたところ、要望があれば設置はできるということで、公民会からの要請があればということでございますけれども、私の考えたところによると、決まり、よその地区をいろいろ聞いてみたんですけど、50戸から100戸に1基ぐらいずつ置いておるというようなことも聞くわけですけども、これがただ、どこでも置くようなそういう感じになると、収集車とのお金の問題いろいろあるわけですけども、その辺を課長のほうでいいですけども、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○環境課長（日當瀬修二君）

ごみステーションの設置数の関係でございますけれども、先ほど町長のほうから答弁がありましたとおり、この設置につきましては、一応公民会のほうから要望が出た時点でそれぞれ調査をした上で、クリーンセンターあるいは収集委託業者とも協議をして、結論を出しているところでございますけれども。

ステーションが増えれば増えるほど、委託料そのものにはね返ってくるという関係等もありますし、現在のところではそう一気に増やしていく考えはないということで、最低限必要なところには設置をさせていただきたいというふうに思っているところです。

○新改 秀作議員

続きまして、公民会の未加入者のごみステーションの件でございますけども、これもまたいろいろ地域によっていろいろあるわけでございます。

どこですか、湯之元になれば、500円の賛助会費か何かを集めてやってるところもあるし、あるいは公民会、自分のアパートの前に置かれた例もあったわけですけども、この辺が不公平といえば、いろいろ問題があるわけですけども、その辺は課長はどのようにお考えですか。

○環境課長（日當瀬修二君）

公民会への未加入者のごみ捨ての関係でございますけれども、今おっしゃるとおり、町内でも1カ所アパートのところにステーションを設置させていただいたところもありますが、なかなか未加入者だと思うんですけども、ごみステーションに出すマナーといいますか、それが非常に悪いというようなふうになっているようですし、我々環境課のほうもこの問題につきましては、それぞれ関係する課とも一応1回目の協議もさせていただいた経緯もあります。

その時点でも、未加入者の関係につきましては結論は出ていないわけでありますけれども、今後につきましても、この問題についてはなかなか結論が出ませんので、また環境対策会議も設置をしたいということで、そこらあたりでもまた協議をしながら、できるだけ解決に向かって努力していきたいというふうに思っております。

○新改 秀作議員

早く環境対策会議をして、この辺を早く結論を出していただきたいと思うわけでございます。

それから、集落墓地から出るごみのクリーンセンター搬入の手数料でございますけども、委員会でも話が出ている町営墓地との関係、あるいは我々集落の墓地との関係、いろいろ委員会でも話は出ることでございますけど、なかなか町長が言う、いつも一体感、公平感にはほど遠い。

私も町の墓地を見に行ったわけでございますけども、町のシルバーセンターが集めている関係で、置き場所には置いていない、入り口に山積みしてあるちゅうような感じも見受けられました。その辺の、これは町営墓地はこんなもんかなと思ったりも、しかも搬入手数料は減免の措置はとっていない。いろいろこれは完全に、町長がいつも言っている一体感と公平感にはほど遠いな

と思うことでございましたけども、その辺をどのようにお考えなのか、町長のほうからでも担当課長からでも、お聞かせ願いたいと思います。

○環境課長（日當瀬修二君）

集落墓地から出る枯れ葉等の関係でございますけれども、町営墓地につきましても、一応利用者の方々には、枯れ葉等については自宅のほうに持ち帰って処分をしてくださいというふうに、こちらとしてはお願いをしているところでありますけれども、なかなかそれが徹底されていないということですが、特に東谷墓地のほうにつきましては、何箇所か利用者の方々が置いて帰られるという状況がありましたので、一応私どもの係のほうで何箇所かもう全部処分をして、そこを使用させないというようなこともやってきております。

町営墓地につきましては、町営墓地公園という形で我々管理をいたしております関係で、どうしても持ち帰っていただいてない分については、収集を委託してお願いしているという状況でございます。

そういうことで、今後におきましても町営墓地につきましては、持ち帰りをしていただいて、自宅のほうで処分をしていただくというふうに指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○新改 秀作議員

はつきり言って、それだったらもう搬入手数料を取らなくていいんじゃないですか。墓地のこういうのなんか。町長はどう思われますか。

○町長（井上 章三君）

今の内容について、ちょっと十分に状況が判りませんので、ちょっと私のほうからのはつきりした答弁はしにくいところなんですが。

○環境課長（日當瀬修二君）

集落墓地の枯れ葉等の持ち込み手数料の関係ですけれども、取らんほうがいいんじゃないかという御意見でありますけれども、一応私どもといたしましては、この集落墓地から出る枯れ葉等の持ち込み手数料、処理手数料ですが、これについては今のところ減免は考えていないということであります。

○新改 秀作議員

課長、持ち帰って一般ごみで出せばいいわけですか。

○環境課長（日當瀬修二君）

そうです。一応自分たちがお持ち帰りいただいて、そして指定袋なり入れていただければ、ごみステーションのほうに出していただけるということです。

○新改 秀作議員

なかなか、それがうちの公民会でも問題になりまして、何で持って帰らにやいかんとよち、何かいけんかならんとやちゅうのが、野焼きもできないし、その辺も環境会議か何か、近いうちに、課長、何かいけんか考えてみてください。菱刈町なんか、ごみは取りませんよ、全然、お金も。一般ごみもお金はゼロなんですよ、菱刈町は。あそこは金があるからかも判らんですけど、やっぱりそういうところもありますから。墓地のごみぐらいはちょっと考えていただけないだらうかと思います。何か、課長、環境会議でまたひとつやってください。要請しておきます。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

このごみ処理の問題ですが、当初有料化した時点でも、いろいろただいまのような御質問が出ておりますが、何せ管理経費というのが非常に高くついておりまして、先般の財政課長の話では、一昨年は大体900万円程度でございました。現在、本年度の予測では3,000万円程度かか

ると。これは重油代だけでございます。

そういう意味からいたしますと、今後はごみの有料化ということは、これはもう必然的になってくるんじゃないかというふうに考えておりまして、これから出されるごみの無料化ということは非常に難しいと。

ただ、基本的には、自分で出したごみは自分で処理をしていただくということが基本でございますし、不法投棄を防止するために一般廃棄物の処理というのは、これは公共団体の義務でございますから、そういう部分では、やはりそこら辺を整理して、再度また公民会に周知をしていきたいというふうに考えております。

○新改 秀作議員

その辺はよく検討していただきたいと思います。

続きまして、最終処分場の件ですが、今のところは施設の別なあれは考えてないということございました。大体1日に1トン800ぐらい出るということを聞いております。からすれば、15年はそれはもつんだと、今の処分場がですよ。

話に聞きますと、災害ごみがほとんど、この10年間に地震、それから災害が2回あったわけですから、そのごみであれだけになったんですから。今からの時代はそういうこともあり得る。やっぱりその辺を頭に入れておかなくちゃ、私は全然ないということではなくて、検討をやっぱりされる必要もあるんじゃないかなと。災害ごみがなってくれば、そういう問題に、やっぱりそういう環境会議で、基本計画がちゃんとあるわけですから、その辺にやっぱり組んでもらって、いろいろ検討なされたほうがいいんじゃないかなと思うところでございました。

次に行きます。しまった。済みません。たくさんあるものですから、忘れてました。今的一般廃棄物で持ち込む中に、有価資源物、ペットボトル、古紙、アルミがあるわけです。それがお金になる。そして、こちらからお金を払って処理をしてもらう。業者が委員会で聞いたとき、どこですか、岩元商会かどこかと言われましたけど、それがお金に換算すると年間どのくらいあるものか、これもちよっとお聞かせ願いたいと思います。

○環境課長（日當瀬修二君）

有価物の売却益の関係でございますけれども、現在13品目を有価物として売却いたしておりますが、平成19年度で約1,360万円の売却というふうになっております。

○新改 秀作議員

これは有価資源物が1,360万でしょう。今度はお金を払ってする分もあるんじゃないですか。それはどれぐらい。それで、業者は1件なんですか。

○環境課長（日當瀬修二君）

資源ごみの容リ協会への再商品化として委託している品目が4品目ほどありますが、この委託料といましましては、容リ協会のほうに支払いをしている金額が約45万1,000円でございます。

○新改 秀作議員

判りました。有価資源物も1,360万という大きな金になるんだなと思うわけでございます。

時間がないので、先ほども言いましたけれども、この「広報さつま」のほうに、今のごみの資源循環型のことを構築するためのいろんな形があるわけですけれども、廃棄物の抑制とか適正処理をするのに、いろいろな皆さんの意識改革、そういうのが必要であるわけですけれども、業者が行うこととか、町民が行うこと、あるいは行政が行わなきやならないこと、いろいろ具体的などのようなことがあるものか、お伺いいたします。判りませんか。

実は、私は大体判るんですけども、こういうことじゃないですか。町民は、マイバッグを持

参したり、いろいろ環境に優しい、そういうのをするんですよということじゃないですか。

私は、3Rの今運動をやっているでしょう、あの中でちょっとこれを見たもんですから、果たして業者、行政側は何をするのかと思って、これを質問したわけでございます。まあいいです。

続きまして、産廃の関係。今、産廃の関係があります、ある地区で埋め立てを行っているわけでございますが、これに関して安定型の産廃処分場がありまして、廃プラスチック、ゴム、鉄くず、ガラスくず、いろいろ平成6年、これがなっているわけでございます。これが14年を経過しているいろいろやっているわけでございますけれども、住民には今のところ何にもないとは思いますけれども、ないということで問題は起きてないようでございます。14年経過すれば、いろいろ水質検査ですか、水質検査なんかをされていると思うんですけども、町のほうにはその結果というのは来るんですか。こっちから要請せにや来ないんですか。ちょっと課長に伺います。

○環境課長（日當瀬修二君）

今おっしゃる事業所の関係でございますけれども、毎月1回、水質検査は実施されておりまして、これは保健所を通じて県のほうに報告をしていると。それから、年1回、県が無差別に抜き打ちで検査をするということをされております。

町のほうにその報告が来ているかということでありますけれども、一応報告は来ておりませんが、今おっしゃいますとおり、こちらのほうから要請すればもらえるということで、今のところでは、別にこの項目についての基準値を超えている分はないということをお伺いしております。

○新改 秀作議員

やっぱり処分場も今からまた出てくると思いますので、やっぱり何年かに一遍ぐらいはそういうものを一応町のほうも取り寄せて知る必要があるんじゃないかなと。やっぱりこういうこともまさかということがございますので、いろんなことがありますので、その辺は要請しておきます。

それから、先ほど、今はもちろん一般廃棄物処分場は収集から処分まで市町村が義務を負って、産廃の場合は県が許可、監督するということになっているわけです。

今、薩摩川内市で産廃の管理型の処分場の問題があるわけでございますけれども、県内の29カ所の候補地の中で、8カ所が自治体推薦地があったよということがあったと聞いております。その中に、我がさつ町は何もそういうのはなかったものか、町長にお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

さつま町としては、今のところ候補地は上がっておりません。

○議長（濱田 等議員）

4分を切っていますので、時間内に質問が終わるようにお願いします。新改秀作議員。

○新改 秀作議員

私の個人的な考えですけれども、やっぱり鹿児島県のごみはよそに全部、ほとんど、県内では産廃のほうはなかったということで、全部県外にやっとるということで、個人的な考えですけれども、地元は地元で処分したほうがいいなと思うことでございます。その辺はまた川内のほうがどのような結果を出されるかですけれども。

産廃の問題ですけれども、産廃の搬出業者、いろいろいらっしゃるわけでございますけれども、搬入のときの確認とチェックはしなければ、良好な事業運営というのがつながるわけでございます。

そしてまた、地元との、産廃関係は全部ですけれども、良好なコミュニケーションといいますか、そういうのも必要なことではないかと思うわけでございます。私たちも、企業を育てるという意味では、もちろん大事でございます。そしてまた、住民が不安に陥らないようにする、それもまた大事なことでございますけれども、町としての行政の協力体制あるいは信頼関係なんかを

築くのも一つは大事なことではないかと思いますので、ひとつ要請しておきます。

○環境課長（日當瀬修二君）

先ほど答弁を保留しておりました、ごみ処理基本計画の関係でございますけれども、19年度に作成いたしまして5年間の基本計画になりますが、5年後の24年度のごみの量といたしましては97.7%ということで、さほど減っていかないという計画でございます。

○議長（濱田 等議員）

次は、25番、川口憲男議員の発言を許します。川口議員。

[川口 憲男議員登壇]

○川口 憲男議員

2時前になりました、お答えのほうもちょっとしどろもどろになっているような感じがします。元気を出してお答えをいただきたいと思います。

その前に、宮城県、それから岩手県ですか、大きな地震がありまして、一昨年、私どものところも水害を受けまして、他人事ではない、何といいますか、被災者の気持ちを痛感しております。そういういろんなテレビの情報の中にあります、先に通告いたしました後期高齢者医療制度について町長にお伺いいたします。

4月からこの制度が始まりましたけれども、先ほど申し上げましたように、マスコミ、いろんな新聞等、いろんな考えが聞かれている中でありますが、町長はこの制度に対して、町長としてどう考えられているのか、住民に対する説明をどうされるのか、お伺いいたしたいと思います。

次に、この制度の中で、人間ドックを節目受診で実施されましたが、その効果は現在のところどうですか。また、この節目受診は適策と考えておられるのか、お伺いいたします。

2番目に、景観団体としての取り組みについてお伺いいたします。

景観計画について、行政団体としての取り組みはどのように進捗しているのか。

2番目に、平成19年度、実際は平成18年10月27日に景観団体の許可が県からおりているわけですが、その景観行政団体として町長自ら提案しスタートしましたが、「町民の意見を聞き、景観への取り組みをし、ひいては定住につながるという意識のもとに、美しいまちづくりへと考えている」という町長の考えが昨年の一般質問で出されました。この進みぐあいはどうなっているのか、お考えをお伺いいたします。これで1回目の質問にします。

[川口 憲男議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

川口憲男議員から2つの質問をいただきましたが、第1点目の後期高齢者医療制度等についてということでございます。

まず1点目のこの制度に対してどう考えているかということでございますが、先の3月定例会でも答弁をいたしましたように、本町は高医療費市町村ということになっております。医療費の増加はまちの財政にも大きく影響することから、医療費の適正化対策は喫緊の課題でもございます。

後期高齢者医療制度は、医療費の負担について理解と納得を得ていく必要があるのは当然でありますが、老人医療費を中心に国民医療費が増大していく中で、今までの老人保健医療制度では、現役世代と高齢者世代の不公平が指摘されていたことから、それらの負担を明確にし、公平で判りやすい制度として国がスタートさせた新たな保険制度ということでございます。

これまでの間、保険料や年金天引き問題など、町民あるいは国民から多くの不満が出ているわけでございますが、地方行政を預かるものといたしましては、とにかくスタートした新制度の運

営をスムーズに進めていくと、町民の皆さんのが混乱されないようにしていくことが、私の務めであると考えております。

この制度に対する国民の不満が続出する中で、政府・与党でも低所得者へ配慮した保険料の見直し、年金からの天引きの見直し、診療報酬における終末期相談支援料の当面凍結などの見直しを進めているところもあります。

今後におきましても、制度運営の不具合点については、町民の方々の声を真摯に受けとめながら、機会をとらえて言うべきことは言い、よりよい医療制度となるように国に働きかけをしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、人間ドックを節目受診で実施しているわけでございますが、その効果、あるいはこれはどう考えているかということでございます。

人間ドック事業につきましては、30歳後半から始まる生活習慣病が自覚症状がないままに進行し、病気が相当進んでから発見されるという特性を持っていることから、被保険者の生活習慣病の早期発見と健康の保持増進を図ることを目的に、指定保険医療機関で短期人間ドックを受けたとき、受診料の一部を補助してきたところでございます。

このような中、生活習慣病が国民医療費の約半分を占めているということから、国は今年度からメタボリックシンドロームと呼ばれる内蔵脂肪症候群に着目した特定健康診査、特定保健指導を医療保険者に義務づけたわけでございます。その結果、多額の健診費用が発生することになりますし、人間ドックの必要性は認識しつつも、胃がん、大腸がん、腹部超音波検診などとの同時実施とすることで、人間ドックと同様の効果が期待できるものとして、やむなく予算減額を行い、受診の公平性も考慮して、35歳から65歳までの5歳刻みの節目健診として実施することにしたところでございます。

その効果はということですが、事業実施に当たっては、4月にお知らせ版により募集を行いました。昨年度までは、公民会内の回覧による年度当初の一括募集としておりましたが、本年度からは個人情報に配慮して、役場の保険係へ受診前までに直接申し込んでもらうようにし、来年3月まで随時受け付けることにいたした関係から、評価についてはもうしばらく猶予をいただきたいと思っております。なお、現時点での申し込みは18人ということでございます。

本年度から特定健康診査が始まり、現在、本町でも全日程の3分の1を終えたところでありますが、この健康受診率の結果次第では、受診率向上のため人間ドック事業の活用も考えられるところから、今後の特定健診の受診状況、中でも受診率が低い若い働きざかりの世代の状況を見きわめながら、事業の再構築も含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、景観行政団体としての取り組みについての御質問ですが、本町は景観行政団体となり2年目を迎えております。これまでアンケートや職員、公民館長等を対象とした研修会等を行ってまいりました。本年3月に県の景観形成ガイドラインが示されたところでありますが、それを参考にしながら、現在、景観計画の策定に向けた府内体制や関係機関、団体等を含めた組織づくりの準備を進めております。

景観計画については、ワーキングを通して計画づくりを進め、本年度中の策定に向けて取り組んでいるところであります。この景観計画には、計画の区域、景観形成の方針、行為の制限、景観重要建造物等の指定などを盛り込むことになっており、建築法を初めさまざまな法律との連携が図られるような仕組みとなっておりますので、計画を策定したのちも町や地域の実情に合わせた規制や誘導を盛り込めるよう見直しをしていく必要があろうかと考えております。

景観づくりは、目的ではなく、よいまち、よりよいまちづくりを実現するための重要な要素でありますので、我がまちの景観に対する理念や方針を示しながら、町民と一体となったまちづくり

りに取り組んでまいりたいと考えております。

その中で（2）の問題でございますが、現在、一地区一景観運動という形で地域活動による共生、協働の景観づくりというものを進めております。景観的に魅力のある地域づくりは、農村定住を進める上での必要条件であると考えます。そのほか、地域の受入れ体制や、情報通信の整備に係る問題なども残っておりますが、少子高齢化、人口減少の問題を突き詰めると、農村定住を進めることができ大事であると考えております。

景観を意識した取り組みは始まったばかりですので、町民と協働による継続的な景観づくりを行なながら、次の世代につながるようなふるさとの景観づくりを進め、ひいては出郷者のふるさと回帰や移住へつながってもらえたたらと考えております。

[町長 井上 章三君降壇]

○川口 憲男議員

後期高齢者医療制度について町長のお考えは、3月に言われて今回ということで、そんなに変わってないんですけども。

今、新聞いろいろなところでの、先ほど申し上げましたように情報で、町民の間にも相当迷いがあると思います。例えば、先ほど申し上げられましたように、年金からの天引き、いつの間にか引き落とされとて全然判らなかったという方もいらっしゃいますし、この年金所得の方の軽減措置もあるわけですけれども、非常に生活に苦しんでいらっしゃる方々が相当いらっしゃいます。

国民年金受給者の中には、月1万5,000円から2万円ぐらいで生活していらっしゃる方々から、それが引かれるわけですから非常に苦しいところで、この方法も新聞情報によれば10月以降見直しをされるというふうに、非常に二転、三転、転がり込んでいる状態でございます。

町長のさっきの答弁の中にもありましたように、最後で私はこのことを強く要望しようかなと思ってたんですけども、もう出されましたので、町の財政も圧迫するわけです。午前中の質問の中にもありましたように、その財源的なところを有効的な使いみちというようなところの話がありましたけれども、全くそのとおりで、私たちのまちもこういう後期高齢者医療制度について相当の町の一般財源を歳出しているわけです。

その中にあっては、やはり健康づくりネットワーク、健康さつま21の推進をされておりますけれども、そこあたりの推進はまだまだ伸ばしていくかなければならない状況にあると思います。

それと、やっぱり町長が会長をしていらっしゃいます町村会長会、あるいは国際会、いろんなところでそういう声を上げていらっしゃいますけれども、町長としては、私は、十分にこれは国の政策、あるいは県の施策といいますか、県のほうでやってますけれども、やっぱりさつま町としても、町のトップである町長は、この制度について町民に十分説明責任をする責務があると、私は思います。

今、おっしゃるようなことはもう重々判るんですけれども、それが町民にいかに伝わるか、またいかに至るところでも説明していただけるか、これが必要じゃないかと思いますけど、そのところをどういうふうに感じてらっしゃいますか、お聞きします。

○町長（井上 章三君）

この後期高齢者医療制度というのは、理念としては先ほど申し上げましたように、医療費の負担の適正化といいましょうか、この適正化対策ということで、これは理念としてはやはり必要なものであるというふうに理解するわけでございますが、国のこれに対する取り組みというのが、やはり十分な説明がないままに、スタートをするというような形になったというところに、非常

に戸惑いと不満と、いろいろ課題が残ったということであったと思っております。

ただ、我がまちとしては、これに対しまして、これがスタートした時点において、各地区をずっと説明会をしたり、あるいはまたいろいろな団体における場において説明会をしたりということで、相当数の方々に説明会をして一応の理解をいただいたと、十分ではないと思いますが、そういう努力をいたしました。

しかし、国のはうもいろいろとこれに対する問題を指摘される中で、またこれの見直しをずっと随時図っているということでありまして、なかなか判りにくい状況がございます。

それで、今後とも現場において出てくる声というのは、私たちはよくやはりキャッチして、そして現場における不都合、いろいろな問題点というのが見えてきた場合には、これをまた上方にやっぱり声として出していくということにおいては、しっかりやらなきやいけないと思うわけでありますし、また、町村会全体といたしましても、この問題に対する意見書というものは出したりということで、国の見直しというのがまた変に地方の財政負担につながってしまうような見直しにならないようにとか、その根幹に対してはやっぱりそれをしっかり維持をしてもらいたいとかという要望も出しているところでございます。

そういうことで、今後とも現場の声というのは、注意深くキャッチしながら、この問題がスムーズに理解され、あるいはまたいい形で制度として整っていくように見守っていきたいと思っているところです。

○川口 憲男議員

町長、おっしゃるとおりで、本当にこの制度、先ほど申されたように理論として医療の適正化として非常に大事なことであり、そのところがいろんなマスコミ等の話を聞くとっても、いろんな新聞情報を聞くとっても、その点がまだ十分伝わっていないところがあると、私も感じております。

実際、日替わりメニューで新聞の記事がぐるぐる変わりますから、果たしてどこまで行き着くのか、どれが本当なのかということがありますけど、それはやっぱり町長の申されましたように、医療の適正化だと思います。

だけど、こういうふうにして少子化が進む中で、果たして今の40歳代の人たちが50になったときに、今の60歳、あるいは65歳の人をどういうふうに支えられるか、30歳の人も当然ですけども、そういうことが一番の課題でありますし、そこになったときには町の財政もものすごく圧迫してくるわけです。

ですから、先ほど申し上げましたけれども、健康づくりのネットワーク、健康さつま21ですか、こういういい制度といいますか健康づくりをうたっているわけですから、そこあたりのところをもう少し関係課とも話し合いを進められて、もう少し今一度、町民への説明責任と言いますか、説明責任はないですけれども、情報伝達というのをもうちょっと強めていただきたいと、私はこういうふうに要望します。

それから、2番目の人間ドックの節目健診ですけれども、現在のところで、もう少し猶予をくださいということあります。確かに3月31日までの期限でありますから、今の時点で私も把握しております。18人、ちょっと最初の私たちが3月に議論いたしまして、このことについて強く要望してきましたけれども、それからするとちょっと説明が足りないのかな、周知が足りないのかなという考え方も持っております。

平成19年でいきますと、一般と女性と合わせまして270名程度が受けとったのからいけば、1割いってないのじゃないかなというような状況です。

だけど、やはり今のメタボの状況、いろんなことを考えますと、この人間ドックというのは、

これまでも非常に大事なのであって、それを希望しておられた方もたくさんいると思います。私は、ことしそれに該当というか、その節目に当たらなかつたものですから、直接病院のほうのドックを申し込んでおりますけれども。

やはり必要性を感じてやりたいという方は、私のほかにもたくさんいらっしゃいます。そういうところには、費用的にたくさんかかるということは判っておられます。たしか半分負担だったですか、19年度まではドックに関して。それを7割負担とかいうように変えてでもドックを受けさすべきじゃないかと私は考えております。

ここらあたりのところはもう少し猶予をくださいということですので、十分庁舎内で議論されて、悪い策とは申し上げませんけれども、もっと効率化できる策にもっていけるような方向性をとっていただけたらと思っております。そのことについてちょっとお考えをお聞きします。

○町長（井上 章三君）

今回、人間ドックの事業を節目受診にしたことによって、今まで受けておられた方が受けられなくなつたと、今、議員が言われたように個人で受けられる方はいいんですけども、助成がなくなつたということで残念に思つておられる方も多いんだろうというふうに思つております。

ただ、一方において、今まで受けてこられた方々が、ある程度固定化してきて、受けたいけれども受けられないという人たちの声も一方であつたわけでございます。

助成の部分はありますけれども、約2万ぐらいの自己負担というのが、それを出せる人でないと、また受けられないということがあるものですから、そのところで余裕のある人に対する優遇ではないかというような指摘も一方であつたということも聞いていたわけでございまして、それでただ5年ごとのというのは、またちょっと長いなという感じもいたしますし、なかなか痛し痒しのところがあるというふうに思つております。

それで、今回のこの特定健康診査という形の中で、またがん検診などもできるだけ利用していくだけで、安い負担の中でできるだけ今までのそういう検診を受けていたものをまた持続していくだけるように取り組んでいただいて、またこの受診率というのが問題にもされておりますだけに、できるだけこういう形の中でひとまず努力をしていただきたいというふうに思つているところでございます。

人間ドックの事業をさらに拡大するかどうかということに関しては、一応3月までの様子を見た上で、検討の余地はないわけではありませんので、受診率を高めるということも非常に重要な問題でありますので、そこも含めてまた検討させていただきたいと思っております。

○川口 憲男議員

おっしゃるように、3月31日までありますて、受診率のアップというのには、そこら当たりまで見らんと判らないというところがあると思います。

しかしながら、今、先ほどちょっとと言葉の中にありましたように、安い費用で多くの方々が受けさせていただきたいという発言をされました。全くそのとおりで、やっぱりこういう先ほど申しましたけれども、この健康づくりネットワークのところでもメタボ、あるいはさつま21のこういう計画の中でも、やっぱり病院にかかる工夫のためにはこういう検診が必要であり、やっぱり人間ドックもその中の一つじゃないかと思います。

安いから受けるというんじゃなくして、やっぱり忙しくて受けられない方が一日休みをとつたらこの日は受けられますよというような、こういうドック制度というのは私は非常にいいんじゃないかと思っております。

どうしてもやっぱり先ほども申し上げましたけれども、町の財政を圧迫する、これから先まだ増えていくんじゃないかと懸念されますので、この町の持ち出しがですね。そうなつたときに、

何を抑止力というか、かけるかとなったらやっぱり健康な町民が一人でも育つということが大事じゃないかと思います。そのための一つの施策ですから、ここにもう少し力を入れていただきたいと要望します。

次に、景観計画行政取り組みですけれども、今のところ先ほどの言葉のところで、今年度中に策定しますということだったんですけれども、私、昨年の一般質問のとき。何ですか。地域行政区を回られていろんな座談会ですかね、そこで環境課が示したの中でのアンケートを取り早急にするという項目があったように思えたんですけれども、私ちょっと勘違いか、それと私が3月質問したときも、やっぱり町民の意見をいろいろ聞きワークショップ等をし、早急に組み立てていきたいということだったです。しかし、県がことし3月に策定しましたから、県の動向を見ながら、うちのまちも作っていくということのお話でした。

ちょっと取り組みの状況でもう少し詳しく突っ込んで質問しようかなと思ったんですけど、これから先、今から作られるということになれば、全然考え方方が違ってくるんですけれども。

もう一回、再度昨年のをほりおこしていましたけれども、先ほど同僚議員の中に、町長の言葉にもいろいろ出てきました。共生・協働、あるいは自助・共助・公助、この景観作成でなくて行政団体、あるいは町内に呼びかける中では、これは非常に大事になってきているんじゃないかと思うんですけれども、再度その辺のところをワークショップの中でも、出てきております、あのアンケートの中でも。

それから、公民館長会ですか、の中でも申されたと聞いておりますけれども、その一地区一景観運動ですか、そこらあたりを強く呼びかけていかれるということだったんですけれども、再度もう一回お聞きしますけれども、そこあたりもう少し具体的にどういうふうに進めていかれようとしているのかお聞きします。

○町長（井上 章三君）

今までの昨年からことし、そして今、先ほど申し上げましたこういう景観計画の取り組みというこちらの経緯については、企画広報課のほうがそれを取り組んできておりますので、そちらのほうから報告をさせたいと思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

景観行政団体となりましてから2年目を迎えているわけでございますが、このアンケート調査などでの意識調査を行ってきておりますけど、非常に関心の多い方がいらっしゃるといったようなことでございます。

これまでいろいろ議会等の質問等の中でも、町長のほうからもいろいろと御答弁があったわけでございますが、やはり共生・協働の景観づくりということになりますと、どうしても行政主導で計画づくりをしていくと、どうしてもどこかでか不都合な部分でいいますか、どうしても住民の皆さん方、町民の皆さん方がついていけない部分というのがございます。

これは、やはり地元の皆さん方と一緒に、自分たちの住むところの景観計画というのは、どんなふうにしたらいいんだろうかということを協議をしながら考えていただきながら、これを景観計画の中に反映させていくといったような、住民との共生・協働による景観づくりといったことを目標を定めています。

これにつきましては、やはり行政がこの景観にチェックをかけるのではなくて、やはり住民の皆さん方が自分たちで決めた景観計画に自分たちでチェックをかけて、そしてこれを守り、そしてまた作っていくという、そういう基本的な考え方で進まなければ、その絵にかいたもちになってしまふ気がいたしますので、そこらは十分時間をかけながら、この住民の皆さん方とのワークショップといったようなことを取り組んでまいりたいというふうに思っております。

これは一応、年度内にこういった計画を定めたいというふうに思っておりますので、途中いろいろとこの計画概要が示せる段階でまた議員の皆様方にも議会のほうにも説明をしながら、意思疎通を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、そういった考え方を持っているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

しばらくの間、休憩します。再開はおおむね2時30分とします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時30分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○川口 憲男議員

今、企画課長からお答えいただきましたけれども、全くそのとおりというか、私もそういうふうに感じてはおります。

しかしながら、やっぱり課長もおっしゃったように2年経過するわけです。その中にあって、昨年の3月議会でそのことを強く申し上げて、そのあともいろんな議員からも質問がありました。やっぱり景観をしたまちづくりということで、町政座談会の資料の中で呼びかけをしておられるのが、「ふるさとは美しく、魅力あるふるさとを協働で創造する景観づくり」とか、「川内川に親しむふるさとの誇りとなす景観づくり」とか、いろんなこと。

こういうことをされて、そして先ほど町長が申されました一地区一景観運動、これはもう各公民館ごとに一つの取り組みを展開してくださいということもあります。

その中で、合併して間もないころだったと思うんですけど、旧宮之城町のほうで道路里親制度ですか、里親運動というのが推進をされてきておりました。当然、これは地域の住民、あるいは企業、いろんな団体がボランティア活動を通じて、道路の清掃美化等を行う活動であるということがありました。

旧町の時代には、各鶴田、薩摩もそういうことは名称的に違いますけれども、そういうことがあったと思いますけれども、そういうことを考えていく中では景観の県の方針と違った我がまちで独自の景観計画づくりができてくるんじゃないかなと、私は常々考えておりまして、19年度もまだできんのかいねというようなことで今回質問も申し述べたわけですけれども、ことしまだ今から始めるんだということになっております。

非常に忙しいといえばそれまでですけれども、単に景観というよりか、先般の5月の連休にちょっと時間がありましたので、連休を通じまして県内をちょっと車でドライブしているなんところを周るんですけども、やっぱりよその町村は、そういう県の景観団体にはしていないけれども、まちづくりに先ほど申しました地域が動いているのか、区が動いているのか、集落が動いてるのか、そこまでは調査しませんでしたけれども、非常に行つてもう一度行こかいねというような美しいまちづくりをされているところがありました。

そういう点じゃ、必ずしも一つの形を示さんでも、先ほど申し上げました里親制度、そういうようなのをフルに活用し、自分たちの周りを少しでもきれいにしようかという機運を盛り立てるのが大事じゃないかと思います。

去年の3月の質問のときに町長の答えられたときに、自分の近辺の100メートル以内は、各

家庭で掃除なり花植えなりしていただくような意識を持っていただくということを言わされました。それがなかなか進まないところにこういう点があるかと思います。

そこで、再度御質問いたしますけれども、美しいまちづくりの中の景観として、まだうちに足りないところはたくさんあると思います。その点を考えますと、町長がこれから景観策定を行う中で、うちのまちとしてはこれを取り上げていこうと、このまち独自の何かを訴えていこうという、そういう形のものがあればお示し願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

私としてということを言わましたが、思ってることは多々ありますけれども、この今の景観計画づくりというのは、国から景観法に基づく指針などがあり、そして県の段階でそれを受けとめて県としてのまた計画、条例を作ったり、ガイドラインを作ったりということを踏まえて、具体的な鹿児島県としてもどういうような県土づくりを進めていくかという指針が、この3月、4月に出てきてると。

それを受けた各市町村は、またそれぞれのところでどういうふうに進めていくかということで、一步一步この国の法に基づいて、これが展開されてきてるということです。

具体的な考え方いろいろあると思うんですが、それで先ほど企画課長のほうからありましたように、この景観づくりの主体というのはどこなのか、町なのか、あるいはどうなのかと。

こういったときに、やっぱり自分たちの身近な自分たちの地域を自分たちできれいにしていく、あるいはこうしていこうという、そういう気持ちが基本的に芽生えながら、自分たちができるところ、もっと大きな規模でないとできないところ、それでもっと大きな観点でないと町でもって取り組まんとできないところという、いろんな段階があるというふうに思っております。

ただ、やはり基本的にはこういう景観づくりを進めることにおいても、やはりこの地元がどういうふうに自分たちの地域を見つめ、そしてどうしようという意識が出てくるかということから始まらないと、押しつけてやってもらうというのはなかなか長続きしないと。自分たちの問題だという意識をどう醸成していくかということが、やはり大切になってくるというふうに思っております。

共生・協働とか、いろいろと今後の時代のことを言われておりますが、そういう点でやはり核、主体になるのは公民館であったり、あるいはもっと言えばその中の公民会、集落であったりと、そこがある程度まとまって、そして自分たちのところをこうしていこうという機運が出てこないと、そういうような体力とか機運とか気風が出てこないと。やっぱり地域をよくしていくという具体的な運動には進んでこないというふうに思うわけでありまして、そういう点で、やはりこの集落の規模、あるいは公民館の規模、そしてそれが本当に力を持って今後の地域を創っていくというような、そういうものにつながってこないと、我がまちは活性化していかないんではないかと、こういうふうに思うわけであります。

そういう点で、身近にやれることもいろいろあるかと思いますし、またやっていただいている地域もあるわけですが、一歩一歩こういう形で景観運動、景観行政団体としての取り組みを進めているんだということで御理解をいただきたいと思っております。

○川口 憲男議員

景観団体への取り組みのところで、ちょうど18年の10月ですか、一躍名乗りを上げられて、町長が自ら手を上げて景観団体としていくんだということは、もう十分理解してるんですけれども。その先に、例えば先ほど新改議員からも話がありましたが、公民館長なり公民会長なり、あるいはいろんな団体のその役となり手、規模もおっしゃいましたけれども、その中で実際のところどういう方向性に自分の地域を持っていったらいいかという不安があるのが当然じゃないかと

思います。

公民会長にすれば、館長は今4期、5期とベテランの方がいらっしゃいますけれども、そういう方々が公民会に集落にどういうふうに植えつけられるか、うちのところをとりましても、全く1年交代なんです。

その中で、それがどういう植えつけをしていかれるのか。やっぱりある程度、町の行政団体としての計画づくりが形的に出てこんことには、ほんならうちはこういうまちづくりをしよう、花づくりいっぱいのまちづくりをしようやとか、あるいは今宮之城にきますと竹の街並みがありますけど、湯田にもありますけれども、ただ伸ばしていいのか、あるいは景観的に古いのを切って新しいのを伸ばして、どうすればいいのかとか、いろんな方向性があると思うんです。

今のところは、地区住民としてもどういうふうに取り組んでいいのか、判らないのが今の状態じゃないかと思うんです。

そのためには、私はやっぱりこの景観計画というのは早期に策定をされてお示しをし、その中で自分の地域にできることは何かということが大事じゃないかと、私は感じるんですけども。

先ほども申し上げましたように、この町政座談会で示された景観を生かしたまちづくりの中にも、そのことは十分書いてあるわけです。去年の3月でしたか開催されたときに、これアンケートもとられて十分されてるわけです。

そのことがもう生かされるころだろうと思ったんですけど、それがないということですから、いち早くそういうことを取り組むのをもうちょっとスピードアップできないのか、そこあたりをもう一回お聞きしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

これは一步一歩行かないと、そうスピードアップというふうに簡単にいかない面があると思っておりまして、お気持ちは判りますが、やはりこの全体的な取り組みのステップを踏みながら進めていく。そして、その受け皿としてのまた集落、あるいは公民館の体制、あるいはまた意識づけというのも図りながら取り組んでいくと、両面を努力しながら、この景観も含めた地域の活性化ということに一歩一歩、歩を進めていくということだと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

ただいまの今回のこの当初予算でも若干御説明を申し上げておりますが、この景観計画につきましては、普通的にはコンサル会社のほうが入ってまいりまして、いろんな資料提起をしながら、調査をしながら、それに基づきましていろいろと計画を定めるといったような主流になっているようございます。

ただ、本町の場合につきましては、一応スタッフの問題もございますが、これを自前で、自分たちのものとして住民の皆さん方とワークショップをしながら計画づくりを進めていこうといったようなことにいたしておりますので、これにつきましては非常に御迷惑をおかけする部分もございますが、時間をかけながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○川口 憲男議員

コンサルを入れて、今いろんな情報をしていく方法もあるけれども、自前でしていくということだったです。

たしか去年の9月議会か何かで、これ私の質問じやなかつたんですけど、景観まちづくり委員会を検討するということを町長申されます。そこあたりの話し合いは進んでるんですか。その今までそのときの答弁で終わってるのか、ちょっとお聞きします。

時間の無駄ですので、もうちょっと調べてください。たしか言ってます。

その中で、町長、私もいろんなとをやっぱり景観計画というのは、さつま町の観光に結びつけるといいますか、今うちのまちが足りないところ、先ほども町長申されましたけれども、農村定住促進のほうにもつなげられたらいいということをおっしゃいました。もちろんそういういろんな意図的なところが含まれていると思います。

正直なことを申し上げまして、ホタルのところも答えられるかなと思ったんですけど、答えられませんでしたので、そのあたりを含めても神子のところでホタル舟が約半月、25日ぐらい開催、日程的にはしましたけれども、それが全然天候の関係でできない面もありましたけれども、長期間こうイベントができるというのは、今のところうちのまちじゃあれぐらいのもんなんです。

だから、ああいうのを通じて、今度は地域の方々に花づくりを勧められるとか、あるいは建設課の作業班の人たちがいらっしゃいますけど、そういうので差しかかってくる樹木を切ったりとかしていくのも景観になってくるんじゃないかなと思います。

そのための先ほど企画のほうで申し上げられましたように、やっぱりここに景観を生かしたまちづくり、ただA4の1枚の紙で示してありますけど、これはものすごく大きなインパクトを私は与えていると思います。これをすることによって、各公民館なり、公民会なり、地域なりができると思うんですけど。

そこあたりのところをもう少ししていただく中で、何もない、吉幾三の歌じゃないんですが、うちのまちには何もない、どこ行っても何もない、さつま町に行ったって何を見て行っとよと、ホタル舟を見たときには、あとはない見つとよと。

そういう中で、やっぱりあっこばっかいきれいなまちだったら、もう一回行ってみたいなど。あの奥にはもういっちょないかあつたいせんかいねと、植えつけるようなまちづくりというのは美しいまちづくり、町長おっしゃってますから、そういう点にあるんじゃないかなと思いますけど、町長もう一回くどいようですけれども、その美しいまちづくりに向けた景観計画づくりを1年かかるのか、半年かかるのか、意気込みを。

○町長（井上 章三君）

昨年来、この景観行政団体になって、そして景観への取り組みを今後、進めていくんだということは、いろいろな地区の説明会であったり、いろんな機会に説明もしながらアピールをしてきたところであります。そして、一地区一景観運動ということを進めてもらいたいということを語りながらずっとやってまいりました。そういう点で、今まで以上に意識をして取り組んでいただいているところも、あちこちに見受けられるわけであります。

先般も先ほど言われました道路の里親運動というんでしょうか。これを我が集落としてはやり始めましたという、これを道路の作業班が道路脇にある花壇みたいなところを草を全部抜いてきれいにしてくれたので、これをきっかけにしてこの区画はだれだれ、この区画はだれだれということで、その標識を立てながら里親運動というのを始める、花づくりとかいろんな形で取り組んでおりますという、これは轟原のある集落の話ですけれども、そういうふうに意識を持って取り組みが始まっているというふうには思っておりますが、これをさらに公民会の段階、あるいは公民館として全体的にまた見つけながら、その地域でまた特色をどう出したらいいかということ。また、公民館単位では手に負えない、もっと大きな観点で考えなきやいけないこと、いろいろとまたあるだろうというふうに思っております。

いずれにしろ、この景観ということは、これは国を挙げての運動になっているわけでありますので、そうして住みやすい地域づくり、そしてそれがまた心のつながりにもなってまいりますし、そういう点で一層の取り組み推進を図っていくということは、今後とも推進をしていくつもりであります。

そういうことで、歩みはまあ始まっているところもあり、まだなかなか歩みが遅いと思われるところもあるかもしれません、これはまちづくりの大きな側面として、今後アピールしていくことにしなきゃいけないと思っております。

○川口 憲男議員

景観計画づくりには、県の指針に基づいて動いていくということで、エネルギーが相当いるということで時間もかかるということですが、ひとつ一日も早くといいますか、ある程度の方向づけは作成をしていただきたいと思います。

その中で、一つだけといいますか、ちょっと町長に要望しております。昨年の3月の議会でも、ここ読みますので、前置きがあるんですけれども、そこはちょっと飛ばします。

「ホタルの里づくりを進めていく中で、そしてまち全体がさすが第1号にふさわしいまちだと、やがて表彰を受けるぐらいに取り組んでいければいいな」と言ってらっしゃいますから、ぜひそういうふうに実現に向けてしていただきたいと思います。

昨年か、おととしだったと思いますけど、道路沿いの田んぼをレンゲをまいて、レンゲ草畑を作るんだと、私、今各家を回って「コスモスをください」と、今30センチぐらいになってますから、コスモスをください、「何をするんですか」て言わっしゃいますから、「田んぼの減反をしているところに1列借りて、そこに道路沿いに植えるんだ、そしてあいてる道路にも植えていくんだ」と、そういうことを地域の人たちにも呼びかけをしているんです。

この議員の中にも、もみじを植えたり、いろんなことをして、そういうきれいなまちづくりちゅうか、美しいまちづくりに努力されております。

小さなことです。大きな行政の計画からいえば、ほんの微々たることで、先ほど町長がおっしゃられた公民会、あるいは公民館長と公民館としての計画から比べれば、ものすごく微々たることですけど、そういう町民の小さな気持ちが1人が2人、2人が3人ってなっていけば、大きなまちづくり、あるいは景観づくりになっていくんじゃないかなと思いますので、そこらあたりの、先ほど申し上げましたように、やがて表彰を受けるぐらいに取り組んでいけるというような確信を持って、景観行政に取り組んでいただきたいと要望をしておきます。私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、15番、別府静春議員の発言を許します。別府議員。

[別府 静春議員登壇]

○別府 静春議員

第1日目のトリを務めることになりました。かねては、第1日目は7人までなんですが、6人目です。ゆっくりとさせていただきたいと思います。

それでは、通告書に従いまして2項目について質問をいたします。

1項目の佐志ニュータウン分譲促進対策について。1点目、河川激特事業により築堤等で家屋を立ち退かなければならない方々に対し、優遇策、助成金を講じて分譲する考えはないかでありますか、平成18年7月22日の集中豪雨災害から3年目を迎えるとしている今日、床上浸水、半壊、全壊、流出された方が、築堤で先祖から住みなれた地を立ち退かなければならない方々の心情は、はかり知れない思いがあると察しられます。築堤により立ち退きを余儀なくされる戸数は、虎居地区で39世帯あり、移転先を定めかねている方もあるや伺っています。

佐志ニュータウンは、平成15年度分譲を開始、7区画、16年度3区画、17年度3区画、18年度1区画、19年度1区画、計15区画が分譲済みで、37区画が残り分譲から5年が経過をしております。

ちなみに、売り出し初年度で完売したと仮定し、まちに入る固定資産税を標準家庭で試算して

みますと、1戸当たり3年間は税の軽減処置により、約10万1,000円、4年目より17万8,000円の税収が得られ、毎年1,000万円近くの歳入があり、その上、農村集落排水は、19年度末計画戸数に対し72.4%が81%台に上がり、貢献されていることになります。

土地開発公社の領域に一般財源からの助成は問題があることは、私もよく判っていますが、分譲開始から年度ごとに売却が減っている現実、そして、19年度借入利息は362万6,000円になっている事実などを勘案したとき、ここで思い切った手を打つ必要があると思います。このまま推移し塩漬け状態になれば、当然、町で解決しなければならない案件であります。

豪雨災害で立ち退きを余儀なくされた方々への助成策は承認していただけると確信しています。1戸当たりの税収、もろもろの案件などを考慮し、思い切った助成策は考えられないか、町長の見解をお伺いします。

2点目、佐志ニュータウンのチラシを見るとインパクトがない。促進策として、温泉団地については1年間無料で温泉に入れるとか、普通団地については1年間水道使用料を無料にするとかの優遇策はとれないかありますが、1点目で示したとおり、固定資産税額の件、なお年間の借入利息の件で、平成19年度さつま町土地開発公社決算審査意見書によると、金利が昨年に比べ2.38倍に増加している。今後、用地の分譲が一定期間に完了しないと、その後の金利について懸念されるところであると指摘されています。

19年度借入利息も362万6,000円という事実を考えたとき、1年間で1区画が消えていく試算になります。この現実を踏まえ、町長は、私が取り上げた優遇策以上の案件を提案されるのではと期待をし、町長の見解をお伺いします。

2項目の千年の森に記念碑を建立する考えはないかありますが、悠久の森として町民一人一人が森林への認識を深め、緑豊かな自然と環境の保全を図り、自然と町民が共生する千年の森を指定、設置されたことに対し、観光、環境保護の面、そして、林業界にとって学術的にも貴重なフィールドとして活用されていくと確信し、高く評価しているところです。

私は、昨年の12月議会で、千年の森設置に当たり、平成の大合併、環境保全などを期し、千年後の町民にロマンを込めて記念碑を建立する考えはないか質問し、回答として「記念碑の設置については、財政事業を勘案しながら検討します」との答弁を得ています。

ところで、我がまちの歴史についてどれぐらい知っているか。例えば、合併一つを考えてみても、昭和の大合併を旧宮之城町、旧薩摩町もしているのですが、何年に、どことどこが合併したか、50数年前のことですが、知らない人は多くなりつつあります。

そこで、昭和の大合併、平成の大合併、豪雨激特災害などを記録した記念碑を千年の森に、新生さつま町が誕生した今期に建立し、町内緑の少年団、佐志小学校、紫尾小学校、中津川小学校の団員を招待し、去る5月22日、鹿児島市で開催の九州知事会で制定された「九州森林（もり）の日」、11月第2日曜日が11月9日であります。

制定第1回目のよき日に、記念植栽をかねて町民に共生の森をアピールすることは、千年の森に魂を入れることになると見えますが、なお財政について言われますと、反論したくはありませんが、20年度から地方再生対策費、地方交付税の特別枠が新設され、20年度我が家まちには1億8,800万の交付金が配分されますが、一部算定に当たっては耕地、森林面積を反映するとあり、ヘクタール当たり1,210円を乗じた額が算入されています。この原資から活用して建立できないか。

千年の森の貴重な遺産、記念碑が、温故知新、昔のことを研究して現在の由来を知り、新しい道理を見つけ、新しい時代の生き方を見定め、その時々、100年後、200年後、300年後、500年後、1,000年後の人々が郷土を知り、郷土を理解、そして研究する道標になると確信

しますが、建立する考えはないか町長の見解をお伺いし、1回目の質問を終わります。

[別府 静春議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

ただいま別府静春議員から2点の質問をいただきました。

第1点目の宅地分譲対策についての件であります。佐志ニュータウン分譲促進対策ということで質問をいただいているわけですが、河川激特事業による家屋の移転先につきましては、災害復興対策課において、対象者に対する個々の説明や要望等の集約がなされておりますが、町において移転先を見つけてほしいと要望された方々の具体的な希望としては、虎居区内もしくは市街地内の病院や商店街の近い場所となっており、佐志ニュータウンや他の住宅団地等のパンフレット等の説明も行った結果としても、佐志ニュータウンへの移転希望が出てきていない状況であります。

また、佐志ニュータウンへの転居者に対してのみ町費による助成を行うということについては、被災し移転される方々の平等感が損なわれるおそれもあり、すべての移転対象者へも配慮が必要になってくると思っております。また、財源的な状況も考慮いたしますと、現状において個別の支援策を講じることについては、慎重にならざるを得ないと考えております。

佐志ニュータウンのチラシにインパクトがないと御指摘をいただいたわけですが、このチラシにつきましては、合併後、新たに自前で作成したものでありますと、本町からの出郷者を初め、鹿児島市や国分市等のハウスメーカー等に配付しながら宣伝しているところであります。

今後、さらに内容等について検討しながら、佐志ニュータウンの特色が表現されるようなものに改定していきたいと考えておりますが、温泉使用料や水道使用料の一定期間の無料化ということにつきましては、既購入者との関係や会計間の調整、本町の財政状況等を考慮いたしますと、現段階においては厳しい状況にあると考えております。

今後、このような状況が続くならば、近い将来に当事業の損失も懸念しておりますので、宅地造成時点との状況変化、造成原価との調整、町の財政状況等を踏まえた上で総合的に協議、調整を行い、特段の対策を講じる必要があると考えているところであります。

それから、記念碑の建立についてでございます。まず、1番目の千年の森に記念碑を建立する考えはないかとの御質問でありますと、千年の森につきましては、条例の制定を先般の3月議会にお諮りし、4月から施行しているところであります。現在、指定したばかりであることから、今のところ該当地には千年の森の表示がなく、この地が千年の森であるということが判りにくい状況にあります。

このようなことから、できるだけ早い時期に趣旨や名称等について記した標示板を設置し、指定地が千年の森であることを明確にしなきゃいけないと考えております。標示板の作成に当たっては、名称の千年の森にふさわしい自然石などの永久的なものがいいのではと思いますが、財政の事情もございますので、もう少し検討をさせていただきたいと思っております。

次に、合併や豪雨災害等の記念碑の建立についての御質問でありますが、この地域に24村あったものが、明治22年4月の町村制施行時に6村となり、昭和の大合併で3町、平成の合併によりさつま町となってまいりました。合併の変遷については、旧町の郷土史にそれぞれ詳しく編さんされており、記念碑については、合併前、旧町でも検討されたことと思います。

また、豪雨災害等の記録については、災害復興史の中で詳しく掲載する予定であります。災害復興もまだ半ばでありますので、現在のところ、モニュメント的な記念碑の建立については検討しておりません。しかし、豪雨災害による激特事業について、現在、着々と工事が行われつつあ

りますので、工事の進捗状況等を見ながら、記念碑建立の必要性について、いずれかの時期に検討していく必要があるのではと考えております。

[町長 井上 章三君降壇]

○別府 静春議員

豪雨災害者への助成策の件ですが、私は佐志ニュータウンの推進策をかねてということで質問をしたわけですが、何もこのニュータウンの推進策が進むような感じが答弁を聞いとつてはいたしません。

結局、回られたときに結局聞かれたというときのと、私は、佐志ニュータウンのこの利息の問題、5年経っても売れない問題、こういうのを考慮して思い切った助成策を示して話をされれば、あそこに行こうかという方がいらっしゃるのではないかと。

昭和47年に災害が起きたときは、築堤、そして道路改良等によって、希望をとつて長崎団地に被害者の方が行かれたという事例がございます。

そのようなことを考えたときに、いろんなまた不公平がと言われましたが、私は、5年間売れないところに優遇策をもつてするということは、一つの行政として一つの政策というふうに考えて取り組まれていいいんじゃないかと。だれもこれに対して、災害を受けた方に助成策をして、これはおかしいじゃないかという方は、私は恐らくいらっしゃらないというふうに思っています。そのようなことを考えて、もう一回。

それと、金利の問題で指摘も受けていますが、私が試算したときに、来年は370何万になると。そして、今の金利の状態を考えたときに、長期公債が1.8%で、日銀もゼロ金利から上げたい上げたいいち思つていらっしゃるんですが、今度の石油の問題でゼロ金利政策を解かれなかつたんですが、ここ1年のうちに3%台ぐらいになると仮定したときには、500何十万の計算になります。1年に1区画、500万以下のところもございますので、1区画ずつ消えていくということになります。

そのようなことで、今の状態でいっても2年後を計算してみると原価割れになっていくと。そのようなことを考えたとき、この築堤等で退かれる方々に思い切った助成策を考えでするということが、してみて、そして、なかつたらなかつたでいいわけでありますので、ひとつそこ辺のお考え、格段の対策という言葉を使われましたが、その格段の対策はどのようなことがあるのか、そこ辺までかねてお伺いいたしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この佐志ニュータウンの分譲をどう進めるかということについては、いろいろと検討はしているわけでございますが、なかなか今までのところ、これはという決め手がない中で、検討していることはございますけれども思うように進んでいない状況がございます。

この激特事業による家屋移転の方々におきましては、要望の集約をずっと以前から要望を聞いたりしながら、町として移転先を斡旋する必要があるんじゃないかと、準備もしたりしてきたわけですが、思ったほど要望される方がなくて、自分なりに探されている方も結構あったところでございます。

このことが佐志ニュータウンの分譲にすぐには直結しにくい面もあるのかなと思っているわけでございますが、この御指摘のように佐志ニュータウンの分譲促進ということに関しましては、いずれにしてもこの対策は真剣に考えなきやいけないと、特段の対策を講じる必要があるという表現をいたしましたが、今特段の対策がまだ見えているわけではないわけでございます。

ただ、日特前の今道路工事を進めて、今橋の架け替えをやっておりますが、あの橋が架け替えられたり、あのあたりの道路がもっとよくなると、また印象も違ってくる面もあるのではないか

ということも思つたり、温泉プールでのいろいろな行事、イベントが行われる中で、駐車場がどうしても足りないということもあるものですから、その駐車場の一部にあそこを利用したらという意見も出たりしているところでもございます。

いずれにしても、この問題に関しましては、さらにパンフレットの問題も含め、今後とも早い機会に対策を考えなければいけないと思っているところでございます。

○別府 静春議員

ただいまの答弁を聞いていますと、どうもよく判らないような気がするんですが、穴川橋ができたら条件がよくなるとか、そういうことも話されました。結局、私は待ちの姿勢ではだめじゃないのかと思います。今、そういう橋ができる環境もよくなりますよと、そして、町としてそこを結局、思い切った助成策をもってあそこに来たい人は来てくださいませんかという、そういう待ちの姿勢ではなくて、攻めの姿勢で出るべき時期じゃないかと。

5年経っているというこの期間、私も1区画はあそこを売っています。私は、ここまで言う考えはございませんでしたが、モデル住宅さつまの住宅促進というので、佐志ニュータウンモデル住宅建設要綱というのを作りました。5人の方がこれに入りまして1区画作って分譲をしました。ちょうど借地契約を結んで、そして、この中にはまださつま町になる前でしたが、16年の11月5日から作っているのですが、このときに立ち上げて鶴田の方も1人入って5人の方が200万円ずつ出し合って造って分譲したという経緯がございます。

このときに、私は間取りから全部審査をし、造るときも施工監理もずっとつき合い、そして、分譲の立て札を立てて人に来ていただいて、たくさん入ったら、次は2区画買って、そして、3棟造るという計画でおったわけですが、思わしくなかったのでこれで終わったわけですが、そこまでやった経緯もございます。

そのようなことで、やはり5年、あそこからの結局固定資産税、もろもろを考えたとき、何か、ちょうどこの移転に伴うこのときに何か政策的に、やはり前向きに出ているのが、やはり行政としてここを塩漬けにさせないための対策であると思うのですが、もう1回町長の見解をお伺いします。

○議長（濱田 等議員）

副町長でいいですか。（「いいですよ」と発言する者あり）副町長。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

この住宅団地、確かに従来から課題になっておりまして、やはり環境的に、非常にこう子どもさん方が、その通学の範囲とかという問題についても、現在教育委員会のほうでも弾力的な運営をやっていただいております。

そういう面も含めて、いろいろ定住促進室が中心になりまして、宣伝、あるいは出郷者にもいろいろこう御紹介をいたしているわけでございますが、なかなか現在町内全体がこの建築の住居っていうのが悪くなつておりますし、特に、この団地、改めて用地と、そこから家屋を確保するというのが、非常に今若い方々にとっては慎重にならざるを得ないというような状況もあるようでございます。

御指摘のいわゆる原価割れということでございますが、大体、今年度末、もしくは来年度末ぐらいで金利の変動にもよりますが、大体この原価割れをするのではないかというような予測もされるところでございます。本年度上がれば、そういうことも早まるんじゃないかなというふうには考えておりますが、今後の土地利用と、いわゆる税収対策、これらについてはもう全体的な問題としてとらえていく必要があるのだろうというように考えております。

当然、住宅団地も当然必要ですし、これは政策的に従来やつたわけですが、これに鶴

田にも、そういう住宅団地があるわけでございますが、一団地を特定しながら、そこだけを優遇措置を図るというのは、なかなか難しい部分があるだろうと。

実際、それじや何で、その住宅団地ということで造成をいたしておりまして、環境的に、非常にいいわけでございますが、入居をされた方々っていうのは、一定の好評をいただいているところでございます。こういうものを含めながら、その視点を変えて、いわゆる分譲に努める姿勢もあるのだろうというふうには考えております。

一般的には、湯田のほうも、従来3区画、いわゆるそういう要請を受けまして造成したわけですが、なかなか入居者がいないというような実態がございましたが、今回1区画は希望があったということでございます。何らかのきっかけをもって、そういう促進というのを図るんじやないかとか、いろいろ検討はいたしておりますけれども、なかなか決め手がないというのが実態でございます。

したがいまして、そこの団地の特徴、あるいはその地域の何か売り込めるようなものが材料がないかということをいろいろ探しているわけですけれども、なかなかそれが見当たらないということでございまして、とにかく最大限の努力をしていくということで考えております。

別府議員が携わられましたそういう地元の建築業の方々によりますと、建て売り等も、これも1棟2戸ですか、建てられたときに、そのあとも引き続きということでお願いをしたのですが、なかなか御承知のとおり引き受けただけなかつたということでもございます。

いろいろ課題がありますが、行政としてそういう財政的なバランスという問題も考えながら、この定住促進については進める必要があるのだろうというように考えています。

町長からも答弁、さきの議会でも答弁を申し上げましたが、定住対策も、若者定住対策についてはいろいろこう効果が出てきておりますので、そういう部分を含めて、やはり今後はその企業等を中心とした、そういう宅地分譲ができるのかということも積極的に進める必要があるんだろうと。

今後、やはり結婚適齢期に入られる方々っていうのも、ここ数年いたしますとまた若干増えつつあるのではないかという希望的な感触を持っておりますので、そういう部分でもう少し時間を置いて考えていきたいと、あるいはそういう積極的な売りに努めていきたいというように考えているところでございます。

○別府 静春議員

いろいろと話を聞いていましたが、なかなか前に進むような気がしませんが、やはり、私も佐志ニュータウンだけという考え方だけでは持っていません。調べてみると、湯田原地区が4年、湯之元地区が3年が経過し、総計51区画が残っています。今後のやはり経済動向、人口動態等を考えたときに、待ちの姿勢では1年後の完売は難しいというふうに私も思っています。原価割れにならない前に、土地開発公社、定住促進室任せではなく、町長か副町長を長として、課長以上で分譲推進委員会を立ち上げる考えはないか。やはり、課長以上でそういう対策推進委員的な委員会を立ち上げることにより、400名の職員の方々から情報も入ってくるし、情報の発信もできます。ひとつ、早急にそういうものを立ち上げて取り組む考えはないか、町長の見解を伺います。

○町長（井上 章三君）

幅広く検討するということは、大切なことでありますので、意見をいろいろと幅広く聞くようなそういう場というのも持ちながら、何とかこう打開策、あるいはまたいろいろな策というものを検討してまいりたいというふうに思っております。

○別府 静春議員

定住対策については終わらしていただきます。

記念碑の建立についてであります、私は記念碑を千年の森にということで話したわけですが、記念碑のところに合併とか、そういうものまで書いたやつを造っていただきたいと、包括して造っていただきたいということであります。

県下でも合併によりまして、あらゆるところの町のところに合併をして支所になったところ、そういうところに合併記念碑もございます。お隣の祁答院町の合併記念碑というのは、非常にすばらしいものでございます。激特事業で五ヶ瀬川流域の辺のあそこの辺の町にも、どこにも合併の記念碑があり、あの熊本の美里町に行ったところも記念碑がございました。

そのようなことで、県内でも合併の記念碑を建てているところはございますが、私はやはり、こここの府跡に、府舎のここにということではなく、支所にもあるところもあるわけですが、近い将来、道州制がしかれます。そのようなことを考えて1000年まで木が大きくなっていく、そこに記念碑を建てるということは、やはり温故知新で、歴史、いろいろなことを知り、するために、やはりすばらしい道標になって我がまちを研究したり、そのときの産業はどうだったんだろうかと、そういう人が一人でも二人でも生まれるということは、非常にすばらしいことだとうようなふうに思って、そういうロマンを持っているわけです。

そのようなことで、今回の特別交付金の件で森林面積掛ける1,210円というこれでございますが、わざわざ林野庁のほうからはできるだけこの金については林業関係に使うように、やはり指導してくださいというような通達も来ています。

そのようなことを考えたとき、山にこの道標を建てて関心を持たせるということ、1000年まで続くということは1年、200万円の予算を組んでも2,000円でございます、年間。そのようなことを考えたとしても、標板では10年経ったら朽ち果ててしまうというようなことで、やはり石碑ぐらいは、やはりいろいろなことを網羅して建てることが、やはり我がまちのために子々孫々までそういうものに役立っていくというふうに思って、結局提案をしたわけでございます。

もう1回、再考のために林業関係から森林面積1,210円が1億8,800万円の中にあると、また、来年も5年間は、5年はしっかりと来るわけですが、そこ辺も考慮しながら決断、検討をしていただきたいと思います。もう1回町長の見解を伺います。

○町長（井上 章三君）

千年の森に記念碑をということで、今後とも歴史に残るような、そういうものをこの機会に建てたらいいのではないかということを御指摘をいただいているわけでございます。

先ほど、地方再生対策費と、森林面積に対する幾らということで、そういう金も出ているんだという御指摘もいただいたところでございますが、千年の森に対する何らかの標示板を設置するという必要性は認識しているところでございますので、どういうようなその御指摘のような永久的なものをすぐ建てられるかどうかということについては、まだ結論に至っておりません。

しかし、もう少しこのところは全体の財政事情もございますので、それも含めて検討もさせていただきまして、千年の森とこれがやはり判るようにするということは必要であると思っているところでございます。

また、その合併、あるいは豪雨災害を含めた記念碑の建立ということに関しましては、これはこの時期にということはどうなのかなという感じもいたしますので、合併がある程度何年か経った記念の時期とか、あるいは豪雨災害が復興の事業が完成をした段階とか、何らかのこの節目をもってそういうようなものを考えるというほうがいいのではないかと、今は思っているところでございます。

そういう意味で、お気持ちはよく理解をするところでございますが、この時期と内容というこ
とに関しましては、もう少し検討を要するということで御理解をいただきたいと思っております。

○別府 静春議員

記念碑の建立の件であります、時期的な問題も言われましたが、私はやはり合併したこの今
期、建てるにすれば今期であると。そして、激特のことにつきましては、あとことがあるかも
しれませんが、せめて合併、昭和の合併と平成の合併を記録したようなものを入れ込んで、そ
して、環境サミットがことし開かれる、そういうようなこのよき時期に環境保護の面からも、この
千年の森というのは、非常にクローズアップされるだろうと思いますし、この時期をやはり逃す
べきでは私はないと思うし。

ちなみに、昭和59年に全国植樹祭が牧園町のみやまコンセールのところであったわけでござ
います。あの一帯であったわけでございますが、あのときに、天皇陛下が植樹された杉が、霧
島神宮の手を洗うところがありますが、あそこすぐ後ろのところにあります推定樹齢850年
生の杉から穂を取ったやつで、それを養成してそれを天皇陛下が植えたと、ものすごいこういう
杉でございますが、それをやられたと。

そして、平成13年に皇太子がそれを全国育樹祭で枝打ちをされたと、そのようなのがやは
り鹿児島県を代表する、あの杉はメアサ杉でございます。幸いにして、我が今回千年の森に指定
されたところの5町歩の杉はメアサ杉でございます。神々しい、こういう杉になっていくことは、
間違いないわけでございまして、今期にやはり建立して、九州の森の第1回目に九州自治会で制
定されたこの日に、やはり建立、除幕式をかねて、緑の少年団でも呼んぐると。

そして、やはり千年の森に魂を入れるということが一番いいことではないかというようなこ
とで、ひとつ、財政課ともよく連携を取り合って、ひとつ建立するという前向きな方向で検討を
いただきたいということを要請して終わります。

△延　　会

○議長（濱田　等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田　等議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

延会時刻 午後3時32分

平成20年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

平成20年6月18日

平成20年第4回定例会一般質問

平成20年6月18日(第3日)

順番	(議席番号) 質問者	質問の要旨
1	(13) 柏木 幸平	<p>1 河川災害対策について</p> <p>(1) 河川激特事業工事に伴い、虎居地区の用地交渉が行われている。これまでの経過と今後の対応を伺う</p> <p>(2) 今後の内水対策について伺う</p> <p>2 小中学校の耐震化について</p> <p>(1) 平成9年鹿児島県北西部地震において、町内の教育施設も被害を受け、いまだ地震の影響や老朽化による改修、補修等が行われている。教育施設の耐震について、どのように考えておられるか伺う。</p> <p>(2) 今後の学校施設の整備について、具体的な計画があるのか伺う</p>
2	(22) 新改 幸一	<p>1 防火対策(自主防災組織)について</p> <p>(1) 今年に入り、管内の火災発生は近年にない発生件数で、防災無線等で防火に対する注意、警報もなされているところである。</p> <p>管内では自主防災組織の設立に取り組み、日夜協力をいただいているところであるが、郵便局(通称、赤バイ隊)との連携、協定・契約等はどのようになっているか。</p> <p>また、郵便局も完全民営化になり、県下の状況はどのようになっているか。</p> <p>我が町さつま町は、どのような方向で連携を取ろうとされるのか、町長の考え方を伺う</p> <p>2 行財政改革(町長退職金)について</p> <p>(1) 昨年9月定例議会において、町長ほか三役の退職金支払いに対して町長の見解を質問したところである。</p> <p>今回、県知事の退職金を2割減らすと知事本人から申出があったとの新聞報道があった。</p> <p>私は、前回の一般質問でも財政が厳しい中、知事と一度話しをされるよう提言したが、今回の知事の表明を機会に井上町長は、どのように考えておられるか、再度見解を伺う</p>
3	(26) 内之倉 成功	<p>1 環境公害について</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設の汚水の流出で荒瀬地区の農家は、田植え時期を前に心配されているが、町長の見解を伺う</p> <p>2 町道の改修について</p> <p>(1) 現在穴川に架かる築詰橋の架け替え工事で橋脚が完成しているが、橋の完成と道路の開通はいつになるのか伺う</p>
4	(21) 岩元 涼一	<p>1 農業振興地域指定の見直しについて</p> <p>(1) 平成22年度からの新たな農業振興地域指定に向けて農地の現況調査に着手されているが、指定解除に対する基準など、基本的な考え方を伺う</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問の要旨
		<p>2 ブロードバンド未整備地域の解決策は</p> <p>(1) 情報化社会において高速大容量の通信手段は格段に進歩しているが、本町ではまだ整備されていない地域がある。その未整備地域の解消を図るための方策を講ずるべきであると考えるが、町長の見解を伺う</p>
5	(8) 麥田 博稔	<p>1 地域活性化について</p> <p>(1) 限界集落対策の取り組みについて、次のことを伺う ア 6月2日に知事との意見交換会があったとの新聞報道があつたが、その内容は イ 南大隅町では、ほぼ全職員で自治会など地域組織からの聴き取り調査を実施されている。本町でも同様に行うべきではないかと考えるが、町長の見解は</p> <p>(2) ふるさと納税制度が始まった。金額はどの程度になるか判らないところであるが、使途については早く決めて公表するべきではないかと考えるが、町長の見解は</p> <p>2 学校教育について</p> <p>(1) 教育基本法、学校教育法が改正され、そして、新学習指導要領のもとで学校教育は大きく変わるといわれているが、次のことについて伺う ア 教育で最も変わると思われる点は イ 総合学習の時間において、さつま町の歴史教育の充実を図れないか (2) 教育委員長として、本町教育について所信を伺う</p>

平成20年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成20年6月18日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高嶺 実樹雄	議員	2番	市來 修	議員
3番	平田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥後 紀康	議員	6番	木下 敬子	議員
7番	米丸 文武	議員	8番	麥田 博穂	議員
9番	平八重 光輝	議員	10番	新改 秀作	議員
11番	楠木園 洋一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏木 幸平	議員	14番	久保 道夫	議員
15番	別府 静春	議員	16番	舟倉 武則	議員
17番	日高 政勝	議員	18番	田中 伸一	議員
19番	柳田 隆男	議員	20番	山崎 文久	議員
21番	岩元 涼一	議員	22番	新改 幸一	議員
23番	中尾 正男	議員	24番	東 哲雄	議員
25番	川口 憲男	議員	26番	内之倉 成功	議員
27番	木下 賢治	議員	28番	濱田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	和氣純治君	議事係長	福田澄孝君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	井上 章三君	教育委員長	大園 勝君
副町長(総務)	宮之脇 尚美君	教育長	福満 隆徳君
副町長(経済)	山下 彦志君	教委総務課長	山口 正展君
企画広報課長	中村 慎一君	教委学校教育課長	上舞 幸徳君
建設課長	脇黒丸 猛君	教委文化課長	川添 俊行君
災害復興対策課長	坂本 正己君		
総務課長	湯下 吉郎君		
消防長	田上 泉君		
環境課長	日當瀬 修二君		
農政課長	赤崎 敬一郎君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「一般質問」を第2日の会議に引き続き行います。

通告に従い、まず13番、柏木幸平議員の発言を許します。柏木議員。

[柏木 幸平議員登壇]

○柏木 幸平議員

おはようございます。質問に入る前に、今回の岩手・宮城内陸地震でお亡くなりになられた方への御冥福と被災者の方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。まず、河川災害対策についてですが、6月8日の南日本新聞に「さつま町川内川激特本格化へ」のタイトルで激特事業の記事がありました。今後のスケジュールについては、町民の方々も、この紙面により理解されたところであります。また、広報さつまの6月号「川内川激特速報」の中で、現状と予定について9地区において用地協議中で、用地取得が完了した地区より逐次工事を実施していくとのことであります。

現在、虎居地区においても築堤箇所の用地交渉が行われておりますが、まず町内における現在までの用地交渉がどのように進められたのか、これまでの経過と進捗をお伺いいたします。

次に、内水対策についてですが、被災住民の方々の不安解消ということで、これまで何回となる質していることあります。このほど、大口市、菱刈町、湧水町、えびの市の4市町でつくる川内川上流河川改修期成同盟会では、4市町の首長、議会議長、地元選出の小里泰弘衆議院議員が参加され、河川激特の進捗状況を視察し、事業の全体像を把握されたそうです。その上で、流域全体のバランスのとれた事業を、年内にも策定される川内川水系河川整備計画に盛り込むのがねらいとのことで新聞報道がありました。

我がまちの内水対策など、中流域の河川整備計画への活動が報じられないのが不安になるところですが、6月4日、虎居区の公民会長研修視察で人吉市の内水排除対策について研修があり、平田議員とともに参加させていただきました。人吉市は、日本三急流の一つ球磨川が東西を貫流し、年間降雨量は3,000ミリ弱で、一年じゅう温暖多雨の気候であるとのことです。

人吉市の球磨川には国土交通省の排水樋門が17カ所、山田川ほか3支流に熊本県の排水樋門が14カ所、計31の樋門があり、人吉市で内水排除ポンプ設置マニュアルを作成され、その31樋門を総務部地域生活課で管理されているとのことです。

ポンプ設置については、31カ所のほか、2カ所は人吉市で常設、3カ所は委託による設置で人吉市建設業界に協力、調整依頼をされ、水中ポンプ、発電機等を所持されている建設業者、リース業者、またクレーン会社等と協定を結ばれ、非常時のポンプ要請を市が行っているとのことです。

リース協定の稼動実績としては開始が平成5年で、ここ2年間では18年度が2回、19年度に2回で、19年度の内訳としては7月6日に17樋門で33台、7月13日は18樋門で35台だったそうで、年間四、五百万の補正予算を計上しているとのことであります。

内容については、既に災害対策課も把握されているようですので、人吉市の先進事例を取り入れ築堤完成後の非常時に備えるべきと私は考えますが、町長の内水処理の考え方方が、これまでど

おり河川整備計画によるポンプ場設置だけに頼るのか、それともリース方式も含めた簡易式の考え方も持つておられるのか、お伺いいたします。

次に、小中学校教育施設の耐震化についてですが、ことし5月12日に起きた中国・四川大地震で小中学校の校舎が倒壊し、児童生徒が6,500人以上も亡くなつたとの報道であります。国内においては、先日14日に発生した岩手・宮城内陸地震があり、今回の地震は土曜日ということもあり、幸い学校が休日で施設被害は206校あったものの、校内においての負傷者は2人だけで済んだとの新聞報道であります。

サイトで調べたところでは、ここ4年間で震度4以上が平成17年に22件、18年に4件、19年に7件、平成20年はこれまでに4件と、北海道から九州まで至るところで発生しております。

さつま町においては、平成9年3月26日と1カ月半後の5月13日に震度5強が発生いたしており、町内全域に大きな被害をもたらしたところであり、もちろん教育施設も被害を受け、これまでに補修等も行っております。

文部科学省の通知により、本町は18年度に小中学校の11校19棟について耐震化優先度調査を行っておりますが、調査結果を踏まえ教育委員長は町内の小中学校施設の耐震についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、学校施設の耐震化を目指した今後の整備についてですが、ことしも風水害の起こりやすい季節がやってきました。これまでの災害では、小中学校の屋内運動場も災害時の避難所になつております。一昨年の水害のように、命を守るために避難所が被災に遭うようなことではいけないですし、地滑り、土石流、地震等において、危険性があると思われる体育館は当然、避難所には適しません。

また、そのような危険な施設は、児童生徒が安全な学校生活をおくるためにも不適切ですので、耐震化や安全対策を急がなければなりません。

今後の学校施設の整備については耐震化など安全面を考慮した具体的な計画があるのか、町長にお伺いいたします。以上で1回目を終わります。

[柏木 幸平議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

おはようございます。2日目の一般質問の中で柏木議員のほうから、まず河川災害対策についてということでの御質問をいただいたわけでありますが、お答えしたいと思います。

川内川激甚災害対策特別緊急事業につきましては、平成18年度から平成22年度までの5年間での完成を目指し鋭意取り組んでおります。対象地域の大部分において、用地の取得交渉が始まっています。

まず、通告に基づきまして、虎居地区の用地交渉の経過等について申し上げたいと思います。虎居地区におきましても5月の連休明けから、川内川河川事務所から委託を受けたさつま町や補償コンサルタント等が、対象地域を区切って建物移転交渉を行っており、順調に移転作業が進めば、来年度から築堤工事が始まる予定であります。虎居地区の対象家屋は44戸、対象土地は144筆で、本町が担当する地域における契約状況は、金額ベースで約25億となっております。

現在、交渉を進めている補償価格につきましては、家屋については、公共用地の取得損失補償標準書を基準に建物の建築年次や内部の仕様等を調査の上、現在価値相当額を補償することになっております。

また、土地につきましては、不動産鑑定士が求めた不動産鑑定評価額と標準値評価額とを比較

検証した上、個別の土地の形状等により用地買収価格が決まってまいります。川内川河川事務所の説明によりますと、不動産鑑定評価額は、近年の土地取引状況を参考に価格を算定しており、価格については九州地方整備局とも協議した適正な価格であるので、この価格でお願いしたいとのことありました。

町といたしましても、一日でも早く水害に遭わない安全なまちづくりを進めるためにも、早期の用地買収の完了を目指し全力を尽くしてまいりたいと考えております。

なお、町内における現在までの用地交渉全般につきまして、これまでの経過と進捗、あるいはまた地区別の全体的な経緯につきましては、後ほど復興対策課長のほうから報告をさせたいと思います。

それから、今後の内水対策についてということでございます。内水対策というのは、激特事業が完成した後に問題になってくる課題であります。これにつきましては、今回の激特事業の対象にはなっておりませんが、他の事業の中で実施可能性を現在検討しながら取り組んでいるところでございます。

現在のところ、虎居地区の内水対策については、できるだけ上流側で川内川に排水する計画となっていること。また、さつま町からの要望によりまして、国道の排水の流末を都市下水路に落とさずに、宮之城橋、宮都大橋より川内川に排水することを鹿児島県のほうがそういう形にすると表明しておりますので、ある程度軽減が図られるようになってくると考えております。

また、床上浸水対策特別緊急事業の採択要件を緩和することを、期成会などを通じて引き続き要望をしてまいりたいと思っております。

さらに、出水時に樋管などの水が集まるところに工事用ポンプを設置して排水を行う人吉市の事例等も参考にしながら、今後ともさつま町で適用できる内水対策については、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、小中学校の耐震化について、教育長のほうからの答弁がございますが、私のほうの今後の学校施設の整備について具体的な計画があるのかということについて、お答えをしたいと思います。

さつま町総合振興計画に基づく実施計画により学校施設整備を進め、実施年度ごとの事業について評価をし、実施できない事業については、毎年、ローリングをしながら次年度へ繰り越しをし、施設整備の推進を図ってきているところであります。

今後の学校施設整備の具体的な計画でありますが、宮之城中学校移転延期に伴う学校施設の整備や、旧宮之城高校への宮中移転に伴う施設改修等、また、中国の四川大地震で校舎の倒壊が相次ぎ多くの児童が犠牲になったことから、学校施設の安全性を確保するため耐震診断を実施し、結果に基づき、耐震化が必要な学校施設の整備を計画的に実施していくかと考えております。

昨年出されました文部科学省の耐震化への方針の中では、すべての学校施設について限られた予算でできる限り多くの施設の耐震化を、より早急かつ効率的に実施し老朽施設の質的整備も図っていくためには、基本的にこれまでの改築方式から、工事費が安価で工期の短い改修方式による整備への転換を図る必要があるとされていることから、今後の学校施設の整備計画においては改修方式の導入を検討していく必要があると考えているところでございます。

[町長 井上 章三君降壇]

[教育委員長 大園 勝君登壇]

○教育委員長（大園 勝君）

おはようございます。柏木幸平議員の一般質問の小中学校の耐震化についてでありますが、学校施設は子どもたちの学習の場、生活の場であるとともに、家庭や地域との交流の場として、さ

らには地域の防災拠点としての役割もあり、その安全性、快適性を確保することが重要であります。

町内の学校施設は、新耐震設計基準以前に建築された校舎等が約6割を占め、耐震化への取り組みが急務であり、子どもたちが安心して学べる学校環境づくりの整備を図る必要があると思っているところです。

詳細につきましては教育長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

[教育委員長 大園 勝君降壇]

○教育長（福満 隆徳君）

ただいまの小中学校の耐震化についてであります、本町の学校施設におきましては、昭和56年以前の旧耐震基準で建設された施設は、小学校で10校中20棟、中学校で3校中9棟となっております。平成9年の鹿児島県北部地震発生後に、3小学校で10棟において耐震診断を実施し耐震補強を行っておりますが、現在、学校施設の耐震化は63.5%となっております。

また、文部科学省より、昭和56年以前に建てられた学校施設のうち、非木造の2階建て以上、また延べ面積200平方メートルを超える校舎、体育館は耐震診断を行うよう指導があり、平成18年度に耐震診断が未実施の小中学校19棟について耐震化優先度調査を実施したところであります。

学校施設の耐震化につきましては、先般6月11日に特別措置法が成立したことから、文部科学省の方針として学校施設の安全性を確保するため、公立学校施設耐震化推進計画により、平成20年度から22年度末までに耐震診断の結果に基づき、既存学校施設の耐震化を促進するよう指導があったところであります。

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所となる重要な役割を担っており、耐震化は早急に進める必要があると思っております。

このようなことから、耐震化優先度調査の結果に基づき、優先度ランクの高い施設から耐震診断を実施し、危険性の高い建物から優先的に耐震改修の取り組みができるよう、それぞれのさまざまな推進計画がございますが、そういうものの適合性、整合性を保ちながら検討していくたいと考えているところであります。

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

町内用地調査が完了している箇所で補償交渉に入っている地区につきまして、まず上流からまいりまして櫃ヶ迫地区、神子ですね。これは激特対応としては100%完了しております、あと若干、山林等がございますので、それを含めれば33.3%となっています。

それから、新田地区、小路下手地区、大願寺地区は、これは発注したばっかりで、まだ1件も契約しておりません。

それと、この契約というのが、河川事務所より聞き取った数字であります、判こをついていただいて、普通は契約は判こをついていただければ契約なんんですけど、それを事務手続きが終わった段階での契約ということになっておりますんで、5月31日現在の数字を申しております。

湯田下地区が1.5%，虎居が4.3%。この数字、先ほど町長のほうから25%という数字と、この4.3%が合わないじゃないかということがありますけど、判こをいただいたけど、まだ事務手続きが終わってないというのが残っておりますので、そのあたりの数字の整合性が若干とれません。

それから、二渡地区的山崎大橋から上流につきましては44%，須杭はまだ0%，椎込分水路が94.4%となっております。

○柏木 幸平議員

用地交渉についてですが、全体的にはまだ進んでいないということでありまして、虎居地区においては25%が交渉が済んでいるということです。

中には、一刻も早く交渉を済ませて移転先等の準備に入りたいという方もあるようですが、まだ交渉に1回は来られたが、次の訪問がないとも聞いております。

失礼なことですが、次の交渉の材料が乏しいのか、それとも職員数が足らずに回数を運べないのか判りませんが、用地対象者におかれでは国の査定に不満があると聞いております。

一つには、一般家庭の方でも、今回の国からの提示では新しく土地を買って、そこに家を建てるだけの提示額がないとも言われますし、飲食店、サービス業、運送業などの商業関係者は、なおさら土地の問題とか厳しい状況であるように聞いております。地域の要望としては、一刻も早く築堤ができて外水から住民を守っていただきたいと念願をされているわけですが、交渉が遅れ、工事がどうなのだろうという心配も聞いております。

国の査定は、先ほどいろいろと説明があったわけですが、個々にはそういう条件にこたえられないとなるわけですが。昨日の別府議員の質問にもありました、合意を得るための対象者に共通をした優遇措置も町として考えられないものかと、私も思っていたわけです。担当の方も双方の板挟みになり本当に御苦労かと思います。

そこで、財政を伴うことですが、国にできないところや足らないところは、町として共通した移転補助や商業者などの資金の貸し出しなど、交渉に向けて何か案を出すべきじゃないかと思うんですが。町長は今後の用地交渉が長期化をしないように、合意ができる方々への理解をどのように求めていこうと考えておられるのか、お伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

用地等の補償説明につきましては、激特事業計画の決まった地域から順次交渉を行っているところでございます。さつま町では、災害復興対策課内に用地専門員を2人配置し6人体制で業務に当たっており、町の担当区域のみでなく、全体の個別課題についても解決へ向けた取り組みを進めているところであります。

中でも補償説明については、移転先の件や今後の生活設計の観点からも、その判断材料となる補償額の提示を慎重に行なながら交渉を進めているところであります。移転先につきましても、町が承知している不動産情報等を示し、対象者へ紹介しながら御本人の判断をお願いしている状況でございます。

用地交渉は御承知のとおり、価格の面や移転先、補償内容等について個々それぞれにお考えがあり、統一した考え方のもとに説明する一方で、相手方の立場にもなりながら現状理解を求めていかなければならないという非常にデリケートな業務であります。

このようなことからも、現体制において慎重にかつ積極的に進めてまいりたいと考えておりますし、どうしても疑問が払拭されない事項等が出てきた場合には、河川事務所用地課から直接説明をしていただくなど、理解へ向けた努力を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○柏木 幸平議員

本当に用地交渉者の方々に対しては、大変気を使うところであるとは思うんですが。また、住民の災害から守ってほしいという早い段階での用地交渉を望んでいるわけですから、町としてもその部分には町長は触れなかったと思うんですが、そういう策としては、昨日の別府議員の答弁と似たような考え方でおられるのか、そこあたりを町長のお考えを聞きたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今のところ、まだそこらのところは全く考えていないわけであります、用地交渉の推移、そ

してやはり先ほど申しましたような形で鋭意努力をしておりまますし、一つの基準というのがあると思いますので、そういう中でお互いの理解を求めていくという努力を、もっと見守ってまいる必要があるというふうに思っております。

○柏木 幸平議員

やはり、今後は、その提示価格で移転ができないと言われるんでしたら、その移転先等の軽減措置とか、きのうも別府議員のほうからもあったわけですが、その辺やっぱり、そっちも考えてあげられないと本当に被災に遭って、また現状で修復されてお金を使って、また今度移転となつて、またお金をつぎ込まんないかんという、非常にかわいそうな状況であるわけです。

そこを酌んでいただいて、町長の政策で何とかそこを救っていただきたいと思うわけですが、そこあたりはどのように思われますか。

○町長（井上 章三君）

用地に対するそれぞれの被災された方々の考え方というのは、用地を求めたときにどのぐらいで求めたんだと、このぐらいで売れていいんじゃないかと、いろいろな考え方、判断というのは、それぞれだと思います。

しかし、用地というのは相場というものもあるわけですから、そういう中で、より現実的にいろいろと理解を深め合いながら、交渉の中でどうしたらいいかということを、まずは精一杯検討をしていただくということが大切なんだろうというふうに思っております。

考え方は、いろいろ差がありますから、考え方には合わないから、すぐそこに町としての助成をつぎ込むという形には、簡単にはいかないだろうというふうに思っております。

○柏木 幸平議員

災害において、自分で転んで受けたわけでもない、本当にかぶった災害ですので、やっぱり被災者の方々のそういう思いを何とか、少しでもいい、町としてできることを、そういうことを考えていただきたいと思います。

次に、内水対策についてですが、今後、築堤ができる被災地においては、内水からの被害を懸念する声が依然として多く地元ではあります。家屋浸水地域のある地域について、ポンプ場の設置並びにポンプ車の配備など、先ほど町長も言われました予防治水のそういう要望は、これまでどおり続いております。

薩摩川内市においても、内水ポンプが国交省の建設で8カ所、市の常設で19カ所、それと先ほど工事用の臨時的な対応のところが7カ所、計34カ所を建設維持課で管理されており、ほかに耕地課の関係が18カ所、都市下水道の関係が3カ所あって、いずれも内水対策に関しては、そういう国交省の分も含めて薩摩川内市が管理されているということです。

先ほど町長は、さつま町でできることは今後検討すると言われましたが、地元にとっては湯田の流出のときと一昨年のと、本当に何度も水害に遭いたくないという気持ちがほとんどであります。

町長の在職中に、先ほどもできることは検討と言われましたが、今年じゅうには築堤の完成後のことではありますけど計画を立てて、そういう予算も確保するような、築堤完成後には、非常時が起りやすい状況であれば、そういう内水対策は必ず計画をいたしておりますので安心してくださいといふような、そういう町長の気持ちがないのか、お伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

激特事業によります築堤整備に伴いまして外水対策が講じられる一方では、住民の皆さんとの内水に対する各地域の不安があるということはよく聞いてもおりますし、承知しているところでございます。

それで、この激特の外水対策の事業を進めるという一方、内水対策という今後の課題に対しましても、町といたしましても議会と一緒になりまして、これまで国や県に対して何回かの要望の中で、そのことは訴えてきているところでございます。

また、下流側にできるだけ負担のかからないように、内水を上流側で川内川に排水する排水口の新設をしてほしいということにつきましては、要望のかいがありまして県において宮之城橋、宮都大橋付近から国道の排水路を整備することによって川内川へ流すということを表明いただいております。これは県議会においても表明をされたということでございます。

その他、都市下水路の流末経路の整備とか、市街地部における雨水対策のあり方、農村部における関係事業の取り組み、先進事例の本町への適用など、内水対策に関する総合的な取り組みにつきまして内部検討を進め、そしてまたできるところからそのような取り組みを今準備を始めているところでもございます。

このような検討を進める中において、財政面の問題とか、これまで以上の雨量への対応などいろいろあるわけありますが、町政運営全般を預かる者として総合的観点から、町民の安心な暮らしを確保していかなければならないと。これは町長として、そのことは強く念じているわけであります、今後におきましても、この内水対策という問題に対しましては継続的に検討を進めてまいりたいと考えております。

今できること、そして激特の事業が完成後にまた考えなきやいけないこと等いろいろとございますので、それぞれのケースを考えながら最大限の努力をするという気持ちであるということをお答えしたいと思いますが、まずもって今年度できることは何かということについての、精一杯の努力はしてまいりたいと思っているところでございます。

○柏木 幸平議員

内水ポンプは今後のことであるというのは、皆さんも御存じなんです。だから、先ほども同じ答弁を2回ぐらい言われたわけですが、下水道に関しても、町としても上流側から流す、県としても2本の国道の都市下水道を出すと。そこあたりも住民の方も知っておられるわけです、説明があって。

ただ、その上でもまだ安心できないという不安があられるわけですから、そこあたりを被災住民の方々にも今後安心して住める、そういう計画等も、町としてもそうした場合にはこうできますよ、という安心を与えるべきだと思うんです。

一方では、そういう用地交渉が進んで築堤はどんどんできる。だけど、そういう内水対策に関しては何も情報がない。やはり住む人たちにすれば、堤防の下において、対策もないのに国だけどんどん進んで内水対策はいけんなっとよち。そこは地域住民の不安があると思うんですよ。

だから、同時進行で町としても努力をしながら計画を作成中ですか、やはり住民に安心を与える。町長も、きのうの平八重議員のあれでも激特事業をのして、災害等も地域の住民が安全安心に暮らせるようにということで言われております。

ですから、今の答弁と若干気持ちが違うのかなと、そういう気持ちがするわけですが。やっぱり町長の決断で、そういう内水対策に関しては私に任せてください、それぐらいは言えないんですか、町長。

○町長（井上 章三君）

この問題に対する交渉は、国や県に対してもずっと今でも進めているわけであります。来年度以降のことについて余り約束をするということは、今は適当でないと思っておりますから、我々、任期いっぱいの中においてできること、これは精一杯にやるんだということで取り組んでいるということはしっかりと申し上げたい。また、説明できるところは申し上げたいと思うところ

ろです。

○柏木 幸平議員

任期中であるとかないとか、そこは関係ないんじゃないですか。今まで、旧町の時代の送ったのを町長はしてきたわけですよ。それは旧町においての計画と、いろんな合併の感じもあったわけですけど、その都度、首長はかわったり継続したりするわけで、前年度の計画は、そのまま残されて実行されていくんじゃないですか、町長。

○町長（井上 章三君）

町として、この問題に取り組むという姿勢は、これは一貫しているわけであります。私は、先ほど任期中ということを少し申しましたが、町の姿勢としては、これは任期に関係なくこの問題に対してもしっかりと取り組むんだと。そして、最大限の努力をするんだということは変わりないと。

そういう中で、今でも取り組んでおりますし、これからも今後の排水ポンプ、いろいろな問題も含めて、しっかりと取り組んでいくんだということは申し上げたいと思います。

○柏木 幸平議員

また、あの問題もありますので、ですが、本当に内水対策も今後のことということじゃなくて、今からぜひ取り組んでいただきたいと思います。住民は本当に不安でたまりません。

次は、学校の耐震化についてですが、先ほど教育長のほうから学校の耐震化については早急に進める必要はあると、気持ちとしては言われたわけですが。

先ほど町長のほうから施設整備のことで宮之城中学校のことに触れられたわけですが、激特事業推込分水路工事に伴う宮之城中学校の施設改修工事の補正予算が今回は組まれております。体育館、校舎などの一部補修ということですが、宮之城中学校はこれまでの地震、そしてまた老朽化により、外部だけでなくして建物全体が大丈夫であるのかというような耐震診断や耐力度調査を実施し、危険な状態であれば早急な対応を望むわけです。

今回、そういう外部的な補修ばかりですが、本当に地震が来たときに生徒の安全が保たれるのかという心配があるところです。

また、薩摩中学校の校舎や求名小学校の体育館など、耐震の優先度ランクの低い施設もあわせて、今後、子どもたちの安全面を重視した教育施設を望むわけですが。本当に財政を伴うわけですが、そのような年次的な計画を立てる必要があると思うんですが、そこあたりの気持ちを町長にお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

学校は、子どもたちが安心して学び生活できる施設でなければならないということは、いつも考えているわけでありますし、その安全性の確保というのは極めてこれは重要なことであります。

学校施設の耐震診断、または耐力度調査をどの学校から実施するべきであるかということを判断するための耐震化優先度調査というのを実施してございます。この調査で優先度ランクの高い施設について耐震診断を早めに実施して、その結果に基づき耐震の補強工事を実施していくというふうに進めていきたいと考えているわけでございまして。

宮之城中学校の場合なども老朽化している施設でありますので、そういう観点を含めて外壁等の問題だけでなくて、このままでいいのかどうかという判断もしながら、必要なところに対しては必要な補強も考えなきやいけないということもあり得ると思っているところでございます。

○柏木 幸平議員

必要があればするということではありますが。先ほど私が、耐震度の優先度ランクが高いのと低いのと、どっちをいったらいいんだろうかということで、町長は優先度は高い、ランクとしては

低いほうが優先度を有するということで、そこちょっと行き違いがあったみたいですが。そういうことで、そこはまた調整していただきたいと思います。

今回の中国の学校の倒壊の問題を受けて、6月11日に参議院本会議において、大地震で倒壊する危険性が高い全国約1万棟の公立小中学校施設に、3年間で耐震化を加速させる議員立法の改正地震防災対策特別措置法が成立いたしましたわけですが。

これはもう皆さん御存じだと思いますが、これまでの国の補助の2分の1を3分の2に、それは耐震補強事業のほうですね。また、改築事業のほうが3分の1から2分の1に引き上げるもので、また地方交付税を使って市町村の実質負担も現在より軽減することで、全体的に耐震補強事業で10%、改築事業で20%程度に市町村の手出しを抑えるというような施行のようですが。その施行日が、本日、私の質問に合わせたように本日なんです。6月18日であります。

それで、各事業との優先度の順位など、町内における優先度の順位など、財政課とも協議があるでしょうが、今回の法改正の適用を我が町の教育施設に生かすべきだと思うんですが、そこあたりとの関連を町長はどう思われますか。

○町長（井上 章三君）

御指摘のとおり、今回の中国・四川大地震を踏まえて、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律というのが成立しております。今回の改正は、公立小中学校等の施設のうち、大規模な地震により倒壊、または崩壊の危険性が高いとされている建物について早急に耐震化を図るために、地方公共団体に対して設置する学校施設の耐震診断の実施及び耐震化を促進させるために国の補助の特例を設けて、あわせて地方財政措置、地方債の措置が拡充されるというものでございます。

今まで20年から24年までに耐震化を推進しようという計画でありましたが、今回の四川の大地震を踏まえて、実施期間を3ヵ年ということで平成20年から22年までの時限立法措置ということになっておりまして、内容的に大変有利な制度となっております。

行政の負担も非常に少なくてやれるという形になっておりますので、実施につきましては改正法の基準の範囲内で、これをできるだけ利用して進めていくという取り組みをしてまいりたいと思っているところでございます。

○柏木 幸平議員

これまでの財政改革の中で、有利な事業があっても飛びつななどというようなことは議会のほうから言つてはきたんですが、今回、子どもの命を守るということを観点に考えたら、そういう財政面も考慮しながら安全対策を進めていただきたいと思います。町長もそういう方向で行くような考えでありますので、行かないといったらどうしようかと思って質問を用意していたわけですが。

きのうの新聞報道でも、古い学校でも耐震強化をしているところは、今回の地震でも被害が出ていなかつたと、大学の先生も言われておりましたし、今回の場合は、改正の場合も公立小中学校だけに限っていたわけですが、今後は町で管理する幼稚園ですか、保育所は移管したようなふうに聞いておりますが、幼稚園のほうも今現在一つ、運営されているのが。1ヵ所ですか。そのことも、国でできないところは、また町がそういう対策もつくらないかんと思いますから、今度は改正案も取り入れて、今後の整備計画を町としてつくっていただきたいと思いますが。その決意を改めて町長にお伺いして質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

この地震対策というのは、我々も経験をした地域でもございますし、子どもたちを守るということは、これは本当に今回の四川の大地震での学校の倒壊という悲惨なことを踏まえながら、あ

らためて感じたところでございます。

そういう点で、この耐震化の促進ということを国のはうが、また特別なそういう支援措置をしてくれておりますので、できるだけそれを活用しながら、我がまちの子どもたちを守れるような努力ということに対しては、今後早急に検討をしながら、その適用を利用して取り組んでいくという気持ちであることを申し上げたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、22番、新改幸一議員の発言を許します。新改幸一議員。

[新改 幸一議員登壇]

○新改 幸一議員

おはようございます。6月定例議会の一般質問で、私で8番目になります。通告に従いまして2点のことにつきまして質問いたしますが、その前に私も、今回、岩手・宮城内陸地震に遭われまして命を落とされました多くの犠牲者に対し、心からお悔やみを申し上げます。

また、震災に遭われ、土地、家屋等を失われた多くの被災者は大変な御苦労があると思います。これから東北地方は梅雨時期に入っていこうとする時期で、今まで以上に御苦労されることは目に見えています。私たちも、過去に震災に遭った一人として一刻も早く、もとの生活に戻られるよう、心からお祈りを申し上げるところでございます。

それからもう一つ、町長の感想をお願いするわけでございますが。けさほど議会が始まる前に、私たち、ねんりんピックのポロシャツの色の問題やら、それぞれ話が出ておりました。記者席の先生もちゃんと賛同されましてポロシャツを着ておられますが、それぞれ個性は大事にしながらということで、色も決めないで今回の本会議にみんな着用しておりますけれども。できれば町長も、この感想をひとつお願い申し上げます。

それでは、本題に入らさせていただきます。1点目でございます。防火対策、自主防災組織についてでございます。

ことしに入り、管内の火災発生は近年にない発生件数で、防災無線等で防火に対する注意警報もなされたところでございます。ことしに入り、火災発生が11件で、死者も2名というような放送もありました。そういう状況の中で、管内では自主防災組織の設立に取り組みされ、日夜協力をいただいているところではありますが、郵便局、通称、赤バイ隊と申しますが、との連携や協定契約等はどうなっているのか。

過去には、赤バイ隊も消防出初め式にも参加され花を添えていただいた時期もありました。郵便局も昨年の10月1日付で完全民営化になりまして、それぞれ営業をやっているわけでございますけれども、こういう防災関係につきましての県下の行政と郵便局会社との連携状況はどのようにになっているのか。そしてまた、我がまち、さつま町は、どのような方向で連携をとろうとされているのか、町長の考え方をお伺いいたします。

次に、2点目でございます。行財政改革、町長の退職金についてでございます。

私は昨年の9月定例議会におきまして、町長ほか三役の退職金支払いにつきまして、町長の見解をお聞きした経過がございます。今回、鹿児島県知事が自分の退職金を2割減らすと知事本人より申し出があったと新聞報道されました。6月4日の鹿児島県6月議会で、県人事課によりますと、知事の退職金手当減額は、行財政改革を進める知事の自らの姿勢を示したいということで本人から申し出があったとのことであります。

また、過去には、2期8年務められました須賀龍郎知事も、2割返上の申し出をされた経緯もあるようでございます。

前回の私の一般質問でも財政が厳しい中、知事とも一度議論をされるよう提言を私はいたしま

した。前回の提言の内容を少し紹介しますが、「町長は鹿児島県の町村会長でもございますので、これは我々の鹿児島県内の市町村だけじゃなくして、知事も含めて今後の将来に向かっての議論というのはやるべきじゃないか。そしてまた、近隣はもちろん、我がさつま町の町民にもきちっとした説明責任を尽くすような形の中で流れがいければ大変ありがたいと思いますので、そこあたりも、ぜひ今後検討もしながら、県のそういう会議でも大いに議論をしていただきますように提言しておきます」ということで、昨年の9月の定例議会で私は提言をやっております。

今回の知事の表明を機会に、我がまち、さつま町の井上町長はどのように考えておられるのか。昨年の9月議会に私が質問した時期からすると、何か考え方を変えられたものか、再度見解を伺うものでございます。以上2点ほど質問いたしまして、1回目といたします。

[新改 幸一議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

新改幸一議員から2点の質問をいただきましたが、その前に、ねんりんピックのシャツを着て今回の議会に臨むという発案がされて、お互いにカラフルなシャツを着て臨んでいるわけでございますが、その感想をということでございます。

ねんりんピックのシャツができて、これをアピールするという意味においても、お互いに自覚が高まった面もありますし、そして、こういうようなまちの特色を出してこういう議会に臨むというのは、新鮮な気持ちがしてよかったですんじやないかと思っております。

指宿とかほかのところでは、またそれなりのスタイルで議会に臨んでおられるところとか、いろいろありますが、今回の試みは時期を得たものであったんではないかと思ったところです。

さて、まず第1点の管内の防火対策についてという問題でございます。管内の火災の発生状況についてでございますが、議員の御指摘のとおり、ことしは既に11件の火災が発生し、特に5月に5件発生したことから、大変憂慮する事態となっております。また、火災による焼死者が2名となり、いずれも高齢者が犠牲となっている状況でございます。

このようなことから、消防本部に対し防火対策の徹底を指示したところであります。具体的な内容につきましては、消防長のほうからまた説明をさせますので御理解いただきたいと思います。

次に、自主防災組織の設置状況であります。本年6月1日現在90.3%の設置率となっております。この自主防災組織については、とりわけ災害発生時の共助ということにおいて重要な役割を果たしていただくことから、今後におきましても未設置地域の解消に向けた取り組みが一層必要であると考えております。

郵便局との連携、通称赤バイク隊というこの郵便局との連携、協定等についてであります。合併前の平成14年に、それぞれの町と郵便局との間で小型粉末消火器譲与に関する覚書を締結し、バイクの機動性を生かし火災発生時の通報、初期消火に役立て地域に安心をお届けするとともに、特に高齢者世帯の火災に備える取り組みがなされてきたところであります。

その後、市町村合併があり、あるいは郵政の完全民営化など環境が大きく変化する中で、協定のあり方については協議がなされていなかったということは事実でございます。

また、県下の状況を調べてみましても、このような赤バイク隊との協定を締結しているのは本町を含め4市町ということでございますが、いずれも協定の見直しというものは、まだなされていない状況だと聞いております。

しかしながら、郵便局の機動力は、災害発生時のみならず日常的な地域の安心安全に大きな期待が寄せられることから、新たな協定の締結に向けた協議が必要であろうと考えております。

それから、2点目の行財政改革について、特別職の退職手当についての質問がございました。

今回の知事の退職手当の減額ということについては、厳しい県の財政状況にかんがみ、行財政改革を進める知事自ら姿勢を示したいということで、県条例に基づき本人から申し出があったと聞いておりまして、県政のトップとして自ら判断されたことは評価されるべきものと思うところであります。

御質問の件でございますが、昨年の9月議会でもいろいろとお答えをいたしました。我々の町は、県内の市町村が一緒になって市町村総合事務組合というものをつくり、そしてその中の退手組合に加入して、独自の条例の中で運営をしているわけでございます。

そういう点で、知事の場合とまた大分違う面がございます。今のところ、市町村総合事務組合の退職手当制度上の問題、あるいは退職手当の性質についての考え方については、前回9月議会でお答えしたとおりでありますとおりであります。全く気持ちに変更はありません。

退職手当の制限ということについては、総合事務組合の幹事会等でも協議がなされたわけであります。総合事務組合の制度の趣旨や目的からしても、現段階で見直す必要はないという結論が出たようあります。

また、県は独自に知事、副知事の退職手当に関する条例を定め、議会の承認が得られれば減額または増額が可能で、知事等の姿勢や判断が即反映できるものとなっており、我々の組合で行う退職手当の支給制度とは異なっております。仮に私個人が減額を申し出たとしても、総合事務組合の議会で条例改正がされない以上、退職手当の減額はできないものでありますとおりであります。また他の市町村長に与える影響が大きく、組合自体の混乱を招くおそれもあります。

このようなことから、退職手当の減額については個々の問題ではなくて、総合事務組合の中で十分議論していくべき問題であるということを御理解いただきたいと思っております。

[町長 井上 章三君降壇]

○消防長（田上 泉君）

防火対策の具体的なものにつきまして御説明を申し上げますが、その前に、火災の発生状況について少し補足をさせていただきます。いずれも5月末現在の数字でございますが、平成17年から平成19年までの推移でございます。平成17年が13件、平成18年が17件、平成19年が10件となっておりまして、ことしが特に例年に比較して多いという状況ではないということでございますが、5月に短期間に集中的に発生したことから、そのような印象を与えていくというふうに理解をいたしております。

ことしの火災の特徴といいたしましては、建物火災3件とも、すべて全焼火災ということでございますし、また死者が2人伴っているということで、いずれも高齢者が犠牲となっている状況でございます。火災の原因につきましては、平成17年からことしまで発生した火災の主なものにつきまして、たき火、火入れ、たばこ、コンロ及び灯火、これはろうそく、線香等でございますが、これらが上位を占めておりまして、火気取扱者のちょっとした油断、不注意によるものがその要因となっております。

そのようなことから、消防本部といいたしましては、防火対策として2つの対策に今現在取り組んでおります。一つは防火広報の徹底でございます。いわゆる住民のモラル、マナーを徹底するという観点から、防げる火事を出さないために、さまざまな広報手段を利用した広報活動を実施いたしております。特に、先月22日に久木野で発生した住宅火災を真摯に受けとめ、全分団22分団に対しまして、1週間、継続的な広報活動を実施するよう指示をいたしたところでございます。そのほか消防本部では、1年を通して継続的な車両広報等による広報並びに必要に応じまして防災行政無線を通じての広報活動を実施いたしております。

対策の2つ目でございますが、守れる命を守るという観点から、住宅用火災警報器の設置の促進を進めてございます。いわゆる火災による焼死者を防止する、非常に重要な課題でございます。そのようなことで、今現在さまざまな広報手段を使って呼びかけをしているところでございますが、現在、普及率が19%程度でございます。以上でございます。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね10時55分とします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○新改 幸一議員

ただいま答弁をいただきました。この自主防災組織の関係につきましてでございますが、先般、新聞にも載っておりましたが、「初期消火、予防はお任せ」ということで、永野地区の方々が消防団OBの助っ人隊を結成されたということで、大変すばらしい記事も載っておりました。

また一方では、紫尾保育園の幼年消防クラブと、また紫尾保育園の婦人防火クラブが、本年度より別々に結成して活動していくということも広報でされたところでございます。大変すばらしいことだと思っております。

先ほど消防長のほうから防火広報活動に力を入れているんだということやら、また火災警報器等の設置の普及に力を入れているという説明もございました。

私は町長に、こういうチラシを渡しました。時吉区の願いということで、「火災や事故を未然に防ぐ家族のきずな、火の用心」ということで、平成18年12月ということで出しておりますが、これは私がつくったわけでございます。

私は、ちょうど20数年前、自分の家を新築したときに夫婦共稼ぎでございましたから、火災のサイレンが鳴れば、我が家じゃなかろうかいということを一番、出ておりますから、大変そういうことで心配しまして、何とか地元の消防団の方々に協力していくようなものは何かできないものかということで、ちょうど二十四、五年前、家をつくったときから、こういう標語を何回となくつくって、消防団の方々に渡して全戸、時吉区にこれを配っていただいて、隠居もトジュもこういう形の中でして、目に見えるところに張ってくださいということで消防団の方々がお願ひされて、こういうものを続けているわけでございます。

こうすることが、やっぱり地域によりまして火災に対する考え方というのが、防災に対する気持ちというのが、頭の中にそういう気持ちがあるんじゃないかなと。そういう結果が、無火災につながっていくという一つの結論にもなるんじゃないかなと思っております。そういうことで時吉も、長い間、そういう火災が出てない一つの結果ではないのかなということをつくづく思っているところでございます。

特に、今回の私の一般質問で、郵便局等の関係につきまして質問させていただいておりますけれども、若干、郵便局の関係、皆さん方も既に御承知かと思いますけれども、昔の郵便局からしますと完全民営化になりまして5つの会社に分かれております。御承知だと思いますが、日本郵政、株式会社日本郵政、郵便事業、株式会社日本郵便、郵便局、株式会社郵便局、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険、こういう形の中で、昔の郵便局が5つに分かれた完全民営化で

ございます。

そういう形の中で、今、郵便局の事業というのは日本郵政と日本郵便と、それから郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ、こう大きく2つ分かれて、窓口と、それから郵便局の配達をされる方、郵便事業株式会社ですが、そういう方々が赤バイ隊に乗っていらっしゃるというのが実態でございます。

また一方では、ゆうちょ銀行、かんぽ生命株式会社の方々が、一方では、また同じ赤バイ隊に乗って、日夜、外に出て営業活動をされているというのが実態でございます。

そういう形の中で、郵便会社の職員の皆さん方も、それぞれの地域によりまして地域に密着した、少しでもためになるような活動をやりたいということで、現在も頑張っていらっしゃるところでございます。

特に郵便会社の方々ですけれども、郵便会社も宮之城の集配センター、もとの宮之城郵便局ですが、それから鶴田の集配センター、それから求名、薩摩の集配センター、そういう形になりました、この大もとは加治木のほうが支店になっているわけでございます。その下で郵便局の郵便事業の仕事をされていらっしゃいます。

私は、この前ちょっと、窓口で関係している仕事をしている関係上、いいのをもらいまして見たんですが。郵便局の方も、この郵便会社の方々がファーストパーソン宣言というのをされていらっしゃるわけでございます。「私たちファーストパーソンは、御近所づきあい精神のもと、地域の皆様とのコミュニケーションを大切にしていくため、ここにファーストパーソン宣言を行います」ということで、一つ、まちで一番感じのよい人になります。一つ、お客様に一番身近な存在になります。一つ、お得な情報を一番にお知らせします、ということでファーストパーソン宣言というのをされながら、日夜頑張っていらっしゃいます。

私は、このファーストパーソン宣言を見たときに、これはいいことが書いてあるなということでお、特に我々もですけれども、やっぱり町の職員の皆さん方にも、こういうのは大事なのかなというのを感じました。まちで一番感じのよい人になりますというのを、町民に対し感じのよい人になりますというのも、これも町の職員に置きかえてもいい文句じゃないかと思っております。

「一つ、お客様に一番身近な存在になります」というのも、置きかえれば、「一つ、町民に一番身近な存在になります」と、これも役場の職員の皆さん方に知らせてもいいなというような、この宣言のチラシを見て、皆さん方に思ったもんですから、紹介するところでございます。

そういう形の中で郵便事業会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の皆さん方が、日夜、赤バイ隊で走っていらっしゃるということでございます。

私も職員の方々と話す機会の中で、昔の郵便局と町との協定契約をして消火器を搭載して走り出してから、郵便局の皆さんの中で、1件は旧薩摩町で観音滝だったそうでございますが、車が炎上しまして爆発寸前のところに、ちょうど職員が通りかかって消火器を外してということで、そういう流れがあったということが1件。それから、宮之城地区では、隣の森林組合の下で同じく車が電信柱に衝突いたしまして、これもあわや爆発寸前というところで、郵便局の職員がちょうどそこに遭遇しまして、消火器の使用ができたというようなことを実際に聞きました。

やっぱり地域の、我々が知らないところで、そういう大変な事故に一役を担っていらっしゃるんだなあということをつくづく思ったところでございます。

今回、こうして質問をしていますけれども、郵便会社が民営化されまして、そういうところが職員の中でも、「もう昔のことじやつでもう、今はそげんた何も、上司もいわれんし、民営化になったもんだから、あたいどんもあんまり気をつけちょらんでやなあ」というような言葉も出てくる職員もいます。

また、民営化になりました、昔の職員と違いまして、何名かは臨時職員の方も多いようでございます。全然、昔の過去を知つていらっしゃらないわけでございますから、何のための赤バイに消火器を積んじよったろうかいという、そういう基本を教えんと、なかなかわかつていただけないというのも実態であるようでございます。

そういう形の中で、それぞれの協定を、相手があることですから、できないと言わればそこまでですけれども、私はやっぱり地域の朝晩の中に密着した防災に対する流れを持っていこうとすれば、今までのとおりに行政と郵便会社と、そういうところの防火訓練というものはする必要があるんじゃないかなというのを思つてはいる一人でございます。

これらあたりの防火訓練というのは、今後どのような考え方を郵便局は持つていらっしゃるものか、お伺いいたします。

○消防長（田上　泉君）

ただいまの御質問の中に郵便局との防火訓練の関係でございますが。当然、郵便局も事業所でございますので、従業員が50人以上の場合は法的な対象になっておりますので、最低、年2回以上は、こうした消火訓練、避難訓練等をしなさいということになっておりますので、今後、郵便局とも十分詰めをしながら実施していきたいというふうに考えております。

○新改　幸一議員

ぜひひとつ、そういう面もよろしくお願ひ申し上げます。

それと、郵便局の皆さん方が赤バイ隊につけてもらっております消火器の期限を見てみると、2002年に製造されまして耐用年数が8年となっておりまして、計算からいきますと、もう消火器自体が、あと2年すれば使用できないというような流れにあるということでございます。

そういう一つの協定を、今後もお願いしていこうとする中では、郵便会社のほうも経費節減というのはよっちゅう言われますから、独自でそういうのをされるのか、私はそこまでは追求はしておりませんけれども。できれば町自体が更新でもしていただきたい、そういうことをお願いするちゅうのも一つの方法じゃないかということを思うんですけれども。

この赤バイ隊の保有台数が、宮之城集配センターが郵便事業会社のほうが20台、それから、かんぽ、ゆうちょ銀行のほうが5台、宮之城郵便局関係で25台、単車があるようでございます、赤バイが。それから、鶴田の集配センターが8台あるようでございます。求名の薩摩集配センターのところが11台、合計44台、現在のところ、局の赤バイ隊ということで日常走っているわけでございます。

こういう形の中で、今後、防災についての自主防災組織という名のもとに協力をいただこうとすれば、先ほど言いますようにこういう消火器の更新あたりは、会社自体でしていただければ大変ありがたいんですが、できないとなれば、そういう経費あたりは行政のほうで援助されるような考えというのをお持ちではないか。

私、きのう、町内の消火器の取り扱いの人に聞いてみたんですが、薬の詰めかえだけであれば、赤バイ隊がつけております31号という消火器は小さいほうだそうでございますが、1台当たり2,500円程度の薬の詰めかえ料が要るということでございます。

それと、2002年に製造しました消火器でございますから、もう2年過ぎますと耐用年数8年が来まして、全部使用できないと。これを全部、新規に更新しようとすれば、ついているプラスケットというんだそうですが、取りつけ金具、そういうのを含めまして5,000円から6,000円程度。台数がまとまれば、もう少し安くはなるんじゃないかという話も聞いたんです。

こういう流れに行政のほうで、そういう更新に対する経費等は、今後、予算をつけていこう

じゃないかということを考えていらっしゃるのか、そこあたりのところをお聞きするところでございます。

○消防長（田上 泉君）

まず確認をさせていただきたいんですが、この小型粉末消火器の譲与に関する覚書の中で経費負担というのがありますて、第4条になりますが、「消火器の購入及び薬剤の詰めかえ費用について町が負担し、取りつけ費用及び積載方法については郵便局が負担する」と、このようなことになっておりまして御指摘のとおり、この覚書が継続ということになりますと、当然、薬剤の詰めかえ購入については町が負担するということになろうかと思います。

今現在、薩摩郵便局が平成14年の9月20日に12本、平成14年10月24日に宮之城、山崎、鶴田、合計30本、平成14年11月11日に鶴田郵便局10本、合計52本について譲与をいたしている状況でございます。

今後の取り組みにつきましては、総務課長のほうから答弁があると思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

今、協定が民間の会社になって失効という形になっておりますので、これらにつきましては今言われている小型粉末消火器の関係も含めて、防火だけではなくて防災面、いろんなことを勘案しながら、早期発見とか通報に関しても、おおむねソフト面を活用しながら、そうした赤バイ隊の協力をいただくといった方向で、相手の加治木の郵便事業会社のほうとも検討を進めていかなければいけないだろうと思っております。

○新改 幸一議員

それぞれ、個々の流れを聞きました。この火災、災害ということじゃなくして、過去には行政のほうからハガキを出されまして、独居老人のところに行政からハガキが行って、その独居老人の方々が元気でいらっしゃるかどうかというのを確認するような手紙等も出された、過去には経緯も旧薩摩町あたりではあったような話を聞きます。

そういう形の中で、やっぱり火災だけじゃなくて、独居老人のそういう病気かれこれ事故等を、朝晩走っていらっしゃる赤バイ隊の方々が、少しでも気をつけていただくというのも大変大事でございますから、今後もそういう流れを地域の防災に対する独居老人の病気等いろんな関係につきましても、配慮をしていただくような形で協定ができますように、ひとつ最大の御努力をいただきますようお願い申し上げます。この関係につきましては以上で終わります。

もう一点は行財政改革の関係につきまして、町長のほうから答弁もいただきました。9月にもしましたので余り難しく追求はいたしませんけれども、聞くところによると町長の答弁の中で、町長自らが申し出をしても、現時点では県の総合事務組合ではどうしようもできないんだということであるようでございます。

できれば、全国の流れで、知事さんと市町村とは別なんだという言い方でございますけれども、私は今回の知事の一つの判断というのは、相当な県民に対しても関心がありまして、大変よい評価をいただいているんじゃないかなと思っております。伊藤知事も、次の選挙は当選間違いなしと私は思っているところでございますけれども。

そういう流れの中で、市町村もあるんだということは再認識してもらひながら、ぜひ町長、これから先、あと町長の任期ももう少しなんですけども、県の総合組合に提言をされまして条例改正をしていただくような気持ちを持っています。最後にこの気持ちを聞いて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

市町村の場合の退職手当組合と。これは今回、いろんな事業が合併して鹿児島県市町村総合事

務組合ということになったわけですが、これは首長の問題だけじゃなくて、職員も含めて、この退手組合というのは非常に大切な役割をしてくれております。

それで、退手組合には鹿児島市、枕崎市、垂水市、西之表市を除く42市町村が加入する形の中で一部事務組合を構成しているわけであります。そして、退手条例というものに基づいて運用されている。

これは、それぞれ積極的な意味で加入をしているわけですが、加入の理由というのは、退職金の負担が年度間の差がなくて、財政的に町の財政が非常に安定しやすいということ。それから、県内一律の制度ということになって市町村間の差がなくなるということ。また、総合事務組合では、九州及び全国の研究会組織に加入しながら、他県の状況等も毎年注視しながら、その支給率については注意深く見守っており、全国的に見ても鹿児島県の場合は、平均的な基準で制度を制定しているということ。市町村が単独で制定するということになりますと、退手条例を制定し、そして、それにかかるいろいろな労力が出てくるわけでありますが、これを一緒にやることによって、そういう点でも手間が省かれるというようなことなどで、この支給の額の問題にしても、鹿児島県が高い基準でやっているというものではないわけであります。

今回、知事がカットをされましたから、そのことが目立ちやすいわけですけれども、知事の場合と市町村長の場合は、報酬にしても、この退職金の支給率にしても、当然これは異なるわけでありまして、これは相当の差が実際のところあります。

それから、県内の市町村の状況ですが、三役が給料をカットしているという市町村が、42市町村の中でも37市町村がそういう努力をしながら歩んでいるという状況もございます。

そういう中で首長の職責の重大さとともに、その任務というのはまさに激務でありまして、この報酬、あるいは退職金というものは、労働対価として仕事の内容、責任の度合いに応じた適正な退職手当という点においては、これは決して高いものではないというのが、この退手組合の見解として全国的いろいろな調整、あるいはまた状況を見ながら、それは判断もされているところであります。

さらに、副市町長の制度にしましても有能な人材を求める必要があることから、一般職と特別職のバランスを考慮する必要は出てくるわけであります。

そういう中で、基本的に市町村長の今の退職金制度というのは、決して高いわけではない。また、給料をそれぞれに努力をされながらやっているという中で、退職金までということは、これは余りするべきでないという声がございます。

これを、余り減額をすると、結局、経済的に余裕のある人しか市町村長はやれなくなるという可能性も出てくるということで、この問題に関しては、やはり個人の思いということだけでなくて、これは全体として、この制度というのは非常に大切な内容を持っているというふうに認識をされているところであります。

ですから、この制度の内容、あるいは仕組みというのが判らない立場において、例えば選挙のときに、私は退職金をこのぐらいカットしますということを言って立候補された方もおられましたけれども、そのことによって、それが簡単にできるというふうな制度にはなってないわけであります。

ですから、これを変えようとすると単独で条例を制定して、ここから脱退して、そして単独で組合といいますか退手制度を持つか何かしないと、退手組合の議会において、この条例の改正をしなければ、この変更というのは簡単にはできないというふうになっていると。

○議長（濱田 等議員）

町長、簡略に願います。

○町長（井上 章三君）

これは9月に申し上げたとおりであります。そういうことも含めて、私は今、総合事務組合の管理者をやっておりますが、制度の内容、そしてその実態というのをよくわかっておりますから、そういう点で軽々にそういうようなことを持ち出して混乱をさせるべきではないと、こういうふうに判断をしているところであります。

○新改 幸一議員

最後に、町長の姿勢を聞いたんですが。私は政治姿勢だと思っております。知事の方々もですけれど、自らが手を挙げて首長をやりたいんだということで選挙をされるわけですから、私は一つの政治姿勢だと思っております。

それと、ちょっと精査をさせていただきますが、町長は昨年の9月の私の質問の中で、こう言って、今もちょっと出ましたが、言っていらっしゃいますよね。「選挙を受ける職にある者は、それなりの所得保障をしなければ、金持ちしか特別職になれない」という弊害が生まれる恐れがあり、そのような制度にするべきではないということを、総合事務組合の事務局が話しておりましたので、このこともつけ加えさせていただきます」ということで言われております。

私どももなんすけれども、選挙をする職にある者、我々も選挙をするわけですが、法定選挙費用内で選挙が決まっているわけでございます。金持ちじゃないとできないとか、私はそういう理屈にはならないと町民としては思っております。私は、そういうところの気持ちを町長が持つていらっしゃるとすれば、大変な間違いじゃないかと思います。このことは広く、私は町民の皆さん方にも話を聞いてみたいと思うんですが。私は、そこあたりの政治姿勢だと思っております。

だから、こういう厳しいまちだから、ここを乗り越えないかんと町長は言われます。ですから、町民の皆さん方もそのところを何とか、町長も1期4年1,500万もちょっととどま減額して、町のために気張ってくれんもんじやろうかい。

こういう願いがあるから、こういうことを言うわけでございまして。制度的に現段階ではできないということでございますが、ぜひ、このあたりも考え方を、再度、町長も再認識されながら、きのうの質問でも出した平八重議員の2期目に向かっての表明もされましたけれども、されるんであれば、ぜひそういう政治姿勢をきちんと出してもらって、人から何て言われても、おいは1期はこれで行っとじやというぐらいの意気込みをぜひ見せていただくようなことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

私は、この3年間におきましても、町長職というのを精一杯努めてきたと思っておりますし、給料の減額ということもいたしましたが、あるいは議員の皆さんも報酬を下げるべきかどうかというような議論もされたと思います。

私は、余りそういう方向に、みんなが萎縮するような方向に行くのではなくて、それこそ外から、もっといろんな金を引っ張ってくる。そして、それ以上の仕事をすると、自分のいただいてる報酬以上の仕事を十分にやるんだと、こういう意欲のあるような形の中で、こういう問題もとらえていかないと、あれもだめ、これもだめ、そして縮小しよう縮小しようということだけを余り言い過ぎると、よくないんではないかと。

それは、もともとが高過ぎるということがあれば、これは改善もしなきやいけないと思いますが、そういう状況ではないとふうに私は県内、あるいは九州、全国を見る中で判断をしておりまし、今は退手組合を脱退してまで、こうするというような問題ではない。

それ以上の仕事をして住民にお返しをするんだと、こういう決意の中で私は取り組むべきであるというふうに思っているところであります。

○議長（濱田 等議員）

次は、26番、内之倉成功議員の発言を許します。内之倉議員。

[内之倉成功議員登壇]

○内之倉成功議員

私は質問に入る前に、今度の山形地域の地震のことでお尋ねしたいんですが。私たち、さつま町、2つの地震でもあったわけですけれども、これについて向こうから、いろんな献金とかはなかったのか、そこをお聞かせ願いたいと。もしあったとするならば、やはり私たちさつま町も、この問題には取り組むべきじゃないかと。

○議長（濱田 等議員）

内之倉議員に申し上げますが、通告外のことは控えてください。

○内之倉成功議員

わかりました。そういう意味で、今回のこの地震についてはお見舞い申し上げたいと思います。それでは、通告に従って、2点について町長に伺いたいと思います。

1点目として、荒瀬地区の産廃処理施設からの汚濁水について伺います。私が3月議会で質問した答えは、「汚水でもなく、公害を及ぼすほどのものでもない」という宮之脇副町長の答えであった。私の質問は間違いだったのか、自問自答しながら、今日まで荒瀬地区の住民の方と流れ出す汚水を観察してきました。特に雨天時の4月、5月、6月は大きな雨が降ったわけですが、そのたびに汚水が流出して、公害ではなく、何の害もないと言えるのか、町長の考えを伺いたいと思います。

2点目に、町道の新設改良について伺います。私は佐志地区の出身ですけれども、この国鉄線跡地の道路の拡幅なり新設は、佐志だけ残っているような感じがするわけですけれども。今回、橋脚が完成していますが、橋はいつ完成するのか、また、取りつけ道路はいつになるのか伺いたい。もう一点、この町道はすべて完成するのは何年かかるのですか、お聞かせ願いたいと思います。

現在、滝下中津川線も終わろうとしていますけれども、あと50メーターぐらいで工事がとまっております。財政が厳しい中で大変とは思いますけれども、今度の道路特定財源の復活というのか、そういうものが国会では話されるわけですけれども、そういう問題を踏まえて、いつまで完成するのかをお聞かせ願いたいと思います。1回目の質問をこれで終わりたいと思います。

[内之倉成功議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

内之倉議員のほうから2点の質問をいただきましたが、まず第1点目の環境公害についてという問題であります。

産業廃棄物処理施設の濁水の問題ということでありますが、この問題については、先に荒瀬地区からありました公開質問状でも回答いたしましたように、現在、事業者のほうも裏山からの出水と事業所内の排水とが混ざらないように分離をし、事業所内の排水だけをろ過できるようにしたり、ろ過装置を大型で性能のよいものに入れかえたり、排出水の再利用、場内の廃棄物に雨水がかからないように屋根などの設置をするなど、さまざまな対応を検討しております。濁水については、今後とも保健所や県廃棄物リサイクル課などと連携して改善されるように指導もし、見届けてまいりたいと思っております。

それから、町道の改修についてであります。築詰橋の完成と道路の開通はいつになるのかとのことであります。この町道改良工事につきましては、平成18年度から日本特殊陶業前の交差

点部から国道504号までの全体延長1,587メートルの計画で整備を進めているところであります、橋梁については今年度、上部工を実施し、21年度に完成するという見込みであります。また、道路については22年度末に全線開通する見込みであります。

[町長 井上 章三君降壇]

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

公害の定義づけで、3月定例議会のほうで、また昨日の平田議員のほうの質問にもございましたが。この環境科学の問題について、公害でないという表現をいたしております。

この公害の定義といいますが、環境基本法について公害の定義が定められておりまして、若干読んでみますが、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動によって生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、あるいはまた土壤の汚染とか騒音とか震動」というのが規定がされております。いわゆる国内の4大公害というようなこともあります、近隣では水俣病等があるわけでございます。

今回の場合には、環境汚染ということで私どもとしてはとらえております。水質汚濁。これは公害という定義というのが、こういう公式の場で申し上げますと、法的な定義の中で公害と定義づけではなかろうかというふうに私どもとしてはとらえておりまして。今回の場合には水質汚濁ということで、水質そのものについては基準値内であるということでございまして、公害までは至ってないんじゃないかというような理解のもとに申し上げたところでございまして、そこら辺については誤解のないようにお願いしたいと思います。

○内之倉成功議員

今のお答えを聞いたんですけど、私は地域住民の考え方聞くときに、全くこの問題については納得できないというのが私の心境であります。今回の汚濁の水について公害ではないと言われますけれども、荒瀬地区は今17名の農家が7町歩ちょっと超すと思うんですけれども、水田を耕作して今盛んに田植えの準備をされておられます。

この水田の汚濁が、本当に全く公害はないという言われ方をされると、私はどうしても納得できない。この汚水が、この汚濁の黒い水、こういうものが水田に入っていくわけですけれども、これも公害ではないと言われるんですか。私は地元の住民のことを聞くときに、自分でもし農家だったら、私は絶対にあの地域で農業をしているんだったら許さないというのが私の心境であります。

ですから、今おっしゃるようなことが、あくまでも執行部の方がそういう考え方でおられる以上、荒瀬の公民会の農家の方は、私は本当にかわいそうだと思います。ですから、再度お尋ねしますけれども、荒瀬の住民の方が撮られた写真です。こういう形で汚水が流れている現状を、あの会社から出る、環境科学から出る、この部分があるわけですけれども、皆さんは色素なりそういうもので判断されるのか判りませんけれども、確かにBODの段階で害はないんだと言われますけれども、堆積するこの黒い水が水田に入ったら、本当にこの米はおいしいと考えられますか。もう一度、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

環境科学から流れ出している排水が黒っぽい水となっているということで、それは見た目にも気持ちのいいものではありませんし、質的にどうなのかということは、これは分析もされていると思いますが、見た目に余りいいものではないと。こういうものに対して、住民の皆さん非常に心配をしておられるということありますので、この事業者の方にも当初の段階からすれば、そういうものが強くなっているということもありましたので、事業者の方にも改善の指導を町としても何回となくしてきたところであります。

そういう中で、事業者のはうもできるだけの努力をするということで、先ほども申しましたような排水のろ過装置を、最初つくったものが、まだ小さい、あるいは性能がよくないということで大型のものにかえたり、そして裏山からの出水と事業所内の排水が混ざらないようになると、いろいろな努力をする中で、これが下流の田んぼのはうに、そういう黒い水が行かないようにという努力をしておられるわけであります。

ですから、最近聞いたところによると、大きな水があふれ出てしまうことを除けば、通常の形においては、そのろ過装置の中から出てくる水はきれいな水になっているというふうに聞いているところであります。

今後ともまた推移を見なければなりませんし、またそこに大きな水が来たときにあふれることがないような、そういう努力をさらにしていただきながら、下流の田んぼ、あるいは住民の皆さんに迷惑をかけないように一層の努力をしていただく、こういうことで改善が図られてきているのかなというふうに思っておりますので、今後とも見守らなければならないと思いますが、改善がされてきているというふうに認識をしているところであります。

○内之倉成功議員

今の町長のお答えは、私は通り一遍のものだと思います。本当に皆さんのがいしいお米を作りたい、住民が、町民が、また消費者が喜ぶ米を作りたいというのが、私は農家の姿だと思います。

しかし、今回の公開質問状の中を見ますと、いろんな形で、この問題については町が誘致したものではないと、これは県がしたのだと、いろいろ回答が出ているようですけども。

私は、なぜこれを申しますかというと、あそこにつくるときに県のはうから、こういう産廃処理施設の分別場を作りたいということが申し入れがあって、そのあとペレット状の燃料、またはそういうものをやるという申し入れが町のはうに、県のはうから伺いがあったと思います。

これについてイエスという言葉を出してらっしゃるんじゃないですか。それをお聞かせ願いたいと思います。

○環境課長（日當瀬修二君）

この施設の建設に当たりましては、県のはうから町のはうに協議が来ておりましたが、この協議書につきましては、先ほど議員のはうから話がありましたR P F、昨年度から操業しておりますけれども、この固形燃料化の施設を設置するための意見書ということで町のはうに来ております。

ですから、それ以前に分別と申しますか、産業廃棄物の積替え保管、保管選別、梱包、こういう作業をしている入り口のはうの工場の関係につきましては、県のはうに届け出ということで、町のはうには意見書等は求められてきては来ていません。

ですから、先ほども言いましたとおり、固形燃料をつくる施設の建設に当たる前に、町のはうに意見書が来ているということでございます。

○内之倉成功議員

今、環境課長の話を聞くと、これはおっしゃるとおり、この2つだけしか了解は町はしていないと言われますけども、この施設が稼動し出してから、今の分別の関係、それが量が多くなって。私たちは5年前だったかと思うんですが、4年前ですか、この問題について文教厚生の中で調査を行った経緯があるわけすけれども。

そのときには、このペレット状の燃料はつくらないと。また、ただ分別だから公害は出さないという話を聞いていたんですけども、今回はこのペレット状の燃料をつくるという形で、ものすごく多くの産廃が持ち込まれているわけです。あそこの従業員の数を見たら判ると思いますけれども、50名を超す人の従業員がいるというのは事実です。最初は、分別する段階はみんなにたくさんはいなかったんですけども、このペレット状の燃料をつくるという形になった段階

で、すごく従業員が増えて、大きな雇用の場所ができたなど私も思った一人であります。

しかし、地元としては、稼動し出してからいろいろなものがたくさん出だしたというのは、地元の方は毎日というぐらい、担当の方は現場を見て写真を撮ったり、いろいろしてあります。この水も、ここもありますけれども、皆さんはこういう水（資料を示す）でつくったお米を食べられますか。本当に真剣に考えてください。

私は、あの会社をつぶすとか、そういうのではありません。本当にそういうような形の中で、従業員も50名働いているわけですから。だからといって、地元の人はこれを我慢しろということにはならないと思います。

ですから、この問題については本当に、努力されていると言っておられますけれども、私は努力してないとは言ってません。ですけれども、きのうも私は現場を見ました。大体、私もあがり始まってから20何回、現場に足を運んでおります。皆さんは何回行かれたですか。町長は何回、あの場所を見られましたか。本当に真剣に住民の願いを聞いていただかないと、私はこの問題は、ただごとでは済まされないと思います。

もし、これをこのまま努力して公害が出ないようにし、汚水は出ないようにするという約束は町長はできますか。私は今のこの状況では、地元としては、これは県のほうにも聞いてみました。県のほうは、水は使わないと言われるんです。水を使わないのに、なぜああいうものが流れ出すのか。私は、恐らく雨水と煤塵が混ざって流れ出しているというのが、これは事実じゃないかと思います。違いますか。町長、その辺を、もう一度お聞かせ願えませんか。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時05分

○議長（濱田 等議員）

休憩に以前に引き続き会議を開きます。

町長の答弁は。午前中の答弁を。副町長。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

このただいま御指摘の問題でございます。私ども3月にも地域の総会に出席いたしまして、この経過等についての説明と地域の実態というのも声を聞いております。

地域としてはもう、基本的には撤退をしてほしいというような御希望もございますが、会社側とされては、当初の段階で中間処理施設、いわゆる分別をする施設ということで、後ほどまたRPFの機械等にも導入をされたところでございますが、基本的にそのRPFの機械っていうのが水を使わない機械であるということで、県の許可も通っているところでございます。

県の許可といいますのは、特にもうRPF機械自体が市町村長の意見を聞くということになつておりますので、そういう手続としては間違いないような手続をされておるんですけども、実態として公民館のほうから指摘がございました煤塵、いわゆるほこりがするということで、この煤塵等対策で水を場内にもまかれるという実態があるようでございます。

この水が最終的に排水路に流出をするわけでございますが、この排水路もとりあえず通常は収集をしながら、従来は凝固剤でもって、一たんそういう浮遊物を沈殿をさせて排出をされてるということでございますが、必ずしもこの凝固剤っていうのは100%効果はないわけでございま

して、これらについては私どもも、ちょうど雨降りの時期だったんですが、当時社長もお見えになりましたし工場長もいらっしゃったんですが、環境課長とともに出かけまして、直接その場内から排出する水を、浄化をしていただくということを基本に考えて改善していただきたいということで強く要請をいたしました。

会社とされてはその当時は、水質的に問題がないのであれば、とにかくその地域に迷惑をかけないような形で、川内川までその排水パイプをもう専用を引いて、1キロ程度あるわけでございますが、それをもう川内川に持っていくというようなこともあったわけですけども、基本的にやはりその場内から排出する水を浄化をするということを基本に対策を立ててほしいということで申し入れましたところ、先般、ろ過器ということで大型のろ過器になるわけでございますが、スラッジを取る機械でございますけれども、それにあわせて凝固剤も使うわけですが、それでもって排出をされる水に切りかえておられます。

これが5月いっぱいに機械が設置をされておりまして、先般も四、五日前だったんですが、環境課長がちょうど出向きました、その水を取って参りましたけれども、その水では、拝見いたしますと従来の水とは大きく変わっていると。いわゆるそういう浮遊物がなくなっているということで、透明度もかなり高くなっているようでございます。

ただ、これが万全かということで、私どもも場内を先般見ましたが、雨の時期には山のほうからいわゆる雨水が入ってまいります。この量っていうのがかなり地層的に、いわゆる地質的に、表面が岩盤が相当ございまして、なかなか地下浸透しないような地質になっておりまして、そういう部分ではその山水と工場から排出される水というのは完全に分離をしたほうがいいんじゃないかなということで言っておりますが、会社のほうはその山水を途中でとめるような対策も立てていらっしゃるんですけども、その山水のパイプが詰まったときに、やはり完全に山水が別ルートで流れない実態もあるようでございまして、やはりその工場の周りの排水路に流れ込んでくると。

先般、私どもが出向いたときにその水量が多かったもんですから、やはりそこら辺については機械が浄化可能な範囲でもって、いわゆる水量的にはすべきではないかということの指摘を行ったわけですが、そのときにはちょうどそのパイプが詰まって山水と一緒に流れてきていたような実態があったようでございます。

通常はそういうことで、ろ過器を据えていらっしゃいますんで、従来のような形での汚水というのは流れないんじゃないかなということで、私ども考えておりますが、時折こういうことで、打ち合わせをする場合にも事前に電話等でいたしますが、抜き打ち的に行ってその後の経過というのは見守っていきたいというふうに考えております。

とにかく、基本としては、やはり排出される水を完全に浄化をして流していただくということを会社側のほうには強く、これからも申し入れていきたいというふうに考えていますし、県のほうもやはり水田等に迷惑がかかるようであれば、県としても強い指導をしていきたいというふうなことを申されておりますんで、一緒になって業者のほうには指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○内之倉成功議員

今、副町長の説明を聞いたわけですけれども、実際問題として、荒瀬公民会の用水路の問題については、今のこの状況ではなんか、先ほども話があつたわけですけども、町は誘致していないと言いますけども、この機械を設置するちゅうことについては同意されたわけですよね。このペレット状の燃料を作るっていうことについては県から相談があつたら、それに了解された分でしょう。違いますか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

先ほど申し上げましたが、このR P Fを製造する機械については、いわゆる県に届け出をするようになっておりまして、市町村長の意見を求めるシステムになってない。いわゆる法的にそういう規制がかかってないということでございまして、県の許可をとつて措置をされてるということでございます。

何でかと言いますが、これについては水も使わない火も使わないという機械でございまして、基本的に県知事の許可さえ受けければ、それを設置ができるというなふうな現在の法体制にはなっているようでございます。

○内之倉成功議員

今の副町長はおっしゃいますけれども、水を使わない。使わないという形で了解をしたちゅうに知らない人は受け取ると思うんですが、この機械を使用したてから今でもあの汚水が時間によって出てくるというのは、水が全くなくとも出てくるというのは事実みたいです。

今、地元の方のほうから携帯のほうに電話が入って、あなたは雨水という言い方をするけれども、雨水は使わなくてもこのあれが出るんだという、この機械は水を使わないんだという言い方をされますけれども、実際問題として雨は降らなくても、時間によって夕方、閉社時期とか、そういうとこになれば、この水が出てくるというのは現実のことだということあります。

ですから、私としては、今回の荒瀬地区の汚水については、先ほどろ過装置と言われますけれども、あれだけの微粒子のあれを簡単にろ過できるものではないと私は思います。

なぜかと申しますと、し尿処理場で私は長い間この問題を取り組んできたんですけども、色は取れないんです。全く色取れません。ですけれども、今の新しい処理場の中では、そういう微粒子のそういうものを取る機械というのが今あって、し尿処理場のほうはきれいな水が流れております。

ですから、そういう状況の中で、幾らそうやっても、私は今回的方法としては、やっぱり沈殿層を作つて、そこにびしやっと沈めた上で雨水だけを処理していくという方法は考えられないのか、もうこれは私の提案ですけれども、そこいらは話し合いはできないのか。

私は県のほうともそういう話をしたんです。保健所とも話をしました。ですけれども、この問題については、産業廃棄物処理法の中では、水の問題については余り規制がないというのが実情みたいです。

ですけれども、そういうことだけれども、水田にこういう水が入ってきたら、農家としては、「もうやむをなか、害はなかでつかえなかでばい」という言葉にはならないと思うんですけども、皆さんはどうお考えになられますか。こういうたくさん立派な方がならんでらっしゃいますけども、私は一農民として、この問題は私は許せないっていうのが私の心情です。

また、荒瀬公民会の17名の方が、この水田の耕作されている7町歩近い水田が、この水が入っていくというのは事実です。私も現在見ています。

ですから、そういうことがあって荒瀬公民会の皆さんには、ぜひこのきれいな水を流していただきたいと、荒瀬地区のこの水はあのマキノミネというところからきれいな水が流れ出して、それで作っていたお米なんです。おいしい米ができよったというのが荒瀬の皆さんのは自慢です。

ですけれども、あれができたために、私たちの水路にはそういうものが入ってくると。全く納得できないと、そういう申し入れなんですか。私もきれいなものを作りたいというのは、私の心情ですので、そういう形の中で、ぜひこの問題を解決する方法を町、県、それから業者側、地域の住民、この四者が一つになってテーブルについて話し合うことはできないか。そこいらを町長、お聞かせ願いたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

住民への説明会というのも従来申し入れをしてございますし、そういう部分では同類の施設については、かつて地域の代表の方々も施設を研修をされております。

話が若干ふくそうするようでございますが、確かに御指摘のとおり、これまでろ過器を据える以前ではそういう黒い、やはり浮遊物が混じった水というのが流れておりました。今回そういうろ過器を据えられたために、それらが一定程度浄化されてくるということでございます。

これが100%ということではありませんで、やはり県のほうとしてはそういう水田の水利権者がいる以上、この水というのは場内から排出する水を浄化をしてもらおうということを基本に、町のほうも同じ考え方でございますが、会社のほうには申し入れをしてございまして、県のほうも水質的には問題ないんですが、そういう水利権者がおる以上はやはり浄化すべきというふうな基本的な考えを持っていらっしゃいます。

ですから、今回のろ過器でもし改善ができないとすれば、やはり場内のそういう清掃管理、あるいは雨水に直接その品物が当たらないような対策、そういうあらゆる対策を立てていただこうということで、私どもとしてはお願いをしているということでございます。

町のほうとしては、やはりそういう強制的に命令するような権限っていうのはございません。やはりそういう改善命令というのは、県が権限を持っておりますんで、そこら辺については町のほうとしても精一杯取り組んでいるという状況でございます。

地域の公民会長さんの中にも御相談申し上げまして、とにかく私どもとしては、水質的に問題がなくても見た目で悪い、いわゆる透明度の悪い水については水田に向かないということを基本に考えておりますということは申し上げておりますし、公民会長さんもやはり水そのものをきれいにしていただきたい。地域の住民の方々もそういう同じ気持ちであるというようなことを言われておりますんで、私どもとしても今後も努力をしていきたい。

そういう考えがないかということでございますが、考えがありますから私どものほうとしても努力をしていきたいということでございます。

○内之倉成功議員

今、副町長のお答えが出たわけですけれども、今も既に田植えは始まっています。この田んぼの中にはっきりと、何かの形で、今はこういう水（資料を示す）があるみたいです。ですけども、これには浮遊物がたくさん詰まっています。ですけれども、こっちのほう（資料を示す）は簡単にそんなに除去できるものじゃないと思います。これは、今会社からのほうからおりてくる、あそここの降り口で取った水ですから、毎日出るのかそこは私も定かじゃないんですけども。

これを酌み取る地元の方は、「もうこれが出てくりやとてもじゃねえが、我々はこのお米を食う気はしない」と。中には、先ほどお話をしましたとおり、2反歩近い水田を去年作ったその田んぼをもう作りたくない。このお米がそのお米です。私もこれも食べてみたけれども、この水を見ているか錯覚かどうか知りませんけれども、確かに味はよくありません。

ですから、この問題が拡大していくって、これは荒瀬の米はだめだと。確かに、今自由米として売っておられた農家の方が、我々の米はもう買ってもらえなくなつたと心配されております。農協に出す分についてはなおさら難しくなると思います。そういう状況が今後出てくるとすれば、いつになったらこの問題が出ないようにできるのか、そちらはどう考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

そのろ過器の設置があったのが5月いっぱいかかるております。というのは、やはり受注生産ということで大型の機械になりますんで、6月以降はその機械でもって処理をしてること

でございますが、やはりその機械のテスト等の期間等もございましたので、6月に入りましたても1週間程度はそういう現象もあったのかというふうに考えておりますが、私どもが参った時点では、ある程度きれいに浄化されてるということでございまして、先般環境課長が持ち帰りました水ではほとんど透明度も高くなつておるし、従来の水と大きく違つておるということでございます。

いつごろから改善できるかということでございますが、現在はろ過器を据えて状況を見守っていくということで会社のほうも言われてるんですが、要は雨が降った場合における山からの水と、場内から排出される水、これは混同されますとかなりの水量になりまして、これを完全に分離をしていただくと。

工場から排出される水だけを取ってろ過器を通していただければ、十分ろ過能力があるんじやないかというふうに考えておりますんで、そこら辺の対策は、まだ工場として立てていただきたいということで、先般工場長のほうに申し入れをしてございます。

これについてはまた、もし改善されなければ、当然また経営責任者のほうにも強く申し入れはしていきたいというふうには考えておりますが、田植えの問題等指摘をされますと、やはり雨の量の問題等があるわけでございますが、完全にいわゆる山からの出水とその工場内の排出される水と、どこで分けるかということが非常に建物、あるいは敷地の形状からしても非常に厳しい部分がございますので、そこら辺については極力、やはり工場内から排出される水をとめる。

工場から排出される水については機械を通すということを基本に、場内のそういう改善についても逐一現場に立ち会いながら指導はしていきたいというよう考えているところでございます。

○内之倉成功議員

今、副町長のほうから一つの対策を出されたわけですけれども、この水は（資料を示す）6月の8日に取った水です。6月の8日です。こっちが（資料を示す）6月の11日。こういう形がやっぱり今でも続いてるんですけども、これをとめられるという方法は今の段階では私はできないんじゃないかなと思います。ですから、沈殿池なりそういうのを作られたら私はとまると思います。

ですから、そこいらをもうちょっと考えていただかないと、今この口頭だけでできるんだとかできないとかっていうのは、私はここでは結論づけることはできないと思います。

ですから、そこいらについてもうちょっと県のほうにもこの問題については話してありますから、県としても絶対にそういうことはないように、農家の皆さんのが安全な米を作り続けられるという方策ちゅうのを早急に対応しますと、おとといの話です。ですが、そこは町のほうには話が入ったかどうか判りませんけれども。

そういうような形の中でしていただかなければ、荒瀬の農家の方は安心して米を作れないというのが現実であります。これは私が言ってるんじやありません。地元の農家の方が言ってるわけですから、私はそのままを代弁してるわけです。もう一度お答え願いたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

私ども地元の公民会長さん、それからこのいわゆる今回の水質汚濁に対する委員会っていうのが地元にもできておりまして、その委員長さんとも話をいたしております。

ですから、これから問題でございますが、もし雨が降った場合におけるそういう現象が出た場合には、今後どういう形でほいじや会社が責任をとっていくかという問題も発展するんじやないかと。

いわゆるこちらのほうが、会社のほうは水質的に問題はないと言われてるんですが、やはりその透明度がやっぱり低いとか、あるいはそういう浮遊物があるというのは水田の耕作者にとつ

では非常に耕作がしにくい、あるいはそういうものを販売するにしても農家として、耕作者として心苦しいという部分もあるようでございます。

当然そういう部分については、そのほかの問題もいろいろあるかと思うんですが、とりあえず排出水については、公民会のそういう指摘を受けて粉塵等を抑えるための対策の、そういう散水っていうのが結果的にそういう結果を生んでるというふうに考えておりますんで、そこら辺の浄化対策を抜本的に立てていただいと。

これは再三申し上げておりますが、会社のほうでもとにかく工場から出る水についてはきれいにしていただいと、浄化していただいとということを基本に今後も指導してまいりますということでございますので、繰り返しになりますが、そういうことで今後ともまた県とも連携をしながら、事業所のほうには強く申し入れをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○内之倉成功議員

これはもう押し問答になると思ひますけれども、最後になるか判りませんけれども、今後また文教厚生委員会のほうでも調査に入るということですので、この中でもこの問題については真剣に取り組みをしていただきたいと思います。

私は、これは本当に地域住民の生活をかけたお願ひなわけですから、お米を作れなくなつたとなると、荒瀬の公民会の水田も40町歩あるそうです。そのうちの4分の1が作れなくなると、そういう汚水で作らなきやならないとなると、本当に農家の方は大変なことになると思います。

このお米もその水田だけで取ったお米じやありません。乾燥機というのは大体40袋50袋を入れて乾燥するわけですから、それがこの汚水の入ったこの水田だけで作ったお米がその乾燥できるっていうのはそうはできないわけです。ですから、そういう形で40袋も50袋も入れた、一緒にやりますから、このお米をそうだということにはとれないと思うんですが、きょうも午前中、朝方、普及所にも行って、この問題について出たんですけれども、味見っていうのはできるけれども、この分析というのはできないということで、これは保健所なりそういう研究機関のほうに持つていかないとできないということですので、できれば町の力でこの問題をぴしゃっと解明していただくということができないかお尋ねしたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

米の分析ということでございますが、これが可能かどうかというのは専門機関でないとなかなかこう、それは今の時点ですそれをやりますということは言えないというふうに考えておりまし、また、水質的にはその水質汚濁防止法の基準値内にあるということでございますんで、結果としては米にどういう影響を与えてるかというのは、やはり県の試験場等でそういうスラッジを含めながらそういう育苗等の関係、あるいはそこから生産された米等も細かく分析をしないとなかなかそういういつしょくたんにその分析の結果っていうのは出ないんじやなかろうかというふうに考えます。

ただ、そこら辺の御指摘についてはまた今後の課題として、そういう専門機関のほうには問い合わせをしてみたいというふうに考えます。

○内之倉成功議員

この荒瀬地区の工場から出る排水についての問題については、今後まだ文教厚生委員会でもあるということですのでそちらに譲るとして、ただ私は最後にお願いなんですが、今回のこの状態がいつまでも続くとなるならば、このお米が食べられなくなつた、農家は収入を得られなくなつたというときの補償問題というのはどこが見るのが、そこいらは検討されたものかお聞かせ願いたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

具体的にそこまで検討するに至ってはおりません。

○内之倉成功議員

これは今からのことだと思うんですけども、何年かかるか判りませんけれども、この土地でできた米は買わないという状況ができた場合はどうされますか。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

これは想定でございます。実態としてそういうのがあるとすれば、やはりその事業者が排出をされる水でありますから、当然排出をされる責任というのは当然問われるべきであるというふうに基本的には考えております。

そういう部分で、回答については町のほうはどうとか、あるいは事業所がどうというのは、現にそういう発生した場合における想定でございます。今の段階でそこまで予測をするか、あるいはそれ未然にやはり防ぐというのが町の務めであろうというふうには考えますんで、県と一緒にになって努力をしてまいりたいというふうに考えます。

○内之倉成功議員

今私はこういう形で申し上げましたけれども。

○議長（濱田 等議員）

許可を得てください。内之倉議員。

○内之倉成功議員

済みません。今こう申しましたけれども、実際問題として、この米がもう今はっきり言って自由米としてはもう買い手がないと。これ（資料を示す）私もらってきました。買い手がないからおまえにやるから食べてみてくれって。食べてみたんですけども、喜んで食べられるという状況ではありません。もし皆さん欲しい方があつたら、ぜひこの米を、下のほうにまだ20キロぐらいありますから、欲しい方は味見をしてみてください。この水で作った米だと考えたら私は食えないと思います。

だから、本当に今そういう状況ですので、今後荒瀬の公民会の皆さんがどういう体制をとられか、私まだ聞いてませんけれども、本当にきれいな水で米を作りたいというのはこの荒瀬公民会の皆さん的一致した声ですので、今後この問題についてはぜひ解決するように努力していただきたいと思います。この荒瀬のこの問題については、一応これで終わりたいと思います。

まだ時間ありますかね。（「15分。15分」と発言する者あり）

それでは、先ほど道路問題で質問をしたわけですけれども、なんか前のほうに進んでいると、話なんですけれども、実際過疎地域の中で過疎債という一つの形なのか、道路特定財源というお金がどれだけあるのか私も掌握してませんけれども、今回の合併道路という形の名前でいろいろ道路があちこちなされているわけですけれども、この財政の厳しい中でどこまで進んでいけるのか判りませんけれども、町長としては今後のこの課題をどうして克服するのかお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

合併に関連する特例債というのは期限もあるわけですし、その中で合併特例の道路ということで取り組んでいる道路っていうのは、今幾つかあるわけでございます。開通までその財源がどこまで続くかという問題は、特例債っていうのは期限もありますが、今後道路財源の問題、今厳しい議論もされている、また見通し的にずっと厳しくなりつつあるということをございますが、これに対して、町としては取り組んだ事業に対して期間が延長しても、その完成を目指して努力をすることにも変わりないだろうと思っております。

町も今財政の健全化ということを一方では取り組みながらやっているわけでありますから、や

はりそこら等の関係もにらみながら、今取り組んでいる道路をどう完成していくかということはよく調整しながら、今後とも取り組んでいくことになるだろうと思っております。

○内之倉成功議員

今、私がお尋ねしたのは、この道路特定財源の復活というのは新聞で報道されておりますけれども、実際問題として町の財政が厳しければできないというのは十分理解できます。

ですから、私たちのこの宮之城線跡地のこの国鉄線の払い下げの用地で、ぴしゃっと道路ができ上がっていないうるのは実際問題として佐志地域だけだと思います。ある程度は日特の下とかずっとできてますけれども、今後の一つの課題として、橋のほうは橋台のほうはできたけれども、橋については3月いっぱいにはでき上がるというふうな話です。

ただ、おとといの話なんですけれども、この前の、今の築詰橋のあれである程度の余裕が残ったので、100何メーターですか、道路を改修するっていう話を聞いてるんですけども、ぜひこの宮之城から佐志、湯田、鶴田を通っていく最短距離になると思います。ですから、ぜひこの道路についてはよろしくお願ひしたいと思います。

また、もう1点のこの滝下の道路についても、あと50メーターぐらいで済む。ただ、なんか結構経費がかかるみたいで努力するということですので、ぜひ財政上厳しい中でありますけれども、この道路は私たちの地域、または合併した薩摩なり鶴田なりの基本的な通過地点ですので、ぜひ努力していただきたいと思います。

最後に、町長のその決意をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

先ほど私がお答えした答弁は、どの線のことを言われてるかということでちょっと混乱もあったわけですけれども、滝下中津川線っていうのは、これは合併特例で旧町間を結ぶということで取り組んでいる道路であります。

穴川にかかるこの道路っていうのは、そうではないわけでありまして、いずれにいたしましても、この道路の開通に向けて町は取り組んでいるわけでありますから、時間が、どこまでで完成するかっていうことは、まだ財政との状況もありますから確定はできませんけれども、できるだけ鋭意努力をする。そして、今も努力をしてるわけでありますので、そういう点においては決してあきらめて中途半端にするというつもりはありませんので、そのところは御理解をいただきたいと思っております。

○内之倉成功議員

これで私の質問は終わりたいと思いますが、この2点、最初の1点目については、やっぱりぜひ住民が安心できることを基本に置いて、文教厚生委員会でも調査されると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（瀬田 等議員）

次は、21番、岩元涼一議員の発言を許します。岩元議員。

[岩元 涼一議員登壇]

○岩元 涼一議員

通告に従いまして、2つのことについて質問をいたします。

初めに農業振興地域指定の見直しについてであります。

現在の農業振興地域は、それぞれ旧町で指定されていたものを、そのまま引き継いで3年余りが経過しておりますが、この間におきましても、住宅建設などに伴う指定解除の申請がなされ、道路沿いや指定地域の周辺部については農用地から宅地などへ転用されてきたところであります。

農業振興地域は、農業の振興、育成を目的に用途指定がなされ、農用地として活用されている

区域ですが、定住化対策という側面からの判断もあり、最小限の転用が許可されてきたのが実情ではないかと思います。

私は、以前、町長は国道沿いなどにおいては、機会をとらえて農業振興地域の指定見直しを検討したいとの意向を持っておられるのではないかと感じたことがございました。

新たな農業振興指定地域指定へ向けた取り組みとして、現在の農振地域の現状を把握するため現地調査に着手されておりますが、その調査結果を参考にして指定解除をされる場合の基準、また、見直しについての町長の基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、ブロードバンドの未普及地域の解消についてであります。

近年、全国を網羅すべく高速大容量通信網の整備が進められ、日本全国どこからでもさまざまな情報が得られるようになり、その情報量や通信速度は格段に進歩しております。

また、インターネットの普及が情報のグローバル化をもたらし、世界中が情報を同時に共有できる時代でもあり、現代の高度情報化社会において、高速通信網の整備は必要不可欠となっています。

本町におきましても、通信網の整備が進められその恩恵を受けているところがありますが、一方でいまだに整備がされていない未普及地域と言われる地域も存在しております。

総務省としては、2010年までに未普及地域の解消を図るべく整備を進めたいとの方針を示されているようですが、総務省自ら設定された期限までに実現可能なのかは全く不透明であります。

しかし、情報格差の解消、地域格差の是正は、早急に取り組まなければならぬ課題であると考えます。未普及地域解消の実現へ向けて、どのような対策を考えておられるかお伺いいたします。

[岩元 涼一議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

岩元涼一議員のほうから2つの質問をいただきました。

第1点目の農業振興地域整備計画の全体見直しについてという問題であります。

本町の農業振興地域の総面積は1万9,460ヘクタールであります。この中で農地面積は3,635ヘクタールで、そのうち約82%の2,973ヘクタールを農用地区域の指定をしております。

現在、平成22年度計画策定に向けて、農地の現況調査を進めているところであります。

計画策定に向けての基本的な考え方であります。同制度は農業生産に必要な農用地の確保を中心として、総合的かつ計画的な農業振興を図り、良好な農業生産環境を守るということが基本となっています。

その中で、農用地区域の設定に係り区域外とする原則的な基準といたしましては、具体的に転用の計画があり、除外要件を満たす地域。2番目に、荒廃、原野化しており、今後も基盤整備の実施予定がない地域。3番目に、20ヘクタールを下回る農用地の団地内にあって、土地改良事業等の受益地または実施予定地区でなく、市町村が地域農業を振興する上で農業上の利用を確保する必要がないと判断した地域、と規定されているところであります。

具体的には、今年度の現況調査を踏まえ、該当地の周辺環境など総合的な観点から農用地区域の調整作業を進めていくこととなります。あわせて長期的な視点を踏まえ、全体的なまちづくりを考慮した調整も必要と考えるところであり、今後におきましては地元の関係委員、関係各課、関係機関、団体との協議、検討を行い、全体的な土地利用のあり方を含めて推進をしていきたい

と考えております。

今回の全体見直しが本町農業の健全な発展と、町振興策における有効な土地利用に寄与するよう、農業振興地域整備計画を策定していきたいと考えているところでございます。

それから、2番目のブロードバンド未整備地域の解消の問題であります。

総務省においては、2010年度までにブロードバンドゼロ地域を解消するという目標を掲げ、ブロードバンド整備の基本的な考え方、官民の役割分担、関係者による推進体制のあり方を明らかにし、ブロードバンド整備の全国運動を展開するため、平成18年度に次世代ブロードバンド戦略2010を策定しています。

この戦略を踏まえ、民間事業者、都道府県、市町村、地域住民等の関係者と連携しつつ、ブロードバンドの全国整備の取り組みを積極的に推進しています。

鹿児島県においては、平成19年度に県と市町村が連携して、民間事業者のブロードバンド整備に係る初期費用の一部を補助する県単事業を創設し、未整備地域の解消に取り組んでいます。

この事業は、国の政策目標年度にあわせて2010年度まで継続して実施されることになっております。

本町においては、平成19年度に地域の強い要望により、山崎地区においてNTTによる整備が実現しております。

昨年度アンケートを実施いたしました残りの3地域についても、地域間情報格差是正のため、企業誘致や定住促進対策、電子入札実施等の観点から、財政状況を考慮しながら早期に事業実施ができるように検討をしてるところでございます。

そのためには、やはり事業推進とブロードバンドの加入促進について、その地域住民の皆さんのが盛り上がりといったものが最も重要になってくると考えておりますので、御理解とともに御協力をお願いしたいと思います。

[町長 井上 章三君降壇]

○岩元 涼一議員

地元検討委員会といいますか、そういう地元の意向等も反映した話し合いの場というものを立ち上げたいというような形でございますが、それらを含めまして、その22年度までの間にこれからどのようなスケジュールといいますか、で進めたいと考えておられるのかちょっとお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

具体的な今後のスケジュール等に関しましては、担当課のほうからちょっと説明をさせます。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

スケジュールにつきましては、今年度が農地の現況調査ということで、もう現に鶴田地区は終わっておりますけれども、写真を撮りながら、そして利用状況なりそういうところを全部とっております。そのあと薩摩、それから宮之城地区、これを今年度中に終了させたいと。そして農業委員との協議まで終わらせたいと考えております。

それから、21年度になりますは、農用地区域の調整作業ということで、関係機関、それから関係各課、そういうところと協議をしながら整備計画の素案を作っていきたいと考えております。その中に土地利用計画なるものについても検討をしてまいりたいと考えております。そして、22年度に県との正式協議という運びで進めております。

○岩元 涼一議員

町長は先ほど、まちづくりを考慮した見直しっていいですか、そういう気持ちを持っていると。私が質問の中で申し上げました、町長がこの振興地域の指定ですね、ここを例えば道路沿い、こ

の地域は商業地っていいますか、指定解除しなくとももうすぐできるというような、そういう考え方で指定解除の見直しというのを発言されたのかなあと、そのときちょっと感じたものですから今こうして質問しているわけですけれども。

町長がさつま町を作っていく上でそのような気持ちをお持ちなのかどうか。今度のその見直しにそういう自分の気持ちというものを反映させたいという気持ちが、地域を特別限定ということではございませんけれども、そのような考え方 자체をお持ちなのかなっていうような気がしたもんですから、こうして質問しているわけです。

農用地として守るべきところは当然守っていかなければならないわけですし、またまちづくりという観点から考えますと、例えば昨日の質問でも出ておりますけれども、住宅団地ですね、売れ残りといいますか、そこも処分をしないといけないんですけれども、地域によってはここ辺も住宅指定をしたいとか、ここに定住団地をつくりたいとか、そういう気持ちがあって、ここを今度の見直しで外したらどうかというような考え方をお持ちかどうか、そこら辺をちょっと伺ってみたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この農地の守るべきところは守るということは当然でありますし、この農業振興という立場から見て、やっぱりどこを守りどうすべきかということは、当然この見直しの中においても考えなきやいけない問題だと思います。

また、一方において、私が具体的に今どこをどうと考えているわけではありませんが、今までの取り組みの中で、やはり本町の全体的な振興、発展ということを考えるときに、土地利用計画というのは、もっといろいろと検討する必要があるんではないかと、そういう観点からのいろいろな声があるというのは聞いております。

そういう面でこの見直しの機会においては、そういう方面的いろいろな声も聞きながら、やはり検討、調整というのはあっていいのではないか。本町の全体的な振興という観点からの、やっぱりそういう部分というのは、あっていいんではないかというふうには考えております。

○岩元 涼一議員

それと、今度の見直しと並行しまして、中山間地等の直接支払い制度が、まだ今の時点では21年度までは継続されますけれども22年度以降は未定であります。

そこで、国が決定することですので、そこは町長が答弁できないかもしれませんけれども、この中山間直接支払い制度の地域というのは、当然農業用振興地域でないとその制度に加入はできないわけですけれども、この中山間直接支払い制度で農用地として指定されて、その区域で活用されているところは農地保全に非常に役立っているのではないかと、私は個人的には考えているところであります。

そこで、この農地を守る意味からも、この中山間地直接支払い制度の継続、これはまた国にも要望していくべきであると思うんですが、町長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

中山間地の直接支払いの制度というのは、我が地域にとって大変有効な制度になってると、大きくこれを利用もさしていただいているわけであります。

ただ、今言われましたように、21年度まででこれの直接支払い制度が一応切れますから、それとやはりその時期をにらみながら見直しというのは、見直しをもし、もう少し全体を調整するしたら、そのタイミングというのがやはり一番の時期ではないのかなということを見ながら、そしてやはり守るべきところ、あるいはもっと今後の土地利用という形で調整を図るべきところというのを全体的にその時期を見て検討すると。

それにあわせて、いろんな方々の意見をやっぱり集約していくということが、また必要ではないかというふうに思っているところであります。

○岩元 涼一議員

今後、高齢化はますます進んでいきますし、農業従事者というのももう減少の一途をたどっていくであろうということは、もう目に見えているわけですが、一方で国際情勢等を考えますと、食糧危機も言われております。

このさつま町の地域がなければ、それは多分に影響するということではないでしょうけれども、小さな積み重ねでなっていることでございますので、農地を守る意味からもこの農用地指定、そういう点については、いろんな協議をとりながら進めていっていただきたいと思うところでございます。

施設利用型につきましても、大規模畜産農家につきましても、土地利用型があつてこそなっていく農業でございますので、この優良な農地を今後とも守っていくのが我々の今の時代の努めであるという考え方です、どうか協議のほうよろしく、お願ひということではございませんが、検討いただきたいと思います。

次に、ブロードバンドでございますが、国の総務省のほうも、先ほど申し上げましたが2010年度までにゼロを目指すんだというふうなことでいろいろとやっておられますが、町長は町村会長をされておりますので、他の市町もそういう未普及地域を抱えている首長の方がいらっしゃると思うんですが、その中でいろんな話とか、例えば国にこういう形で要望したらどうかというような話とかは出ないものかお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

この問題は、例えば先般6月2日にございました町村会主催の地方自治振興促進懇談会の場においても、ある地域から話題として提起されたということもございますし、それぞれの地域で非常に関心を持ちながら、何とかならないかという気持ちで取り組んでおられるという問題でございます。

そういう点で、我が地域においても残り3地域と。3地域というのは平川、白男川、泊野っていうのが一つの地区、それから松野、紫尾、柏原っていうのが一つの地区、それから永野地区と、3地区がこの未整備地域という見方をしてアンケートもとったりしているわけですが、そういう点でこれをできるだけ早く前に進めたいということで、今いろいろな情報を探しながら検討をしているところでございますので、遠くない時期にまた御報告もできるんじゃないかと思っております。

○岩元 涼一議員

遠くない時期が早く来てくれればうれしいんですが。

この情報格差のことをデジタルリバイトと言うそうです。それぞれ情報格差、地域格差、ますます拡大していくということなんですね。それで、地方と、今町長が3地域と申されましたけれども、どうしても周辺部だと。

人口も少ないので、整備にお金がかかる、財政的に余裕がない。ここはもうわかるんです。しかし、同じ町内においてもその情報格差、そこが実際に生じているのではないかという気がするんです。

これも受け売りなんですが、今普及しているのがISDN。これが人が歩く速度だと。それからADSL。これが新幹線っていいですか、そして今度、光ですね。これになるとジェット機のスピードなんだそうです。

それから言うと、ものすごい格差なんですよね。それで、ついでに言いますと、鹿児島市内な

んかではＮＧＮとかいう、それこそ光ケーブルを安定的に供給するために、そういう通信手段も使われているんだそうです。私はよく存じ上げていませんが、そうなるとますます差は広がる一方なんです。

先ほど町長がおっしゃいましたように、町でアンケートもとっていただきました実際。それで加入者が少ないのでないかと。通信事業者の基準に達しないんだっていう話ですけれども、今で達しないものが人間が増えるわけでもないし、そういう面からいきますともう今を逃せばないわけです。

ついでじゃないんですけど、南さつま市の坊津町は、新聞にこれは載っておりましたが、未普及地の解消に取り組んだということです。内容がよく判りませんけれども、報道だけでいきますと30万程度で実施できたと。これは行政それと鹿大だったと思うんですが、そういう技術も提携してということだったと思います。

その一方で、同じ書かれた記者が、電器店のマッサージ機が30万40万で売られていると。これを見た場合に何でできないのかなというような感じがしたと思われたんじゃないかと思うんですが、記事には書いてありませんでしたので、これは私の推測ですが。

先ほど申し上げました県内の首長で、十島村村長でしたか、選挙公約として出されておりましたよね、全島にブロードバンドを引くと。それを選挙公約として出されておりました。ただ、本町と違って離島ですので相当な予算がかかると。これは早急な実現は無理であろうというような形でしたけれども、それぐらいの気持ちを持って町長選に立候補するという形なんです。

もう一つ、曾於市では、今度の6月定例に2,400万の補正を上程されております。これは2カ所の交換局のブロードバンドゼロを目指すということで上程されているみたいです。

他の自治体と比較するわけではございませんけれども、予算の編成権を持たれる首長の決断が大きく反映されるのではないかという気がするんですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

国は、この2010年度までにということで、ブロードバンドのゼロ地域解消ということを取り組んでいるわけでございますけれども、このブロードバンドの設備がない電話交換局においては民間事業者がADSL装置などを整備する。そして、その場合に県はその一部を助成するというような形の中で、あくまでも民間事業者に頼っているという形になっているということです。

それで、NTTのほうと我がまちも相談をしてきたわけですが、NTTはある程度のその申込者がいないと採算が合わないということで、山崎地区はクリアできたんですけども、ほかの地区によっては、ちょっと今のままでは厳しいということで暗礁に乗り上げていたところでございます。

ただ、最近、別の民間事業者のほうが、もっと数が少なくてもやってくれるという可能性のあるところが見えてきておりますので、こういうところと連携した形の中で取り組みができるかということで、いろいろと今検討を進めているところでございます。

町の実情といたしましても、企業誘致をしようとした場合でも、やっぱりこういうような高速通信網が敷かれているかいないかっていうことは、企業においても非常にこれは大きな一つの動機づけにもなるわけでありますし、また、定住促進対策を進める上においても、各地域に定住しようと思ったらやっぱりそういうことを、特に若い人たちには期待をするわけであります。

また、電子入札という制度がことしはまた施行もされていくということで、そういう業者の方々においては、こういうような通信網が早く設置されるということを心待ちにしておられるということもございます。

そういういろいろなことを考えるときに、この問題は、可能性があればできるだけ早く進めるということで、今その可能性をずっと整理をしているところでございます。そういう努力というものを今しているところでありますので、ひとつ期待をしておいていただきたいと思うところであります。

○岩元 涼一議員

大きな期待を持って待ちたいと思いますが、町長が先ほど定住化のほうも申されましたし、誘致企業のほうも申されまして、私の地元にございます企業もそういうのが通つてない関係で、会社独自で衛星を使ってされているということでございます。

お聞きしましたところ、月額何十万というような使用料を払つていらっしゃるそうです。

そういうところに、私どものところにも工業団地があるんですけども、そこに光も通つてないところに誘致して来てくださる会社があるのかなという気もしますし、実際その企業の話ではございませんけれども、後継者として戻つてこいと息子に言つたら、「光も通つてないところには帰つてこれない」と一言だったそうです。おやじさんが、「光っちなんよ」と一言おっしゃいましたけれども、そういう「インターネットのことだそうです」という話をしたこともございます。

ですから、地域によってそういう格差がまたあること自体は、早急に是正しないといけませんし、通信事業者も先ほど別な通信事業者があるとおっしゃいましたけれども、公社時代の通信事業者は採算がとれなくてもある程度公共性がありましたから、そういうのにされたんですけども、現在もう民営化されておりますので、どうしても利益優先。そこを使ひますから引いてくださいと言つても、費用対効果を考えればとてもじゃないけど私どものところではできませんという形になってくるかと思います。

そこで、総務省が、先ほども申し上げましたように、2010年度までに全国すべての世帯でプロードバンドを可能にするロードマップを作成したということでございます。先ほど町長も外から金を引っ張つてくるというような表現もされておりますので、ぜひやっていただきたいと思うわけです。

先ほども申し上げましたように、規制緩和とか民営化、それを進めて民間会社にしたのは国ですので、そこ辺は強く地方から声を上げるべきではないかと思います。その格差を求めるのを町長に努力していただいて、私の質問を、期待をして待つて終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね2時20分とします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時20分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、8番、麥田博稔議員の発言を許します。麥田議員。

[麥田 博稔議員登壇]

○麥田 博稔議員

私は、先に通告いたしました地域活性化についてと学校教育についてお伺いいたします。

11人目になりますので、今までの質問と重複することもあると思いますが、お許しをいただ

きたいと思います。

まず、限界集落対策についてお伺いいたします。

限界集落につきましては、昨年の12月議会で平成20年度予算編成についてということで現状をお尋ねいたしました。114公民会のうち16公民会が、65歳以上が50%を超えており、俗に言う限界集落。20公民館のうち11公民館が、55歳以上が50%を超えており準限界集落とのことでした。2月にもらった人口データによりますと、17公民会が65歳以上が50%以上で、45歳から50歳未満が12公民会あります。

このような状況を考えますと、早く対策を考えないと、5年後10年後には過疎化と少子高齢化が進行して、自治組織としての公民館、公民会の運営が困難になってくると思われます。

町長も20年度施政方針で、「合併4年目を向かえた今日、過疎、少子高齢化の急速な進展と人口減少が予測される中で、各方面における課題、懸案は多岐にわたり、我がまちが発展するためには共生、協働の視点はもちろん、まちづくりをどう図るべきか、地域の実態に基づく町独自の取り組みが今後の重要なカギとなります」と言われています。

また、6月3日の南日本新聞には、鹿児島県町村会の主催する地方自治振興促進懇談会があり、「12町長と伊藤知事が限界集落対策や救急医療など5つのテーマで意見交換した」とあり、「決定的な手法が見当たらないとする各町長に、互いに知恵を出し合おう」と呼びかけたとありました。詳細が判りませんので知事との意見交換会の内容についてお伺いいたします。

次に、南大隅町では、ほぼ全職員で自治会など、地域組織からの聞き取り調査を実施されている。本町でも同様に行うべきではないかということです。このことは、町長が施政方針で述べられた地域の実態に基づく町独自の取り組みをするためには避けて通れないと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、ふるさと納税制度について質問いたします。

出身地や応援したい地方自治体へ寄附をすれば、現在住んでいる自治体の所得税や個人住民税が一定限度まで控除される「ふるさと納税制度」が始まりました。

伊藤知事は5月19日の定例会見で、6月1日付で東京、大阪両事務所にふるさと納税課を新設して、専従職員をそれぞれ5名配置する。推進員は東京事務所28人、大阪15人、福岡4人で総勢47人体制になるとの考え方を示されました。

そして、税収規模はどの程度を想定しているかとの質問に、まともに聞かれれば判らないとしか言えない。しかし、関東に100万人、関西に150万人もの県人会関係者がいる。鹿児島は横の連携が強い。仮にそれぞれの県人会で3割の人に1人1万円の協力をお願いできたとしたら関東で30億円、関西で45億円になると試算を披露されました。

そして、鹿児島県では県に一本化して集めることになり、配分方法についても市町村との合意がなされました。それを受け、各市町村とも独自の活用策を考えているようあります。どれくらいの金額が集まるか判らない中で難しいことではありますが、受け皿となる基金条例を早く作り、公表すべきではないかと思いますが、町長の考え方をお伺いいたします。

次に、学校教育について質問いたします。

新聞報道等によると、教育基本法、学校教育法が改正され、学習指導要領が改定されました。そして、新学習指導要領の実施には教科書の準備等が必要なため、全面実施は小学校で平成23年度から、中学校で24年度からになりましたが、21年度から実施可能なものは先行して実施するとなったようあります。

授業時間数は、昭和52年、1977年改定で減らして以来、約30年ぶりに増加に転じました。平成10年改定の現行指導要領で大幅に授業時間数、学習内容を削減し、学力低下批判を受

けた、ゆとり教育路線を見直し、主要教科の授業時間を約1割増やし、総合的な学習の時間を削減し、因果関係の不明な学力低下論をそのまま受け入れた形になりました。

文部科学省は、授業時間数ほど内容は増やしていないと詰め込み教育への回帰は否定しているようですが、小学校で英語の導入など、授業時間数、内容の増加は、児童・生徒、先生にとって相当な負担になると思われます。

新学習指導要領のもとで学校教育は大きく変わるとと言われていますが、最も変わると思われる点は何か、教育委員長にお伺いいたします。

次に、総合的な学習の時間等に、さつま町の歴史教育の充実を図れないかということあります。

今度の新学習指導要領では、総合的な学習の時間は小学校・中学校ともに大幅に削減することになっています。今まで総合的な学習の時間では各学校で工夫され、食育、環境、国際交流、郷土の研究、高齢者とのふれあい活動、パソコンの活用などの学習をされていました。そして、学習発表会などで発表されるのを見て、私は総合的な学習の授業というのは、子どもたちに郷土を愛する心や豊かな心を育むのに大事だと思っていましたが、今度の改定で大幅に削減されます。

授業時間が削減されると、できることはおのずと制約があるわけですが、学習活動の例示に加えられた「地域の人々の暮らし、伝統と文化についての学習活動を行う」を考えると、子どもたちに郷土を愛する心や誇りに思う気持ちを育むために、郷土の歴史を教えることは大事なことではないでしょうか。教育委員長の考えをお伺いします。

次に、本町教育についての所信をお伺いいたします。

新学習指導要領の基本的な考え方は、第1に生きる力を育成すること、第2は基礎的、基本的な知識、技能の習得とそれらを活用するための思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視すること、第3は道徳教育や体育の充実によって、豊かな心や健やかな体を育成することあります。

また、本町では御存じのように、望ましい学校教育環境の整備と充実した学校教育の実現に取り組むため、町立小・中学校の適正規模及び適正配置についての検討委員会も発足しています。

以上のようなことから、これから約4年間で本町の教育も大きく変わっていくものと思われます。教育委員長に所信をお伺いいたします。これで1回目の質問を終わります。

[麥田 博稔議員降壇]

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

麥田議員からいただきました地域活性化についての限界集落対策についての御質問からお答えをしてみたいと思います。

6月2日に町村会主催による地方自治振興促進懇談会が開催され、伊藤知事と本土内の町村長で限界集落対策など5つのテーマで意見交換をしたところでございます。

その中で限界集落対策の取り組みについては、薩摩郡と伊佐・姶良郡のほうから、このことについての事前にテーマとして提出がされておりまして、それに基づいて意見交換をしたということでありました。

薩摩郡のほうから、少子高齢化が急速に進み、集落によっては自治組織の活動などが困難になってきている。定住対策や少子化対策などの施策を進めてきているが、単独の自治体だけでは財政的にも限界があり、有効策も見出せない状況である。

日本全体の人口は減少し、地方から都市部への人口流出にも歯どめがかからず、10年から20年後には小規模の自治体では、自治体そのものの維持運営が困難になってくることも予想さ

れる。自治体合併や集落の合併で一時的にはしのげるかもしれないが、根本的な解決にはつながらない。国、県と一体となった人口増対策とあわせ、限界集落対策を進めるべきであると。こういうような趣旨で一応問題提起をしたところでございます。

本町としては集落合併の推進、あるいはまたこういう限界集落対策を含めて、公民会放送の無線化であったり、また一方で定住対策、少子化対策などの努力をしているわけでありますけれども、自助・共助というのが働かない地域が拡大しつつあるということを申しました。

そして、昨日の一般質問の中でもありましたように、知らないうちに亡くなってしまったという、孤独死を向かえる方があつたり、火災の中で間に合わなかつたということで焼死される方が出てきたりというような例もあると。

こういう自助・共助が効かない状況が拡大する中で、公助としてまたどういうことができるもんどうかと。それをまた、この自治体の枠を超えて、あるいは県と一緒にになってまた考えられることはないもんどうかというような問題提起をしたところでございます。

時間が限られておりましたのであんまり多くの意見交換はできなかつたわけですが、これに関連して、ほかの地域からも町道の除草とか清掃が集落でもうやれなくなってきたと。まちのほうで何とかやってくれないかというような声が出てきてるというようなことを言われる地域がありましたり、また、日用品の移動販売に対する助成をしているまちもあると。結局、お店が近くにないために移動販売という形で日用品を販売される。それを助成をする中で回数を増やすという努力をしているという話もありまして、そこまでやってるかと知事もびっくりされたという状況もありました。

そしてまた、そういう移動販売の車に対して、物を買うっていうだけでなくて両替をしてくれと、大きい金を崩してもらいたいという要望がたくさんあるんだというような話もありまして、結局そういうところでも困っていらっしゃるんだなど、いうような話も出たところでございます。

伊藤知事からは、限界集落を特定する形での施策は難しいけれども、県全体の休耕田を活用して食糧問題の解決のために有効利用するようなことであつたり、そういう問題に対して企業の活用をするとか、そういうようなことなどもマニフェストに盛り込みながら考えてみたいというようなことも言われていたところでございます。

次に、公民会等における聞き取り調査の実施についてという質問でありますが、議員の御質問のとおり、南大隅町ではことし3月に全職員を投入し、109の自治会長などから聞き取り調査を実施しております。

本町におきましては、ことし1月に全公民会長に対して集落状況の調査を行っております。

内容は、集落維持が困難となっている課題、これまでの方策と成果、今後の地域での方策や町に取り組んでほしいと思う方策、活性化または衰退している事例について回答をしていただいたところでございます。

また、5月の13日から30日にかけて町内を7ブロックに分け、公民館や公民会の役員の方々と、ふるさとづくり推進研修懇談会を開催し、限界集落対策などのふるさとづくりや公民会合併等の集落再編問題、農業・農村の再生に係る集落営農について意見交換を行っております。

こうした集落状況調査や意見交換を通して出されました集落の課題や問題点等を整理しながら、限界集落対策についてプロジェクト会議等によりさらに検討を行い、集落再生のための活性化策というものを検討してみたいと考えているところでございます。

次に、ふるさと納税制度についての御質問でありますが、御承知のように鹿児島県は市町村と連携し、鹿児島応援寄附金推進協議会を設立し、寄附金の窓口の一本化や専従職員を配置するなど、積極的な募集を行うこととしております。

本町といたしましても、この協議会の活動方針に基づき推進していくこととしております。

寄附金の規模については、県知事の試算を出されたようですが、知事本人も積極的な姿勢を見せてはおられますが、市町村にはボーナスが幾らぐらい出るかお手並み拝見というぐらいの気持ちで見ていてほしいと発言されておりますので、私どもといたしましてもどの程度寄附金が集まるか判らない状況であります。

ふるさと納税制度は、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいというふるさとを思う方々のお気持ちを寄附を通じて実現するための制度でありますので、寄附金の使途については、ふるさとさつま町を応援していただけるようなふるさとづくりに資する事業を考えております。

具体的には、1つに、自然環境の保全と景観づくり、2つ目に、町民との協働によるまちづくり、3つ目に、次代のさつまを担う子どもたちの教育、4つ目に、町民の生きがいづくり等の4つの事業の推進に活用する予定にしております。

県協議会のパンフレットもでき上がっており、さつま町独自のパンフレットの作成も検討しながら、県外のさつま町出身者等に対して広報や説明を行ってまいりたいと考えております。

基金条例については、寄附金の状況等も見ながら検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

[町長 井上 章三君降壇]

[教育委員長 大園 勝君登壇]

○教育委員長（大園 勝君）

麥田議員の一般質問の学校教育についてでありますが、教育基本法、学校教育法が改正され、それを受けまして新学習指導要領がことし2月に告示されました。

御質問の新学習指導要領は、現在の生きる力を育むという理念は変わらないと聞いております。詳細については、教育長に答弁させますのでよろしくお願ひいたします。

次に、教育委員長としての本町教育の所信を述べさせていただきます。

教育基本法の改正、学校教育法の一部改正をもとに、平成23年度、24年度から実施されます先ほどの新学習指導要領にもありますように、子どもの教育の真髄は、社会でたくましく羽ばたける生きる力づくりであります。

そのために、本町の教育の核としましては、学力の定着、心の教育の充実、健やかな体力、気力づくりであると考えております。

子どもたちは、一人一人に違いや特徴があり、その子にしかない能力が備わっており、その子にしかない持ち味があると理解していかなきやなりません。それをあらゆる努力で引き出してやり、伸ばしてやることが教育の本質であります。その推進の柱となるのが学校教育、家庭教育、地域の教育、いわゆる社会教育、その充実です。

まず、学校教育の充実への具体化として一番大切なことは、子どもに直接携わる第一人者であり、教える核となっております教職員の資質向上の取り組みであると考えます。

子どもが判る授業、そういうことへの徹底した実践をしなければなりません。どの子にもわかる授業展開の工夫が必要であります。そのためには各学校での研修を徹底して、子どもの実態、学校規模、地域の環境、そういう実態に合わせた授業のあり方を研究しなけりやなりません。

それと、心の教育の推進として、道徳の時間の充実した積み重ねにより、人としてのあり方や命の大切さについて判らせるべきです。

それと、人権同和教育の視点に立った日々の授業実践、積極的な生徒指導への充実、物事が起こってからあと追い的に事後指導するというのじゃなくて、この子どもたちに、児童・生徒に、

今どういう生徒指導の視点で取り組まなきやならないか、常に積極的な生徒指導を進めていくことが大切だと考えます。

次に、家庭教育の充実としまして、家庭における人間としての善悪の判断力を培うための倫理観を厳しくしつける必要があると思います。

それぞれの家庭で家族愛が体感できる家庭づくりを目指さなければなりません。そのためには、子どもを中心とした円満な夫婦愛や家庭内でのともに協力し合う共同体制づくりをして、その中で子どもたちに人間愛というものを感じさせながら、確立していくかなければならないと思います。

学校としても充実した家庭教育づくりに向けて、呼びかけを強化して今までの家庭教育学級やP T A活動等を活性化して、学校と家庭、教職員と保護者のパイプを太くして、何でも相談し合える仲間づくりを目指すべきだと思います。

社会教育、地域の教育の活性化としましてですが、地域に根ざす文化、伝統、風土の視点から活性化を目指し、郷土愛を育て、地域の伝統や文化を継承し活性化すべきあります。生涯学習や公民館活動のより一層の充実、社会体育の活性化とその中の町民の健康づくりへの意欲化と活気あるまちづくり、文化活動の充実と文化財保護活動の充実を深めなければなりません。

その活動を通して、子どもたちに見せ、実感させることで、ふるさとさつま町への豊かな郷土愛というものは生まれていくものと考えております。

このように学校教育、家庭教育、社会教育を活性化して、その3領域の三位一体となった息づくところに、教育の充実を目指していくかなければならないと考えております。

どこの、どんな規模の学校とかどんな環境においても、一人一人の子どもを大切にして、その子どもに、その学校に適合した教育を求めて、この三者が一体となって進めるところに子どもたちのたくましい生きる力づくりというのはできるのじゃないかと考えておりますので、御指導よろしくお願ひしたいと思います。

〔教育委員長 大園 勝君降壇〕

○教育長（福満 隆徳君）

今、教育委員長のほうから答弁もいただきましたが、あとの教育で最も変わるとと思われる点、それから総合学習の時間、歴史教育についてであります。

今回の学習指導要領は、教育基本法や学校教育法の改定などを踏まえて、先ほどありましたように生きる力を育むという学習指導要領の理念がありますが、これを踏まえた改定がなされております。

議員質問の、教育で最も変わることであります、教育内容の改善が6項目にわたりしておりますけれども、それを実施するためには、やはり関係する教科時数や全体の時数が増加される点が最も変わっていく点ではないかとそういうふうに受けとめております。

これは、ゆとりから詰め込みとういう問題ではなくて、基礎的な知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成の両方が大切であるという考え方から、それぞれの力をバランスよく伸ばしていくこと、また、道徳教育や体育などの充実による豊かな心や健やかな体を育成するという、のために教科等の授業時数等が増加してると、そういうふうに理解しておられます。

次に、総合的な学習の時間におけるさつま町の歴史教育の充実についてであります、議員も御承知のことと存じますが、今回の改定の中に総合的な学習の時間については、全体的な関係から週1時間程度に時数が削減されております。

したがいまして、総合的な学習の時間における時間確保については、内容の精選が求められ、各学校の主体的な判断が重要になってまいります。

御質問の歴史教育につきましては、本町でも地域に根ざした特色ある学校づくりということで掲げておりますが、現在も各学校の郷土教育、全体計画の中に位置づけて、例えば社会科の教科学習で、まちに残る身近な歴史を伝えるものとして、本町では平成18年の3月に「伸びゆくさつま町」という副読本を作成しております。それをすべての小学校で学ばせるようにしております。

また、運動会で地域の伝統芸能を発表したり、遠足で歴史資料センター見学を組み入れたり、地域の人材を活用して昔の話を伺ったりするなど、学校で工夫してさつま町の歴史を取り入れた学習を展開してるところであります。

教育委員会としましても、今回の学習指導要領に示された伝統や文化に関する教育の充実を図るためにには、これまで以上に関係各課の連携はもとより、町文化協会とかあるいは文化財審議会、あるいは郷土史研究会、あるいは文化財少年団、こういうふうないろいろな団体との連携を図り、児童・生徒の発達段階に応じたさつま町の歴史、文化を学習しやすい資料の提供や活動等を支援し、学校教育全体を通して郷土を知り、郷土を学ぶ教育の推進ができる環境の整備をより一層努めてまいりたいと、そういうふうに考えているところであります。

○麥田 博稔議員

町長にお伺いします。この限界集落については、6月13日の新聞に、宮崎県は、一生懸命頑張っているのに限界集落と呼ばれるとやる気をなくすというようなことで、呼称を募集して、明るい概念でとらえ直したいというようなことがあります。私も余り限界集落とか準とかちゅうのは、後期高齢者みたいで本当嫌なんですけれども、なんかいい言葉があればなあというような思いがします。

きのうの答弁の中で、町長はこの知事のほうにも、集落の合併で一時的にはしのげるかもしれないが、根本的には解決につながらないというふうな話を、今も答弁されましたけれども。

だけど、きのうの新改議員と木下敬子議員だったですか、その答弁の中で、限界集落対策、143ある公民会の合併の方向性として、おおむね5年間で80から100公民会を考えると。それで重点地域を設け推進する。この知事に言われた、一時的にはしのげるかもしれないけれども、根本的にはならないと言われながら、自分たちのまちでは5年間をもとに80から100にする。その辺の考えがどうなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

我々は、住民に最も身近な自治体として、できるところから精一杯の努力をするということは当然でありますし、地域の実情に応じて、一生懸命いろんな取り組みをしていくこうとしてるわけであります。

ただ、今回、知事との懇談会の中でこういう表現がされてるというのは、これはより大きな観点で話をしたことありますて、効果がないということを言ってる意味ではないっていうことを御理解いただきたいと思います。

○麥田 博稔議員

効果がないとは私も言わない。一時的にはしのげるという、ここが。やはり、南さつまですか、あそこもその周辺と合体して大きくするけれども、やはり公民会長の立場にすると余りにも地域が大きくなると、そのときはいいけれども、なかなか難しい問題があると思うんですよ。

だから、その辺の対策はやはり十二分に考えていかないと、合併したからしばらくはいいけれども、なかなか公民会員の数が増えて、負担金がある程度でも公民会長の手当が出せるとか、その辺はできるけれど、やはり根本的な解決にはならないと思いますので、その辺は十分考えていただきたい。

それから、さっきの答弁にありました、知事が、休耕田をきちっとした形で把握整理し、食糧問題の解決のために有効利用するマニフェストに盛り込みたいというようなこと言われて、この具体策的に、例えば今県が進めている離農者に後継を紹介とか、新規就農者の投資を軽減するため遊休地の拡大に歯止めとかありますね。農業経営継承事業。5年以内に経営をやめる意向がある農家とか、それから新規就農を満たしている農家にあっせんをしたり、そういう事業の話をされたのか。

それから、今どこでも行われていますけど農地・水・環境向上対策ですか、その辺県もやっている国も進めてますけれども、その辺の具体策があったのか。この休耕田をやはりきちっとした形で把握整理して、食糧問題等の解決のためにちなると、やはりその辺まで突っ込んだ話があったのか。先ほど町長は余り時間がなかったので、ただ上っ面という話だったというようなことだったんですが、具体策の話があったのならお聞きしたいと思うんです。

○町長（井上 章三君）

突っ込んだ話はなされておりません。大体1つのテーマを10分から15分という程度で、あとは懇談会の中で、また個別には話をしようということでしたので、深い話には入っていってないところであります。

○麥田 博稔議員

私は、やはり県が進めている農水省の委託事業らしいんですけども、やはり5年以内に経営をやめる意向がある方とか、それから新規就農者、やっぱりその辺を把握して、そしてそういう事業に乗ってあっせんをすると、やはり入りやすいんじゃないかなというふうな気がするんです。

それがまた限界集落対策にもなっていくのかなと思いますので、その辺は話がなかつたそうですけれど、やっぱ今後十分に検討をしていただきたいというふうに思います。

その辺の話が来てるのかどうか、担当課でもいいですし副町長でもいいんですけども、あつたらお伺いします。

○副町長（経済）（山下 彦志君）

話は来て、まだおりませんが、ただ、今知事の話としてそういうのが出たということでござりますけれども、実際問題として遊休地をすぐ、ほいじや食糧自給率が低いということで高くするということについて、さつま町の転作面積が約676ヘクタールございますが、自己保全がそのうちに45.3%、306ヘクタールございます。それを、すぐほいじや元の状態に戻して来年から水田に復帰できるかといいますと、そうたやすくできるものじゃないというふうに考えております。

ただ、企業参入の問題でもございますけれども、やはり企業参入というのはトップを作ると、あるいは生産法人を作ると、そういうことでなければ参入できないということでございます。

それから、農業委員会等がやっぱり町長に対して意見具申をしながら、そういうことで町長が遊休農地としての解除計画を立てながらやっていくと。やはり隣の薩摩川内市等がらつきようについての特区を作りながら、企業参入にして特区を作っていますけれども、それぞれの制約がございますので、そういうところについても今後検討していかなければならないというふうに考えております。

○麥田 博稔議員

国にしても県にてもやっぱりいろいろ、この限界集落対策っていうかいろいろ手を打ってくると思いますので、やはり情報を確実に入れて自分たちのまちにどれが適しているのか、やはり取捨選択をしながら進めていっていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

それから、きのうの答弁の中に、今も町長は言われましたが、この7ブロックに分けて20公

民会と143公民会とのふるさとづくり推進研修懇談会を行ったと答弁されまして、そしてその中で、共生協働の地域づくり、景観、限界集落対策公民会等の合併、集落営農等について話があったということですけれども、具体的にこれは気にせないかんなあというような話がどのようなものがあったのか。

というのが、私が思うのは、南大隅町でやはり各自治体に入って全員で聞き取り調査をしたと。それでこれはリーダーの方に集まってされたわけですけれども、やはりリーダーの方と一人一人の高齢者とか生活不便に思っている方とは、大分違う、差があるのではないかと思いますので、その辺の会の中で、どのような意見が具体的に出たのかお聞きしておきたいと思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

実際に今回の座談会につきましては事務レベルで入っておりました。これにつきましては、やはり今回いろんな、町の将来的な人口のデータとかいろいろ集落ごとのそういう人口区分等のデータなんかも示しをしながら、自分たちの住んでいる集落がどういう状況かというのを理解をしてもらう。そして、それを今度は自分たちで自分たちの問題として考えてもらう。

どうしても役場はどうしてくれるんだろうかといったようなのが、これまでのいろんな議論の中で座談会等で出てくる課題なんですが、そうじゃなくて自分たちの集落をどうしようかというのを自分たちで考えてもらう。そういったことで、問題提起として今回座談会をさせていただいております。

その中でいろいろ出てきておりますが、やはり農家の担い手がいないと。特に山間地に行きますと集落営農というような話があるんですが、その集落営農を担う人はみんな高齢者で担い手がないんだといったような問題。

それから、後継者の結婚の問題。地域に住む若い人たちの結婚の問題。これも大変非常に大きな問題だといったようなこと。

それから、あとは空き家が増える、それから廃屋が増えていってきているといったような課題。やはり農業の問題を始めとして、その地域の中で生活ができない。特にお店なんかも何とか残ってる部分はよろしいんですが、それがなくなってきたときに、初めてお店のありがたみっていうのが、やっぱし出てくるといったような課題等もあるようございます。

そういうふうにいろいろ課題として提供いたしておりまして、今回いろいろ表面的な問題は出されておりますが、これを何回か重ねていくうちに、それぞれその中に隠れている部分等が出てくるのかなというふうに思っておりますので、こういった座談会等につきましては、何回か重ねてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○麥田 博稔議員

今、いろんな課題を見つけて、結局各地域でというようなことを言われました。これはきのうもらった地方議会人という本ですけれども、限界集落という言葉を出されました大野教授ですか、長野大の。その人も言われるんです。

「自分たちが直面している課題を集落単位で話し合い、課題を整理し、問題を共有して求められる具体策が何であるかを話し合う。集落で努力すればできること、自治体があと押しすれば前に進むもの、県や国でなければできないことなど課題を出して政策化するとか具体化する」ちゅうようなことがありますので、やはりその辺は大事だと思います。

ですから、これからもやはりその辺は整理してやってもらうということは、それはもう大事なことだと。

ただ、この南大隅町がやったのを100項目ぐらいしたということありますけれども、これはやはり先ほど町長が言われました、いみじくも。移動の販売車が来るとか、ほかのところで

はびっくりするような政策が出てきてるんですね。雇用の場がないとか、田畠が荒廃するとか、空き家対策だとか、それと交通手段。いろんなこと。

だからこれは、やはり公民会長とか館長さんはまだ自分で動けてある程度あるから、もう本当に逼迫性というんですか、その辺がないかもしれないと思うんです。だから一人一人の高齢者のところに行くと、ほんとそこではびっくりするけども、移動販売車を持ってきてくれませんか、というような話も出てくる可能性が十二分にあると思うんです。

そして、その中で、この大野先生は言われてるのは、人間が生存していくための最低限度の生活条件として、先ほど言いました、町長がいみじくも。「歩いて年金をおろせ貯金ができ、荷物を送れ、生鮮食料品を購入できるところ。たまに気分転換に、そばやうどんが食べられるお店があればいいなというのは、もう最低必要限度、人間の」っていうようなことがありますので。

やはりその辺の具体策をするためにはどうしても、町長は先ほど調査をするしないは言われなかつたんですが、する必要があると思うんですけども、その辺を再度やはり、小さな意見を吸い上げるために必要だと思うんですが、どのようにお考えか再度お伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

本町におきましても、先ほど申しましたように、ことしの1月、そして5月の中旬からという、こういう聞き取り調査をしながら意見交換を始めております。今これを整理しながら、また分析をしようとしているわけでありますので、そういう内容を見ながら、今後またどういう手を打つていったらいいかということは、次の段階として考えていきたいと思っております。

○麥田 博穎議員

時間が押しますので前に行きますが、この大野先生は、こういうことも言われております。「限界集落の状態になった集落を存続集落へ再生していくのには多くの困難が伴うと。限界集落になってから対策を考える後追い行政ではなく、準限界集落の状態にあるときに存続集落へ再生していく対策を講ずれば、財政的にも安上がりになる。こうした予防行政の原点に立った対策が重要である。」というようなこと言われてますので、これもやはり私は全体を調査するべきだと言いましたけれども、町長は今後検討というようなこと言われますから、そういうことでぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、限界集落を再生していくためには、きのうちょっとありました、合併のときに、公民館制度を旧宮之城の制度に合わせていこうというようなことで、ずうっときてようやくなつたんですね。前のとき私はちょっと触れたんですが、これだけ疲弊してくると、やはり人的な援助をしないといけないというようなことで、前は地域窓口制度を利用してというようなことだったんですが、今後職員が減ってきて本序方式になってくる。

となると非常に旧薩摩、鶴田の方、町民の方にとっては遠くなつて大変だと。ただ、支所に必要な制度は置くと言いますけれども、必要な人間は。総合窓口みたいなものを作る。

ただ、20公民館あるんですよね。だからそこに、ここは近くでいいでしようけれども、田舎というか地方のほうに、町で言えばですよ、そこに、やはり旧薩摩みたいに、私は正規の職員でなくてもいいと思うんです。OBの方でもいいし、1人か2人置いて、ほいでそういう対策をする。それは何百万かかかります、人件費が。だけど、本庁が薄くなり支所の人間が減ってくる中で、やはりそういう対策をとる。そして、公民会長、館長と十分連絡をとりながらする。

やっぱり自分たちも合併したときに、旧宮之城のやり方が単純でっていうか効率的で、効果的で経費もからないという気持ちがあつたんですが、実際なってみると、その辺の考えをやはり限界集落が増えてくると根本的にやっぱり考え方直して、そして人的な措置。それで今、地域振興係が各支所に2名ずついますけれども、本庁にだれかがおって、そして各公民館の中におって、

そこまで高齢者が歩いてきて何かすると、ある程度のものはその人が受けてできるとか。

例えば、先ほど言った農地・水・環境向上にしても、やはり書類の作成とか会計処理、いろいろ大変らしいんです。だからその辺のことを手助けしたりすると、非常にこうよくなっていくのかなと思いますが、公民館制度のあり方を再度ここで検討する必要があるのではないかかなと思うんですけども、その辺の基本的な考えは町長どうお考えなのかお伺いします。

○町長（井上 章三君）

今、こういう懇談会を開催したりする中で、それぞれの地域公民会あるいは公民館が、やっぱり自分たちの問題として、いろんな問題をもう一回考えたときにどういう問題があるのか。これまでいいのか、もっとどうしたらいいのか、だれかがやってくれるんじゃなくて自分たちの問題だという立場において、いろいろと考え始めていただいているということありますから、こういう延長の中で、またいろんな話が出てくるんじゃないかなと基本的に思っております。

そういう点で、今の延長上に今考えております集落合併の問題にしろ、また今後そういう過疎地域のところをどうしたらいいかとかいうのは、具体的に見えてくるんじゃないかなというふうに思っておりますので。

やっぱり集落においても、今集落においては公民会長っていうのは1年ごとに変わるんだということで、ただおざなりにやってるところもあつたりしますけれども、できるだけやっぱり二、三年はとか、ある程度こう本当に腰を据えてこの集落のあり方っていうものを取り組んでもらえるような、考えてもらえるような、そういう方向に意識を喚起していきたいなあというふうに思っているところであります。

それと、先ほど一番最初に言われました限界集落っていう言葉がっていうこと言われましたが、私も全く同感でありまして、限界集落っていうと、いかにももう先がないような感じがいたしますし、先ほどの南大隅町の取り組みに対して聞き取りをした話の中でも、そこの担当者によりますと聞き取り調査を実施して、限界集落と言われる地域は以外と元気な高齢者が多くて、集落自体に余り危機感が感じられなかつたというような話も出ております。

ですから、柳ヶ谷っていうのがよく有名でありますけれども、ここの館長は、地域再生集落と言いたいとこういうことも言われておりました。何かいいネーミングが出てくればいいなと私も思っているところです。

○麥田 博稔議員

やはり限界集落については我々も、前も言いましたけれども、私たちは国に対しては、県に対しては、地方の切り捨てにならないようにというようなことを言いますけれども、これはもうやっぱり大きく言えば憲法25条に規定されてる「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある」というようなことから、やはりその辺は十二分にやっぱり配慮して、私たちのまちでは、やはりこの屋地・虎居が中心地で、地方が切り捨てになるんじゃないかなというような気持ちもやっぱり出てくる可能性がありますので、そういう制度は、私はそのように思います。

それから、やっぱり職員からもですね、いろんな、どういうあれがいいかっちゅう募集をされたらいいと思うんですが、私は前ちょっと松下語録ちゅうこれを読んだんですが、募集をしたら地域の方が高齢者が寂しいというと。

そしたら、ある一人の職員が、私は何も特技がないけれども酒を飲むことだけはできると。だから僕は、その高齢者のうちに晩酌に行きましょうというような話をした。それが朝日新聞等に取り上げられて、全国から使ってくれちゅうてお金が送ってきたりですね、ほたらすぐ思うのは、公務員だから残業手当かなんか出すとかっていうような意見もあったけど、それはもちろんその職員がですけど。

やっぱりこういうことに対しては、全職員の能力を結集するために、やっぱりどういう対策があるかっちゅうようなことも考えていただきたいと思います。

それから、ふるさと税についてです。このことについて、私、税の根幹にかかわることで、前も言いましたけれども、交付税制度がなくなる、なくなるっちゅうわけじゃなくて、僕は改悪と思うんですが、しどって、ほいで各地域に何といいますか、お金の取り合いをしろというようなことで、非常にこの地方公共団体がそういうことをせんないかんのかなという気持ちは持ってるんですけれども。

ただ、やはりそれがもう制度で決まった以上は、頑張らないとほかのところにも取られてしまうという懸念があります。なぜなら、やっぱり結局ふるさと納税は生まれ故郷だけじゃなくて、自分が賛同する地域にできることがある。

ですから、いろんなことがあって問題も提起されます。ただ、この前、ひろば欄にいろいろ出されたもんだから、県の財政課長は、ふるさと納税は生まれた故郷にかかわらず、先ほど言ったように応援したい県や市町村に寄附する制度であると。

だけど、県が取ると言ったけれども、ここに協議会では取り組みはあくまで行政の事務を効率化するもの。寄附者の御意志を制約するものではありません。特定の市町村に寄附をされたい方は、直接市町村の手続きに従って寄附をしていただいて結構です。これ出されてるんです。だからやっぱり努力をせんないかんと思うんです。

だけど、町長は先ほど答弁の中で、自然環境と町民との協働、それからさつまの子ども、それともう一つ何か言われましたが、もうちょっとこうインパクト。私は、やはりふるさとを思う気持ちは、先ほど言った、ちょっと限界集落対策ですか、何かふるさとを思う、自分の親がやっぱりそこに住んでるとか、なんかその辺のことも入れたら、親はどうなってるんだとか自分が生まれたふるさとは荒廃してるんじゃないか、荒れてなってるんじゃないかとか、それから子どもたちも小規模でどうなってるのかな。

その辺の考え方もあると思うんですが、やっぱりそういうこともちょっと具体的に入れていくべきじゃないかなと思うんですが、その辺の考え方を、この4つに絞られたあれをちょっと短くお願いします。

○町長（井上 章三君）

この件については、企画広報課のほうで具体的に考えながら進めておりますので、そっちのほうから回答させたいと思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

先ほど町長のほうから答弁がございました文言につきましては、県のほうでパンフレットを作りますが、その中に県内の自治体の考え方といいますか、対策を折り込むということでございますから、その部分を短くして出してございます。

いろいろ内部で協議をしますけれども、やはり出郷者の皆さん方、さつま町をふるさとと思っていただける方々に対して、どういうふるさとのイメージを情報発信するかということだというふうに思っております。

まず、その活用策についてもですけれども、まず情報発信がありまして、それに納得をしていただいた部分が、このふるさと寄附納税という形で返ってくるのかなというふうに思っております。

その中で4つ、ふるさとの自然環境保全、景観、それからまちづくり、そして子どもたちの教育、そして町民の生きがい作りというふうに大きな言葉でまとめておりますが、やはりイメージ的にふるさとは、どういうふうな形で自分たちの寄附金が使われるかといったような、そういう

うことをイメージしたときに、やはりある程度広く大きくとらえておかないと、どうしても活用が出てこないと。そして、あとはその金額的な部分で、幾らぐらい集まるかといったようなことなんですが、どういう形で使えるかといったようなことなんかも考えていかなければなりません。

その中で、やはり使いみちといたしましては地域活動支援事業の中で、地域の皆様方が使われる特認事業、モデル事業的な形を使っていくか、それともやはり今私どもがやっておりますこの「ホタルの里づくり」ですか、こういう環境、生息環境の保護、育成、そういった部分等、特にこの行政が使うお金としてそういう方向づけをしていくか。

いろんな方法があると思いますが、住民の皆さん方が使う部分、そして役場が使う部分、そういう部分をある程度方向づけをしながらその対策を講じていきたいというふうに思っております。

初期段階といたしましては、4つの項目を上げまして、広く受け皿を作っていくといったようなことで考えているところです。

○麥田 博稔議員

このふるさと税については、やはり私も心配するんですけど、県内の市町村で先ほど言ったように取り合いにならないかとか、それから一過性で終わらないかとか、一過性で終わらないためには、あのフォローとか、やっぱりその辺が非常に大事になってきますし、それからさっき言われたように情報発信をして。それと受入れ体制。

やっぱり電話の応対とか、電話したり何か見えたときに、やはりちょっと態度が悪くてつむじを曲げられた。それはもう人間ですからいろいろあると思うが、やっぱその辺。

だから、ほかのまちではもう受入れ体制を考えて納税課に置くとか、それから首長ちゅうか副町長ちゅうあれにして、するとかいろんな対策をとられてますので、これはやはり早急にやっぱりそういう対策をとって、そしてこういうふうに使うと。その辺まである程度は決め込んで。

それで、先ほど言わされたように、今言われた4つは県のパンフレットに。これはそれにも書いてあったんですが、結局市町村のあれを、こういうふうに使いますということを県のパンフレットの一覧ですうっとやると。それで、さつま町については先ほど言わされたことが載っていくということになります。

だけど、私はそれじゃあちょっとインパクトに欠けたのかなという気持ちがするもんですから、やはりもうちょっとこう使いやすくちゅうか、みんなが共感できるようなものにしていただけりやあ。やっぱりふるさと心をくすぐるようなものにせんといかんのかなあと。ちょっと具体的には言えませんけれど。

それから、私たちのまちでは、だれでもいいんですがスポーツ合宿もあります。プロの方が見えてます。

それで、この前記者の目にもちょっと書いてあったんですが、スポーツ合宿に来た人たちに食事の提供をするとか、なんかそういうふうに使えないかと。それで、プロの方が来ますから、その人たちは、自分たちより所得税で多く払い何かします。それで、そこの企業と話をして何とかうまくやったら、来たら地元の農産物でも何か米でも差し入れするとか。お礼に。だから、それはもらってそのまま出してもいいですから、やっぱその辺の研究もするべきやないかと。今後やはり共感を得られるようなものに使って、そしてあとはまた使ったあのフォローを大事にする。

あと二、三分しかありませんので、この道徳教育についての学校教育ですが、非常に大事だというようなことで、東京の秋葉原の事件を見ますと、小学校のときは優秀、中学校も優秀、高校でやっぱり優秀な人たちが集まったところで挫折したというようなことも言われています。

だから、そういうことになると、やはり生きる力とか、それからやっぱり何ていうんですか、先ほど言われた倫理観、人としてどう生きるべきか、その辺を教え込んでいくことが必要だし、そのためにやはりふるさとを愛する心というようなことが一番最初に大事になると。歴史の教育も大事だし、自分が生まれたふるさとは、というようなことで言われたんですが、この道徳教育については、やはり専門の推進の先生というか、それを学校に置くようにとかなってますけれども、その辺がどんなものかお伺いしときたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

答弁も簡略に願います。2分を切っていますから。学校教育課長。

○教委学校教育課長（上舞 幸徳君）

道徳教育の推進につきましては、大規模校においては道徳の主任を置くようになっております。それからまた、小規模校においても担当ということで設定をしております。

○麥田 博稔議員

ぜひお願いしておきます。やはり私たちのまちは、私はいつも言うんですが、親子読書20分間発祥の地でもありますし、そういうことでやっぱり心の教育、優しさ、そして私たちのまちの出身者が、そういう事件に巻き込まれたり起こしたりしないように、やっぱり学校教育は大事だと思いますのでお願いしておきます。

それから、これだけ時数が増えてきますと、先生が非常に負担が大きくなると思うんです、授業数が増えて何とかなると。その辺をどのようにされるか。ちょっと時間がありませんので、この辺の研修とかフォローも非常にやっていただきたいと思います。

それから、質問の中で言いましたけれども、学校の適正規模、それからきょうありました耐震化の問題、これはやっぱり耐震化のお金を使うのと、その辺がリンクしてくると思うんです。

せっかく四、五千万かけてやって、そのあとにせんないかん。だけど、この耐震化については、生徒が二人おろうが一人おろうが絶対せんないかんですよね、危ないから。

だけど、そのときにどうするのか。ただ、教育と、何ていうんですか、私たちもこういうあればお金にはかえられないものがあります。それで永瀬さんも言われてますけれども、この主役は子どもだというようなことで十分配慮しながら、その辺はやっていただきたいとお願いをしておきます。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

ここで本日の日程は全部終了しました。明日6月19日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後3時20分

平成20年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

平成20年6月19日

平成20年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成20年6月19日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高嶺 実樹雄	議員	2番	市來 修	議員
3番	平田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥後 紀康	議員	6番	木下 敬子	議員
7番	米丸 文武	議員	8番	麥田 博穂	議員
9番	平八重 光輝	議員	10番	新改 秀作	議員
11番	楠木園 洋一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏木 幸平	議員	14番	久保 道夫	議員
15番	別府 静春	議員	16番	舟倉 武則	議員
17番	日高 政勝	議員	18番	田中 伸一	議員
19番	柳田 隆男	議員	20番	山崎 文久	議員
21番	岩元 涼一	議員	22番	新改 幸一	議員
23番	中尾 正男	議員	24番	東 哲雄	議員
25番	川口 憲男	議員	26番	内之倉 成功	議員
27番	木下 賢治	議員	28番	濱田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	和氣純治君	議事係長	福田澄孝君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	井上 章三君	教育長	福満 隆徳君
副町長(総務)	宮之脇 尚美君	教委総務課長	山口 正展君
副町長(経済)	山下 彦志君	教委学校教育課長	上舞 幸徳君
健康増進課長	楠木園 建雄君	農政課長	赤崎 敬一郎君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹君	建設課長	脇黒丸 猛君
福祉課長	日高 昭治君		
町民課長	愛甲 洋文君		
総務課長	湯下 吉郎君		
財政課長	二階堂 清一君		
企画広報課長	中村 慎一君		
災害復興対策課長	坂本 正己君		
消防長	田上 泉君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 56 号 さつま町課設置条例の一部改正について
- 第 2 議案第 57 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 3 議案第 58 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 4 議案第 59 号 さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について
- 第 5 議案第 60 号 土地の譲渡について
- 第 6 議案第 61 号 平成 20 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 62 号 平成 20 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 63 号 平成 20 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件名
総務 (第2委員会室)	5 6 5 8 5 9 6 0 6 1	さつま町課設置条例の一部改正について さつま町手数料徴収条例の一部改正について さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について 土地の譲渡について 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 4款 国庫支出金（関係分） 1 8款 繰入金 1 9款 繰越金 2 0款 諸収入（関係分） 歳 出 2款 総務費 9款 消防費
文教厚生 (第1委員会室)	5 7 6 1 6 2 6 3	さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 2款 分担金及び負担金 1 4款 国庫支出金（関係分） 1 5款 県支出金 歳 出 3款 民生費 1 0款 教育費 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号） 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
建設経済 (議 場)	6 1	平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 4款 国庫支出金（関係分） 2 0款 諸収入（関係分） 歳 出 6款 農林水産業費 8款 土木費

【参考】

- | | |
|-----|------------------------------------|
| 請 願 | ○「教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」 |
| 陳 情 | ○「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書」 |

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。教育委員会委員長から、本日の会議に欠席する旨届け出がありましたのでお知らせします。本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

これから、去る6月10日提案がありました議案第56号から議案第63号までの議案8件について総括質疑を行います。

それぞれの議案を一括ないし分割して議題とし総括質疑を行います。なお、総括質疑については、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1 「議案第56号 さつま町課設置条例の一部改正について」、日程第2 「議案第57号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第3 「議案第58号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第4 「議案第59号 さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について」

○議長（濱田 等議員）

それでは、まず日程第1 「議案第56号 さつま町課設置条例の一部改正について」から日程第4 「議案第59号 さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。質疑はありませんか。日高議員。

○日高 政勝議員

議案の第58号であります。手数料条例の一部改正ですけれども、この附則を見ますと平成20年5月1日から適用することになっておりますけれども、いわゆる遡及適用でありますけれども、これは戸籍法なり、あるいは住民基本台帳法の公布の施行が5月1日ということでお合わせである関係ですか。遡及適用した理由をお伺いしたいと思います。

○町民課長（愛甲 洋文君）

戸籍法等、住民基本台帳法の施行が本年5月1日からということで、それに合わせて遡及適用したものでございます。

○日高 政勝議員

手数料の徴収ということになりますと、やはり受益者負担が当然伴うわけですが、やはり遡及適用となりますと、5月1日からもう既にそういう事案が発生したときには、もう適用したということになっているわけですよね。それについては、まだ条例が公布もされてはない。そしてまた、今提案にあったように、やっぱ遡及適用となると一つは不利益が生じてくるんじやないかと思うんです。条例がまだ議決になってないというような段階ですけど、その辺の解釈についてお伺いしたい。

○町民課長（愛甲 洋文君）

今回の条例改正につきましては、使用料の金額については変更ないということで判断をいたしましたので、そのように適用させていただいております。

○日高 政勝議員

手数料については、今おっしゃったとおり額の変更がないということでございまして、ただ本人確認の問題とか、いろいろ厳格な審査は必要であるというようなことで、法の改正の趣旨にな

っておるようですが、やはり5月1日に遡及と、法の適用と合わせたということですが、やはり住民の皆さん方に周知をする期間というのが、当然必要じゃなかつたかと思うんですけれども。

その辺の取り扱いを、もういわゆるもう5月1日から既にそういう取り扱いになりますと、条例の公布以前のことになってしまふんですけども、その辺のところがいかがなもんでしょうか。

○町民課長（愛甲 洋文君）

この法律の施行前に町の広報のお知らせ版、それと行政無線等を利用して法律の施行前に町民には周知を図ったところでございます。

○議長（濱田 等議員）

総務課の法制の担当、総務課長のほうでひとつこのことについて、遡及適用だということの、これは遡及適用していいのかどうかということを今聞かれているわけですが、法制担当ではいかがなんですか。総務課長。

○総務課長（湯下 吉郎君）

この遡及の関係につきましては、ただいま町民課長が申しましたようなことで、手数料に変更がないというようなことで、5月1日からの遡及適用ということでしたわけでございますけれども、議員のおっしゃるとおりそうした周知期間の問題でありますとか、全く関係のないということではありませんが、実質上ではそうした取り組みをしながら、住民に事前に周知しながらということで、法改正に基づくものでございましたので、先ほど言いましたように手数料には変更はないということでございましたから、こうした遡及適用をしたというものでございます。

○日高 政勝議員

この法の改正がやはり事前に判らなかつたのか、その辺の把握をして、やはり3月議会なり、あるいは事由によっては専決処分とはなかなか厳しい解釈になっておりますけれども、やはりその辺の取り扱いについては、慎重に行って住民にやっぱり周知を徹底した上で、議会に通して条例というのは議決になって公布ができるわけですので、その辺は今後十分留意をしていただきたいと思っております。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩をします。

休憩 午前9時38分

再開 午前9時42分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。副町長。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

ただいまの日高議員の御指摘の関係でございます。確かに申請者からいたしますと、やはり、いわゆる交付を受ける者の制限というのがございますので、こういう法律といいますか条例を施行前に申請された者について、やはり従来の例によって申請ができるというような、そういう遡及をした適用除外の部分も必要な規定であろうかというふうに考えておりますが、手数料条例の中では、やはりその金額の改正というのが、本人が不利益をこうむる部分というようなふうに、従来からそういう解釈はされているようでございます。

当然今回は、やはり申請者に対する制限というのがあるわけでございますが、これについては法の中でそこを不利益としてみなしていないということでありまして、従前のそういう手続きに

よる申請をそのままみなすということにはなってないというようなことでございます。

要するに、今回の場合もやはりよく考えますと、申請者をある程度制限をしてまいっておりますので、本来ならば御指摘のとおり、そういう周知期間を設けて、やはり申請者が不利益をこうむらないような形での申請者、あるいは金額等含めてですが、今回は金額の改正はないんですけども、そういう不利益というのが若干生ずる部分もあるんではないかというようなふうに考えておりますが、今回そういう法令の改正、あるいは準則等でそこら辺を予定しておりませんでしたので、条例の中でもこの分については規定をしてないということでございまして、窓口のほうでは、先ほど町民課長のほうからも答弁申し上げましたが、広報紙、あるいはお知らせ版等で一通りの周知というのは住民には図っております。

けれども、これが果たして底辺まで周知ができたかどうかということについては、大きな反省点になるだろうというふうに考えているところでありますて、これらについては十分今後また法制上の問題としてとらえながら、極力住民に不利益が講じないような形での対策というのは立てていく必要があるんだろうというふうに考えております。

○町民課長（愛甲 洋文君）

先ほどの答弁のところで手数料のところを使用料と発言をいたしました。手数料に訂正をさせていただきます。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。ほかにありませんか。久保議員。

○久保 道夫議員

議案第59号についてお聞きいたします。本会議の冒頭の日に説明がございましたが、使用料が月額31万5,000円が5万6,470円、約6分の1程度に減額になっておりますが、再度この理由の説明と、ほかにこういう類似施設はないのか、あったとすればその辺との整合性はどうなっているのかお聞きいたします。

○町民課長（愛甲 洋文君）

今回の改定につきましては、フォービステクノの使用許可が本年の7月31日で使用期限が満了となるために、更新に際して合併後の誘致企業等について合併協議会で決定をしていただいた貸付料の算定方法で積算をして改定しようとするものでございます。

貸付料の算定方法でございますが、固定資産評価額に地目の係数を掛けるということで、地目の係数が3%になっております。積算の際の地目の係数ですが、国等が行っているのが3.05、県が3%から5%という範囲でされているというのも参考にされて合併協議会で決定されたということでございます。

今回のフォービステクノの分を固定資産評価額でしますと1,951万3,140円で、その3%が58万5,394円、それに税を掛けますと月に税込みで5万1,220円ということになります。それに片桐工作所が月に5,250円ということでございますので5万6,470円ということで、今回の改定の使用料ということで提案をしたものでございます。

類似施設につきましては、ちょっと私どものほうでは把握ができておりません。

類似施設でございますが、近辺にないということでございますけれども、現在片桐工作所が同じ施設内にあるということでございます。5,250円ということで、これにつきましては、片桐工作所が入った時点から5,000円と消費税ということで算定をされているようでございます。倉庫の部分でございますけれども、土地代というような考え方になっているんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。米丸議員。

○米丸 文武議員

ただいまの件につきまして私ちょっとお伺いしてみたいんですが、31万5,000円を5万6,470円、これは金額の差額というのはものすごく大きいわけなんです。この前の金額の基準というのは、どういう基準で設定されてきたものかどうか。この差額の根拠というのは、先ほどは固定資産税の評価の3%というようなふうの説明でございましたが、その前の基準はどうだったのか。この金額の差が出た分に対してはどのような内容なのか、それについてお伺いをしたいと思います。

○町民課長（愛甲 洋文君）

現在の使用料の算定につきましては、平成15年にフォービステクノが進出する際に積算をされたものでございます。このときに屋根の補修工事、電気設備等の工事に約2,600万円が町費として投資をされております。建物の残存価格と、それから工事費を乗せた事業費、町費分を残りの耐用年数で割って計算されているということで高くなっています。

○米丸 文武議員

平成15年にフォービステクノの進出のときにこの修理代、屋根と電気工事ですか、それが加算されたと。このときは、今のような基準というのは全然無視してというんですか、そういうようなこと可能だったわけですか。それが金額が済んだから、もとに戻したというそういうような考え方でいいわけですか。どうなんですか、そこら辺のところは。

○町民課長（愛甲 洋文君）

今回のフォービステクノが5年契約が7月31日で使用期限が満了ということになるわけでございますけども、これに際して使用許可の更新を前に企業からの見直しの要請や減免申請の希望等が出されておりました。

今までの使用料につきましては、その当時、耐用年数と減耗分、それとあとから投資した金額というものの町費分を月ごとに割って取り返すというような格好で、そのときは話し合いがなされて、適正な価格だったのではないかというふうに考えております。

○米丸 文武議員

私がお伺いしたのは、前回はそういうふうに建物の償却残、それから修理代、そういうものを根拠にして両方で、町とフォービステクノで契約をして決めた料金だということの説明ですね。

今回は、これが期間が満了したということと、フォービステクノのほうからの使用料の減免というような申請もあったということから、今、国、県が基準としてるものに戻そうということの提案だろうと思うんですが、そのことについては、じゃ今まではどうだったんだろうかなというようなことを、本当にそれでいいのかなということをお伺いしているわけでございます。その点について、もう一回御説明をいただきたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

いわゆる公有財産の使用料の関係でございます。これについては従来、旧町ごとにそれぞれ異なっておりますし、合併時点においてこれらの金額的な細かな調整というのはなされていない実態がございました。現在、部内におきます不動産評価の委員会を設定いたしておりますが、大体国が設定をいたしております評価額の3%から6%範囲内で通常は貸付を行うということの規定を規則のほうで持っているところでございます。

このフォービステクノの貸付の段階につきましては、特にその段階でどういう形で決定をされたかは判りませんが、当時、所管課の考え方が一定程度そういう課長会等に諮って決定をされているというような経緯がございまして、必ずしも一貫的にこの使用料を定めてなかったという

こと、そういう率等を定めていなかったという実態もあるようございます。

したがいまして今回は、やはり使用料のあり方として、適當かどうかということを現在全般的なそういう使用料等を含めて見直し作業を進めておりますが、今回、こういう契約期間が一定程度切れるものについては、隨時現在の規定に置きかえて算定をしていくこうということで、そういう部内の評定委員会の中でも確認をいたしております、適正な価格に改めるというものでございます。

しかし、今回は金額が非常にこう格差がございまして、いわゆるこれまでの手数料が適當かどうかという問題と、今回定める手数料が適當かどうかという問題があるわけでございますが、現在この提案につきましては、現在の規則の中で想定いたしております立地企業等については評価額の3倍ということを定めておりますので、こここの規則に従って提案をさせていただいているところでございます。

現在見直し作業を進めておりますので、今後またこれらを改める必要がある場合、部分についてはまたお願いをしようというようなふうに考えているところでございます。

○議長（瀬田 等議員）

麥田議員。

○麥田 博稔議員

1点だけお伺いしておきたいと思います。この大型共同作業場については旧宮之城のときからいろいろ貸してはいろいろ問題があって、今度は初めてと言っていいぐらい順調にきてます。

それで、この前の説明のときにフォービステクノさんが一応2010年ですか、倉内のはうに出ていきたいというような話も出てるというようなことで、立地企業としてこれから大きくなっていくのかなという気がしてるんですけども、今後の予定等が判ればどのようになるのか。

それから、倉内に行かれたあとにまた工場がそのまま大型作業場が残るわけですけれども、そのときはどのように考えになってるのか、移転されるときにあとのまた始末とかあると思うんですが、その辺のあれがあったら教えてください。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

フォービステクノさんの関係でございますが、現在の大型共同作業場のはうで操業をされておりますけれども、非常に手狭になっておりまし、機械等も相当工場内に配置をされておりますが、大型の機械になってきまして手狭になっております。

したがいまして、昨年ぐらいからそういう話がございましたが、先般、ついきのうでしたか、きのう、おとといかけて、そういう倉内工業団地の相模PCIさんの工場跡が現在空いてるところがございますが、拡張のための話というのが現在進んでいるところでございます。

これについては、PCIさんがまだ所有者になっておりまして、そういう金額的な折り合いというのが進めば、ここ1年から2年ぐらいの間でフォービステクノさんが倉内のはうに移転をされるというようなそういう希望といいますか、そういう予定もあるようございます。

これについては、金額的にそれぞれもう相対で交渉するということで、売却という形で相模PCIさんからフォービステクノさんのはうに譲渡をするというような形になるようでございまして、これについては町も県も中に入りまして金額等の調整、あるいはそういう鑑定の手法、あるいはそういう価格の設定等についてもまた決定をさせていただきたいと。

先ほどありました大型共同作業所のあとの使用については、現在のところはまだ予定をいたしてないということでございます。

○麥田 博稔議員

町内に進出してきてくださった企業がこうして大きくなっていくというのは非常にいいことだ

と思うんです。この前、全協で説明があったときに、来年は高校の新卒を1名、2010年行つたら中途採用3名ぐらい採用したいとかというような話がありますので、やはり、よそから来てもらうことも大事ですけれども、やっぱり町内に来てもらっている企業をそうして大きく育てていくことも大事だと思うんです。その辺も十分配慮しながら、今後やっぱりそういう手助けというか支援というか、考えてやっていただきたい。これは要望しておきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、議案第56号から議案第59号までの議案4件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第5 「議案第60号 土地の譲渡について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第5 「議案第60号 土地の譲渡について」を議題とします。

本案の提案理由については説明済みであります。質疑はありませんか。日高議員。

○日高 政勝議員

二、三お尋ねをいたしますけれども、まず、今回議決案件でございます5,000平米を超えて700万円以上ということで今回議案として上げられておりますけれども、このことについて一般質問でも若干ございましたけれども、単価が849円ということでございましたが、二渡地区、字もそれぞれ違いますけれども、それから柏原地区、場所が違いますけれども、やはり同じ単価で処分をされたのか。

それと、この一件の取り扱いですけれども、二渡地区と柏原地区ということで場所は離れておるんですけども、一団の土地として一件扱いをされて5,000平米あるいは700万と、そういう解釈になったのか。一団の土地ではないはずですけれどもその辺の解釈。

それと、梅木田地区のこの4筆、これは普通財産ということでお伺いをいたしましたけれども1,745平米。これは18年度の決算の報告、いわゆる財産に関する調書の中に川内川水辺公園ということで行政財産として計上をしてありますけれども、これについては普通財産にいつの時点で切りかえをされたのか。行政財産のままでは処分ができないはずでありますので、その辺の手続きをいつされたのか。

それと、土地開発基金で所有をされております前田地区と上水流地区、いわゆる公園用地という形で取得をして基金でそのまま残っているわけです、基金財産という形で。これを基金のままで、いわゆる一般会計に振りかえないで国に、いわゆるさつま町の公共用に公用のために使うのではなくて他の公共団体、国の機関に処分をするということになりますと、当然歳入歳出予算に計上をして、その上で処分をすべきじゃなかつたかと、一般会計に振りかえて。その辺の考え方。

それから、北谷川の柏原の関係ですが、これはやはり基金で取得をされたのか、それともどこで取得をされたのか。以上、お尋ねをいたしております。

○財政課長（二階堂清一君）

最初の質問の地番が大分違うという話でありますが、今回の場合は譲渡の相手側が一緒ということでこういった取り扱いをさせていただきました。

それと、行政財産と思うがという話でありますが、これは日付はちょっと覚えておりませんが、4月か5月に行政財産から普通財産に用途を変える旨の決裁を受けております。内部的な処理は

終わっております。

それと基金から直接処分ができるかという話であります、確かにいろんな問答集見ましても説が二通りあるといいますか、そういう事例があります。公共団体が設置している、さつま町が設置している土地開発基金だから、処分先は一般会計しかないという記述をした問答集もありますが、さつま町の土地開発基金は規則でもって国ですとかその他公共の利益上適当と認められるものに譲渡することができるということを明確にうたっておりますので、この条項を適用させていただいたことになります。

○日高 政勝議員

普通財産のほうに切りかえはしてあると、いわゆる手続きが終わってるというようなことで了解いたしますが、単価ですね。土地開発基金に入っておれば、当然この利子とか事務費が加算をされて、取得年度からずっとそれが加算をされた形で土地の価格というのが決まってくるはずですけども。

そうしますと今の梅木田から前田、上水流、北谷川すべて849円となりますと何か、それぞれやっぱり場所は違うし、評価額というのは違ってくるのが当然だと思いますけれども、同じ単価にされた理由というのは何か理由があるのか。

それと北谷川は基金で買われたのかどうか。

○財政課長（二階堂清一君）

北谷川の関係でありますが、これは20年の3月31日に基金で購入しております、売却予定日までの経過日数を大体100日というふうに想定しております、その分の金利を含めて売却するということにいたしております。基金で取得しております。

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

昨日、単価を849円というふうに言いましたけど、これは総面積に対しての金額で割った平均単価でお答えしております。1筆ごとの単価はまたそれぞれ異なってきております。

○日高 政勝議員

基金でそれぞれ北谷川も買われているということで、単価もそれぞれあるようでございますが、トータルとして849円ということのようですけれども。

それと、前田地区が9,049平米ということになっておるんですが、18年度末のいわゆる財産に関する調書の基金の面積というのが9,320なんです。それで271平米差が生じておりますけれども、この辺は実測との違いなんですか。その辺の考えはどういうことになっているのか。

それと、先ほどのやはり基金の土地というのは、定額運用の基金ですので、いわゆるもう回転のための基金でありますから、基金で処分をすることはいいんですけれども、規則にありますとおり国等に対しても譲渡ができるということになつてはおりますけれども、やはり本来ならば基金といえども、運用益は別ですけれども、処分とかそういうことになりますと、当然団体が違うし、予算に計上した上で、総計予算主義にのつとつてやるべきだというふうに思っておりますけれども、そういう解釈もあるんです。

おっしゃったとおり、二通りの解釈ということをおっしゃったんですけども、本来はやっぱり公共団体以外、町以外ですから予算に計上して処分をするというのが筋じゃないかと思いますけれども、その辺の考え方をお示しいただきたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

最初の水辺公園の用地の話でありますが、確かに決算書では9,320平米と。私たちが基金の物件として管理しております台帳にしても9,320平米ということあります。平成4年か

ら平成5年ごろにかけて取得した土地であります、これが非常に今回売却するに当たって面積は少し落ちておりますが、考えられますことは途中で地籍調査が入った関係で、地籍調査によるこういった変動が生じたのかなということは考えたところであります。

それから、基金の処分先の相手方の話であります、確かに問答集見ますと一般会計しか処分できないということも書いてあります。あと1冊を見たところであります、それについては相手方が国であっても一般会計にはとらわれないということも記載してあるのもあります。

ですから私たちは、規則でもって相手先を国、他の公共団体にも認めておりますので、これを基準にして決めたわけですが、今後やっぱりそういう考え方があるということであれば、この辺については今後においてはもう少し検討する余地があるのかなという気がいたしております。

○議長（濱田 等議員）

4回目ですが、ぜひ聞いておきたい。（「特にお願ひします」と発言する者あり）それじゃ日高議員。

○日高 政勝議員

解釈もありますけれども、一つはちょっと気にかかっておりますのが、この図面をいただいたこの場所なんですけれども、いわゆる上流から中流域まで堤防がもう既にでき上がって色塗りをしてありますけれども、今回取得をされる二渡のこの場所を既に堤防ができ上がっている部分というのは全く入ってないのか。今の基金取得の計画の議案の用地ですけれども。今この図面で塗つてある部分、ここについては既に堤防ができ上がってるんじゃないですか。

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

わずかに堤防が乗っかっている部分がございます。それは坂路等をつけてくれという要望を町側からやったために若干乗ってる部分がございます。どのくらいかというのを図面がありますので、あとで配付いたします。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

若干この土地の譲渡についての経過を御説明申し上げます。

これについては最初、堤防はもう当然二渡地区が中山間事業を実施をされたときに、将来的な河川改修の用地ということで、当初の段階でもう河川事務所のほうで取得をしていただいたところでございまして、当初この堤防については、この買収をされた敷地内で設計をして堤防を設置すると、築堤をするという計画であったところでございます。

その後、道路をちょうどその堤防の、言えば外側、二渡側につけるという予定であったわけでございますが、やはり面積的な部分とやはり道路が水没をする可能性もあったということで、これについては急遽また堤防の天端に町道を設置してほしいという強い要望を行ったところでございますが、この道路を設置したために、やはり高さが若干高くなつたということと、堤防の一番底盤のほうがやはりその道路を設置するための強度、構造的な問題がございまして、若干町の町有地のほうにかかってきたと。

あわせて、町道を設置したためと先ほど災害復興対策課長が申し上げました、やはり今後もイベントが予定をされる場所でもございます。そういう部分で、いわゆる進入路等をつけますと、進入路の補強のための言えば堤防の幅というのは若干違つてしまります。これはもう土堤でございますから、その強度を持たせるためのそういう根固めというのは、当然底盤に広がつてくるわけでございますが、そういう部分で若干町有地のほうに入っているということでございます。

これについては、一応事前協議をされまして町のほうでも、いわゆる国のほうではもうそのイベント広場的なものについては、もう取得をしないということを前提として工事を当初されていましたわけでございますが、町のほうはもう再三、今後の使用の見込みとしては一時使用として許可

できるということでございましたので、今後のそういう土地の管理上の問題を含めて、やはり今回処分したほうが適當であろうというようなことで考えたところでございます。

本来ならば、こういう変更を生じる場合には、事前に議会に御承認いただくということも前提になりますし、当然またこれらについては経過等については途中で報告をする必要もあったわけでございますが、なかなか時間的にもう向こうのほうの工期というのが限られておりまして、即断せざるを得なかつたということでございます。

いわゆる出水期前に全部完成したいというのもありましたし、いわゆる18年度予算の消化というのもあったようでございまして、国としてはどうしても急がざるを得なかつたという事情等もございまして、向こうのほうからそういうふうに町に事前に打診をされてそういう計上になつたところでございます。これらの図面については、また後ほど提供させていただきたいというようなふうに思つてゐるところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。川口議員。

○川口 憲男議員

私のほうも同じような項目でお聞きしたいと思います。町長、この柏原の北谷川の件は、もう従来から内容的には御存じちゅうか、承知の上で購入されたところがあると思うんですが。

まず1点は、町有財産の購入に関しては、先ほどは基金で3月31日だったですか、基金購入をしたと。民有地から町有財産に切りかえる場合には議会の同意は要らないのか。ある程度お示しすべき点じゃないかと思います。

その点と、この土地の名目が先ほど日高議員も質問されましたけれども、全然してないんですけれども、購入された単価、それから地目的なのが判つておつたら、そこもお示し願いたい。

それと、今こうして土地譲渡の問題が出ているんですが、既に平均単価が849円というようなふうに値段が出てきております。これは交渉の余地があるのか、まずその2点をお聞きしたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

柏原の北谷川の関係でありますが、まず3月31日に購入したということあります。この地区だけの単価といいますと1,249円で購入いたしております。今度は売却をするわけですが、これ100日間基金にとどまるということに計算しております、その間の利子が1万8,959円ほど生まれるということになります。ですから、1,253円の平米当たりの単価で売るということになります。（「水辺公園はどうですか」と発言する者あり）

水辺公園の購入単価ということでありますが、先ほど申しましたように平成4年から平成5年にかけて基金で買っております。基金にとどまっている日数が5,000日以上とどまっておりまして、そのときの単価としましては田畠山林、雑種地はいろいろあったわけですが、この水辺公園の平均単価では543円の購入単価、平米当たり543円の購入単価となっておりまして、基金に5,000日から4,000日とどまっておりますので、当然その金利をつけてといいますか、それが帳簿価格といいますか、それで売却することになります。ですからそのとき今回売りました単価が平米当たり大体1,100円ということになります。

○川口 憲男議員

その北谷川の問題なんですけれども1,249円で購入で1,253円と。従来この地域の方々が、これは災害のもう前の日に町長にも、それから県、国交省にも交渉した経緯があるんですが、この時点で堤防があれだけできなかつたという理由はもう御存じのとおりだと思いますが、そういう推察を含めて、従来の上部のほうからの価格と今度の買い入れ価格、当事者から購入された

価格があるわけですが、そこあたりは旧の土地というか、もとの上部の上のほうの土地と、ここ
の土地との差額というのなんかは勘案されてないんですか。それとも同額の価格が出てるわけ
ですか。

○災害復興対策課長（坂本 正己君）

まず、最初の質問で交渉の余地があるのかということは、国に対してもっと高く売れないのか
ということだと思います。そこら辺はもう調整した金額で、この金額でいきたいということでい
っておりますので、ちょっと交渉の余地はないと。もう大分交渉してこの金額になっております。

それと北谷川の土地ですけど、上流のほうに堤防ができ上がってるところと、ほぼ同じ単価で
購入しております。

○川口 憲男議員

町長、この価格は今のところで、これ谷川の分は私は田んぼもあったと思うんですが、あとで
詳しく、今ここのこの売買のところで日高議員からも出ましたように畠なのか田んぼなのか、そ
ういう単価的なのが判つたら、お示しを願いたいと思います。

というのが、谷川のところで今1,249円、692万というのは畠でその価格が出てるわけ
ですけど。この価格が私たちも判りません。これは今後、今から激特事業が始まりましていろんな
ところの用地買収が始まると思います。そこら辺の兼ね合いにもなってくるんじゃないかなと思
います。今、夜星川のところの田んぼの売買契約の状況も出てきますけれども、そこあたりの作
用とかいうのが出てくると思います。

以前、去年のうちに国交省と町民との話し合いをした中で、その用地交渉に応じては同一近辺
等だと、どこもそう差はないんだという話があったんですけども、やっぱしこのこういう価
格のところで平米幾らになるとか、いろいろなのが出てくれれば、激特事業の交渉でもその影響が
出てくるんじゃないかなと思うし、一番被災者が知りたいところはそういうところじゃないかと思
います。

そこら辺のところで、国交省に売却されようとしている土地ですから、そこら辺のところで
どこまで、もう上のほうは849円調整済みでもうこれ以上できないんだと、もう国交省も譲
らんとなるということで、町ですから否決権もなかったんでしようけれども、ほかの個人の所有地
になればそういうところが出てくると思いますので、これがお示しできないものか。

それと、その北谷川地は上と同格ということですから、住民の方々も納得されたと思うんです
けれども、今後この価格が当然そこあたりの住民の方々は、自分たちの今後堤防になる土地にも
ありますから、そこあたりの対応が出てくるんじゃないかなと思いますので、できましたら今ここ
に出来ている筆だけでもいいですから、項目的に畠なのか田んぼなのか原野なのか、そこで単価的
にというものが出来ないものかお聞きしたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

今回の激特にかかります地目ごとの単価設定の問題でございます。これについては、ほとんど
全線同様の価格でというのは説明も受けたところでございますが、やはり農道が設置している部
分、あるいは土地が現に耕作をしてあるか、あるいはそうでないか、あるいはまた崖を抱えてい
るか、そうでないかという、いろんなこの条件があるわけでございますが、全体的には不動産鑑
定士が入りまして、その評価を実施いたしております。

ですから、余り単価差というのは大きく差はないと思うんですが、その地域の条件によって
若干単価差というのは生じてくるんだろうというふうに考えております。

本町が示しておりますこの単価については、再度またお示しをすることはできると思うんですが、個々のそれぞれの地域ごとの個人の用地について事前に単価を公表するというのは、これは

非常に厳しい部分があるというようなふうに考えてますので、結果論としてはまたその地域ごとの平均単価というのは議会にもお示しできると思うんですが、まだ交渉に入ってない土地についての単価の公表というのは差し控えさせていただきたいと。

また、国のはうも私どもに対しては、その単価を事前に公表するということはないということでお、実際は今町が直接交渉に入っていますそういう部分についての町へのお知らせはあるんですが、まだ現在交渉中でございまして、これらについては個々の単価はそういう、土地交渉に直接かかわるような部分については、ぜひ事前の公表というのは控えさせていただきたいと。

事後についてはまた公表はできるというふうに考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

（「議長いいですか、一点」と発言する者あり）しゃいも聞かないといかんですか。川口議員。

○川口 憲男議員

質問と答えが違うんです。私は、今からの交渉の単価を示せというんじゃなくして、ここの今出てる分の中を、例えば二渡の梅木田はこれは水辺公園用地だからできないけれども、下の北谷川とかは畠とか田んぼとかその分別があると思います。それの単価は示せないかということです。

それともう一つ、夜星川も済んでると思います、県土木がしてる部分が。そこも出てくると思うんですが、そこが示せないかということです。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

先ほども答弁申し上げましたが、この町がお示ししている土地の単価についてはお示しができるだろうというふうに考えております。先ほども答弁申し上げましたとおりでございますが。あとは個人の土地については、今の段階でお示しすることが適當かどうかというのは、また国と協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

川口議員、その資料ですがあとでいいんですか。

○川口 憲男議員

個人的にはあとでもいいんですけど、全議員の方もお知りになりたいところじゃないかと思いますので。（発言する者あり）。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時30分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。副町長。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

先ほど、若干説明が漏れておりましたが、この北谷川でございます。これについてはもう川口議員御承知のとおり、非常に土地が、当時柏原地区の堤防を造るときに交渉が難航いたしまして残っていた土地でございまして、本人の希望として町であれば売却をするという前提のもとに町が取得をして、国のはうに最終的に処分をするという形になっておりまして、これはもういわゆる個人情報になりますので、この辺公表していいかどうかというのは個人の当然考え方もあるでしょうし、国として取得者としてまた公表できるかどうかというのは、当然また協議をする必要

があろうかと思います。

全般的には、先ほど申し上げましたが、町が処分をいたします土地として公表できる部分、できない部分というのは、これは当然国と協議をする必要がございますし、また個人にかかる分については個人の承諾を得る必要もあるというふうに考えておりますので、先ほど全部公表するような表現になりましたが、その辺については慎重に取り扱いをさせていただきたいと。

ですから、公表できる部分については公表していきたいというふうに考えておりますので、そこら辺については御理解いただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

今までのやり取りの中で、この水辺公園の土地についてなんですが、一部は面積的には判らないけど、かかる部分があるという答弁でした。

提案理由等見ると「工事が実施されることに伴い」とあるんですが、既にここのところは一部できてるわけで、そういうことを考え合わせると、当初売らない予定であったにしても、当然工事が入る段階で議会なり説明をしておく必要があったと思うんですが、そこあたり横の連携のほうの不十分さがあったんじゃないかと思うんですが、そこあたりについて、どうしてこういうことになったのか、一応説明を受けておきたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

議会の事前の説明の問題でございますが、一部、災害復興対策課長のほうから今回でき上がった完成の堤防については町有地にかかるということでございますが、この町有地にかかるている分の面積については、町長の専決権でもって処分ができる面積でございまして、そういうことで事前にお知らせをしなかったわけでございます。

ただ、これが適当かどうかというのは、やはり土地の処分でございますから、全協なりで説明を当然すべきだったと。先ほど申し上げましたが、そういう部分で経過的にやはり議会のほうにも報告をしながら、こういう土地については処分をすべきというふうに考えておりまし、当然また議決事件としての扱いで今回提案いたしておりますので、その経過というのはまた事前に当然説明をすべきであったというふうに考えているところでございます。

結果的にこういう全体的に処分用地として、地域が違いますけれども処分相手方が一緒になりましたので、土地としては議決案件ということでお願いしたわけでございますが、個々には議決案件に該当しないそういう地域もあるわけですけれども、処分相手が一緒ということで、今回はもう全体的に1筆という概念が先ほど日高議員のほうにも指摘がございましたけれども。

そういう処分相手が一緒ということでの議決案件ということで、統一をさせていただいたということでございまして、そういう部分では若干従来と取り扱いが違ったというふうに考えているところです。

○中尾 正男議員

専決でできる、できないにかかわらず、やはり町の土地をこういう工事、しかももう着工を済ませている、そういうものについてはぜひやはり事前に説明なりしておいていただきたいと思う。

それから、先ほどの日高議員とのやり取りとも関係すると思うんですが、土地開発基金で国に直接一般会計も通さずに処分できるそういう方法等いろいろあると、財政課長のほうでも今後検討の余地があると言われましたけれども、今回はたまたまこうして議決案件になって上がって来て我々も判るわけですけど、これがそのまま議決案件でなければ基金のほうから直接そうしてもう全然、判らないということはないんですが、土地開発公社のほうの報告もありますけれども、

もう事後になって聞くだけですから。

ぜひ、この処分をされるときは日高議員のほうからもありましたけれども、やっぱり会計のほうを通すような処理をしていただきたい。そういうことを強く要請をしておきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

麥田議員。

○麥田 博稔議員

譲渡については、いろいろとまた手続き的に、法にのっとってるからいい、専決ができるじゃなくて、やっぱり今中尾議員のほうからあったように、その辺は留意して。

それから、これからも広瀬公園とか訓練校とかいろいろ出てきますので、やっぱその辺は先ほど副町長が言われたように全協ででも説明して、やっぱりいろんな意見もあると思いますので、周知をしてほしいというふうに思います。

それから、この金額は1,387万円というようなことなんですが、これはもう交渉の余地はないということでいいんですけども、私は前一般質問で提案をしたんですけども、この前も東北で災害がありました。災害基金みたいなものを積み立ててないと、非常に今後町政運営に支障を来すというか、ある程度の金を。

ですから、これから先ほど言ったようにここも売ります、広瀬公園も出てくるし訓練校とか、こういう災害に関して町有地の売却というようなことが出てくると思うんです。そのときに、その金を一般会計に入れて使うんじゃなくて、やはり今後将来のためにというか、いつ災害が来るか判りませんけども、やっぱ災害基金みたいなものを積み立てて、そしてこれはそのときに使うんだというようなことをしたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方などどのようにお考えなのか。

町長でもいいですし、財政の一番責任者であります財政課長でもいいんですけども、お願いしたい。まずは町長にやはり基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今言われたようなことは、一つのやっぱり考えだというふうに思いますので、また財政のほうの事情がどうなっているか、どう考えているか、そこはまた内部で検討をしてみたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

確かに激特事業全体といいますか、そういった事業の関係、それから18年度無理を言ってお願いしました1億円を土地開発基金から回していただいて見舞金を払った経過もあるわけですが、そういったことを考えますと、やっぱりあのときには回せるお金があったからよかったわけでありまして、今時点でのぐらいいの災害がくれば、もう打つ手はないというのが私たちの財政担当課はそう思ってます。

ですから、そういう形で、多くの事業が予想されるのであれば、やっぱり時宜に合ったそういう災害復興基金なるものの必要性というものは十分感じております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、議案第60号についてはお手元に配付しました議案付託表のとおり総務常任委員会に審査を付託します。

補正予算（第1号）」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第6 「議案第61号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案の提案理由については説明済みであります。質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

先日の議案説明のときに財政課長は、19年度の決算の繰越というか収支が8億6,593万幾らですか、あるというようなことで、こう見てみると財政調整基金も12億8,791万ぐらいになってますけれども、これからいろいろと雨季を迎えて災害とかいろいろ先ほども言われましたけど出てくる可能性があるんですけれども、来年度21年度の予算編成をする前ぐらいに財政調整基金のその残高が、2月ぐらいというんですか1月ですか、その辺でどれぐらい残るというような感じを持っておられるのか。その辺の財政運営についてちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○財政課長（二階堂清一君）

一番、合併以後最大の厳しい年は、19年度という形で私たちはとらえておりましたが、それが非常に皆さんのお協力でいい形で実質収支を出すことで決算を迎えることができました。確かに今後のことを考えると、公債費ですか人件費ですか、そういう経常経費が抑制が図られる一つのレールはもう仕掛けでますので、今後はこの財政調整基金の目減りをどうして抑えていくかということが、一番の財政運営の課題になるというふうに思ってます。

平成17年度の財政調整基金は9億3,000万だったんですが、それが18年度末では11億4,000万になると、11億円になると。19年度では12億8,000万になるということになっております。

ですから、20年度末を見越ししますと大体12億円ということを想定しております、あと8,000万積めれば19年度末と同じになるというふうに考えております。

○麥田 博稔議員

財調が残ってきますと、今度の、私たちのところのあれになるんですけども、やはり財調があるからというようなことで、国との折衝をされたのかどうか。いろいろあります。1,300万取り崩して、私のところのあれですけれども、宮之城中学校をすると。

だけど金がないわけですから、財調を取り崩す以外にないんですけども。やはり我慢して我慢して町民にもいろいろ補助金とかカットしてきながら、やはりこういう、こういうと言えば失礼ですけれども、なってくると。

だから、今までの話では宮中の工事とかそういうことは、国の責任で完全にやりますということだって、これをまず町が立替えて財調を取り崩してやると。だから私はそこを心配するんです。一応財調がこうして残ってきて10何億になってきたから、まあいいがと。だから執行部のほうにやはり気のゆみというのが出てくる可能性があると。

ですから、この辺はしっかりと交渉をしていただきたいということで、やはり財調の目減りというのは私たちも注意していくかなければならないし、また執行部の皆さんもこの辺は重々、またこのことについては、委員会のほうでもまたちょっと質問したいと思いますけれども、やっぱりその辺は重々慎重に運用していただきたいというふうにお願いをしておきます。

○議長（濱田 等議員）

中尾議員。

○中尾 正男議員

ちょっと具体的な質問になると思うんですが、6款3目のこの防除ヘリの予算についてなんですが、これ事業主体はどこなのでしょうか。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

これは任意団体であります、さつま町無人ヘリオペレーター部会ということで、免許を持っていらっしゃる方々が8名で構成されておりまして、役員は4名ということです。

○中尾 正男議員

オペレーター部会ということなんですが、この防除ヘリは共同防除を当然されると思うんですが、その受託面積とかそういうものは、どの程度予定されておって、防除の単価、どの程度で防除をしていただけるのか、こここのところを聞いておきたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

70ヘクタールです。それを3回ということで、そして反当2,000円と。（「反当2,000円、薬代は別」と発言する者あり）薬代は別です。通常の防除組合が2,500円ということで、それより安いということで計画されております。

○議長（濱田 等議員）

木下賢治議員。

○木下 賢治議員

所管なんですかでも確認のために聞いておきたいと思いますが、16ページ、教育費中学校費の中の工事請負費1,300万なんですかでも、先般説明を受けたわけですが、その後、県との折衝があったのか。あればその状況と。

それから、宮高跡地の使用料と、この工事請負額との整合性といいますか、使用料に見合わせただけの工事をやってるということはないものか。本当に必要な中学校の、現段階で必要なところの工事が、それで満たされているものかを確認しておきたいと思います。

○副町長（総務）（宮之脇尚美君）

この宮之城中学校の修繕の関係については、教育委員会のほうが主体的に把握をいたしておりますので答弁があるかと思いますが、基本的にこの財源をどうするかという問題で、これまでいろいろ交渉を重ねてきましたが、当初の段階では国がこの修繕料、現在の宮之城中学校の応急処置については、国が手当をすることになりました。

ただ、その後の経過をいろいろたどったわけでございますが、最終的には宮之城高校がまだ県有地でございます。この県有地である部分、どうしてもグラウンド使用を現在いたしてるのでございますが、県が所有者であると県とその契約をして土地使用料を払わざるを得ないというようなことでございました。

したがいまして、町長も先般直接教育長と対談をされまして、町のほうに譲渡してほしいということで要望されました。その場で県としては、そういう近いうちに町のほうに譲渡の手続きを行うということも話をされたようでございまして、何とかこの辺が町有物件となれば、国から直接こちらのほうに費用が手当をされるというふうに考えているところでございます。

国としてもやはりいろいろ、当初の段階と実際この工事が進んでまいりますと、工務課のほうの担当になるわけでございますが、どこでそういう経費を捻出するかというのが非常に大きな課題になっておりましたけれども、何とかそこら辺が町有物件になれば何とか手当ができるということと、やはり宮高に移転となりますと、その4年ぐらいが一つの基準になったということで、実際は3年半ぐらいになろうかと思うんですが、そういう部分で、最終的にまた原形復旧して返すと。

グラウンド等が荒れた部分、あるいは校舎に迷惑をかけた部分で支障があるようであれば、

国としてそういう補償等については、しっかりとやりながら返還をするということでございますが、県が所有している部分と町がもし所有者である部分とは、また若干そこら辺の復旧の仕方というのも違ってくるんだろうと。

町のほうがより要望がしやすいし、具体化しやすいというようなことで、県のほうにもお話を申し上げて、県のほうも御理解されたということでございます。

それと、この宮中の今回の1,300万については、今年度、国の方で手当てをしていただくということの前提で、現在具体的にどの部分でどういう形で出すということについてはまだ明快にされておりませんが、必ず財源としては手当てをするということで、河川事務所のほうからはお話をいただいておりますので、私どもとしては今後そこら辺については明確に示せるような、そういう数字というのをまたお示ししたいというふうに考えているところでございます。

宮中については、当初1,500万ほどの予定でございましたが、今回は最低限危険箇所のそういう剥離、浮いてる部分を落とすということを基本に、最低限の補修という形で、危険回避を行うということで全体的に予定をいたしているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、議案第61号はお手元に配付しました議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第7「議案第62号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第63号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第7「議案第62号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」及び日程第8「議案第63号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

質疑なしと認めます。別にありませんので、議案第62号及び議案第63号の議案2件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり各常任委員会に審査を付託します。

以上で総括質疑を終わります。

本日から23日までの各常任委員会の審査会場は総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。6月27日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会時刻 午前10時50分

平成20年第4回さつま町議会定例会

第 5 日

平成20年6月27日

平成20年第4回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 平成20年6月27日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（28名）

1番	高嶺 実樹雄	議員	2番	市來 修	議員
3番	平田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥後 紀康	議員	6番	木下 敬子	議員
7番	米丸 文武	議員	8番	麥田 博穂	議員
9番	平八重 光輝	議員	10番	新改 秀作	議員
11番	楠木園 洋一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏木 幸平	議員	14番	久保 道夫	議員
15番	別府 静春	議員	16番	舟倉 武則	議員
17番	日高 政勝	議員	18番	田中 伸一	議員
19番	柳田 隆男	議員	20番	山崎 文久	議員
21番	岩元 涼一	議員	22番	新改 幸一	議員
23番	中尾 正男	議員	24番	東 哲雄	議員
25番	川口 憲男	議員	26番	内之倉 成功	議員
27番	木下 賢治	議員	28番	濱田 等	議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	和氣純治君	議事係長	福田澄孝君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	井上 章三君	教育長	福満 隆徳君
副町長（総務）	宮之脇 尚美君	教委総務課長	山口 正展君
副町長（経済）	山下 彦志君	スポーツ振興室長	栗野 明男君
鶴田総合支所長	永田 清信君	建設課長	脇黒丸 猛君
薩摩総合支所長	貴島 晃人君	耕地林業課長	山口 良一君
健康増進課長	楠木園 建雄君	農政課長	赤崎 敬一郎君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹君	税務課長	下市 真義君
総務課長	湯下 吉郎君	災害復興対策課長	坂本 正己君
財政課長	二階堂 清一君		
企画広報課長	中村 慎一君		
定住促進室長	北原 美義君		
福祉課長	日高 昭治君		
町民課長	愛甲 洋文君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 56 号 さつま町課設置条例の一部改正について
 - 第 2 議案第 57 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
 - 第 3 議案第 58 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
 - 第 4 議案第 59 号 さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について
 - 第 5 議案第 60 号 土地の譲渡について
 - 第 6 議案第 61 号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
 - 第 7 議案第 62 号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
 - 第 8 議案第 63 号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第 9 議案第 66 号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について
 - 第10 議案第 68 号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第2号）
 - 第11 推薦第 1 号 さつま町農業委員会委員の推薦について
 - 第12 請願第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について
 - 第13 陳情第 2 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書
 - 第14 発議第 4 号 教育予算確保に関する意見書（案）の提出について
 - 第15 発議第 5 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について
 - 第16 報告第 4 号 平成19年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
 - 第17 報告第 5 号 平成20年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
 - 第18 議員派遣の件
 - 第19 閉会中の継続調査について
- 追加日程第1　日高政勝議員の議員辞職の件

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成20年第4回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。教育委員長から本日の会議に欠席する旨届出がありましたので、お知らせいたします。本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第56号 さつま町課設置条例の一部改正について」、日程第2「議案第57号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第3「議案第58号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第4「議案第59号 さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について」、日程第5「議案第60号 土地の譲渡について」、日程第6「議案第61号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第7「議案第62号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第63号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「議案第56号 さつま町課設置条例の一部改正について」から日程第8「議案第63号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」まで、以上の議案8件を一括して議題とします。

これからお手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず総務常任委員長の審査報告を求めます。柏木委員長。

[柏木 幸平議員登壇]

○総務常任委員長（柏木 幸平議員）

おはようございます。総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第56号 さつま町課設置条例の一部改正について」、「議案第58号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、「議案第59号 さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について」、「議案第61号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）関係分」以上、議案4件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第60号 土地の譲渡について」は、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な質疑について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第58号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

今回の一部改正は、法律の改正に伴うものであるとのことであります。改正の主な内容は、これまで戸籍等については、誰でも、何びとでも請求することができたが、今回より本人確認が厳格に行われるようになった。また、偽り等の手段で戸籍等の交付を受けた場合には、これまで過料だったが、今回より30万円以下の罰金が制度化されたとのことであります。

質疑の中で、今回の条例改正については、法律の改正が5月1日ということで、遡及適用することについて質しましたところ、戸籍法等の改正に合わせて遡及適用したもので、これにより申請者が不利益を生じるものではなく法制上も問題はないが、今後は法律の改正など十分注意し

ながら対応したいとのことであります。

次に、「議案第59号 さつま町立大型共同作業場条例の一部改正について」であります。

今回的一部改正は、現在貸付されている大型共同作業場の契約期間が7月31日に満了することに伴い、月額使用料を31万5,000円から5万6,470円に改正するものである。使用料の算定については、現在、誘致企業等への施設貸付が、固定資産評価額に地目の係数の3倍を掛けて積算されているということで、他の誘致企業と同等の条件にしようとするものである。

質疑の中で、固定資産評価額に地目の係数の3倍ではなく、さらに2～3倍上乗せして維持補修等の経費に使うような考えはないか質しましたところ、県も誘致企業等については3倍で積算しており、他の企業への貸付との整合性を図りたいとのことであります。

他の委員からは、優良企業であるので他の企業並みに合わせるべきであり、今後、工業団地へ進出するような育て方をしてほしいとの意見が出されたところであります。

次に、「議案第60号 土地の譲渡について」であります。

川内川水系激甚災害対策特別緊急事業築堤工事が実施されることに伴い、対象事業用地を国へ有償譲渡しようとするものであります。

総括質疑の中でも質疑があったとおりであります、現地調査をした中で、今回譲渡される土地の中で堤防工事にかかった用地の面積について質しましたところ、150.5平方メートルとのことであります。

次に、「議案第61号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項、企画費の中で、電波遮へい対策事業について質しましたところ、今回の事業の対象については、これまで共聴施設を持っていた組合で、地上デジタル放送のアンテナ等の受信部分の変更が対象となる。線の張替えや個別の引き込み線については対象外である。1戸当たりの個人負担が3万5,000円を超えた経費について国と町で助成をする。この事業については平成21年度までに終了することであります。

次に、9款1項、常備消防費の中で、消防業務費について質しましたところ、住宅用火災警報器の設置促進に関する経費で、町内の4つの婦人防火クラブに普及活動を行っていただくとのことであります。

また備品については、民間防火組織等の育成強化を図るために必要なホームプロジェクター等の防火広報用視聴覚機材を整備することであります。

なお、5月末現在の火災警報器の設置数は2,001戸で、世帯数の約19%の設置率である。平成23年5月末までに、これを100%に持っていけるよう努力したいとのことであります。

次に、歳入の18款2項の中の財政調整基金繰入金で、今後の財政調整基金の考え方について質しましたところ、財政調整基金は交付税等の伸びが鈍化していくことになれば、頼りになる財源であるので、常時予算規模の10%程度は確保したいとのことであります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

[柏木 幸平議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について、質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

総務常任委員会関係の審議を一応中止しておきます。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。麥田委員長。

[麥田 博稔議員登壇]

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

おはようございます。文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案4件については、現地調査を行い、慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程における主な質疑の概要について申し上げます。

まず始めに、「議案第57号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、老人保健法等の一部改正により条文の字句を改めるものであります、改正による内容の変更はないとのことであります。

次に、「議案第61号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」であります。

この中で、10款1項、教育総務費に新規事業として計上されたスクールソーシャルワーカー実践研究事業でありますが、これは県の補助事業を活用し、学校における非行、いじめ、不登校等の問題を、福祉的立場に立って家庭や学校を訪問しながら、児童生徒や保護者への指導助言及び学校家庭間の連絡調整等を行う者を配置し、問題の解決に当たる取り組みであるとのことであります。

また、同じく新規事業として計上された理科支援員等実践研究事業でありますが、やはり県の補助事業を活用し、小学校の5・6年生の理科授業において講師をお願いし、観察・実験等の理科授業の充実を図るとともに、教員の資質向上を図る取り組みであるとのことであります。

これらに関して、事業の期間について質しましたところ、いずれも単年度の事業になるが、国の教育に対する考え方からいくと単年度で終わることは考えにくいとのことであります。

また、事業の実施校について質しましたところ、スクールソーシャルワーカー実践研究事業にあっては、配置の要望があった学校へ、理科支援員等実践研究事業にあっては、小学校の5・6年生が小規模・複式学級となっている8つの小学校へ配置する計画であるとのことであります。

次に、「議案第62号 平成20年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」であります。

今回の補正予算は、前年度の老人保健医療審査支払事務交付金の精算に伴う支払基金への償還に必要な補正であるとのことであります。

次に、「議案第63号 平成20年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

今回の補正予算は、前年度の介護給付費負担金の精算に伴う国、県及び支払基金への償還に必要な補正であるとのことであります。

以上のほか、宮之城中学校補修工事の補正に関連し次の3点について、特に町長の見解を質したところであります。

まず1点目として、「補修工事の財源」について質しましたところ、当初、国土交通省の財源を持って補修工事を実施する計画であったが、今年度の事業の性質上、当該補修にかかる経費を捻出することが困難とのことで、今後発注される事業の中でできる限り対応していきたいとのことであった。

国土交通省としては、宮之城中学校が移転しようしている県所有の旧宮之城高校跡地が、早期に町へ譲渡されると事業での対応ができるとの見解も示されたことから、先般、県教育委員会の教育長に対して早期譲渡等を要望してきたところである。

県教育委員会とされては、今回の要望書の内容を踏まえ、可能な限り早い時期に譲渡できるよ

う進めていくとのことであった。

このような状況の中で、この財源という問題については、基本的に国の財源を持って進めたいなどという当初の考え方を変えていないので、できるだけ早い時期に財源措置を図れるよう努力していきたいとのことです。

次に2点目として、「補修工事の内容」について質しましたところ、今回の工事は、激特事業による学校移転の延期に伴い、当面見込まれる施設の老朽化及び安全対策上必要な補修工事として、屋内運動場の屋根塗装、断熱材及び床の補修、校舎内廊下の長尺シート補修並びに校舎外壁等のモルタル落下防止工事等を実施することとなります。

なお、移転するまでの期間、施設の補修等が生じることも考えられるが、状況に応じて維持管理費の中で対応していきたいとのことです。

最後に3点目として、「耐震対策への対応」について質しましたところ、耐震診断等を行うに当たっての優先度調査の結果、宮之城中学校については、3棟が優先度の高いランクに該当しているが、校舎のコンクリートの強度については、今回調査した範囲では一定の強度の水準を満たしており、外観よりも建物の強度は高いのではないかと考えられる。

いずれにしても、旧宮之城高校への移転が計画されているなかで、耐震診断を実施し耐震化工事を実施するとなれば、財源や工事期間、その他いろいろな問題が生じると予想されることから、今後の対応については、当面、現在の施設の安全対策上必要な補修工事を進めながら、激特事業工事の状況によっては、旧宮之城高校への移転時期を予定より早めることができないか研究していくとのことです。

これに対して委員から、この問題において子どもたちの安心安全や豊かな心を育てる教育環境というものを考えるとき、関係課で十分話し合いながら取り組んでいただこう、また、町長におかれても今後一層努力していただきよう要望したところであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

[麥田 博稔議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

文教厚生常任委員会関係の審議も一応中止しておきます。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。東委員長。

[東 哲雄議員登壇]

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第61号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」の関係分については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、6款1項、農業費についてであります。国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業費の「高生産性農業用機械施設整備事業補助」を活用して、農薬散布用無人ヘリコプター1機の導入補助とのことだが、この事業効果について質しましたところ、平成19年度では、無人ヘリコプターによる農薬散布を町外業者に委託して約200ヘクタール実施していたが、本年度、「さつま町無人ヘリコpter部会」が無人ヘリコpter1機を導入し、農薬散布を受託したい計

画である。

無人ヘリコプターは、1回の飛行で2ヘクタールから3ヘクタールの農薬散布ができ、操作に慣れてくると1時間に6ヘクタールは散布可能とのことである。年間の散布可能面積は約260ヘクタールとなっているが、平成20年度では、70ヘクタールを受託し3回の農薬散布で210ヘクタールを計画している。農薬散布料は、農薬の種類や量によって変わるが、前年度では10アール当たり農薬代も含めて3,500円から4,000円とのことである。無人ヘリコプター導入により、本町水稻作のコスト削減、省力化につながることを期待しているとのことであります。

次に、総合鳥獣被害防止施設整備事業補助の事業採択基準について質しましたところ、鳥獣被害防止施設整備については国・県・町の事業があり、受益面積により事業を分けています。町単独事業の場合は、受益面積が10アール以上、補助率は3分の1で、イノシシの場合の上限が2万円、シカの場合の上限が5万円となっている。県単独事業の場合は、受益面積が1ヘクタール以上、補助率は3分の1で事業費に上限はない。今回の場合、受益面積が大きいことから国庫補助事業を導入することとし、補助率は2分の1とのことです。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

[東 哲雄議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について、質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました議案第56号から議案第63号までの議案8件について、一括してほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号から議案第63号までの議案8件について、一括して採決します。お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は、原案可決または可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

御異議なしと認めます。したがって、議案第56号から議案第63号までの議案8件は、委員長の報告のとおり原案可決または可決されました。

△日程第9「議案第66号 さつま町過疎地域自立促進計 画の一部変更について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第9「議案第66号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。

ここで執行部から本案について訂正の申し出があります。お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、執行部からの訂正の申出を許可することに決定しました。

執行部の訂正を許します。企画広報課長。

○企画広報課長（中村 慎一君）

それでは議案の訂正を一部させていただきたいと思います。大変申しわけございません。

「議案第66号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」につきまして、66の1ページでございます。この備考欄の2行目でございますが、ここにページの番号を振ってございます。この2行目に「17の14」というふうに書いてございますけれども、これにつきましては「17の4」の間違いでございますので、どうか訂正方をよろしくお願ひをいたします。

○議長（濱田 等議員）

ただいま企画広報課長から説明のありました箇所については、訂正されたものとして審議くださるようお願いいたします。

本案の提案理由につきましては説明済みであります。これから質疑を行います。質疑はありますか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

ただいまの件に関しまして、ちょっと関連してお伺いしますが、さつま町の過疎地域自立促進計画を21年度まで作って、あと1年半を残しているわけです。それで、結局交付税等の減等でローリングしてきているわけですけれども。

やはりここで、この載ってるやつができる部分が相当出てきていると思うんです。学校の一応改築というか改造とか、宮之城中学校とか薩摩中とかいろいろ載ってるわけです。それと学校の補修事業とか、それから道路。

ですからこの辺で、やはりある程度見直しというか、年度的にこれはもうできないとか、その辺をしないと、道路等についてはやっぱり地域の方も期待されてるし、これに載ると。

先般も言いましたように、我々議員もこの5年度のうちには何とか目鼻がたつのかなと思つたりしてゐるわけですけれども。

その辺の基本的な考え方をどのようにお考えなのか。やっぱり次に繰り延べていく事業なのか、それとももう種々選択で、いろいろ社会福祉とか言われば、やっぱそれは落として、次の必要なものでないとというか、どうしてもなければいけないとか、その辺はするけれども、あつたらいいなとか、あればいいなというものを落していくのか、やっぱその辺をちょっと基本的な考え方をお伺いしておきたいというふうに思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

この21年度までの計画でございますけれども、全体的にはただいま御質問がございましたように減額、ローリングといったようなことが基本になります。この19年度分につきましても、実績といたしましては、全体的に見てみると今回出ておりますように、この24億7,600万といったようなこういった数字が出てきておりまして、これにつきましては全課の19年度の過疎法に基づきます実施事業の概略の事業費でございますが、こういうふうな形で計画に対しましては、大体1億2,000万程度の減額といったようなことで、これが20年度にローリングをされてきているといったようなことでございます。

事業箇所につきましては、今回のこの変更計画の中でそれぞれ出されておりますけれども、こ

れを20年度集計をいたしてみると、大体30億6,000万程度の事業費になるようでございます。これにつきましては、前年度、19年度持つておりました計画に比較をしますと、大体4億5,000万程度の事業費の減額といったようにならざるを得ないといつたようなことでございます。

これはどうしても国県事業の兼ね合いもございまして、こういったことにならざるを得ないといつたようなことでございます。

21年度までの計画でございまして、21年度に対しましても大体昨年の計画からいたしまして、大体3億程度の減額になっておりまして、この結果、22年度以降の新法に、新法というのがどういった形ができるのかというのは、これから問題でございますが、こういった部分を載せ込めたらというふうに思っているところでございまして、どうしてもやむを得ない部分はありますかというふうに思っております。

○麥田 博稔議員

新聞等でぎわしていますように、とにかく学校の耐震化とか、いろんな問題が新たな国の指針というのも出てきていますので、やっぱりそれに対応するためには、現在行われています学校の適正規模とか、それから整備方針、その辺等も非常に検討しながら。

先ほども委員長報告の中でちょっと触れましたけれども、やはり全般的な財政の問題もありますし、そしてまた地域には残してほしいといういろんな意見もある。中学校の統合とか小学校ですね。やっぱりその辺をある程度というか、町民の総意を得ながら、今後の計画をつくっていかないと。例えば、耐震化をせにやいかんということで各学校にずっとない中で、国の補助も2分の1から3分の2に上がりましたが、やっぱり自前で3分の1出さないかんと。

それで結局、今、財政健全化、ただ財政の健全化よりも子どもの安心安全が大事だといういろんな新聞等とか評論家のあれもありますけれども、自分たちのまちを考えたときに、今後少子高齢化が進んでいくと、そのような問題もありますから、慎重に、早急にやっぱりそういう方針は出していただいて、そしてこういう過疎対策とか、そういうことの計画を練り直すというか、21年度からのあれに入れていただくように要望しておきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重光輝議員

電波遮へい対策事業についてお尋ねしますが、今回の予算で受信設備の変更と言いますか、取りかえについては予算が上がっているんですが、2011年の7月から今のテレビは、今のテレビといいますか、アナログは見えなくなるんですけれども、一般の家庭の方でも非常に見えないというのはもう同じなんですよね、今のテレビで見れなくなるというのは。

共同受信組合については、こういう国の対策といいますか、幾らか、3万5,000円という大きな負担は残りますけれどもありますが、一般の、失礼な言い方かもしれません、低所得の方なんかの助成といいますか、そういうのはもう全然今のところは考えていないかお尋ねします。

○企画広報課長（中村 慎一君）

最近新聞等で総務省の補助事業的には、生活保護世帯に対します地デジのチューナーの無償提供といったようなことが新聞等にておりましたけれども、今のところそういう部分しか情報は得ておりません。町といたしまして、そういう低所得者に対しての単独的なそういった事業というのは、今のところ考えてはいないところでございます。

○平八重光輝議員

先般の新聞等でそういう記事は載っておりましたけれども、私も何回か総務省に電話をして交渉、交渉というか、ちょっと文句を言ったんですが。

総務省も生活保護家庭については助成をすると、無償で配布をするという返事だったんです。ところが、生活保護家庭以下の年収と言いますか、年金で生活される方がたくさんいらっしゃるわけです。だから、そういう人たちはまだ大変なんですよと。10万以上もするようなテレビを買いかえと言うのかと言うて、ちょっと私は文句を言ったんだけれども。

その辺も町の予算で何とかしようというのは、大変な金額になりますから大変ですけれども、ぜひ、その辺も考えていただいて、国のほうにも強い要望以上のものを言っていただいて、私は個別ではまた自分でもやるつもりでおりますけれども、高齢者にとってはテレビというのは非常に人生の中の楽しみの一つなんですよ。そういうのを奪うんですかというふうに言いますけれども、ぜひ町のほうでもそのような対策をとってもらうように、強い要望をしていただくように要請していきます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

道路関係の路線の新規追加があるわけですから、ここあたり追加をされた分については、今年度で工事発注をされるような路線があるのか、そのあたりのところ確認をしておきたいんですが。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

道路の町道の関係でございますが、今回路線の変更、事業内容の変更並びに新規追加があるわけですが、この新規追加につきましては、虎居平川母ヶ野線、これは道整備交付金でしていきたくということでございまして、来年度までの事業でございます。

それから小池線、薩摩地区でございますが、電源立地の地域対策交付金事業、狩宿鶴田中央線が、ダムへの道路の関係が昨年度で終わった関係でそれにかわる分でございます。

それからあと、若草南国通り線につきましては、激特事業の関連でございまして、これはまだ来年度以降になるということになると思います。

○中尾 正男議員

先ほどの麥田議員の質問ともちょっと重複するんですが、こうして改正されて新規が追加されてきて、すぐ工事ができる。そうすると先ほどからありますように、ずっとローリングで何年も手をつけない路線がある。

そこあたりのずっと待つって、緊急性があるからこうしてやらなならん部分も当然あると思います。そこあたりは十分、前からずっと載つって、本当にやっぱり待ってる地域もあるわけですから、そこあたりを十分整合性をとりながら事業を進めていただきたいと、そういうことを要請をしておきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。日高議員。

○日高 政勝議員

2点ほどお伺いをいたしますけれども、まず一つ、事業費の新規追加というのが幾つか出ておりますが、これらについて過疎債を充当する計画も当然あるかと思います。道路なんかは特にだと思いますが。今まで公債費の負担適正化計画を策定をして、15億円枠内ということで進められておりますけれども、過疎債を仮に充当した場合に、例えば、その枠内の中で調整をされるのか、あるいは増えた分については当然やっぱりその視野の中で計画をされていくか、増えていくのか、その辺の見通しをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、過疎地域の自立促進計画が21年までということで5カ年計画でございますが、合

併をしてから始まった計画でございますから、もう既にこの6割が終わっておりますけれども、この計画によって、新しいまちづくり、いわゆる合併のまちの過疎計画でありますから、町長として今までのこの実績を踏まえて、どのように評価をされているのかお伺いをしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

合併をしてこの間、自立促進計画の内容についてどのように評価をしてるかということでございますが、評価についてはもう少し内容を精査しながら、評価はまた追って出したいと思っております。

今回の自立促進計画の期限内の中でできることを精一杯やりながら、今次に向けての計画をどうするかという検討も始まっているわけでございますので、それをまた注視しながら今後につないでいかなければいけないと思っております。そういう点で評価という点においては、追ってまた、それは出させていただきたいと思っております。

○財政課長（二階堂清一君）

こういった促進計画と、それから地方債枠の15億円の問題の話になっていきますが、とにかく実質公債費の負担適正化計画を軌道に乗せるということになりますと、15億枠というものをどうしても守る必要があるというふうに考えております。

ただその中で、15億を上限としながら過疎枠を拡大していくということになりますと、おのずから借金の体質が変わっていくというふうにも考えております。今はその防災無線ですか、それから遮水シートですか、どうしてもこの道路以外のところに需要がありまして、そういうところをとにかく早く片付けようということをやっておりますが、防災無線なんかも100万台を持っていきますので、積み残しはないという形で予算は編成しております。とにかく今後のこともありますので、過疎枠は増やしていきたいというふうに思っております。

○日高 政勝議員

全体的にやっぱり今財政のいわゆる起債を減らす計画に進行をしているわけですから、過疎債の70万台の交付税措置がありまして、有利な関係はございます。それで全体枠の中で、いわゆる今出された緊急性を要する事業もあるわけですが、うまくその辺のところは事業調整をしながら、やはりこの健全化計画については、早目にやっぱり達成する方向で取り組みをしていただきたいと要請をしておきたいと思います。

それから、2点目の実績は、毎年その進捗状況を評価をしていくというのが筋だと思いますから、まだこれから把握をしてというような状況のようですが、やはりこの辺は、せっかくこの過疎法というのができて、これもまた今後どうなるのか、この21年後はですね、大きな課題になっているですから、その辺やっぱりしっかりと把握をしながら、国に対しては強く要請をしていく、そのことが大事でないかと思っておりますので、やはり毎年この辺については十分なチェックをしながら、国に要請をしていただくように要請をしておきます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。「議案第66号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第66号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第10 「議案第68号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第10 「議案第68号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 井上 章三君登壇]

○町長（井上 章三君）

「議案第68号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、農地農業用施設災害復旧費に要する経費及び道路橋梁河川災害復旧費、それから企画費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ387万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億9,128万5,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

[町長 井上 章三君降壇]

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第68号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号については、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

ふるさとさつま応援寄附金等について、町長に基本的な考え方をちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

けさの新聞等を見ますと、やはり地震があった宮城・岩手とか、やっぱりあっちのほうに来てるというようなことで、それはそれで私は災害の支援でいいんだろうかとは思うんですけども、一般質問のときも言いましたように、国の制度ですから、地方からはですけれども、町長に早く声を上げてもらいたいんですよ。

というのが、やっぱり国としては税金をただその交付税で返すというようなことなんですか

ども、こうしてふるさと納税となりますと、先般見てますと、大阪の橋下知事もテレビ等で「私のまちにしてください」と。それで非常に露出の高い、いわば人気のある知事さん。宮崎の知事もそうですけれども、そういう人たちがやられると、それはそれで制度に乗ってされるんですから結構なんですが、私たち鹿児島も県民の方に大阪、東京事務所を構えて、総勢48人ですか、専従を10人ということですけれども。

やはり国のあり方等考えたときに、非常に問題のある制度じゃないかと私は個人的に思うんです。ですから、町長、町村会の会長として、やはりそういう話し合いに行かれる場も多々あると思うんです、国のはうに。やっぱこの辺は強く声を出していただきたいと思うんですけども、基本的に町長はこのふるさと納税について、どのようにお考えなのかをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

このふるさと納税制度というのは、御指摘のように非常に変則的な制度であります、このことによって地方財政は安定するかというと、逆に混乱する面が出てくるというふうに思っております。どのくらいのことによって寄附が動くのか動かないのか、そのことによって寄附が入るところもあれば、思ったよりも財政的に厳しくなる都市部の方も出てきたりという見通しがつきにくくなるという問題があります。

そういう点で、私たちはこの地方交付税制度をやはりいかに確立していくかと、これを安定したものにしていくかということに対して強く声を上げていかないと、こういうことで一喜一憂していたのではたまらないという気持ちを持ってるわけであります、御指摘のようにこの問題に関しては、やはり根幹としての地方交付税制度をしっかりと安定させてもらうということに対して、今後とも強く声を上げていきたいと思っております。

○麥田 博稔議員

そのようにお願いしておきます。

それから、7ページの報償費を50万組もあるわけですが、先般の全協の中で特産品というようなことで確認をしておきたいというふうに思います。県も5,000円程度の足切りの部分ですね、その辺についてお礼というか何かするというようなことですけれども。

町としてはこの前ちょっと指摘しましたけれども、この事務取扱要綱の中には報償というかお礼のことについては触れてないんですけども、今後どのようなお礼をされるつもりか。広報等についてはここに書いてありますけれども、その辺の基本的な考え方をお伺いしておきたい。

○企画広報課長（中村 慎一君）

この報償費のお礼の関係でございますが、これにつきましては、県の協議会が一本化されまして、こちらのほうである程度県のほうで受け入れた分につきましては対応されるといったようなことでございますので、県のほうから町のほうに100%支払ってきた部分、これにつきましても県と同等の対応を今後検討していきたいというように思っております。

内容的には、この県の方針等を参考にさせていただきまして、こちらのほうで要綱等を取りまとめてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○麥田 博稔議員

それと旅費等についても東京、大阪にというようなことでしたが、具体的にはパンフレットを作ったりというような話も下のほうに需用費等で書いてありますけれども、町長はどのようなふうにしてお願いをされるつもりなのか、その辺の決意というか気持ちをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

一応今回のふるさと納税の寄附金に対しましては、県と一緒にになって取り組んでいくということを前提としておりますから、県と連携を取りながらということになりますが、特に、関東とか関西におきましては、我が町の出郷者の会も旧3町が一緒にになって、さつま会というのを立ち上げておりますので、その総会の年になっております。

ですから、そういう機会にこちらからも出かけていって、その関係の方々にお願いをすると、これは県も一緒にになって行く形になるとは思いますが、町としてもまた内容をアピールしながら、そしてできるだけその輪が広がっていくように働きかけてまいりたいと。

また、宮高などの同窓会も毎年開かれておりますので、そういう機会というのもまた、そういう対象になるんではないかというふうにも思っているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。お諮りします。「議案第68号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第68号 平成20年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第11 「推薦第1号 さつま町農業委員会委員の推薦について」

○議長（濱田 等議員）

日程第11 「推薦第1号 さつま町農業委員会委員の推薦について」を議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員については、内きぬ子さん、川野多津子さん、馬場恵利子さん、以上の3名を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、内きぬ子さん、川野多津子さん、馬場恵利子さんの以上3名を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

△日程第12 「請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」

○議長（濱田 等議員）

日程第12 「請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」を議題とします。文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。麥田文教厚生常任委員長。

[麥田 博穂議員登壇]

○文教厚生常任委員長（麥田 博穎議員）

当委員会に付託されました「請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」、審査の過程と結果について御報告申し上げます。

本請願書は、薩摩郡さつま町船木4932の26、鹿教組北薩支部さつま地区協議長、森山充氏から、平成20年5月28日に提出されたものであります。

請願の趣旨ですが、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことであるが、義務教育費国庫負担金の縮小や地方交付税削減の影響、厳しい地方財政状況などから、各自治体において教育予算の確保が難しくなってきており、教育条件の地域間格差は拡がりつつある。

また、教職員が子どもと向き合う時間の確保、勤務実態の改善が課題となっている。一方、就学援助支給者の増大に現れているように、所得の違いが教育格差につながってきている。

これら自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があつてはならず、国全体として教育予算をしっかりと確保充実させる必要があるということです。

このようなことから、文部科学大臣ほか関係大臣に対して、教育予算確保に関する意見書の提出を求めるというものです。

当委員会といたしましては、執行部の説明や意見等を参考に審査を行った結果、請願の趣旨を「了」として、採択すべきものと決定した次第であります。以上で報告を終わります。

[麥田 博穎議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について、質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

御異議なしと認めます。したがって、「請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請について」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第13 「陳情第2号 国による公的森林整備の推進
と国有林野事業の健全化を求める陳情書」

○議長（濱田 等議員）

日程第13 「陳情第2号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書」を議題とします。建設経済常任委員長の審査報告を求めます。東建設経済常任委員長。

[東 哲雄議員登壇]

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

当委員会に付託されました「陳情第2号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情書は、さつま町轟町35の3、全国林野関連労働組合北薩森林管理署分会執行委員長、山下和也氏から、平成20年5月16日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、世界的な地球温暖化が深刻な問題となる中、今年から京都議定書における二酸化炭素削減の第1次約束期間がスタートし、日本に課せられた削減目標の6%の内3.9%が森林整備によるものとなっており、この目標を達成するために、民有林においては山村の活性化に向けた積極的な取り組みが必要であり、国においても国民の安全安心な暮らしを守ることも含め、さらなる森林整備を行い、山村活性化に寄与していかなければなりません。

このような中、緑資源機構を平成19年度限りで廃止し、緑資源機構が実施していた水源林造成事業については森林総合研究所に継承されることになりました。

今後の林政の展開にあたり、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を図るべく、関係大臣等に対し意見書の提出を求めるものであります。

当委員会といたしましては、執行部の説明や意見等を参考に、審査を行った結果、陳情の趣旨を「了」として、採択すべきものと決定した次第であります。以上で報告を終わります。

[東 哲雄議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「陳情第2号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第14 「発議第4号 教育予算確保に関する意見書

(案) の提出について

○議長（濱田 等議員）

日程第14 「発議第4号 教育予算確保に関する意見書（案）の提出について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。麥田委員長。

[麥田 博稔議員登壇]

○文教厚生常任委員長（麥田 博稔議員）

ただいま議題となりました「発議第4号 教育予算確保に関する意見書（案）の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、先に採択されました「請願第1号 教育予算の拡充を求める

意見書の採択要請について」と同趣旨であります。

お手元に配付してある意見書（案）のとおり、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画の実施、義務教育費国庫負担制度の堅持、学校施設整備、就学援助、学校の安全対策など教育予算充実のための国の予算拡充、及び教職員に人材を確保するための教職員給与の財源確保・充実について、文部科学大臣ほか関係大臣に対して、意見書を提出しようとするものであります。以上で、趣旨説明を終わります。

[麥田 博穎議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっています発議第4号については、印刷してお配りしております。御了承願います。

お諮りします。ただいまの発議第4号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。お諮りします。「発議第4号 教育予算確保に対する意見書（案）の提出について」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第4号 教育予算確保に対する意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいまの発議第4号の提出先は記載のとおりです。本意見書の送付については、私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第15 「発議第5号 国による公的森林整備の推進
と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出に
ついて」

○議長（濱田 等議員）

日程第15 「発議第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。東委員長。

[東 哲雄議員登壇]

○建設経済常任委員長（東 哲雄議員）

ただいま議題となりました「発議第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）」の提出について、趣旨の説明を申し上げます。

本意見書案は、先ほど採択されました「陳情第2号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書」の趣旨を受けて、お手元に配付しております案のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣等に対して、意見書を提出しようとするものであります。

議員の賛同をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。以上で趣旨説明を終わります。

[東 哲雄議員降壇]

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっています発議第5号については、印刷してお配りしております。御了承願います。

お諮りします。ただいまの発議第5号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。お諮りします。「発議第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「発議第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいまの発議第5号の提出先は記載のとおりです。本意見書の送付については、私に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

ここで暫時休憩します。再開はおおむね10時45分とします。

休憩 午前10時32分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第16「報告第4号 平成19年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第17「報告第5号 平成20年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（濱田 等議員）

日程第16「報告第4号 平成19年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第17「報告第5号 平成20年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

報告の内容については説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

報告書の中の4の26ページでございますが、後段のほうに書いてございますけれども、「民間による適切な事業遂行を柱として」という形で文言を整理してありますけれども、このことの実際的な推進のあり方というのをもう少し詳しくお聞きするところでございます。

具体的には民間の方、民間によるということになりますと、そういう建売住宅関係の業者の方々に協力をいただくというふうに解釈をするんですけれども、そういう方々が、最終的にはそういう方々も利益を上げるというのがまず最初に来ると思うんですが、そういうことを含めてですね、どんな推進をされていくのか、そこあたりを質問いたします。

○定住促進室長（北原 美義君）

決算監査審査の関係の意見書の部分でございますが、まとめとして、「民間による適切な事業遂行を柱とし」ということに至っておるわけなんですけれども、恐らく行政で手をつける分野と民間で手をつけられる、民間業者がやっていらっしゃる、こういう宅地開発というのは民間のほうでやっていらっしゃいますので、なるべく行政のほうはそういう民間のほうの事業を行っている部分については、なるべく民間のほうに任せてというような意味合いだらうというふうにとつております。

○新改 幸一議員

判りました。特に、この温泉付きの佐志ニュータウンのところなんですけれども、私、ある程度の地元ということでかねがね思ってるんですけれども、日特さんあたりが大きな企業として近くに職場を持っていらっしゃるわけでございますが、ああいう日特さんあたり職場にも近いし、将来もう家をつくろうと考えていらっしゃる方、かなり有利なところじゃないかなというふうに素人には感じるんですけども。

そこあたりのこの日特さんの従業員の方々に対する、家をつくろうと考えていらっしゃる方々へのひとつのそういう推進というのは、どんなふうな語りかけをされていらっしゃるのか、そこあたりをお聞きいたします。

○定住促進室長（北原 美義君）

日特さん初め大手の方々でも、よそからこちらのほうに勤めに来ていらっしゃる若い方々がい

らっしゃるわけですが、当然結婚されると近くに求められる部分も、特にそういう方々はあられるんじゃないいかということで、常々紹介をして、案内をして進めていただくようにお願いをしているところでございますけれども。

若い方々、そういう勤められていらっしゃる方々にちょっとお話をすれば、あんまり職場から近いところは好まれないというような傾向にあられるようでございます。少し離れたところと申しましょうか、いろんな会社との通勤の関係、あるいは仕事に何かあったらすぐ呼び出しがかかるとか、そういうのも考えていらっしゃるんじゃないかなと思っておりますけれども、あんまり近くのところは何かこう遠慮されるような部分が、若い人たちの意見の中にはあるようでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

長期借入金明細を見てみると、期末残高で6億8,980万、多額の長期借入金があるわけですが、いわゆる連結決算をした場合、財政課長、さつま町の財政指標、そこあたりに与える影響というのは試算はできると思うんですが、どのような試算ができるのかお聞きしておきたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

自治体健全化法でもちまして、各特会ですとか、こういった会社まで連結決算さすと。それが20年度決算からという話がもうあるわけですが、そこになっていきますと、4つの指標で判断されるということになります。

ですから、赤字比率ですか、こういったことは当面関係がないと思いますが、連結した場合、この将来負担比率というものがどういうふうに反映していくのか、今からの話ですが、少し見えないところではありますが、ここが少し気になるということになります。

○中尾 正男議員

当面財政再建団体になるような恐れはないだろうと、そう思ってるんですが、いずれにしても町長。やはり今後の金利等の金利高の推移等も考えれば、この土地も販売促進をかけていかざるを得ないんじゃないかなと思うんです。この前、一般質問でもあったわけですが、やはり何らかの手を入れをして、重点的にやっぱり土地を売ってしまうという政策が必要だと思うんです。

そこあたりの考え方、一般質問を答弁を聞いてとっても、なかなか乗ってこないという言い方はおかしいんですが、真剣に、真剣には考えておられるんでしょうけれども、やっぱり何らかの手を打つ、行動を起こす時期であろうと思うんです。

そこあたりを、どのようにお考えなのかちょっと町長にお聞きしておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この佐志ニュータウンの販売を促進しなきやいけないということの必要性は、もうよく判っているわけであります。そのために、いろいろと町で少し有利な政策を考えて、財政を出動してでもやつたらどうかという、いろんな御提案もいただいているところであります。

本町といたしましては、このことがやはり今も御指摘のないように財政の健全化にもつながることでもありますし、また財政を出動させるということに関して、一方でまた財政課を中心に財政の健全化を一生懸命図りながら、今やるべき事業を抑えながら今我慢しながら進んでいることもあります。

この両面をにらみながら、やはり今後の取り組みをどうしたらいいかと、インパクトのあるような何か施策を考えるべきじゃないかという、いろんな御指摘も受けています

ので、さらにこの問題については、真剣に取り組まなきやいけない課題だというふうに思っております。

財政当局ともよく検討をしながら、そういうタイミングというのも考えながら、そしてできるだけインパクトのある施策というのを考えていかなきやいけないと思っているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかに。久保議員。

○久保 道夫議員

ただいまの質問と関連しますが、この住宅団地問題につきましては、以前から再三再四いろいろ議論がなされているわけですが、町長は首長として、そしてまた開発公社の理事長として、先般の別府議員の質問の中でも検討していくというような答えでございましたが、ある程度町長は町長として、また理事長として、こういうふうなという構想を持っていらっしゃるのか、全く白紙の中で今後検討していかれる所存なのか、責任者としてお考えをお聞きいたします。

○町長（井上 章三君）

今先般の議論の中でも少し出ておりましたが、日特前の道路もだんだんと一方で整備をしつつありますし、将来を見た場合にあのあたりがどうなるんだろうかと。またそれに対してどういう可能性があるかということは幾つか検討はされているわけでございます。しかし、それをどうするかということについては、やはりいろんな関係課ともよく検討をし、そしてそういうタイミングというのはまたとらえてみなきやいけないと思っております。

○久保 道夫議員

町長、関係課云々じゃなくて、今私がお聞きしたのは、首長として、そしてまた理事長としての考え方をお聞きした。これが一般の企業であつたら大変なことだと思うんですよ。1日にあれを見ますと4万強の、4万1,000円程度の金利を払っていくわけですから。一方では財政を切り詰めていかねばならないとしながら、一方では毎日4万何がし円の利子を払っていると。大変矛盾点を感じるわけですが、町長、どのようにお考えですか。

○町長（井上 章三君）

そういう点で、この今の今までいった場合に、この土地開発公社の運営上、もう余裕がなくなっているという現状がありますから、そういう点ではもうそんなにゆっくりしておれないという危機感は当然持っているわけであります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

今までるる質問もありましたが、やはり一番最初にあつたように、この借入金が6億8,980万残ってて、そしてこの決算審査意見書にあります2,510万3,314円の利息。それから、判りやすいようにだつたと思うんですが、やはり1日当たり4万1,379円の利息がついてるんですよというような指摘があります。これ昨年も似たような数字で。

それで理事長以下、私たちも議長、副議長をこの会社の中に送り込んで、やはり理事会でも相當に検討はされていると思うんですよ。温泉付住宅について、私もそのころされるときに旧宮之城町の議員でもありましたし、結局将来負担について温泉の問題点については、いろいろ指摘もする中で、最終的には議会の議決を得てなったわけですけれども。

ただここに来て、一般質問等にもありますように、結局財政の負担が非常に重いので、町長にやはり決断をしてもらう時期に来てるんじゃないかと思うんです。

先ほど財政課長のほうからありましたように、自治体の財政健全化法とかなってきて連結決算をするとかなりますと、やはり1,510万、あと2年ぐらいは黒字で行きますけれども、そのあとは多分乗ってきて、土地代にやはりこの今の土地開発公社の性格上乗せていかないかんと。そして単価が上がっていくと、ますます売れにくくなってくるという状況があると思うんです。

ですから、やはりこの公社の理事会の中で機能を發揮して、副町長も入っておられるし、監査の人も入ってるわけですから、やっぱり理事会の機能を、十分に發揮して集めて、今あったような議会の意向等もやっぱり十分斟酌しながら今後の対応を考えていただきたいと。ここ一、二年の間に決断をしないと、やはり最終的には町が持つわけですから。

だから国もやっぱりそういう制度と言いますか、連結決算をすると。隠れみのになって一方の一般会計のほうは健全化されていくけれども、やっぱりこういうのが足かせになってくるというのを多分懸念してると思うんです。

ですから、決断の時期だと思いますので、やはりここは議会のほうからもこういうようないろんな質問というか出てくる中で、やはり重大な決断をしていただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

これで報告第4号及び報告第5号を終わります。

△日程第18 「議員派遣の件」

○議長（濱田 等議員）

日程第18 「議員派遣の件」について議題とします。

会議規則第121条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず期間、派遣議員等に変更を生ずる場合には、私に御一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、そのように取り扱うことにいたします。

△日程第19 「閉会中の継続調査について」

○議長（濱田 等議員）

日程第19 「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とともに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時5分とします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時05分

[日高政勝議員 除斥のため入場せず]

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日高政勝議員から議員辞職願が提出されています。

お諮りします。「日高政勝議員の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、日高政勝議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

△追加日程第1 「日高政勝議員の議員辞職の件」

○議長（濱田 等議員）

追加日程第1 「日高政勝議員の辞職の件」を議題とします。事務局長をして辞職願を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（和氣 純治君）

辞職願を朗読いたします。辞職願。

私こと一身上の都合により、議会議員を辞職いたしたく、議会の許可をいただきますようお願い申し上げます。

平成20年6月27日。

さつま町議会議員、日高政勝。

さつま町議会議長、濱田等様。以上であります。

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。日高政勝議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、日高政勝議員の辞職を許可することに決定しました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成20年第4回さつま町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

閉会時刻 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 田 中 伸 一

さつま町議会議員 柳 田 隆 男